

生命保険・相談マニユアル

本書の利用にあたって

第1章

生命保険の種類

第2章

生命保険の契約締結、説明義務、告知義務等

第3章

保険料の払込み、猶予期間、契約の効力等

第4章

転換など保障内容の変更、住所・名義などの変更

第5章

保険料と配当金

第6章

解約と解約返戻金、解約手続き等

第7章

保険金・給付金の受取り

第8章

生命保険と税金

第9章

生命保険会社の経営の健全性と契約者保護

第10章

実際に使用されている帳票類

資料編

はじめに

2021(令和3)年度に当センターが実施した「生命保険に関する全国実態調査」によりますと、共済等を含めた全生命保険の世帯加入率(2人以上の世帯)は89.1%、年間払込保険料は平均で37.1万円に上り、生活保障手段のひとつとして生命保険は大きな役割を果たしています。

昨今、生命保険商品や販売形態の多様化がより一層進み、生命保険事業者側の情報提供・説明と消費者側の理解・認識との間でギャップが生じ、トラブルに至るケースが依然として発生しています。生命保険協会をはじめとした関連諸団体は、情報提供の充実・強化や相談・苦情等の解決のための態勢整備に取り組んでいますが、消費者トラブルを完全に解消するには至っておりません。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大や未曾有の自然災害等、社会を取り巻く環境の変化により、消費者の生活設計やリスク管理に対する関心も高まっています。消費者側の立場として生命保険のみならず生活全般に関する相談や苦情を受け付け、解決を図っておられる消費生活相談員の皆さまの役割は、従前にも増して重要となっております。

本マニュアルは、生命保険について、消費者からの相談業務に携わる消費生活相談員の皆さまにお役立ていただくことを目的として、1985(昭和60)年に初版を作成し、改訂を重ねてまいりました。

2016(平成28)年の改訂では、2014(平成26)年5月23日に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」の内容を反映した保険募集プロセスの変化や、保険募集人の体制整備義務など新たに導入された法的義務に関する記載を中心とした改訂を行いました。

今般の改訂では、前回の改訂以降、新たに販売された生命保険商品の解説などのアップデートや、2020(令和2)年6月5日に成立した「金融サービス提供法(金融商品販売法を改称)」のうち新たに創設される「金融サービス仲介業」に関する記述や民法改正に関して留意すべき点等を追記しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、保険金などの給付や保険料納付の取扱いの変更などについても併せて掲載しました。

その他、各項目の説明文や仕組み図の変更など消費生活相談員の皆さまの実務に役立つような実践的なマニュアルとすべく取り組みました。

生命保険相談をお受けになる際に、是非ご活用いただければ幸いです。

目次

予備知識・参考

商品知識

勧誘(募集)

契約申込

告知

契約締結

保険証券受領

契約継続
保険料払込み

配当金の受取り

契約内容の見直し

解約

保険金などの受取り

税金

経営の健全性と契約者保護

1 本書の利用にあたって

1. 相談を受けるときの手引き 3
2. 損害保険、少額短期保険、共済などの概要 4
3. 生命保険と他業態の相談窓口 7
4. 生命保険と法令等 14
5. 生命保険の約款 18

2 生命保険の種類

1. 主契約と特約 25
2. 主契約の種類 25
3. 主な特約の種類 43

3 生命保険の契約締結、説明義務、告知義務等

1. 契約としての生命保険 53
2. 生命保険の販売チャンネル 56
3. 申込みと承諾 62
4. クーリング・オフ制度 67
5. 告知義務 70
6. 告知義務違反 71

4 保険料の払込み、猶予期間、契約の効力等

1. 保険料の払込み方法 77
2. 保険料の自動振替貸付(保険料の立替え) 80
3. 失効と復活 81
4. 契約者貸付 83

5 転換など保障内容の変更、住所・名義などの変更

1. 保障内容の変更 87
2. 保険料負担の軽減・払込みの中止と契約の継続 91
3. 住所や契約の名義などの変更 92

6 保険料と配当金

1. 保険料の仕組み(保険料計算の「基礎率」) 95
2. 契約者への配当金 95

7 解約と解約返戻金、解約手続き等

1. 解約 103
2. 解約返戻金 103
3. 解約の手続き 106
4. 被保険者による解約請求 107
5. 債権者等による解約と受取人による介入権 108

8 保険金・給付金の受取り

1. 保険金・給付金を受け取る時 111
2. 保険金・給付金を受け取れない場合 116
3. 保険金・給付金受取り時の知っておきたいポイント 125

9 生命保険と税金

1. 生命保険と税金のかかり 139
2. 保険金・給付金等を受け取った場合 139
3. 生命保険の保険料と税金 142

10 生命保険会社の経営の健全性と契約者保護

1. 監督官庁による監督 147
2. 経営の健全性の確認方法 147
3. 経営破綻時の契約者保護 148
4. 生命保険会社が売却されたとき 151

資料編(書類・書面の見本) 157~209

索引 210~212

【早引き】相談例から探す

相 談 例		ページ	
契約前・契約時	Q: 高齢の父(母)が銀行で勧められて内容を理解できないまま変額個人年金保険を契約しました。契約を取り消し、保険料を返してもらえますか?	クーリング・オフ制度 説明義務・交付書面	67 54
	A: クーリング・オフが利用できれば保険料を返してもらえます。なお、生命保険協会が高齢者への販売に関するガイドラインを作成しています。	銀行等による保険商品の取扱い 生命保険協会のガイドライン	57 17
	Q: 転換時、積立部分が少なくなる旨の説明がありませんでした。転換を取り消し、元の契約に戻してもらえますか?	クーリング・オフ制度 転換	67 88
	A: クーリング・オフが利用できれば転換を取り消し、元の契約に戻してもらえます。		
契約期間中	Q: 現在、病院で治療中ですが加入できる保険はありますか?	限定告知型生命保険 無選択型生命保険	39 40
	A: 限定告知型生命保険、無選択型生命保険など、健康状態について告知する項目が通常より少ない、またはない生命保険商品があります。		
契約期間中	Q: 一時払で払込をして契約した外貨建ての保険を解約したが、元本割れとなりました。どうしてですか?	外貨建ての生命保険	41
	A: 外貨建て保険は、契約時に払い込んだ保険料を外貨に両替して運用します。解約時にはその外貨を両替するため、為替差損が発生する場合があります。		
	Q: 保険料の引落しができず失効となってしまいました。契約を元に戻すことはできますか?	失効 復活	81 82
	A: 失効した日から所定の期間内であれば、元に戻すことができる場合があります。これを復活といいます。		
	Q: 定期保険特約の減額を申し出たら、自分の希望する金額までの減額ができませんでした。どうしてでしょうか?	保険金の減額	87
	A: 生命保険会社では、最低の保険金額基準や保険料基準などを設定しています。それを下回る減額は行うことができません。		
	Q: 契約者を変更することはできますか?	契約者変更	92
	A: 契約者を変更することは可能です。変更にあたっては、被保険者の同意と生命保険会社の承諾が必要です。		
	Q: 死亡保険金受取人が亡くなったのですが、受取人を変更することはできますか?	受取人変更 死亡保険金受取人が先に死亡	92 133
	A: 保険期間中であれば受取人を変更することができます。ただし、被保険者が死亡すると変更できません。変更しないまま被保険者が死亡すると、死亡保険金受取人の法定相続人が受取人になります。		
	Q: 契約時に提示された資料上の積立配当金額に比べ、実際の受取金額が少ないのはなぜですか?	設計書・提案書の配当金 配当金をめぐる主な相談例	96 98
	A: 契約時に提示された配当金額は予想配当なので、実際の受取金額とは異なります。		
Q: 妻が解約を申し出たら、契約者(夫)以外からは受け付けられないと言われました。なぜですか?	解約の手続き	106	
A: 解約手続きは原則、契約者本人しかできません。			
Q: 解約したときに解約返戻金がとても少なかったのですが、なぜですか?	解約返戻金	103	
A: 保険種類や加入期間、保険料の払込方法にもよりますが、契約後の経過期間が短い場合などには、解約返戻金がないか、あってもごくわずかなことがあります。			

相 談 例		ページ	
契約期間中	Q: 保険を解約しようと思っています。年払で保険料を払いましたが、未経過月分の保険料は返してもらえますか？	未経過保険料の返還	104
	A: 保険法の施行前後で取扱いが異なります。2010(平成22)年4月1日以降の契約は、解約時に未経過月分の保険料相当額が返還されます。		
契約期間中	Q: 加入していた生命保険会社が破綻し、新しい引受け先の会社の契約内容変更通知では保険金・年金額が減額されています。なぜですか？	経営破綻した場合の契約条件の変更	150
	A: 破綻した場合、責任準備金の削減(最大で10%)や予定利率の変更などにより保険金・年金額が減額されます。		
保険金などの請求・受取時	Q: 貯蓄のつもりで契約したのに、満期保険金が払込保険料の総額よりも少なかったのはなぜですか？	養老保険 子ども保険(学資保険)	28
	A: 商品の種類や契約時期によって払込保険料総額を下回る場合があります。		34
	Q: 保険金を請求しましたが確認が必要と言われ、相当の期間が経過しているのに支払われません。いつ頃支払われるのでしょうか？	保険金・給付金の支払期限	112
	A: 保険金等の支払期限は、例えば原則5営業日以内、確認が必要な場合は45日を経過する日以内など各社約款で支払期限を規定しています。約款の規定は各社によって異なります。		
	Q: 死亡保険金を請求しましたが、告知義務違反があると言われ、保険金が支払われませんでした。本当に支払われないのでしょうか？	告知義務違反 死亡保険金(給付金)を受け取れない場合	71
	A: 告知義務違反があった場合は、契約が解除となり、保険金も支払われません。ただし、告知義務違反と因果関係がない原因での死亡については支払われる場合があります。		116
	Q: 重い身体障害状態で高度障害保険金を請求しましたが支払われませんでした。どうしてでしょうか？	高度障害保険金を受け取れない場合 高度障害保険金について	118
	A: 保険金等は約款所定の状態にならなければ支払われません(国が定める身体障害者福祉法と高度障害保険金の支払事由は関連ありません)。		125
	Q: 入院給付金を請求しましたが、入院日数分の給付金が支払われませんでした。どうしてでしょうか？	入院給付金・手術給付金を受け取れない場合	120
	A: 入院給付金については、1回の入院について60日、120日までなど商品ごとに支払限度日数が決まっていますので、限度日数を超えた分は支払われません。		
Q: 手術給付金が支払事由に該当しないとの理由で支払われませんでした。どうということですか？	入院給付金・手術給付金を受け取れない場合 手術給付金について	120	
A: 約款で支払対象となる手術は定められており、約款に定められていない手術は支払事由に該当しません。		126	
Q: がんと診断されましたが、支払対象外との理由で給付金が支払われませんでした。対象にならないがんがあるのですか？	悪性新生物(がん)について	130	
A: 支払対象となるがんの定義については、商品によって異なります。特にがん保険については、生命保険会社、商品、販売時期によって定義がまちまちです。約款を確認してください。			

◆本書の内容は、一般的な約款や生命保険商品などの内容に基づいています。
本書の記載よりも実際の約款などが優先しますので、相談者の加入している
保険契約の約款などを確認してください。

- 本書でいう生命保険には、民営化前(2007(平成19)年9月以前)の簡易生命保険は含まれません。なお、第1章では簡易生命保険の概略に触れています。
- 第9章「生命保険と税金」では、生命保険に関する税金について、概要を解説しています。より詳細な内容は、生命保険文化センターの小冊子「知っておきたい 生命保険と税金の知識」をご覧ください。
- 本書の内容の補足や法改正などの最新情報を掲載した消費生活相談員向けのコンテンツを、生命保険文化センターのホームページに設置しています。ぜひご参照ください。

ホームページアドレス <https://www.jili.or.jp/>

第1章

本書の利用にあたって

1 相談を受けるときの手引き

- 1. 生命保険関連の相談 3
- 2. 生命保険相談を受ける際の留意点 3

2 損害保険、少額短期保険、 共済などの概要

- 1. 各業態について 4
- 2. 生命保険と損害保険 4
- 3. 少額短期保険と保険 5
- 4. 主な共済 5
- 5. 簡易生命保険、かんぽ生命 6

3 生命保険と他業態の相談窓口

- 1. 生命保険に関する相談窓口 7
- 【参考】生命保険会社の社名変更等一覧 8
- 2. 損害保険、少額短期保険、主な共済などに関する相談窓口 13

4 生命保険と法令等

- 1. 生命保険に関わる主な法律などの体系 14
- 2. 各法律の概要 14
- 3. 金融庁の監督指針 17
- 4. 生命保険協会のガイドライン 17

5 生命保険の約款 18

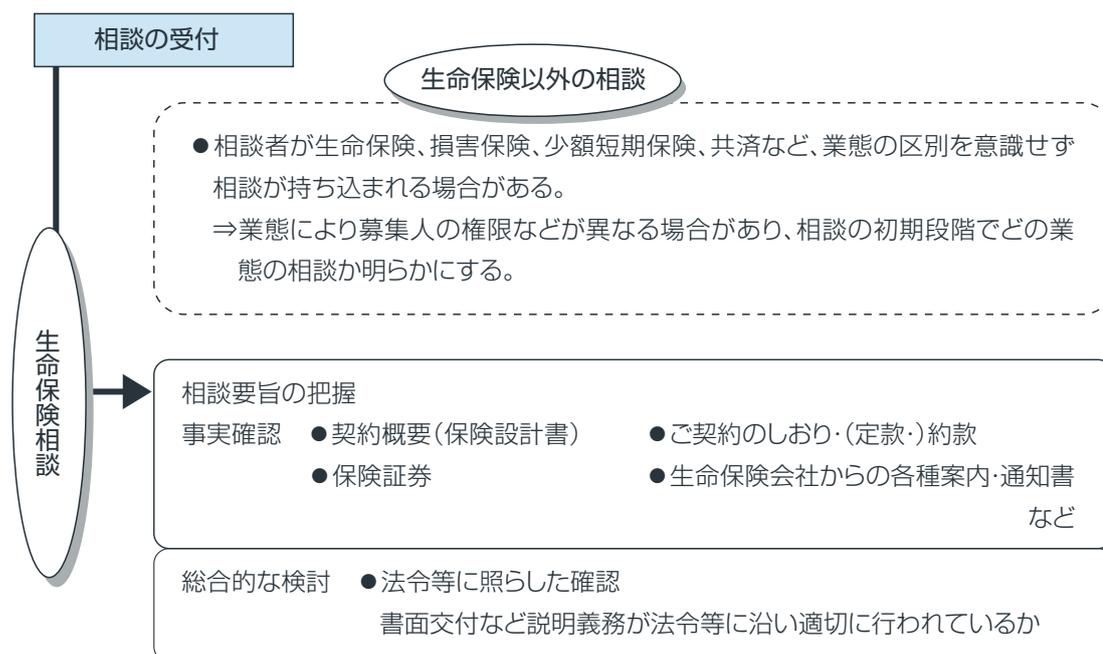
- 【参考】保険法の改正に伴う主な変更点 20
- 【参考】保険業法の改正に伴う主な変更点 22

第1章 本書の利用にあたって

1 相談を受けるときの手引き

1. 生命保険関連の相談

- 例えば、生命保険と損害保険の相談では、募集人の権限の違いなどから、相談者への回答が異なることがあります。相談初期の段階で生命保険相談か否か、どの業態の相談かを区別する必要があります。
- 実際の相談では、必要に応じて契約内容などを客観的な資料で事実確認し、法令等による規制などを勘案しながら相談に対処することになります。



法令等の概要

参照 14ページ

各業態の概要

参照 4ページ

各業態の相談窓口
(生命保険以外)

参照 13ページ

主な交付書面は場面ごとの解説ページ参照
例:契約締結時の交付書面

参照 54ページなど

主な書面の見本

参照 157ページ以降

2. 生命保険相談を受けるときの留意点

①客観的な資料による事実確認

〈資料紛失などへの対応〉

- 資料紛失などで事実確認が困難な場合でも、例えば、契約者は生命保険会社に、契約内容照会や、保険証券再発行手続きを依頼できます。また、「ご契約のしおり・(定款・)約款」も取り寄せ可能です。契約から相当の年数が経過した場合も、通常、約款の内容を確認できます。
- 契約者がどこの生命保険会社に加入していたかを調べる場合には、弁護士に依頼し、弁護士会を通じて生命保険会社全社に対して契約照会を行う方法がありますが、費用と時間がかかります。また、単に契約の有無等を調べたいという理由だけでは弁護士会に認められない場合があります。

保険会社によっては、ホームページ等で約款を掲載している会社もあります

生命保険契約照会制度

参照 136ページ

②公正な対応

- 消費者保護が大切な一方、生命保険では“契約者間の公平”という視点も重要です。生命保険相談の場合、多数の契約者が払い込んだ保険料をもとに給付される仕組みであることなどを踏まえた対応が必要です。

2 損害保険、少額短期保険、共済などの概要

1. 各業態について

- 生命保険に隣接する業態として、損害保険、少額短期保険、各種の共済があります。
- これらの業態により、業法(事業者を規制する法律)、監督官庁などが異なります。

	生命保険	損害保険	少額短期保険	共済
事業者	生命保険会社	損害保険会社	少額短期保険業者	全国共済農業協同組合連合会など
参入条件	免許制 生命保険業免許	免許制 損害保険業免許	登録制 少額短期保険業者	認可制
業法	保険業法	保険業法	保険業法	各共済制度による
監督官庁	金融庁	金融庁	金融庁	根拠法により異なる
保険法	○	○	○	○
金融サービス提供法 (金融商品販売法を改称)	○	○	○	○
消費者契約法	○	○	○	○
責任準備金の積立義務	あり	あり	あり	あり
契約者保護 (セーフティネット)	生命保険契約者 保護機構	損害保険契約者 保護機構	なし*	なし

保険法等の○印は、法の適用を受けるものを表しています。

*少額短期保険は、保護機構がないことを募集時に書面交付によって説明し、書面を受領した旨の署名または押印を得ることになっています。

なお、営業保証金の供託制度があり、前年度の正味収入保険料×5%+1,000万円の供託義務があります。

2. 生命保険と損害保険

- 生命保険と損害保険とでは、事業を営むための免許が異なり(保険業法第2条、第3条)、同じ会社で生命保険事業・損害保険事業を兼営できません(子会社で参入は可能)。

	生命保険	損害保険	
免許	生命保険業免許(第一分野+第三分野)	損害保険業免許(第二分野+第三分野)	
保障の分野	第一分野(生命保険) 人の生死	第三分野 病気、ケガ、介護など	第二分野(損害保険) 偶発の事故
保険の種類	定期保険、終身保険、 養老保険、個人年金保険、 変額個人年金保険など	医療保険、がん保険、 傷害保険、介護保険など	自賠責保険、自動車保険、 火災保険など
保険金などの給付額	定額	定額または実損額	実損額
保険募集人・ 保険代理店	内閣総理大臣(金融庁長官) の登録		
契約締結権	なし(媒介)	一般的に、損害保険代理店にはあり	
告知受領権	なし(媒介)	一般的に、損害保険代理店にはあり	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●保険募集人(保険代理店)は生命保険募集・損害保険募集の両方が可能。 <p>[例:生命保険会社の生命保険募集人が損害保険募集人としても登録し、子会社] [の損害保険商品の募集もするなど]</p>		

生命保険募集人
参照 56ページ

3. 少額短期保険と保険

- かつては根拠法がなく監督を受けなかった任意共済(無認可共済)も、現在は保険業法で規制されており、職場内の共済制度など一部を除き、少額短期保険業が保険業として営業することになっています。
- 少額短期保険業は少額・短期の保険を専門とする点が特徴です。ディスクロージャー制度や責任準備金の積立義務があるなど、契約者保護の規制も課されています。
- 生命保険事業・損害保険事業を兼営できます。

少額短期保険業者・保険会社のどちらにも該当しない、認可特定保険業者として存続する共済もあります。

	少額短期保険業		保険業
資本金(基金)	1,000万円以上		10億円以上
規模	小規模(年間収受保険料で50億円以内)		限定なし
生損保兼営	可		不可(子会社により参入可)
商品審査制度	あり		あり
資産運用規制	あり		あり
ディスクロージャー制度	あり		あり
取扱保険金額	少額* [1被保険者に つき、複数 契約合算で 1,000万円 以内(原則)]	疾病等による重度障害・死亡 :300万円 傷害・入院給付金等 :80万円(日額×通算限度日数) 傷害による重度障害・死亡:600万円 (傷害死亡のみの保険:300万円) 損害保険:1,000万円	限定なし [取扱範囲は 事業方法書に規定]
保険期間	短期 (2年以内)	生命保険・医療保険等:1年 損害保険:2年	限定なし [取扱範囲は 事業方法書に規定]
検査・監督	立入検査、業務改善命令、業務停止命令、罰則等の規定あり		

※2005(平成17)年改正前の保険業法では「保険業」に該当せず、改正後に「保険業」に該当することとなった「特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業」を2006(平成18)年4月1日時点で行っていた少額短期保険業者の場合、取扱保険金額には、2023(令和5)年3月までの緩和措置があります。例えば、疾病等による重度障害・死亡の場合、再保険に付すなどを条件に600万円(2013(平成25)年3月までに契約した保険の更新等については1,500万円)まで可能です。

4. 主な共済

	JA共済	全労済	CO・OP共済 (生協の共済)	都道府県民共済 グループ
共済団体	全国共済農業協同組合連合会	全国労働者共済生活協同組合連合会	日本コープ共済生活協同組合連合会	全国生活協同組合連合会
根拠法	農業協同組合法	消費生活協同組合法	消費生活協同組合法	消費生活協同組合法
監督官庁	農林水産省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
主な商品	終身共済、 自賠償共済、 家庭用自動車共済、 傷害共済	こくみん共済、 ねんきん共済、 自賠償共済、 マイカー共済	CO・OP共済、 CO・OP生命共済、 CO・OP火災共済	生命共済、 新型火災共済 (都道府県民共済)

5. 簡易生命保険、かんぽ生命

- 簡易生命保険(かんぽ)については、民営化の前後で次のような差異があります。

(2021(令和3)年8月現在)

	〈民営化前〉 簡易生命保険 (2007(平成19)年9月以前に結んだ契約)	〈民営化後〉 かんぽ生命 (2007(平成19)年10月以降に結んだ契約)
運営主体	郵政省⇒郵政事業庁⇒日本郵政公社(当時)	株式会社かんぽ生命保険
根拠法・性格	簡易生命保険法(廃止)による国営の 独立事業	保険業法に基づく免許事業
現在の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規契約の取扱いは不可 ● 政府保証あり。既契約は(独法)郵便貯金・簡易生命保険管理機構が管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規契約を取り扱う。新規1,000万円などの上限は簡易生命保険と同様 ● 政府保証なし。生命保険契約者保護機構に加入 ● 1人あたり最大で通算2,000万円まで加入可能

③ 生命保険と他業態の相談窓口

1. 生命保険に関する相談窓口

●生命保険会社などに問い合わせる必要がある場合、こちらをご利用ください。

①生命保険会社

(2021(令和3)年8月現在)

会社名・部署名	相談窓口(電話)	会社名・部署名	相談窓口(電話)
アクサ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター	0120-568-093	チューリッヒ生命保険株式会社 カスタマーケアセンター	0120-236-523
アクサダイレクト生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター	0120-953-831	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社お客様サービスセンター ①金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入のお客様 ②旧営業支社を通じてご加入のお客様	① 0120-302-572 ② 0120-301-396
朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター	0120-714-532	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 カスタマーセンター	0120-016-234
アフラック生命保険株式会社 コールセンター	0120-5555-95	なないろ生命保険株式会社 お客様サービスセンター (2021(令和3)年10月1日より営業開始)	0120-08-7716
イオン・アリアンツ生命保険株式会社 お客さま相談デスク	0120-953-863	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター	0120-817-024
SBI生命保険株式会社 お客様コンタクトセンター	0120-272-811	日本生命保険相互会社 ニッセイコールセンター	0120-201-021
エヌエヌ生命保険株式会社 サービスセンター	0120-521-513	ネオファースト生命保険株式会社 ①コンタクトセンター ②1年組み立て保険専用窓口	① 0120-226-201 ② 0120-833-337
FWD富士生命保険株式会社 総合サービスセンター	0120-211-901	はなさく生命保険株式会社 お客様コンタクトセンター	0120-8739-17
オリックス生命保険株式会社 お客さま相談窓口	0120-227-780	PGF生命(ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)コールセンター ①金融機関等を通じてご加入のお客さま ②旧大和生命でご加入のお客さま	① 0120-56-2269 ② 0120-28-2269
カーディフ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター	0120-820-275	フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室	0120-700-651
株式会社かんぽ生命保険 かんぽコールセンター	0120-552-950	富国生命保険相互会社 お客さまセンター	0120-259-817
クレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター	0120-60-1221	ブルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター	0120-810-740
ジブラルタ生命保険株式会社 コールセンター	0120-37-2269	マニライフ生命保険株式会社 ①コールセンター ②変額年金カスタマーセンター/投資型商品カスタマーセンター	①0120-063-730 ②0120-925-008
住友生命保険相互会社 コールセンター	0120-307-506	三井住友海上あいおい生命保険株式会社 お客さまサービスセンター	0120-324-386
ソニー生命保険株式会社 ①カスタマーセンター ②旧ソニーライフ・ウィズ生命商品	① 0120-158-821 ② 0120-955-900	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 お客さまサービスセンター	0120-125-104
SOMPOひまわり生命保険株式会社 カスタマーセンター	0120-563-506	みどり生命保険株式会社 お客さまサービスセンター	0120-566-322
第一生命保険株式会社 第一生命コンタクトセンター	0120-157-157	明治安田生命保険相互会社 ①コミュニケーションセンター ②外貨建保険・金融機関窓口販売商品のお問い合わせ窓口	①0120-662-332 ②0120-453-860
第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター	0120-876-126	メットライフ生命保険株式会社 お客さま相談室	0120-880-533
大樹生命保険株式会社 お客さまサービスセンター	0120-318-766	メディケア生命保険株式会社 コールセンター	0120-315056
大同生命保険株式会社 コールセンター	0120-789-501	ライフネット生命保険株式会社 コンタクトセンター	0120-205566
太陽生命保険株式会社 お客様サービスセンター	0120-97-2111	楽天生命保険株式会社 札幌事務センター	0120-849-150

【参考】生命保険会社の社名変更等一覧

旧社名	現社名
ア行	
アイ・エヌ・エイ生命	SOMPOひまわり生命
アイ・エヌ・エイひまわり生命	
アイエヌジー生命	エヌエヌ生命
あいおい生命	三井住友海上あいおい生命
アイリオ生命	楽天生命
あおば生命	プルデンシャル生命
アクサ グループライフ生命	アクサ生命
アクサニチダン生命	
アクサ フィナンシャル生命	
あざみ生命	PGF生命
アリアンツ生命	イオン・アリアンツ生命
アリコジャパン	メットライフ生命
ウインタートウル・スイス生命	アクサ生命
AIGエジソン生命	ジブラルタ生命
エイアイジー・スター生命	
AIG富士生命	FWD富士生命
エクイタブル生命	アクサ生命
SBIアクサ生命	アクサダイレクト生命
エトナヘイワ生命	ニッセイ・ウェルス生命
NKSJひまわり生命	SOMPOひまわり生命
オリエント・エイオン生命	SBI生命
オリコ生命	
オリックス・オマハ生命	オリックス生命
カ行	
共栄火災しんらい生命	フコクしんらい生命
協栄生命	ジブラルタ生命
クレディ・スイス生命	アクサ生命
興亜火災まごころ生命	SOMPOひまわり生命
コンバインドインシュアランス	SBI生命
サ行	
GEエジソン生命	ジブラルタ生命
GEキャピタル・エジソン生命	
スカンディア生命	東京海上日動あんしん生命
住友海上ゆうゆう生命	三井住友海上あいおい生命
西武オールステート生命	ジブラルタ生命
セゾン生命	
ソニー・ブルコ生命	ソニー生命
ソニー・プルデンシャル生命	
ソニーライフ・エイゴン生命	
ソニーライフ・ウィズ生命	
損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命	ネオファースト生命
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命	SOMPOひまわり生命

旧社名	現社名
タ行	
大正生命	PGF生命
大東京しあわせ生命	三井住友海上あいおい生命
第百生命	マニユライフ生命
千代田火災エビス生命	三井住友海上あいおい生命
千代田生命	ジブラルタ生命
ディー・アイ・ワイ生命	ネオファースト生命
ティ・アンド・ティ・フィナンシャル生命	T&Dフィナンシャル生命
東京海上あんしん生命	東京海上日動あんしん生命
東京海上日動フィナンシャル生命	
東京生命	T&Dフィナンシャル生命
東邦生命	ジブラルタ生命
同和生命	日本生命
ナ行	
ナショナル・ネーデルランデン生命	エヌエヌ生命
ニコス生命	アクサ生命
ニチダン生命	
日動生命	東京海上日動あんしん生命
日産生命	プルデンシャル生命
日本火災パートナー生命	SOMPOひまわり生命
日本興亜生命	
日本団体生命	アクサ生命
ネクスティア生命	アクサダイレクト生命
ハ行	
ハートフォード生命	オリックス生命
ピーシーイー生命	SBI生命
富士生命	FWD富士生命
プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命	PGF生命
平和生命	ニッセイ・ウェルス生命
マ行	
マスマチュアル生命	ニッセイ・ウェルス生命
マニユライフセンチュリー生命	マニユライフ生命
三井住友海上きらめき生命	三井住友海上あいおい生命
三井住友海上シティインシュアランス生命	三井住友海上プライマリー生命
三井住友海上メットライフ生命	
三井生命	大樹生命
三井みらい生命	三井住友海上あいおい生命
明治生命	明治安田生命
メットライフ アリコ	メットライフ生命
ヤ行	
安田火災ひまわり生命	SOMPOひまわり生命
安田生命	明治安田生命
大和生命	PGF生命
ユナイテッド・オブ・オマハ生命	オリックス生命

1985(昭和60)年以降の社名変更、合併等を掲載

現社名は、2021(令和3)年8月現在

②生命保険協会、生命保険文化センター

- 生命保険協会の生命保険相談所は、生命保険会社の相談窓口ではトラブル・苦情が解決しない場合の相談窓口としての役割を担っています。
- 生命保険協会の生命保険相談所は苦情相談に限らず、生命保険の商品内容や各種制度の仕組みなど一般的な相談にも応じています。
- 生命保険の加入や見直しの相談など、一般的な相談については、生命保険文化センターでも相談窓口を設けています。

	一般相談	苦情	受付時間	電話番号
生命保険協会 生命保険相談所	○	○	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	本部相談室 03(3286)2648
生命保険文化センター 生活情報室	○	—	月曜～金曜 9:30～16:00 (祝日、年末年始を除く)	03(5220)8520

※メールでの相談には対応していません。また、民営化前(2007(平成19)年9月以前)の簡易生命保険も相談の対象外です。

<一般相談の例>

- 「保険会社の窓口で加入をしたが、クーリング・オフできますか?」
- 「現在終身保険に加入中だが、保険料が安い定期保険に変えたいと思っている。定期保険の特徴を教えてください。」
- 「保険に加入していて、病気で入院中に亡くなった場合、入院給付金は受け取ることができますか?」
など

<苦情の例>

- 「募集人から、新しい医療保険の説明を受け、既契約に付加するつもりで加入した。しかし、実際は契約転換であり、予定利率が転換前契約より大幅に低くなっていた。転換前契約に戻してほしい。」
- 「特定疾病保障特約の解約と死亡保障の減額を申し出たが、手続きがされず、保険料が引き落とされてしまった。保険料を返金してほしい。」
- 「入院給付金請求のための診断書代は顧客負担との説明を受け、診断書を取得し提出した。その後、領収書のコピーでも請求できたことが分かった。説明不足であるため、診断書代を支払ってほしい。」
など

生命保険協会は、東京都以外についても各道府県主要都市50カ所に連絡所を設置し、相談に応じています。

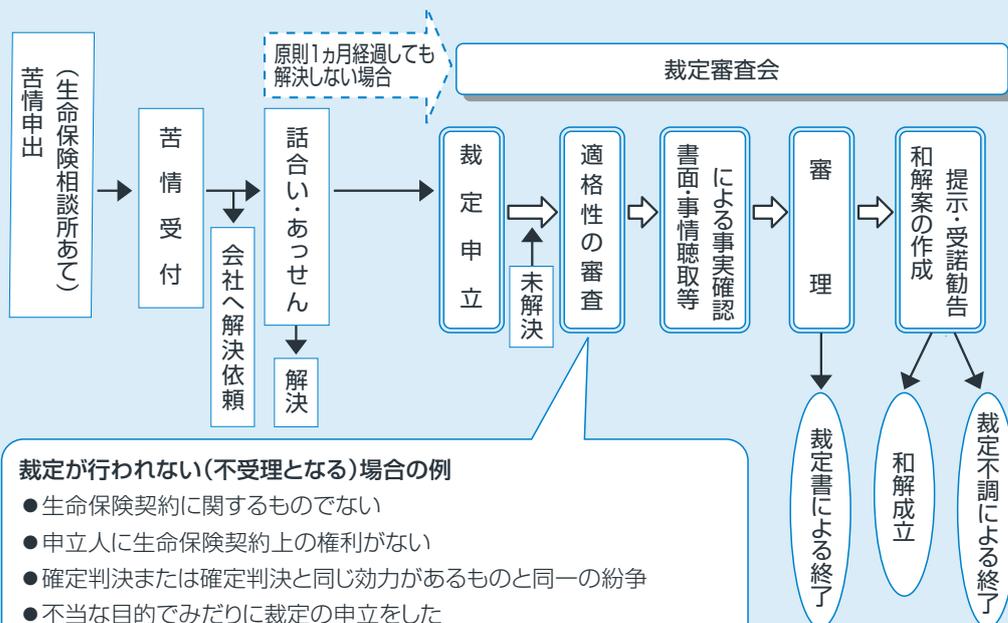
[参照](#) 11ページ

生命保険相談所では、ホームページからの相談も受け付けています(回答は電話で行います)。

③ 裁定審査会

- 苦情などが紛争に発展する場合、解決手段として裁判などのほかに、生命保険協会の生命保険相談所内に設置されている「裁定審査会」（費用無料）を利用する方法もあります。

- 生命保険協会の生命保険相談所が受け付けた苦情が解決に至らない場合、裁定審査会を利用できる場合があります。裁定審査会では、公正・中立な立場から和解のあっせん等を行っています。
- 弁護士、消費生活相談員、生命保険相談所の職員で構成されています。



裁定が行われない(不受理となる)場合の例

- 生命保険契約に関するものでない
- 申立人に生命保険契約上の権利がない
- 確定判決または確定判決と同じ効力があるものと同一の紛争
- 不当な目的のみだりに裁定の申立をした
- 他の指定紛争解決機関で審理が継続中か終了した
- 生命保険会社の経営方針や職員個人に係わる事項、事実認定が著しく困難な事項など、申立の内容がその性質上裁定を行うに適當でないなど

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)

金融ADR制度とは、発生したトラブルを裁判ではなく、金融庁が指定・監督する公正・中立な紛争解決機関が関わることによって解決を図るための手続きです。

指定紛争解決機関と、その業態に属する金融機関は、苦情処理・紛争解決手続きの受諾、事情説明・資料提出、解決案の尊重に関する基本契約を結んでいます。

利用者から指定紛争解決機関への申立てがあった場合、その指定紛争解決機関と基本契約を結んだ金融機関(紛争の当事者)は、紛争解決手続きの利用や和解案の尊重を求められます。

上記の裁定審査会を運営する生命保険協会は、保険業法に定める指定紛争解決(ADR)機関に指定されています。

【指定紛争解決機関による手続きの主な特長】

- 法律に基づき、生命保険会社には手続きへの参加・協力義務があります。
- 法律に基づき、生命保険会社には裁定結果の受諾義務があります。
- 裁定審査会での審査の結果、和解に至らなかった場合においても、利用者の請求権にかかる消滅時効の完成は猶予されます。
- 利用は無料です(通信費・事情聴取に出席するための交通費は申込人が負担)。

生命保険協会 生命保険相談所(連絡所)一覧

(2021(令和3)年8月現在)

札幌・ 苫小牧	011(222)1388 札幌市中央区北5条西5丁目2-12 住友生命札幌ビル8階	三重県	059(225)7439 津市羽所町375 百五・明治安田ビル8階
函館	0138(54)0292 函館市五稜郭町1-14 五稜郭114ビル8階	滋賀県	077(525)6677 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル8階
旭川・ 北見	0166(25)5166 旭川市1条通9-50-3 旭川緑橋通第一生命ビル5階	京都府	075(255)0891 京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町62 住友生命京都ビル6階
釧路・ 帯広	0154(22)6027 釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル6階	大阪府	06(4708)5132 大阪市中央区高麗橋4-3-10 日生伏見町ビル新館2階
青森県	017(776)1348 青森市古川2-20-6 AQUA古川2丁目ビル4階	兵庫県	078(332)6269 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル7階
岩手県	019(653)1726 盛岡市中央通2-1-21 東日本不動産盛岡ファーストビル6階	奈良県	0742(26)1851 奈良市高天町10-1 T.T.ビル2階
宮城県	022(224)3221 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命仙台勾当台西ビル3階	和歌山県	073(432)1936 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル8階
秋田県	018(865)0016 秋田市山王3-1-12 太陽生命秋田ビル6階	鳥取県	0857(24)3523 鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階
山形県	023(631)1694 山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル7階	島根県	0852(24)7229 松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル6階
福島県	024(922)2863 郡山市駅前2-10-15 三共郡山ビル北館8階	岡山県	086(225)6681 岡山市北区駅前町1-9-15 明治安田生命岡山ビル6階
茨城県	029(227)3932 水戸市大町1-2-6 大樹生命水戸ビル4階	広島県	082(223)4331 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス2階
栃木県	028(636)2437 宇都宮市馬場通3-2-1 宇都宮朝日生命館5階	山口県	083(223)1476 下関市観音崎町11-6 朝日生命下関ビル1階
群馬県	027(223)2802 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階	徳島県	088(654)4009 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル10階
埼玉県	048(644)5001 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル8階	香川県	087(821)2659 高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル4階
千葉県	043(225)6467 千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル6階	愛媛県	089(946)3583 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル6階
神奈川県	045(641)6998 横浜市中区相生町6-113 オーク桜木町ビル10階	高知県	088(873)3304 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル8階
新潟県	025(245)8981 新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル8階	福岡	092(715)1875 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル12階
山梨県	055(228)7565 甲府市丸の内2-30-3 甲府丸の内ビル5階	北九州	093(531)8760 北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル2階
長野県	0263(35)8132 松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル7階	佐賀県	0952(24)2082 佐賀市駅前中央1-9-45 大樹生命佐賀駅前ビル8階
富山県	076(433)7352 富山市新桜町4-28 朝日生命富山ビル4階	長崎県	095(827)4459 長崎市興善町2-21 明治安田生命長崎興善町ビル9階
石川県	076(231)1945 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル2階	熊本県	096(324)1871 熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビル9階
福井県	0776(25)0107 福井市大手3-2-1 福井ビル3階	大分県	097(534)2130 大分市中央町1-1-5 第一生命大分ビル3階
岐阜県	058(263)7547 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階	宮崎県	0985(28)7335 宮崎市広島1-18-13 第一生命ビル6階
静岡県	054(253)5712 静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル7階	鹿児島県	099(223)6027 鹿児島市山之口町12-14 太陽生命鹿児島ビル4階
愛知県	052(971)5233 名古屋市中区新栄町1-1 明治安田生命名古屋ビル6階	沖縄県	098(862)1771 那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル4階

銀行窓販

参照▶ 57ページ

生命保険協会の「生命
保険相談所」

参照▶ 9ページ

④ 銀行窓販に関連する金融機関の相談窓口

● 全国銀行協会「全国銀行協会相談室」

- 「全国銀行協会相談室」は、全国銀行協会の「苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程」に基づき運営されています。
- 銀行(銀行員)による生命保険募集時の説明・対応を原因とする苦情相談紛争解決のあっせん等については、この「全国銀行協会相談室」または前述の生命保険協会「生命保険相談所」のいずれでも対応が行われることになっています。

相談先団体名	受付時間	電話番号
全国銀行協会 全国銀行協会相談室	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日および銀行の休業日を除く)	0570-017109 または 03(5252)3772

● 全国信用金庫協会「全国しんきん相談所」、全国信用組合中央協会「しんくみ相談所」

- 信用金庫、信用組合の利用者からの相談、苦情への対応を行っています。信用金庫、信用組合による生命保険募集時の説明や対応を原因とする苦情等についても相談できます(生命保険協会(生命保険相談所)に取り次がれることがあります)。
- 紛争解決の申し出があった場合には、弁護士会の仲裁センター等へ取り次がれます。なお、金融庁の指定する指定紛争解決(ADR)機関ではありません。

相談先団体名	受付時間	電話番号
全国信用金庫協会 全国しんきん相談所	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日その他信用金庫の休業日を除く)	03(3517)5825
全国信用組合中央協会 しんくみ相談所	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日および信用組合の休業日を除く)	03(3567)2456

● 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」

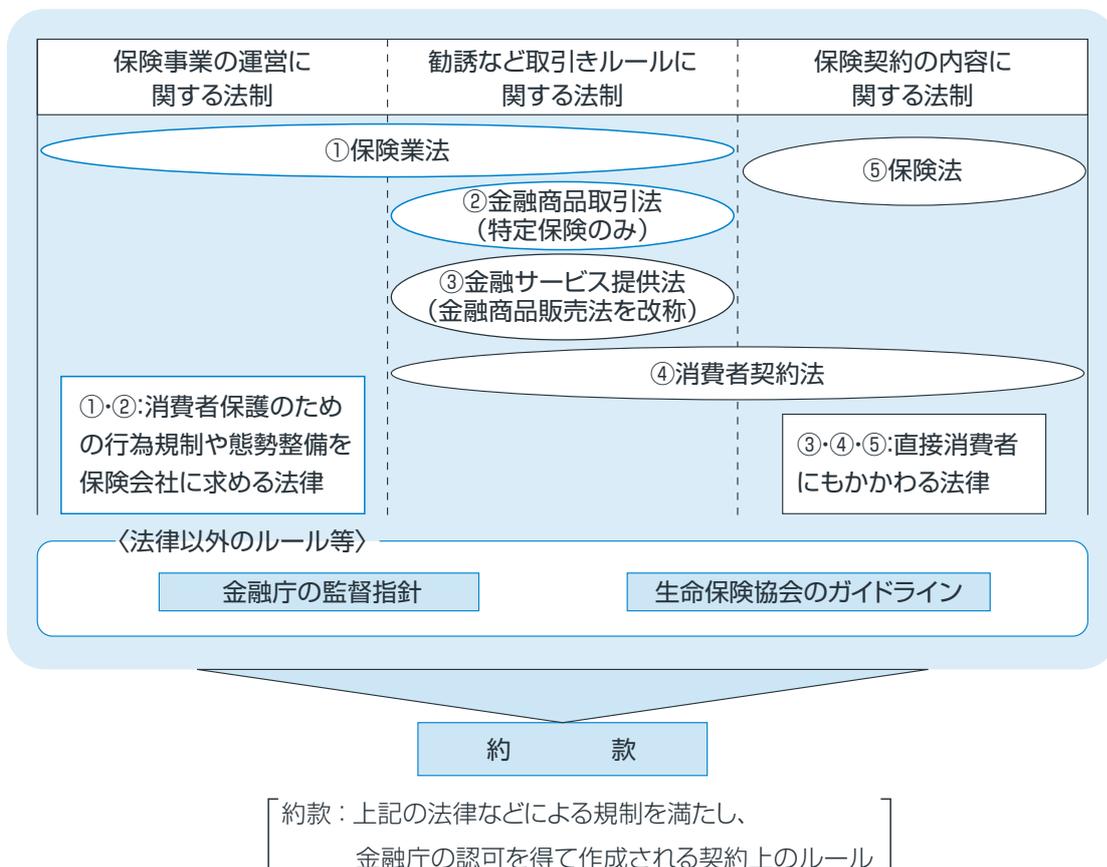
- 証券・金融商品取引の利用者からの相談、苦情への対応および紛争解決のあっせん業務を行う窓口として特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」があります。この相談窓口は、日本証券業協会など7つの自主規制団体の連携・協力の下に運営されています。
- 生命保険に関する相談、苦情には応じていません。

2. 損害保険、少額短期保険、主な共済などに関する相談窓口

	相談先団体名	受付時間	電話番号
損害保険	日本損害保険協会 そんぽADRセンター	月曜～金曜 9:15～17:00 (祝日・休日および12/30～1/4を除く)	0570-022808
	保険オンブズマン	月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・休日および12/29～1/4を除く)	03-5425-7963
少額短期保険	日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室	月曜～金曜 8:00～12:00 13:00～16:00 (祝日ならびに年末年始休業期間を除く)	0120-82-1144
主な共済	JA共済 全国共済農業協同組合連合会 JA共済相談受付センター	月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日・祝日、12/29～1/3を除く)	0120-536-093
	全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会 全労済お客様相談室	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	0120-603-180
	CO・OP共済 「ご意見・ご要望」の窓口	月曜～金曜 9:00～17:00 土曜 9:00～16:00 (日、12/31～1/3を除く)	0120-497-350
	都道府県民共済グループ 全国生活協同組合連合会 苦情・ご提言等の受付窓口	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	0120-600-050
	日本共済協会 共済相談所 ※各種共済に相談して解決しない 場合の苦情窓口	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	03-5368-5757
	(旧)簡易生命保険(2007(平成19)年9月以前) かんぽ生命保険 かんぽコールセンター	月曜～金曜 9:00～21:00 土日休日 9:00～17:00 (1/1～3を除く)	0120-552-950 ※2007(平成19)年 10月に民営化する前の 契約に関する相談も、民 営化後のかんぽ生命が 対応

4 生命保険と法令等

1. 生命保険に関わる主な法律などの体系



約款

参照▶ 18ページ

保険業法第300条

参照▶ 59ページ

保険業法第309条

参照▶ 69ページ

保険業法第294条

参照▶ 22ページ

2. 各法律の概要

①保険業法

	概 要
保 險 業 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険事業者を監督するうえでの基本となる法律。 ● 1996(平成8)年の改正で「保険募集の取締に関する法律」を吸収し、保険募集に関する禁止行為(第300条)なども規定。 ● 保険業法で規定されている禁止行為への違反が契約取消しなどの民事的効果に直結するわけではない(違反の可能性を指摘することは、相談の解決に向けたポイントと考えられる)。 ● 生命保険契約のクーリング・オフ制度もこの法律で規定(第309条)。 ● 2014(平成26)年の改正で「情報提供義務」「意向把握義務」「保険募集人の体制整備義務」(第294条)などを規定。 ● 2020(令和2)年の改正により、保険会社等の子会社対象会社に金融サービス仲介業者が追加され、届出等の規定を整備(第106条)。

②金融商品取引法(2007(平成19)年9月30日施行)

	概 要
金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資性の強い金融商品・サービスの取引について銀行や証券会社、生命保険会社など業態の垣根を超えて横断的・公平に投資者保護を図るための法律で、前身は証券取引法。 ● 本法の施行に合わせて保険業法の改正が行われ、変額個人年金保険の契約など「特定保険」に関しては保険業法(第300条の2)で本法を準用し、次のような義務を生命保険会社へ課している。 <ul style="list-style-type: none"> ● 投資者(申込者)の知識・経験・財産の状況や契約締結の目的に照らして不適当な勧誘を行わないこと(適合性の原則)。 ● 商品の特徴やリスク、契約に関わる諸費用などが記載された契約締結前交付書面を、投資者(申込者)にあらかじめ交付すること。

特定保険

参照 36ページ

契約締結前交付書面

参照 54ページ

③金融サービス提供法 (2020(令和2)年6月5日成立、2021(令和3)年11月1日施行予定) 金融商品販売法が金融サービス提供法に改称

	概 要
金融サービス提供法(金融商品販売法の提供に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品の販売業者に対して、金融商品のリスク等に関する重要事項の説明を義務付けた金融サービス利用者保護のための法律。 ● 例えば、次のような趣旨の規定がある。 事業者が、金融商品の契約締結前に、「重要事項*」について、消費者の知識・経験・財産の状況・契約の目的に照らし、消費者に理解されるために必要な方法・程度により説明しなかった、「絶対に儲かるなどの断定的判断を提供した」ことにより消費者に損害が生じた場合、事業者が損害賠償責任が生じる(第4条～第6条関係)。
	<p>※生命保険契約における主な「重要事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金利や株式相場などの変動を直接の原因として元本欠損が生じるおそれ⇒市場リスクといわれ、変額個人年金保険や変額保険、外貨建ての保険などにこのリスクがある。 ● 金融商品を販売する者などの経営破綻など、状況変化により元本欠損が生じるおそれ⇒信用リスクといわれ、生命保険商品すべてに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 2020(令和2)年の改正により、金融商品販売法が金融サービス提供法(金融サービスの提供に関する法律)に改称され、「金融サービス仲介業」が創設された。業態ごとの縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能となった。 ● 金融サービス仲介業は、様々なサービスを取り扱えるよう、特定の金融機関への所属を求められないが、利用者保護の観点から、取扱可能なサービスの制限や利用者財産(サービス購入代金等)の受入禁止、保証金の供託義務が課せられる。

約款の定めが消費者契約法第10条に違反するか否かを争う裁判について

参照▶ 18ページ

保険法改正の主なポイント

参照▶ 20ページ

④消費者契約法(2001(平成13)年4月1日施行)

	概 要
消費者契約法	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の一定の行為によって消費者が誤認した場合などに契約を取り消せることや、消費者の利益を不当に害する契約条項を無効にすることにより消費者の利益を擁護する法律。 ●消費者と事業者が結んだ契約すべてが対象。 ●具体的には、事業者による不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、重大な過失などの場合、消費者は契約を取り消せること(第4条)などを規定。 ●「民法、商法などの規定に比べて消費者の権利を制限し、その義務を加重する契約で、民法の信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とする」などの規定もある(第8条～第10条)。

⑤保険法(2010(平成22)年4月1日施行)

	概 要
保険法	<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険、損害保険、少額短期保険、共済について、保険契約の締結から終了までの間における、契約当事者の権利義務など一般的なルールを定めた法律。 ●商法の保険契約に関する規定を独立した法律にまとめ、かつ、現代社会に合うよう全面的に改正したもの。

民法改正(2020(令和2)年4月1日施行)について

約款やその他法律に記載がない事項は民法を参照します。

2020(令和2)年4月に改正民法が施行されました。改正内容の中で、特に保険契約への関わりが深い内容は以下の通りです。

●定型約款

定型約款の規定が新設され、定型約款に関する定義やルールが設けられました。個人を対象とした生命保険契約の約款は、定型約款に該当します。

改正前の民法では明文化されていなかったため、個別の約款の有効性については判例により判断されてきましたが、改正民法で明確化された所定の要件を満たせば顧客が定型約款に記載された個別の条項の内容を認識していなかったとしても、定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなされます(みなし合意、548条の2)。

●錯誤

改正民法では、錯誤の効果が「無効」から「取消し」に変更されました(95条)。「取消し」の主張は追認することができるときから5年間に制限されています(126条)。

3. 金融庁の監督指針

- 金融庁が作成している「保険会社向けの総合的な監督指針」をいい、保険会社を監督するうえでの基本的な考え方や監督上の評価項目などが整理されています。
- 掲載内容は、例えば「保険監督上の評価項目」中に保険募集態勢に関するものとして「契約概要」と「注意喚起情報」に記載すべき事項や、苦情処理態勢、顧客保護などに関する諸事項が定められています。

契約概要、
注意喚起情報

参照▶54ページ

4. 生命保険協会のガイドライン

- 生命保険協会が作成しているもので、会員生命保険各社において、保険事業が適切に運営されるよう具体的な実務取扱い等に関する留意点などをまとめたものです。
- ガイドラインの文面どおりでなくても、合理的かつ同様の効果が認められる各社独自の取扱いを妨げるものではないとされています。

自主ガイドライン等

- 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン(2014(平成26)年10月24日制定)
会員各社が高齢者顧客の保険加入時、契約継続時、手続発生時・手続時等における適切な対応を行うための参考となるガイドラインです。具体的には、高齢者に対する保険募集時に親族の同席、複数回の保険募集機会の設定、高齢者の意向に沿った商品内容等であることの確認などの取組みが例示されています。
 - 市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン(2007(平成19)年9月14日制定)
市場リスクを有する生命保険の募集等において留意すべき事項がまとめられたガイドラインです。具体的には、適正な広告、適正な勧誘、禁止事項、契約継続時のフォローアップ事項等が例示されています。
 - 正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン(2005(平成17)年6月30日制定)
会員各社がお客さまから正しい告知を受けるための対応に関して参考となるガイドラインです。具体的には、告知の重要性の更なる周知の方法や、わかりやすい告知書の作成等について例示されています。
 - 募集関連行為に関するガイドライン(2015(平成27)年12月3日制定)
保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正に伴い規定された「募集関連行為」に関して、会員各社が保険募集人・募集関連行為従事者への適切な指導を行う際の参考となるガイドラインです。具体的には、商品案内のチラシの単なる配布は「募集関連行為」ではなく、チラシにある保険商品を推奨・説明するような行為は「募集関連行為」に該当する、などが例示されています。
- その他にも、
- 契約概要作成ガイドライン(2006(平成18)年3月7日制定)
 - 保険募集人の体制整備に関するガイドライン(2015(平成27)年11月12日制定)
 - 保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン(2006(平成18)年1月27日制定)等があります。

「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」

参照▶60ページ

「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」

参照▶61ページ

消費者契約法第8～10条に反する約款の定めは無効です(16ページ参照)。「保険料を払込猶予期間の満了までに払い込まない場合、契約が失効する」旨の約款の定めが消費者契約法第10条に違反して無効か否かを争う事例がありました。最高裁は保険料の督促事務が確実になされていれば、約款の失効規定は適法であると判断、破棄差戻しとし、東京高裁の差戻し審においても適法性を認めました。

5 生命保険の約款

- 約款とは、生命保険会社があらかじめ標準的な契約条項をまとめたものです。
- 生命保険契約は、生命保険会社と契約を結ぶ契約者が約款の内容を包括的に承認することで成立しています(附合契約といわれます)。契約者は約款の内容に拘束されることになります。
- 保険法では、契約者等に不利な約款の定めを無効とする旨を規定しているものがあります(20ページ参照)。
- 生命保険会社が約款の制定や変更をする際、金融庁による認可が必要です。
- 最近では、「約款」、「ご契約のしおり」、「注意喚起情報」、「定款」(相互会社の場合)を一冊に合本しているケースが多くみられます。加えて、「契約概要」や「保険金・給付金の請求ガイド」も合本されている場合があります。
- 最近の「約款」については、CD-ROMまたは冊子のどちらを受け取るかを選択できる会社もあります。
- また、Web上で約款を確認する場合もあります。その場合、冊子等を手交していない場合もあります。

〈ご契約のしおり・(定款)・約款の一般的な構成〉



※Webで確認をする取り決めをしているケースでは、媒体が手交されていない場合があります。

①「ご契約のしおり」の主な内容

約款の重要な事項や諸手続き等を解説したものです。厳密性を重視して条文の形式で記載されている約款とは異なり、より平易な文章と図解で説明する形式が多く見られます。

<p>主な保険用語 相互会社(相互会社の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総代会 ● 契約者懇談会 <p>生命保険契約者保護機構 お知らせなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約締結の「媒介」と「代理」 ● 生命保険募集人 ● 契約の申込み(告知義務など) ● クーリング・オフ ● 新たな保険契約への乗換え ● 契約内容登録制度 ● 生命保険契約 <p>保険の特長・しくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特長・しくみ ● 給付関係 <p>契約についての重要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約に際して ● 死亡保険金を支払わない場合 ● 保険料の払込み ● 保険料の払込みが困難になった場合 ● 復活 ● 契約者に対する貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解約 ● 配当金の支払い ● 長期継続のすすめ ● 生命保険料控除 ● 保険金、給付金、年金などの税法上の取扱い <p>保障の変更方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保障内容の見直しについて ● 契約転換制度 ● 中途増額 <p>利用できる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 頭金制度など <p>特約</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特約の付加 ● 災害関係特約の給付 ● 疾病入院・手術を対象とする特約の給付 ● 家族を対象とする災害関係特約の給付 ● 特約保険金・特約給付金を支払わない場合 <p>保険金・給付金請求書一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金・給付金請求書類 ● 支払いの場所 ● 請求に関して訴訟となった場合 <p>保険会社からのお願い 説明事項で確認のお願い</p>
---	--

※太字の部分は、一般的に約款に掲載されず「ご契約のしおり」にて説明されている事項。

※「ご契約のしおり」の記載事項は法定されているだけでなく、掲載項目は生命保険会社により異なります。

②「定款」の主な内容

生命保険会社の組織および運営に関する基本的規則を定めたものです。

相互会社の場合、契約者は生命保険会社の構成員(社員)であるため、定款が契約者に配布されます。

なお、株式会社の場合には株主が構成員であるため、定款は契約者には配布されません。

〈相互会社の定款の主な内容〉

- 事業の目的 ● 基金の総額 ● 会社の名称
- 剰余金分配の方法 ● 主たる事務所の所在地 など

③「主契約普通保険約款」の主な内容

1. 会社の責任開始期	10. 契約の解約・解約返戻金額
2. 保険金の支払い・保険料の払込免除	11. 契約者に対する貸付・返済
3. 保険金を支払わない場合・保険料の払込みを免除しない場合(免責事由)	12. 社員(契約者)配当金
4. 告知義務、告知義務違反による解除、取消しおよび無効	13. 契約者・死亡保険金受取人の代表者
5. 重大事由による解除	14. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理
6. 保険料の払込み・契約の失効	15. 請求手続き
7. 保険契約の復活	16. 保険金等の支払いの時期・場所等
8. 契約者の住所等の変更	17. 時効
9. 契約内容の変更	18. 契約内容の登録
	附則
	別表

※太字は保険業法施行規則第9条により、最低限記載しなければならない項目。

④各特約約款について

生命保険契約においては、基本となる契約(主契約)に加えて、さらに特別な保障内容を契約する場合があります。この付随した特別な契約内容が「特約」と呼ばれます(例:災害割増特約・疾病入院特約・災害入院特約など)。「特約約款」は、主契約の内容である「普通保険約款」と同様に、契約者と生命保険会社の間で結ばれる契約の内容です。

「特約約款」に規定がある事項については、優先的に特約約款が適用され、その他の事項については普通保険約款が適用されます。

「ご契約のしおり・(定款・)約款」など、生命保険会社が交付する説明・確認書類

参照 ▶ 54ページ

【参考】保険法の改正(2010(平成22)年4月施行)に伴う主な変更点

項目	保険法改正(前)の約款の規定(ある会社の例)	保険法の規定
①告知義務および保険契約の解除(P71・72)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約の締結または復活の際、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により告知することを要する。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要する。 ●会社は、つぎのいずれかの場合には、保険契約の解除をすることができない。 <ol style="list-style-type: none"> (1)会社が保険契約の締結または復活の際、解除の事実を知っていたとき、または過失のために知らなかったとき (2)会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき (3)責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、2年以内に、保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じたときを除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・告知義務のある告知事項につき、契約者等からの自発的申告義務ではなく、保険会社からの質問への応答義務であると規定 (第37条他) 〈片面的強行規定〉 ・保険募集人による不告知教唆や告知妨害がある場合、保険会社は告知義務違反による契約解除をできない旨規定 (第55条2～4項他) 〈片面的強行規定〉
②被保険者による解約請求(P107)	<ul style="list-style-type: none"> ・規定はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の場合、被保険者が契約者に対して保険契約の解除を請求できる旨を規定 (第58条他) 〈絶対的強行規定〉
③保険金受取人の変更(P92)	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人の指定または変更をすることができる。 ●保険金受取人の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対抗できない。 ・遺言によって保険金受取人を変更できるとする規定はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金受取人の変更の意思表示の効力発生時期を規定 (第43条3項他) 〈絶対的強行規定〉 ・遺言によって保険金受取人を変更できるとする旨を規定 (第44条1項他) 〈任意規定〉
④保険金の支払期限(P112)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金は、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて、5営業日以内に、会社の本社で支払う。ただし、事実の確認または会社が指定した医師による被保険者の診断のため特に日数を要する場合は、5営業日をこえることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・約款で定めた支払期限が、支払いにあたって必要な事項の確認のための相当の期間を超えている場合には、その相当の期間が経過する日をもって支払期限とする (第52条1項他) 〈片面的強行規定〉
保険法改正後の事例であれば、保険法改正前の契約にも適用		
⑤重大事由による解除(P124)	<ul style="list-style-type: none"> ●会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む)をした場合 (以下、中略) (4)その他保険契約を継続することを期待しえない(1)～(3)の事由と同等の事由がある場合 ※旧商法には該当する規定は存在しなかったが、旧約款では、新約款と類似の解除権の規定を設けていたものが多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者や保険金受取人が保険金目的で被保険者を殺害しようとした場合等、契約者等に対する信頼を損ない、当該契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合には、保険会社が保険契約を解除できる旨を規定 (第57条他) 〈片面的強行規定〉
⑥債権者等による保険契約の解除(P108)	<ul style="list-style-type: none"> ・規定はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・差押債権者や破産管財人等が保険契約を解除しようとしたとき、一定の場合には解除の効力が1ヵ月後に生じる。一定の要件のもとで、保険金受取人が契約を継続できる旨(介入権)を規定 (第60条～第62条他) 〈絶対的強行規定〉
保険法改正後の事例であれば、保険法改正前の契約にも適用		
⑦詐欺による取消(P124)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約の締結または復活に際して、契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約を無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻さない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・詐欺による取消しについて保険料を返還する義務を負わない旨を規定 (第64条1項他) 〈片面的強行規定〉 ※民法第96条における詐欺の取扱いに基づき従来の「無効」から「取消」に変更された。
⑧年払保険料等の返還(P104)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料が契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込みを要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を契約者に払い戻す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険法において、保険料不可分の原則が採用されなかった ※保険法改正前に採られていた「保険料不可分の原則」では、保険料は一定の期間(1年など)を単位として平均的な危険率をもとに算定しているため、期間内で危険を分割し分割期間に対応する保険料を算出することは困難、としていた。

※「保険法の規定」欄の〈絶対的強行規定〉は保険法と異なる約款の定めについて、その部分は無効とする規定、〈片面的強行規定〉は保険法よりも契約者等に有利な約款の定めは有効とし、不利な約款の定めはその部分を無効とする規定、〈任意規定〉は保険法と異なる約款の定めも有効とする規定で、それぞれ保険法の規定ごとの性格を表しています。

保険法改正(後)の約款の規定(ある会社の例)

- 保険契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により告知することを要する。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要する。
 - 会社は、つぎのいずれかの場合には、保険契約の解除をすることができない。
ただし、(4)または(5)に規定する行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合は適用しない。
(1)～(3)は保険法改正前の規定と同様
(4)会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」という。)が契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき
(5)保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ・約款による規定はない。通常、「ご契約のしおり」に以下のような規定がある。
「被保険者と契約者が異なる契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、契約の解除を請求することができる。この場合、被保険者から解除の請求を受けた契約者は、契約の解約を行う必要がある。(以下、解除を請求できる要件については省略)
※保険会社に対して解約請求できる権限(解約請求権)を持っているのは、旧約款の規定と同様、契約者のみである。
- (保険金受取人変更)の通知が会社に到着したときは、保険金受取人変更の効力は、その通知を発したときにさかのぼって生じるものとする。
 - (保険金受取人変更)の通知が会社に到着する前に、変更前の保険金受取人に対して保険金を支払ったときは、変更後の保険金受取人から請求を受けても、これを支払わない。
※旧約款の「保険証券の表示を対抗要件とする」規定はない。なお、「保険金受取人の指定または変更は被保険者の同意が必要である」とことは旧約款と同様である。
 - 契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができる。(以下、省略)
- 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日(会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払う。
保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める確認を行う。この場合には、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日(特別な照会や調査が不可欠な場合には180日を経過する日)とする。(以下、省略)
- 会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができる。
(1)契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む)をした場合
(以下、中略)
(5)当会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)～(4)の事由と同等の重大な事由がある場合
- 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で契約の解約をすることができる者により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じる。
解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に解約返戻金相当額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、債権者等による解約は、その効力を生じない。
(1)契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)契約者でないこと
- 保険契約の締結または復活に際して、契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は保険契約を取り消すことができる。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻さない。
- 年払契約または半年払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎの(1)～(3)のいずれかの事由が生じたときは、会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に支払う。
(1)保険契約の消滅。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、保険金不法取得目的による無効または詐欺による取消に該当する場合を除く。
(2)保険金額の減額
(3)保険料払込の免除事由
※死亡保険金を支払って消滅したときは「返還しない」としている会社もある。

【参考】保険業法の改正(2016(平成28)年5月施行)に伴う主な変更点

<改正の背景>少子高齢化の急速な進行などの社会情勢の変化を背景に、保険に対する国民のニーズが多様化し、保険の販売形態についても、保険ショップ等の乗合代理店(複数保険会社の商品を販売する代理店)やインターネット等の非対面販売等多様化しています。こうした変化を受け、2013(平成25)年6月7日に金融庁・金融審議会のワーキング・グループによって報告書がとりまとめられました。これを基に2014(平成26)年5月に「保険業法等の一部を改正する法律」が成立し、販売形態の多様化等に対応した、保険の募集・販売等に関するルールが義務付けられることとなりました。

項目	主な内容
<p><保険募集の基本的ルールの創設> 虚偽の説明等、「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、積極的な顧客対応を求める義務を導入。</p>	<p>【情報提供義務】の導入 保険募集に際し、契約者・被保険者が保険契約の締結又は加入の適否を判断するために必要な情報の提供を行わなければならない旨を規定(保険業法第294条) 具体的には、以下の事項を提供することが求められる。</p> <p>(1)顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報 ・保険金の支払条件 ・保険期間、保険金額等</p> <p>(2)顧客に対して注意喚起すべき情報 ・告知義務の内容 ・責任開始期 ・契約の失効 ・セーフティネット等</p> <p>(3)その他顧客に参考となるべき情報 ・直接支払いサービス等</p> <p>また、複数保険会社間の商品比較・推奨販売を行う乗合代理店に対しては、以下の情報提供が求められる。</p> <p>①当該乗合代理店が取り扱う商品のうち、顧客の意向に沿った比較可能な商品の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明 ②特定の商品を提示・推奨する場合、当該提示・推奨する客観的な基準や理由等の説明(商品特性や保険料水準など) ③客観的な基準や理由に基づくことなく、特定の商品を提示・推奨する場合、その基準や理由等の説明(特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む)</p> <p>【意向把握義務】の導入 保険募集に際し、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない旨を規定(保険業法第294条の2) 具体的には、以下の方法をとることが求められる。</p> <p>(1)意向を事前に把握する場合 アンケート等により顧客の意向を事前に把握したうえで、当該意向に沿った個別プランを作成・提案を行い、事前に把握した顧客の意向と個別プランの関係性を分かりやすく説明する。</p> <p>(2)意向を推定する場合 性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき顧客の意向を推定したうえで、個別プランの作成・提案を行い、推定した顧客の意向と個別プランの関係性を分かりやすく説明する。</p> <p>(1)、(2)のどちらの場合でも、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が当初把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、分かりやすく説明する。 また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認(=意向確認)する。 ※具体的な方法は、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫により行うよう監督指針に定められている。</p>
<p><保険募集人に対する体制の整備> 大型乗合代理店の増加等を踏まえ、「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対して、業務の規模・特性に応じた体制整備義務を導入。</p>	<p>【保険募集人に対する体制整備義務】の導入 保険募集人等は、重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理を含めた業務の適切な運営を確保するための体制整備を講じなければならない旨を規定(保険業法第294条の3) 保険募集人(乗合代理店も含む)は、業務の規模・特性に応じて、業務の健全かつ適切な運営を確保する措置が必要である。 具体的には、以下の体制整備が求められる。</p> <p>(1)顧客への重要事項説明等保険募集の業務の適切な運営を確保するための社内規則等の策定、および、保険募集人に対する同社内規則等に基づいた適正な業務運営を確保するための研修の実施</p> <p>(2)個人情報取扱いに関する社内規則の策定</p> <p>(3)保険募集の業務(保険募集の業務に密接に関連する業務を含む)を委託する場合の当該委託業務の的確な遂行を確保するための委託先管理</p>

第2章

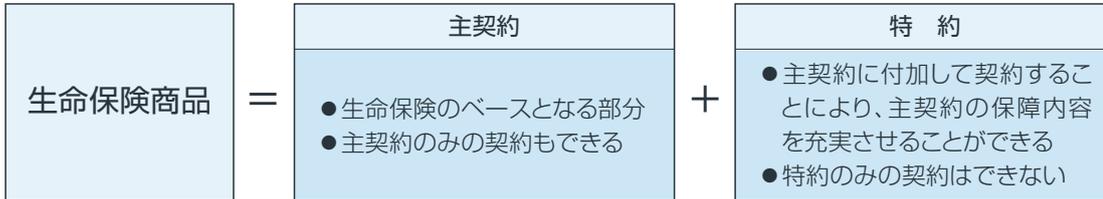
生命保険の種類

1 主契約と特約	25
2 主契約の種類	25
1. 死亡保障を目的とした主契約	28
2. 医療保障等を目的とした主契約	31
3. 介護保障を目的とした主契約	33
【参考】「認知症」に焦点をあてた生命保険	33
4. 資産形成を目的とした主契約	34
5. その他の主契約	39
3 主な特約の種類	43
【参考】更新制度について	47
【参考】団体信用生命保険	48
【参考】ワイド団信	48
【参考】団体定期保険	48
【参考】生命保険商品の変遷	49

第2章 生命保険の種類

1 主契約と特約

- 生命保険商品は、一般的に、主契約にさまざまな機能の特約を組み合わせて成り立っています。



商品によって付加できる特約が限られている場合があります。

- 最近では、「複数の主契約を組み合わせる」、「主契約の給付をなくし、複数の特約により保障を構成する」等の様々な取扱いもみられます。
- 主契約と特約の組み合わせで契約した場合、特約のみを解約することはできますが、特約だけを残して主契約を解約することはできません。
- 生命保険を契約することによって保障を得られる期間を保険期間といいます。主契約や特約には、一定の保険期間経過後に更新を迎えるタイプがあります。保険期間が満了し更新を迎えると更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって再計算されますので、通常、更新前よりも高くなります。

更新

参照 47ページ

2 主契約の種類

28ページ以降の主契約の説明や仕組み図は、一般的な内容を示したものです。生命保険会社や商品により内容が異なる場合があります。また、同様の保障内容でも主契約の名称が異なる場合もあります。

- 死亡保障のあるものについては、所定の高度障害状態に該当したときに、死亡保険金額と同額の高度障害保険金を受け取れるのが一般的です。高度障害保険金を受け取ると契約自体が消滅します。

高度障害状態

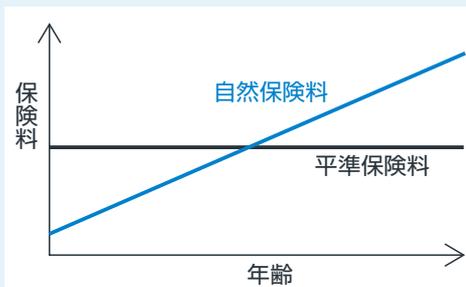
参照 125ページ

責任準備金(保険料積立金)とは

死亡などのリスクは通常、年齢が上がるほど上昇します。生命保険の保険料はリスクに応じて設定されるため、年齢とともに保険料も高くなります(自然保険料)。そこで、年齢の上昇にともなう保険料の上昇を避けるために、実際の保険料は、毎年の保険料を同額にし、保険期間中の収入保険料と支払保険金が契約全体として等しくなるよう設定されています(平準保険料)。通常、死亡保険金の支払いは、リスクの上昇とともに保険期間の後半に多くなるので、保険期間の当初は保険料収入が支払保険金を上回ることとなります。

そこで、後半の保険金支払いに備えて保険期間前半の保険料収入の一部を積み立てておき、後半ではそれを取り崩して保険の収支を等しくしています。この積立金を責任準備金といいます。

また、満期保険金のある商品では、満期保険金の支払いに備えるための積立でも必要となるため、責任準備金の額は大きくなります。責任準備金は将来の保険金等の支払いの原資であると同時に、解約時に受け取る解約返戻金のもとでもあります。個々の保険契約の責任準備金相当額を、保険料積立金と呼ぶことがあります。



■各主契約の特徴と留意点

主要な主契約		タイプ※					
		限定告知型 (39ページ)	無選択型 (40ページ)	無(低)解約 返戻金型 (40ページ)	外貨建ての 生命保険 (41ページ)	MVAを利用 した生命保険 (41ページ)	
1. 死亡 保障	①定期保険(28ページ)	○	○	○			
	②養老保険(28ページ)	○			○		
	③終身保険(28ページ)	○	○	○	○	○	
	④利率変動型積立終身保険(29ページ) (アカウント型保険)						
	⑤特定疾病保障保険(30ページ) (三大疾病保障保険)			○			
	⑥収入保障保険(生活保障保険)(30ページ)			○			
2. 医療 保障	①医療保険(31ページ)	○	○	○			
	②がん保険(32ページ)			○			
	③就業不能(保障)保険(32ページ)			○			
3. 介護 保障	①介護保険(33ページ)			○	○		
4. 資産 形成	①こども保険(学資保険) (34ページ)			○			
	②個人年金保険(34ページ)	○	○		○	○	
	③変額保険(36ページ)				○	○	
	④変額個人年金保険(37ページ)		○		○	○	

※各主契約のタイプは、39ページ「その他の主契約」参照。

○印が付されたタイプの主契約を全ての生命保険会社が取り扱っているわけではありません。

(2021(令和3)年4月現在の商品取扱状況による概要)

特 徴	留 意 点
保険期間は一定で、その間に死亡した場合に死亡保険金を受け取れる。	満期保険金はない。また定められた期間までの保障となっている。
保険期間は一定で、その間に死亡したときには死亡保険金、満期時に生存していたときには満期保険金を受け取れる。	満期保険金も受け取れるため、同額の死亡保障であれば保険料が定期保険に比べて割高となる。
保険期間は一生涯で、死亡したときには死亡保険金を受け取れる。	満期保険金はない。保険期間が一生涯のため、同額の死亡保障であれば保険料が定期保険と比べて割高になる。
一定期間ごとに見直されて変動する利率をもとに保険料の一部を主契約に積み立てて、払込満了時に終身保険などへの変更や保険期間中の特約保険料への振替えができる。	主契約(積立部分)が少額の場合、保険料振替が行われず即時に失効するおそれや払込満了時に終身保険などへの変更ができないことがある。
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の三大疾病への備えと死亡保障を準備できる。	がん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になったとき、保険金を受け取り契約が消滅する。
死亡保険金を年金形式で受け取れるため、遺族が生活資金として計画的に活用できる。	満期保険金はない。また年金受取回数は死亡時期によって変わる(最低保証がある)。
病気やケガによる入院などの保障を準備できる。	死亡時の死亡保険金が全くないか、あってもごくわずかである。
がんによる入院などの保障を準備できる。	がん以外の疾病やケガによる入院・手術の場合、一般的に給付金が受け取れない。
保険会社所定の就業不能状態になった際の保障を準備できる。給付金の受取り方は、一時金や年金または月払いなどを選択する。	満期保険金はない。また、受取回数は受取時期によって異なる(最低保障がある)。
寝たきりや認知症などの要介護状態への備えを準備できる。	所定の要介護状態が180日などの一定期間継続することが受取りの要件となっている。
子どもの成長に合わせた祝金や契約者の万一の場合の備えを準備できる。	契約者に対する保障も準備しているため、祝金などの受取総額が払込保険料総額を下回る場合がある。
あらかじめ定めた金額を積み立てて、老後などに受け取れる年金を準備できる。	終身年金など年金受取期間の種類によっては、死亡時に年金受取総額が払込保険料総額を下回ることがある。
一定期間または一生涯の死亡保障が準備でき、資産運用の実績によっては変動保険金を上乗せして受け取れる場合がある。	運用実績に応じて死亡保険金額、満期保険金額、解約返戻金額が変動し、商品によっては満期保険金額、解約返戻金額が払込保険料総額を下回ることがある。
運用実績に応じて増減する年金を老後などに受け取ることができる。	運用実績に応じて年金額、死亡給付金額、解約返戻金額が変動し、商品によっては受取総額が払込保険料総額を下回ることがある。

仕組図の□色は、責任準備金を表していません。

責任準備金

参照▶ 25ページ

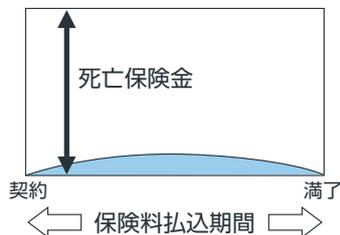
高度障害状態に該当した場合、一般的には死亡保障と同額の高度障害保険金が受け取れます。

高度障害保険金

参照▶ 125ページ

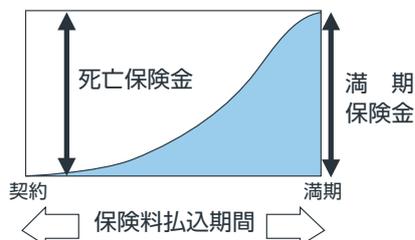
1. 死亡保障を目的とした主契約

① 定期保険



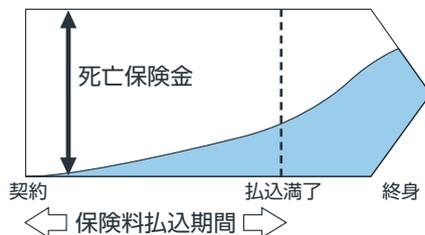
- 保険期間は一定で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金を受け取れます。
- 保険金額が保険期間中一定で変わらない定額タイプが一般的ですが、保険料が一定で、契約後一定期間ごとに保険金額が減っていく逓減定期保険や、保険金額が増えていく逓増定期保険もあります。
- 保険期間中に生存していれば、一定期間ごとに生存給付金を受け取り、満了時にも生存給付金を受け取れる生存給付金付定期保険もあります。
- 満期保険金はありません。

② 養老保険



- 保険期間は一定で、死亡したときには死亡保険金を受け取れます。
- 満期時に生存していれば満期保険金を受け取れます。
- 死亡保険金と満期保険金は同額です。
- 受け取る満期保険金が払込保険料総額を下回る場合があります。

③ 終身保険〈有期払込タイプの例〉

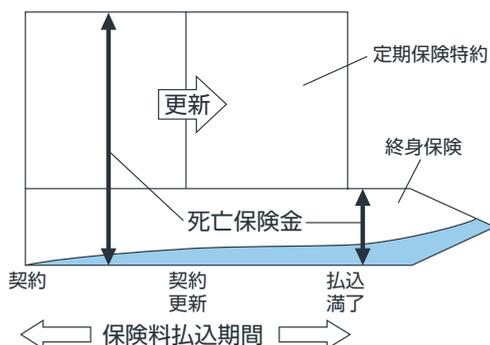


部または全部を活用して、生命保険会社が定める範囲内で年金保険や介護保険などに移行できる場合もあります。

- 受け取る死亡保険金額が払込保険料総額を下回る場合があります。

複数の生命保険を組み合わせた商品 ～定期保険特約付終身保険～

生命保険商品はさまざまな機能の保険種類を組み合わせで成り立っています。定期保険特約付終身保険は主契約と特約を組み合わせた生命保険商品の代表例です。



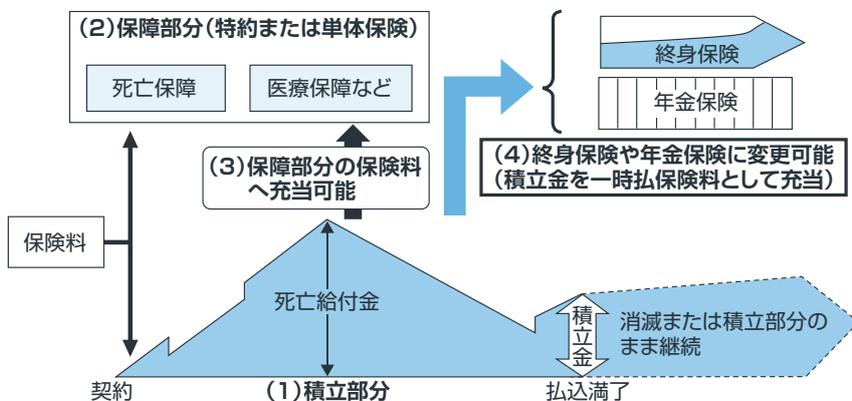
- 主契約である終身保険に定期保険特約を組み合わせたものです。
- 終身保険で生涯の死亡保障を準備し、より多くの保障が必要な期間などに定期保険特約で上乗せの死亡保障を準備できます。
- 定期保険特約が更新タイプの場合、更新を迎えると保険料が更新時の年齢・保険料率によって再計算されるため、通常更新前より高くなります。

更新

参照▶ 47ページ

④ 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)

〈死亡保障、医療保障などを付加した利率変動型積立終身保険の例〉



仕組図の□色は、責任準備金を表しています。
責任準備金
参照▶25ページ

積立部分を活用することにより、契約後の保障の見直しや払い込む保険料の調整ができる商品であり、利率変動型積立保険などと呼ぶ生命保険会社もあります。商品内容には、下記のような特徴があります。

(1) 積立部分が主契約です。

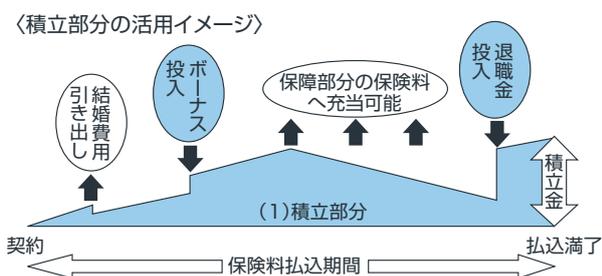
積立部分の保険料は生命保険会社の定める範囲内で自由に金額を変更できます。積立部分は所定の利率により運用され、一定期間ごと(毎年、毎月など)にその利率は見直され変動しますが、最低保証利率を下回ることはありません。

(2) 死亡保障や医療保障などの特約を主契約に付加するのが一般的です。

特約ではなく、他の主契約(単体の保険)を組み合わせる商品もあります。契約後、生命保険会社の定める範囲内で特約の中途付加・変更、保障額や保険期間の変更などが可能ですが、保障の範囲を広げたり、保障額を増やしたりする場合は告知や診査が必要です。

(3) 積立金は生命保険会社の範囲内で引出しや投入が可能です。

保険料は積立部分と保障部分の保険料から成り立っており、所定の範囲内で保障を減らしてその分の保険料を積立部分に振り分けたり、保障を増やして積立部分への保険料を減らしたりすることができます。また、一時金を投入し、老後保障などの準備をすることや、所定の範囲内で積立金を引き出すこともできますが、引き出す場合には生命保険会社所定の手数料がかかることもあります。



(4) 終身保険や年金に移行することができます。

保険料払込満了時に積立金の全部または一部を一時払保険料として充当することにより無告知で終身保険や年金保険に変更・移行できます。ただし、積立金が一定額以上必要であり、一定額未満の場合は積立金を受け取り、契約は消滅します(保険料払込満了後も積立部分をそのままにして契約を続けられる商品もあります)。

※契約から一定期間経過後に、積立部分への保険料の払込みを止めることができる商品もあります。

※終身保険などへ変更する前に災害以外で死亡した場合、主契約からは積立金相当額の死亡給付金を受け取れます。災害による死亡の場合は、積立金相当額の1.1倍などの災害死亡給付金を受け取れます。

※保険料の払込みがないまま保険料払込猶予期間を過ぎた場合、保険料の自動振替貸付はなく、積立金を活用して保険料に振り替えられますので、積立金が少額の場合は保険料の振替えができずに契約は失効します。

自動振替貸付
参照▶80ページ
失効
参照▶81ページ

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。
責任準備金
参照▶25ページ

生命保険会社によっては、所定の状態に加え急性心筋梗塞、脳卒中で所定の手術を受けたときも特定疾病保険金を受け取れる商品があります。

右記の所定の状態については、生命保険会社によって異なりますので、「約款」による確認が必要です。

参照▶113ページ

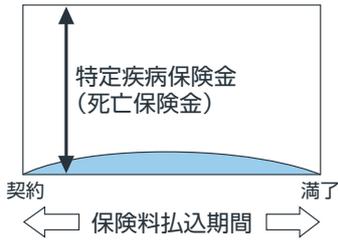
収入保障保険の課税

参照▶140ページ

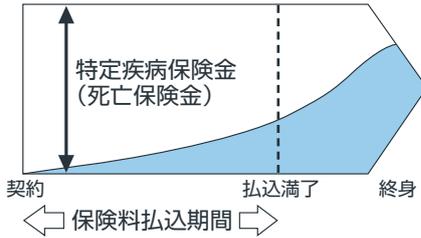
収入保障保険を取扱う生命保険会社は増加しています。

⑤ 特定疾病保障保険(三大疾病保障保険)

(特定疾病保障定期保険の例)



(特定疾病保障終身保険の例)



- がん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態(注)になったとき、死亡保険金と同額の特定疾病保険金を受け取れます。
- 死亡保険金がないタイプとあるタイプがあります。
- 特定疾病保険金を受け取った時点で、契約は消滅します。
- 保険期間が一定の定期タイプと一生涯の終身タイプがあります。
- 満期保険金はありません。
- 保険会社により、3大疾病を5大疾病や重大疾病として保障対象の疾病範囲を拡大している商品もあります。

(注) 特定疾病保険金は所定の病気のいずれかに罹患しただけで受け取れるわけではありません。

例えば、次の「所定の状態」に該当した場合に受け取れます。

がん 契約後に、生まれて初めてがんにかかったと医師によって診断確定されたとき

(責任開始から90日以内に乳房の悪性新生物と医師により診断確定されたときや、上皮内がん、皮膚がんは対象外。ただし、皮膚の悪性黒色腫は対象)

急性心筋梗塞 契約後に急性心筋梗塞となり、医師の診療を受けた初診日から60日以上労働が制限

される状態が継続したと医師によって診断されたとき(狭心症などは含まれない)

脳卒中 契約後に脳卒中になり、医師の診療を受けた初診日から60日以上、言語障害、運動失調、まひ

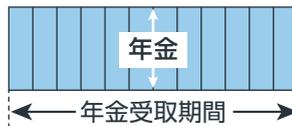
などの神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

⑥ 収入保障保険(生活保障保険)

〈年金の受取回数が最低保証5年の例〉

ケース1

死亡から満了までの年金受取回数が最低保証分以上となるケース



ケース2

死亡から満了までの年金受取回数が最低保証分に満たず、最低保証分を受け取るケース

例:最低保証5年、60歳満了の契約で、58歳で死亡した場合には2年間ではなく5年間受け取れます。

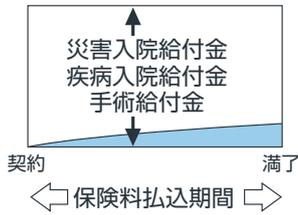


- 死亡したとき以後、契約時に定めた期間中に継続して年金を受け取れます。年金受取回数は死亡時期によって変わります(一般的に、受取回数には最低保証があります)。
- 年金の受取りは年1回、毎月など商品により異なります。年金に代えて一時金による受取りを選択できますが、一時金は年金現価相当額となるため年金受取総額よりも減少します。
- 満期保険金はありません。
- 後述(32ページ)の「就業不能保険」の保障を追加できる商品もあります。

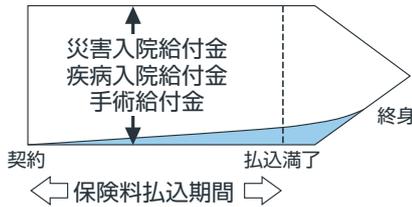
2. 医療保障等を目的とした主契約

①医療保険

〈定期タイプの場合〉



〈終身タイプ(有期払込)の場合〉



- 病気やケガで入院・手術した場合に、入院給付金や手術給付金を受け取れます。
- 保険期間が一定の定期タイプと一生涯保障の終身タイプがあります。
- 最近では死亡した場合の死亡保険金が無い商品が多く、解約返戻金の無い商品もあります。
- 一般的に満期保険金はありません。主に定期タイプでは、保険期間満了時まで入院が無かった場合などに、健康祝金(無事故給付金など)を受け取れる商品もあります。
- 入院日数に関わらず一時金を受け取れる商品や、所定の日数以上になると追加で給付金を受け取れる商品もあります。

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

参照 25ページ

医療保険では、高度障害状態になった場合、一般的に保険料の払込みが免除となり保障は継続されます。

各社の医療保険にほぼ共通している給付内容

保障内容	標準的な仕組み
災害入院給付金 疾病入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害入院給付金は災害や事故によるケガで180日以内に入院したときに受け取り、疾病入院給付金は病気で入院したときに受け取れる。 ● 災害入院給付金、疾病入院給付金の対象となる日数は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①【日帰り入院型】日帰り入院の場合を含めて入院1日目から受け取れる。 ②【1泊2日型】継続して2日以上入院したとき、1日目から受け取れる。 ③【5日型(4日免責)】継続して5日以上入院したとき、5日目から受け取れる。 ● 1入院支払限度日数は30日、60日、120日、180日、360日、730日などがある。 ● 通算支払限度日数は700日、1000日、1095日などがある。 ● 同一理由による再入院の場合、一般的には前回の入院とあわせて継続した1回の入院として扱われる。ただし前回の退院日の翌日から180日を経過した再入院は別入院となる(前後の入院が別の病気による場合でも、退院日翌日から180日以内に開始した分は継続した1回の入院と判定される商品もある)。
手術給付金	<p>商品・契約時期により、手術給付金支払いの対象となる手術が決められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 88種類の所定の手術を対象とするタイプ 手術の種類に応じて入院給付金日額(入院1日あたりの給付金額)の10倍・20倍・40倍となっていて、手術ごとの給付倍率は約款に記載されている。 ◆ 公的医療保険対象の手術に給付を行うタイプ 公的医療保険の対象となる手術(一部を除く)で、入院を伴う場合は入院給付金日額の10倍または20倍、入院を伴わない場合は5倍となっている。 ◆ 上記2つの給付範囲を併用するタイプ 88種類の所定の手術に該当する場合は、その給付倍率に応じた給付金を受け取れる。88種類の所定の手術に該当しない場合は、入院を伴う公的医療保険対象の手術(一部を除く)であれば給付金を受け取り、給付倍率は入院給付金日額の5倍となっている。

「日帰り入院」とは、入院基本料などの支払いが必要となる、入院日と退院日が同一の入院をいいます。例えば、未明に緊急入院したが、その後容態が落ち着いたため、同じ日の夕方に退院した場合などが該当します。

入院日数や手術種類ではなく、医療報酬点数を基準に給付されるものもあります。

手術給付金支払いの対象となる手術

参照 128ページ

公的医療保険対象の手術に給付を行うタイプでは、所定の放射線治療について、「放射線治療給付金」が支払われるのが一般的です。なお、その他のタイプでは手術給付金として支払われます。

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

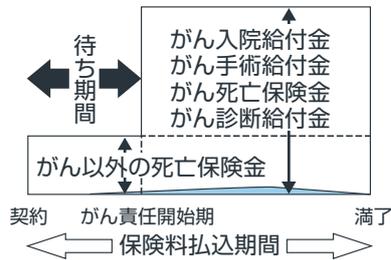
参照▶25ページ

がんの種類によっては一部、給付の対象とならないものもありますので、約款による確認が必要です。

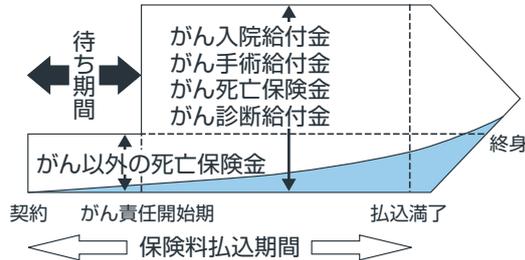
がん保険では、高度障害状態になった場合、一般的に保険料の払込みが免除となり保障は継続されます。

②がん保険

〈定期タイプ(の例)〉

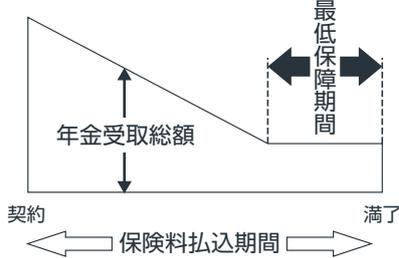


〈終身タイプ(有期払込)の例〉



③就業不能(保障)保険

〈定期タイプ・年金で受け取る場合の例〉



- がんによる入院、所定の手術を受けたときに給付金や、がんによる死亡時に保険金を受け取れます。
- がん以外による死亡の場合の保険金は少額です。
- がん死亡保険金、がん以外による死亡保険金が無いものもあります。
- がん診断給付金や退院後療養給付金を受け取れるものもあります。
- 保険期間が一定の定期タイプと一生涯保障の終身タイプがあります。
- 入院給付金の支払日数は無制限です。
- 契約から90日間の「待ち期間」経過後が、がん責任開始期です。がん責任開始期前にがんと診断された場合、保険契約は無効となります。
- ※「待ち期間」がない商品もあります。
- ※最近では、放射線治療・化学療法など通院治療への給付を重視する一方で入院時の給付を無くしたタイプなど、多様化が進んでいます。
- 病気やケガで「所定の就業不能状態」が「所定の期間継続したとき」に、一時金や年金、月払いの給付金などの給付を受けることができます。
- 「所定の就業不能状態」は商品によって異なりますが、入院または医師の指示による在宅療養とするものや、「国民年金の障害等級1・2級」「公的介護保険の要介護2以上」に該当する場合などにも対象を広げているものがあります。
- 入院・在宅療養が必要な「所定の期間」は、30日・60日・120日・180日以上継続したときなど商品によって異なります。
- 精神疾患が対象になるものと、ならないものがあります。
- がん・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全で所定の期間継続して入院・在宅療養した場合など、特定の疾病に絞って保障する商品などもあります。
- 保険期間は一般的に定期タイプ(一定期間の保障)です。
- 主婦(主夫)など、働いていなくても加入できる商品があります。

健康増進型保険について

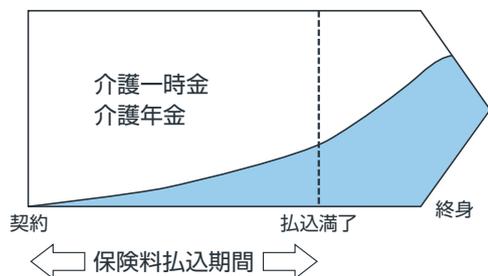
近年、健康への関心が年々高まっています。健康増進型保険は保険契約後の健康状態や健康増進への取組みによって保険料の割引や還付金などがある保険です。医療保険やその他の保険で、次のようなタイプを取り扱う生命保険会社があります。

- 毎年の健康診断結果により割引などがある生命保険
契約後の毎年の健康診断結果で一定の基準を満たしている場合、保険料が割引されるものや還付金を受け取れるものがあります。健康年齢をもとに還付金を受け取れるものもあります。
- 「運動習慣」で割引などがある生命保険
契約後の健康増進活動(ウォーキング等)に応じて、保険料が変動するものや還付金を受け取れるものがあります。

3. 介護保障を目的とした主契約

①介護保険

〈終身タイプ(有期払込)の例〉



- 寝たきりや認知症によって③「約款に定める所定の要介護状態」になり、その状態が④「一定期間継続」したと医師により診断確定されたときに、介護一時金(保険金)または介護年金、介護一時金+介護年金を受け取れます。年金は、一定期間または一生涯受け取れます。一生涯受け取るタイプは、毎年の請求時に給付要件を満たしてい

る限り、年金を受け取れるものが多くなっています。公的介護保険の要介護認定に連動して受け取れるものもあります。

- 死亡保険金があるタイプとないタイプがあります。
- 保険期間が一定の定期タイプと一生涯保障の終身タイプがあり、介護年金支払事由に該当しないままですら所定の時期に生存していた場合には、健康祝金を受け取れるものもあります。

⑤「所定の要介護状態」と⑥「一定期間継続」とは

	寝たきりの場合	認知症の場合
⑤所定の要介護状態(例)	以下の1に該当し、かつ2~5のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 1.寝返りまたは歩行が自分ではできない 2.衣服の着脱が自分ではできない 3.入浴が自分ではできない 4.食物の摂取が自分ではできない 5.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない	器質性認知症※1と医師により診断確定され、意識障害(意識混濁、意識変容)のない状態において見当識障害※2があり、かつ、他人の介護を要する状態
⑥一定期間継続(例)	180日継続	180日(会社によっては90日)継続

※上記は一般的な例です。上記とは異なる概念の基準を設ける生命保険会社もあります。

【参考】「認知症」に焦点をあてた生命保険

- 介護保険は認知症になった場合・ならなかった場合を問わず、所定の要介護状態を保障するのが一般的です。「認知症」による要介護状態への備えに焦点をあてた保険商品もあります。
- 保障内容は様々ですが、認知症になったとき(もしくは、認知症になり、かつ、一定の要介護状態に該当した場合)に給付金が受け取れるもの、認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)と診断された時点で給付金を受け取れるものがあります。
- 保険期間中、認知症にならずにいると、一定年数ごとに予防給付金を受け取り、認知症予防に役立てることができるものもあります。
- 保険金や給付金の受取り方は、一時金で受け取るタイプと年金形式で受け取るタイプがあります。

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

参照 25ページ

※1 器質性認知症とは
①脳内に後天的に起こった器質的な病変または損傷があり、かつ、②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものをいいます。具体的には老年認知症、初老期認知症、動脈硬化性認知症、アルツハイマー病の認知症、脳血管性認知症などが該当します。

※2 見当識障害とは
①時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない
②場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない
③人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない
①~③のいずれかに当てはまれば該当します。

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

参照▶ 25ページ

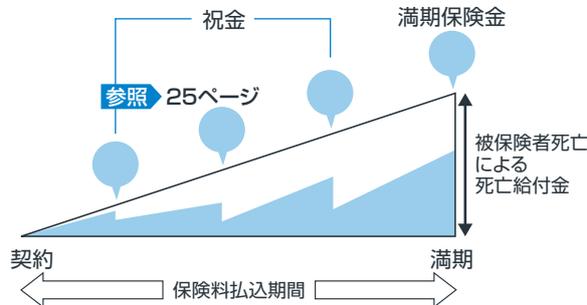
予定利率などの基礎率

参照▶ 95ページ

個人年金保険では、高度障害状態になった場合、一般的に保険料の払込みが免除されます。ただし、契約の申込時に健康状態などに関する告知が不要な「無選択型個人年金保険」については保険料免除の取扱いがありません。

4. 資産形成を目的とした主契約

①こども保険(学資保険)

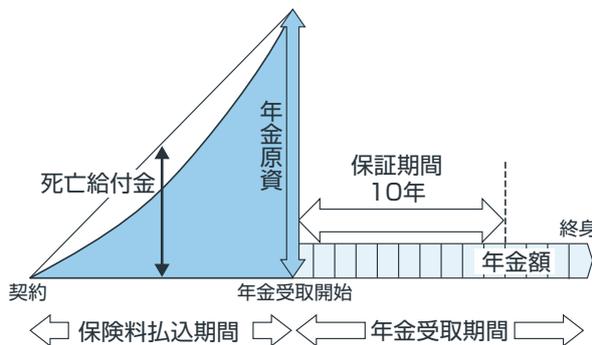


- 保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、以降の保険料払込は免除されます。また、養育(育英)年金を受け取れるものもあります。
- 祝金が支払われると、直後の責任準備金は減少します。
- 受け取る祝金・満期保険金の総額が払込保険料総額を下回る場合もあります。
- 一般の生命保険と異なり、保険料は契約者、被保険者両方の年齢・性別によって計算されます。

- 子どもが被保険者、親または祖父母が契約者として契約する保険です。
- 子どもの年齢や入学時期に応じて祝金を、18歳・20歳・22歳などの満期時に満期保険金を受け取れます。祝金を年金形式で受け取れる商品もあります。
- 保険期間の途中で被保険者である子どもが死亡した場合、払い込んだ保険料相当額の死亡給付金を受け取れます。

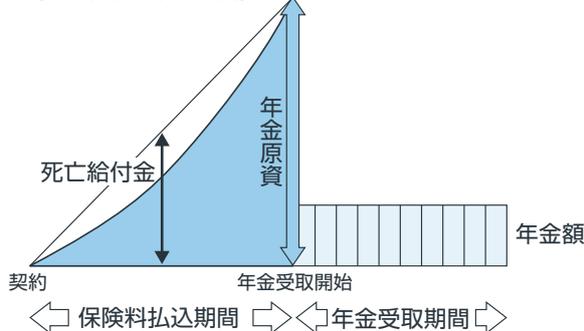
②個人年金保険

〈10年保証期間付終身年金の例〉



- 契約時に定められた基礎率(予定利率など)にもとづく基本年金額を、契約時に定めた一定の年齢から受け取れます。
- 年金を受け取る期間でいくつかの種類があります(下記のうち有期年金、夫婦年金は、他の受取期間の年金として契約し、年金受取開始時に年金の種類を変更する取扱いが一般的です)。

〈10年確定年金の例〉



〈保証期間付終身年金〉保証期間中は生死に関係なく年金を受け取り、その後は被保険者が生存している限り終身にわたり年金を受け取れます。保証期間中に被保険者が死亡した場合、遺族は残りの保証期間に対応する年金、または一時金を受け取れます。

〈確定年金〉生死に関係なく契約時に定めた一定期間、年金を受け取れます。年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、遺族は残りの期間に対応する年金、または一時金を受け取れます。

〈保証期間付有期年金〉保証期間中は生死に関係なく年金を受け取り、その後は契約時に定めた年金受取期間中、被保険者が生存している限り年金を受け取れます。保証期間中に被保険者が死亡した場合、遺族は残りの保証期間に対応する年金、または一時金を受け取れます。保証期間のないものもあります。

〈夫婦年金〉夫婦いずれかが生存している限り年金を受け取れます。

〈長寿年金〉年金受取開始前の死亡給付金や解約返戻金の上限を払込保険料相当額の7割までなどに抑えることで、その分受け取る年金額を多くしています。

- 年金受取開始前に被保険者が死亡した場合、死亡給付金を受け取れます(死亡給付金をすでに払い込んだ保険料の累計額程度に抑えて、年金の受取額を多くした「生存保障重視型年金」もあります)。
- 年金額が毎年一定の定額型と、一定期間ごとに増えていく逓増型などがあります。
- 契約者は年金受取開始時に、契約時に選んだ年金種類を所定の範囲内で変更することができます。変更後の年金額は、年金受取開始時の基礎率を用いて計算されるのが一般的です。また一度年金を受け取った後は変更ができません。
- 契約の際、健康状態や職業などの告知が必要ですが、健康状態の告知を必要としない無選択型個人年金保険もあります。健康状態の告知が必要な個人年金保険の場合、保険料払込期間中に被保険者が高度障害状態に該当すると以後の保険料払込みが免除されます。無選択型個人年金保険の場合、この保険料免除機能はありません。
- 運用される予定利率を市中金利の動向などをもとに一定期間ごとに見直すものもあります。予定利率には最低保証があります。

年金受取開始時には保険料の払込みを終えており、基礎率は年金額の計算に用いられます。

生命保険商品の資産運用 ～「特別勘定」について～

- 次に解説する変額保険・変額個人年金保険では、終身保険や医療保険などといった一般の生命保険商品の運用資産(一般勘定)と明確に区別した特別勘定と呼ばれる勘定で資産運用が行われます。
- 特別勘定とは、運用実績を直接的に保険金や年金、解約返戻金に反映することを目的として運用される勘定です。この勘定をファンドとも呼びます。
- 特別勘定を用いる商品については、複数のファンドから契約者が運用先を選択できるものもあります。ファンド数は生命保険会社・商品ごとに異なり、一般勘定と同様に選択できないタイプもあります。
- ファンドを選択できる商品の場合、一般的に契約後の運用期間中も所定の回数までは、随時、ファンドの変更(スイッチングとも呼ぶ)を無料で行うことができます。ファンドの変更回数に制約のある商品もあります。
- 特別勘定の運用成果は、その成果が上がらなかった場合を含め、契約者に帰属します。株価や債券価格の下落、為替の変動などにより運用成果が上がらなかった場合、保険金・年金や解約返戻金は払込保険料総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 一般的に、変額個人年金保険の支払開始時に、年金原資(年金の支払いのもととなる積立金)は一般勘定へ移されます。

市場価格調整(MVA)を利用した生命保険

参照▶▶▶ 41ページ

生命保険の契約にあたって、生命保険会社が交付する説明・確認書類

参照▶▶▶ 54ページ

変額保険は、特定保険に該当します。

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

参照▶▶▶ 25ページ

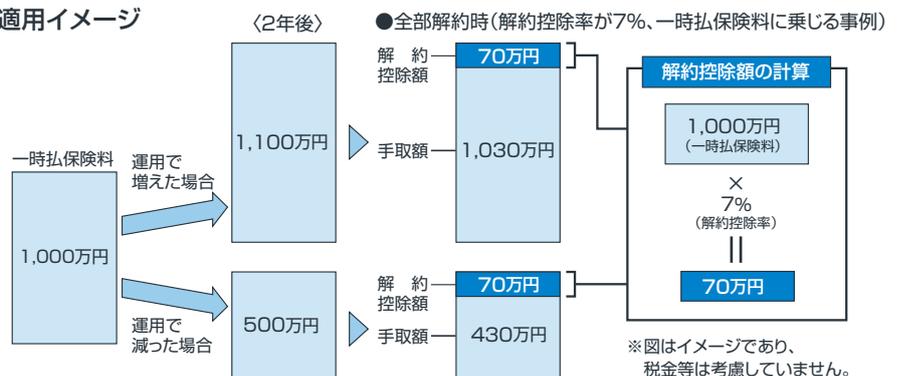
〈特定保険について〉

変額保険、変額個人年金保険、外貨建ての生命保険、市場価格調整(MVA)を利用した生命保険は、金融商品取引法を準用して保険業法で規制している特定保険(市場リスクを有する生命保険)に該当します。規制の内容として、これらの生命保険の契約時には市場リスクや負担する諸費用に関する書面を交付するなどがあります。

負担する諸費用の例

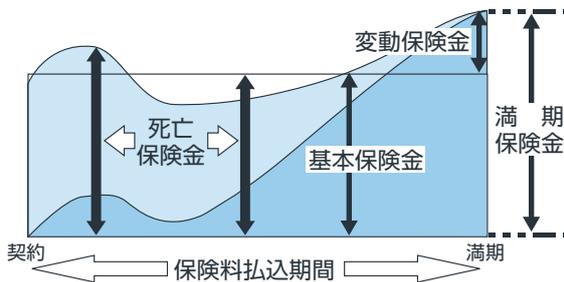
保険契約関係費	契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、契約の締結・維持・管理に必要な経費
資産運用関係費	投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用
解約控除	契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額(解約時のみ発生します)

■解約控除の適用イメージ

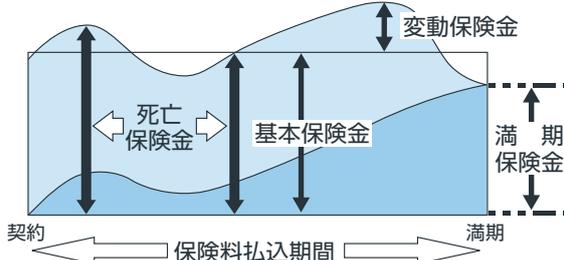


③変額保険 (有期型の例)

〈満期時に満期保険金が基本保険金を上回った場合〉



〈満期時に満期保険金が基本保険金を下回った場合〉

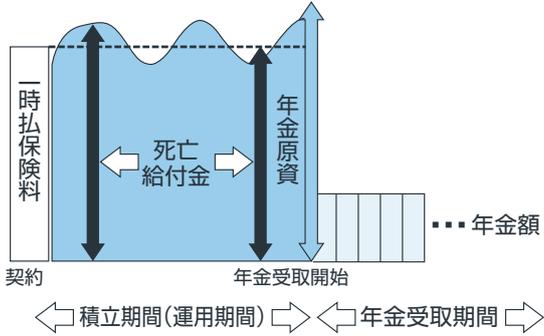


- 特別勘定で資産運用し、運用の実績により保険金や解約返戻金が増減する保険です。
- 保険期間が一定の有期型と、一生涯保障が継続する終身型があります。
- 死亡したとき、資産運用の実績によっては、基本保険金に上乗せして変動保険金を受け取れます。基本保険金は運用実績にかかわらず最低保証されるので、変動保険金が基本保険金を下回った場合でも基本保険金は受け取れます。
- 有期型の場合、満期を迎えると満期保険金を受け取れます。満期保険金は資産運用の実績によって変動し、最低保証はありません。
- 解約返戻金には、最低保証はありません。

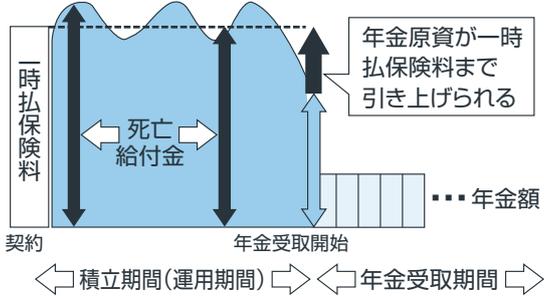
④変額個人年金保険

●基本的な型

〈年金原資が払込保険料を上回った場合〉

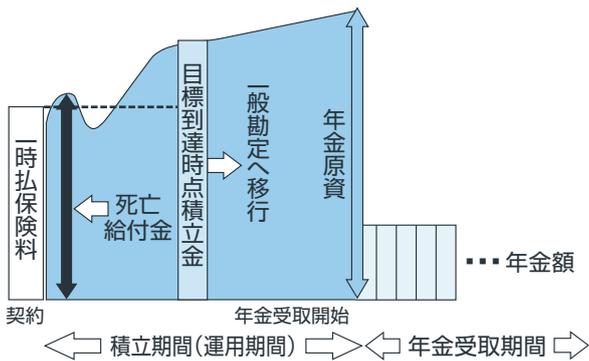


〈年金原資が払込保険料を下回った場合
(一時払保険料分の保証がある場合)〉

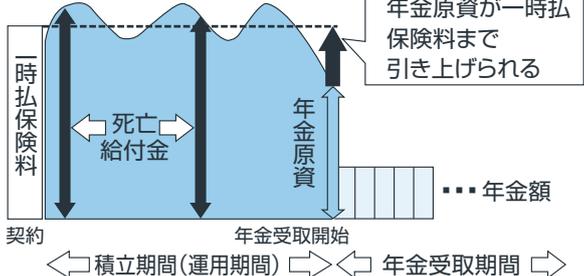


●ターゲット型

〈設定した目標に運用実績が到達した場合〉



〈設定した目標に運用実績が到達せず一時払保険料を下回った場合
(一時払保険料分の保証がある場合)〉



- 特別勘定で資産運用し、運用実績により年金額や解約返戻金などが増減する個人年金保険です。一般的に年金原資(年金の支払いのもとになる積立金額)に最低保証があり、多くの場合、保険料の払込みは一時払です。
- 年金額が年金受取開始後一定のタイプ(年金原資を一般勘定に繰入れ)と、受取開始後も引き続き増減するタイプ(年金原資を特別勘定で管理)があります。
- 年金受取開始前に被保険者が死亡した場合に受け取る死亡給付金については、多くの商品に最低保証があります。
- 解約返戻金には、一般的に最低保証はありません。
- 受取の「最低保証」をパンフレットに表示している場合、何について、いつの時点で保証なのかを確認する必要があります(年金原資・年金額・死亡給付金・解約返戻金)。

- 契約してから一定期間経過後にあらかじめ設定した目標値に運用実績が到達した場合に、運用実績を確保して一般勘定へ移行し、以後の運用を安全・安定的に行う商品です。その時点で年金を開始する商品や一時金として受け取れる商品もあります。設定した目標に運用実績が到達しなかった場合は、一時払保険料分の保証がある商品であれば、基本的な型と同様、年金原資は一時払保険料まで引き上げられます。
- 解約返戻金には、一般的に最低保証はありません。

変額個人年金保険は特定保険に該当しません。

参照 36ページ

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。

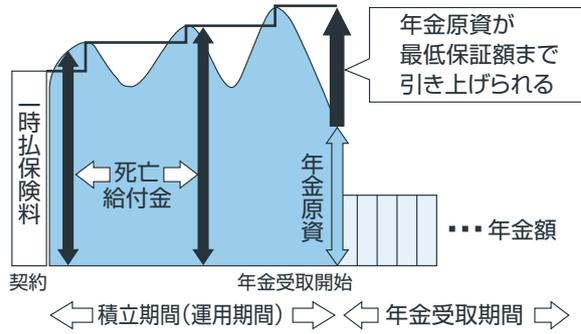
責任準備金

参照 25ページ

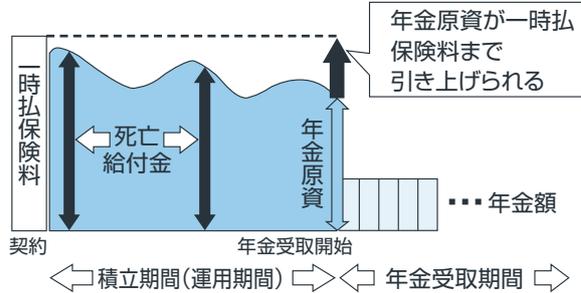
仕組図の□色は、責任準備金を表しています。
責任準備金
参照 25ページ

●ラチェット型

〈最低保証額が引き上げられた場合〉



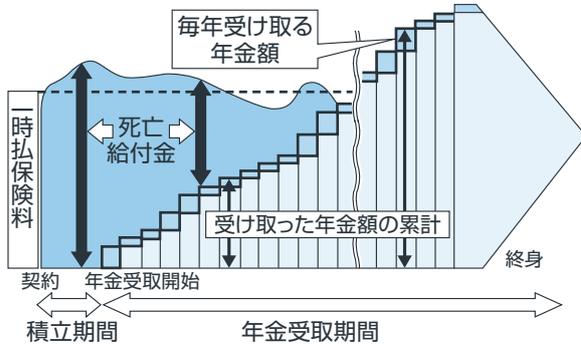
〈最低保証額が引き上げられず一時払保険料を下回った場合〉



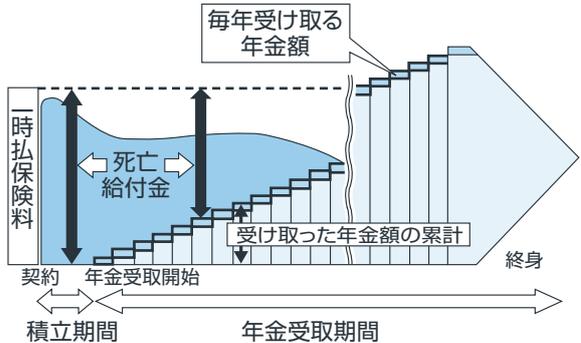
●運用実績が好調の場合、年金原資や死亡給付金などの最低保証額が、積立金の増加に応じて引き上げられる商品です。一度引き上げられた最低保証額は、以後引き下げられることはありません。最低保証額が引き上げられても解約返戻金の最低保証はありません。運用実績が不調で最低保証が引き上げられなかった場合は、基本的な型と同様、年金原資は一時払保険料まで引き上げられます。

●早期年金開始型

〈運用実績が好調で複数年の年金額が増加した場合〉



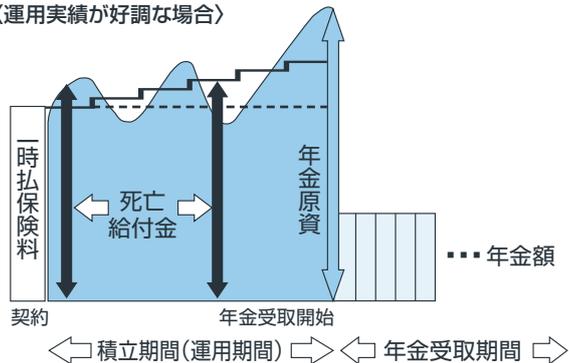
〈運用実績が不調で毎年の年金額が最低保証されている場合〉



●契約日より最短1年後から年金受取が可能な商品で、多くは終身年金での取扱いです。受け取る毎年の年金額には最低保証があり、運用実績が好調な場合は増加します。死亡した場合に受け取れる死亡給付金は、一時払保険料と受け取った年金額の累計との差額相当額などとなります。死亡時に運用実績が不調の場合、受け取った年金額の累計が一時払保険料を超過していると、死亡給付金は受け取れません。

● ロールアップ型

〈運用実績が好調な場合〉



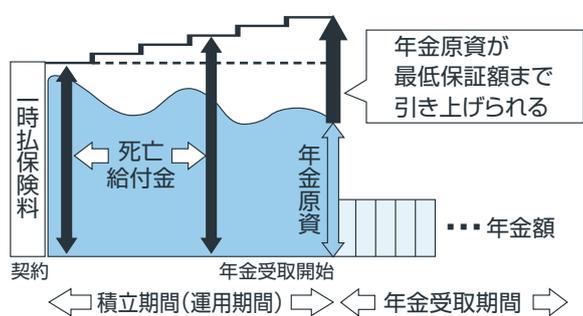
- 運用実績にかかわらず毎年所定の割合で年金原資や死亡給付金などの最低保証額が増える仕組みの商品もあります。一度引き上げられた最低保証額は、以後引き下げられることはありません。最低保証額が引き上げられても解約返戻金の最低保証はありません。

仕組図の■色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

参照 25ページ

〈運用実績が不調な場合〉



5. その他の主契約

④ 限定告知型生命保険

〈医療保険の例〉



- 契約時に医師による診査がなく、健康状態について告知する項目も通常より少ない生命保険です。これらは生命保険会社が申込みを引き受ける際の基準が緩和されており、「引受基準緩和型」、「条件緩和型」などとも呼ばれます。医療保険や終身保険、養老保険、定期保険等で取り扱われています。

■ 引受基準を緩和したタイプの特徴

- 健康状態に関する2～5つ程度の簡素化された告知項目に該当するものがないなどの条件を満たすと、「持病を抱えている」「現在、病気で通院・服薬中」といった人も原則として契約できます。
- 通常の医療保険の場合、給付金の支払いの対象となるのは、原則として責任開始後に発病した病気等による入院・手術に限られます。ただし、限定告知型医療保険の場合、一般的に責任開始前に発病した病気等でも、責任開始後に症状が悪化したことを原因とする入院・手術の場合は支払いの対象となります。
- 契約後1年間は保険金額・給付金額が半額になるなど、保障内容には制限があります。

〈健康状態に関する告知項目の例〉

- ① 過去2年以内に、入院または手術をしたことがある
- ② 過去5年以内に、がんで入院または手術をしたことがある
- ③ 今後3ヵ月以内に入院または手術の予定がある
- ④ 現時点でがんまたは肝硬変と医師に診断または疑いがあると指摘されている
- ⑤ 現在までに、公的介護保険の要介護認定を受けたことがある

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

参照▶25ページ

特別条件について

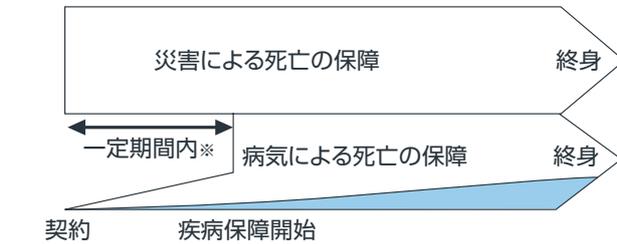
参照▶63ページ

生命保険商品の変遷

参照▶49ページ

② 無選択型生命保険

〈終身保険の例〉



※契約後一定期間内に病気で死亡すると、既に払い込んだ保険料相当額を受け取れます。

保険料相当額を受け取れます。なお、災害死亡の場合は、契約当初から死亡保険金を受け取れます。

- 保険料の払込期間を一生涯としている商品が多くなっています。医療関係の特約を付加することはできません。

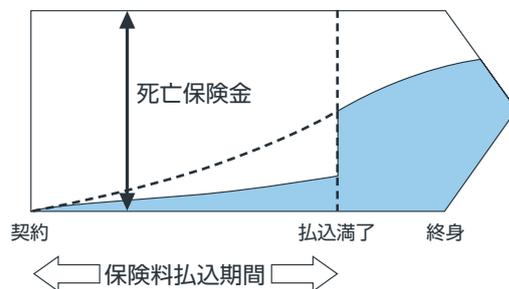
- 契約時に健康状態に関する告知や医師による診査がない生命保険です。終身保険や個人年金保険等で取り扱われています。
- 契約後2年間など一定期間内に病気により死亡した場合は、死亡保険金ではなく既に払い込んだ

被保険者の健康状態にあわせた生命保険

- ④や⑤の商品は告知が必要な保険に比べて、保険料は高く設定されています。傷病歴があっても、健康状態に応じて通常の保険に契約できることもあります(保険料の割増などの特別条件がつくことがあります)。
- 傷病歴があっても契約しやすい商品がある一方で、健康状態が良好な被保険者を対象とする商品もあります。健康状態が一定以上の基準を満たしている場合や過去1年間(2年間とする会社もあります)喫煙していない場合、通常より安い保険料率などが適用される生命保険です(優良体保険料率や非喫煙割引保険料率の適用など)。定期保険や収入保障保険などでこのタイプを取り扱う生命保険会社があります。

③ 無解約返戻金型・低解約返戻金型生命保険

〈低解約返戻金型終身保険の例〉

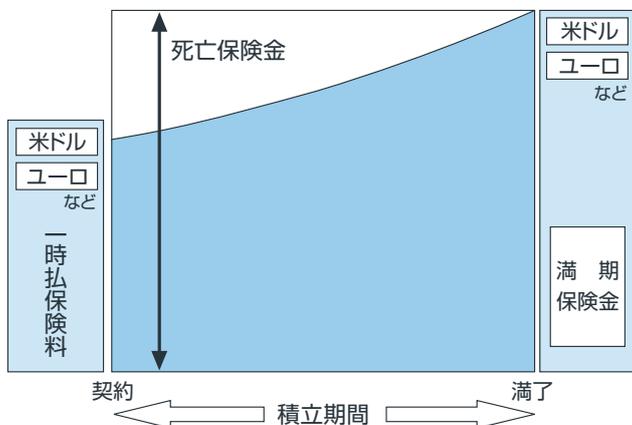


受取りや解約による一時金の受取りなども可能です。また解約返戻金のない定期保険や収入保障保険、医療保険なども販売されています。

- 契約期間中の解約返戻金を無くしたり(無解約返戻金型)、低くする(低解約返戻金型)ことで保険料を割安に設定している生命保険です。
- 低解約返戻金型として、保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えて保険料を割安にしている終身保険があります。保険料払込満了後は解約返戻金が低く設定された期間が終了し、年金

④ 外貨建ての生命保険

〈外貨建ての養老保険の例〉



- 個人年金保険、終身保険、養老保険、介護保険などの保険種類について、保険料の払込みや保険金等の受取りを外貨建てで行う仕組みを取り入れたものです。
- 海外の比較的高い金利を反映することで、予定利率を高く設定しています。
- 為替レートの変動により、受け取る円換算後の保険金額が契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、受け取る円換算後の保険金額が払込保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

仕組図の■色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

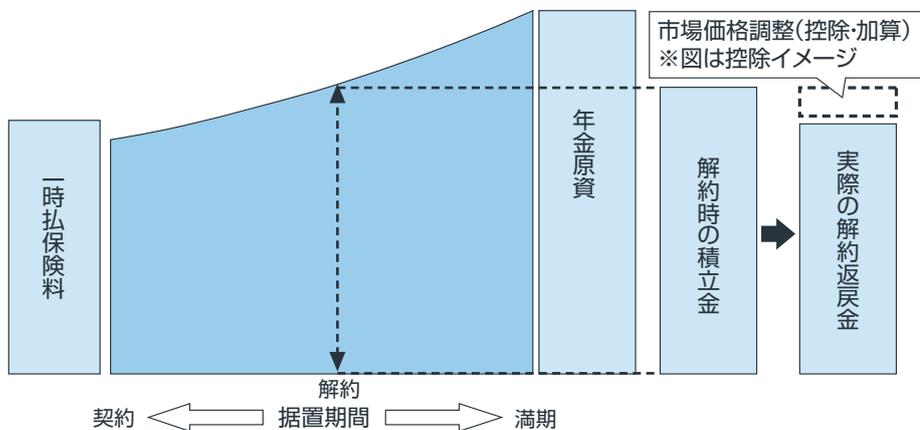
参照 25ページ

予定利率

参照 95ページ

⑤ 市場価格調整(MVA)を利用した生命保険

〈市場価格調整を利用した個人年金保険の例〉



- 個人年金保険、終身保険などの保険種類について、市場価格調整により解約返戻金変動する仕組みを取り入れたものです。
- 一般的には、中途解約時に、積立金額に所定の「市場価格調整率」を用いて、解約時点の運用資産の価値を解約返戻金に反映(控除・加算)しています。市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、解約返戻金が払込保険料の総額を下回ることがあります。

銀行窓販

参照▶ 57ページ

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。

責任準備金

参照▶ 25ページ

外貨建ての生命保険

参照▶ 41ページ

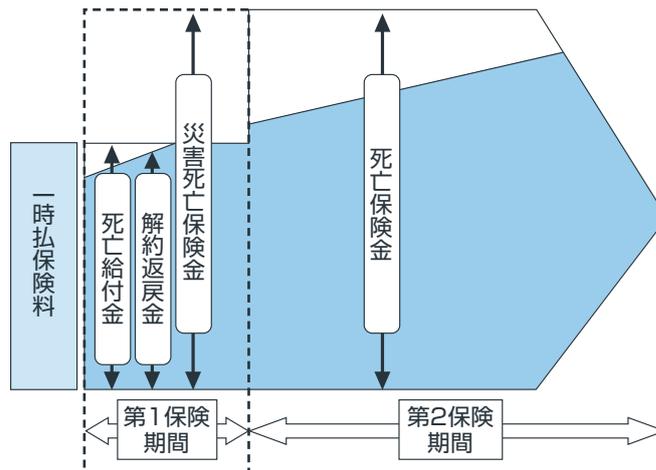
契約者貸付

参照▶ 83ページ

金融機関で販売されている生命保険商品

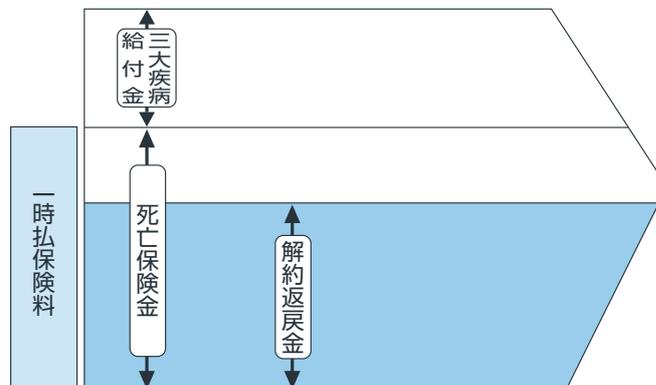
銀行や信用金庫等の金融機関では個人年金保険や終身保険、医療保険など、様々な生命保険商品が販売されています。例えば一時払の終身保険については、次のようなものが金融機関専用の商品として取り扱われている場合があります。これらの商品は、名称は終身保険であっても一般的な終身保険とは保障内容や商品性が異なります。

〈所定期間経過後に死亡保険金額が増加する終身保険の例〉



- 保険期間を2つに区分し、第1保険期間中は一時払保険料と同額の死亡給付金とし、第2保険期間では増加した死亡保険金を受け取れる終身保険です。
- 第1保険期間中の災害死亡の場合は、第2保険期間における死亡保険金と同額の災害死亡保険金を受け取れます。

〈三大疾病の保障が付加された終身保険の例〉



- 死亡時には死亡保険金を、三大疾病に罹患して所定の状態になったときには三大疾病給付金を受け取れます。
- 一般的な一時払の終身保険と比較すると、解約返戻金が一時払保険料を上回るまで長期間かかる、または常に一時払保険料を下回るなどの特徴があります。

上記の例以外にも、死亡保険金が第1保険期間は毎年一定の割合で増加し、第2保険期間は金利情勢に応じた増加が期待できる逓増終身保険や、積立利率が10年毎に更改され、増加した積立金を毎年受け取る外貨建終身保険など、複数の特徴を組み合わせられた商品が販売されています。これらの商品は契約時の初期費用や市場価格調整、為替リスクなどにより、受け取る死亡保険金や解約返戻金が一時的に一時払保険料を下回ることがあります。

また、一時払の終身保険は、預金のように必要な時に必要な現金を自由に引き出せるわけではありません。一時的に現金が必要な場合、解約返戻金の一定範囲内で契約者貸付を受けられる場合もありますが、保険会社所定の利息がかかります。

3 主な特約の種類

説明は一般的な内容を示したものです。生命保険会社や商品により内容は異なります。

特約についての注意事項

- 特約の付加条件は生命保険会社によって異なります。主契約や特約の種類によっては付加できない場合があります。
- 特約の保険期間は通常、主契約の保険期間または保険料払込期間と同じです。ただし、終身保険や個人年金保険の終身年金に疾病入院特約や災害入院特約を付加した場合は、原則80歳まで(生命保険会社や商品によっては一生涯)継続できます。なお、保険料払込満了後もそれらの特約の継続を希望する場合には、通常、主契約の保険料払込期間満了時に特約の保険料を一括または年払などで払い込む必要があります。
- 死亡保障のある特約については、所定の高度障害状態になったときに、死亡保険金と同額の高度障害保険金(給付金)を受け取れます。通常この保険金(給付金)を受け取った時点で、契約(特約)は消滅します。
- 傷害特約・災害入院特約・疾病入院特約・通院特約・長期入院特約・手術特約などには、主契約の被保険者以外の家族を同時に保障の対象とする「家族型」を取り扱う生命保険会社もあります。

● 主な特約の保障内容の違いによる分類

死亡保障を厚くする特約	
定期保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間は一定で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金を受け取れます。 ● 保険金額が保険期間中一定で変わらない定額タイプが一般的ですが、保険料が一定で、契約後一定期間ごとに保険金額が減っていく逓減定期保険特約や保険金額が増えていく逓増定期保険特約もあります。 ● 満期保険金はありません。
家族定期保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間内に被保険者として定めた家族が死亡したとき、死亡保険金を受け取れます。
収入保障特約 (生活保障特約)	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡したとき以後、契約時に定めた満期まで年金を受け取れます。年金を受け取れる回数は死亡時期によって変わります。 ● 一般的に受取回数には最低保証があり、満期までの年金受取回数が最低保証に満たない場合、最低保証分を受け取れます。 ● 死亡したとき以後に受け取れる年金の回数があらかじめ決まっているタイプを取り扱う生命保険会社もあります。
生存給付金付 定期保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間中に死亡したときに死亡保険金を受け取れ、生存していれば一定期間が経過するごとに保険期間の途中で生存給付金を受け取れます。
特定疾病 (三大疾病) 保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になったとき、生前に死亡保険金と同額の特定疾病保険金を受け取れます。特定疾病保険金を受け取った時点で、特約は消滅します。 ● 死亡したときは、死亡保険金がないタイプとあるタイプがあります。 ● 保険期間が一定期間の定期タイプと一生涯の終身タイプがあります。 ● 満期保険金はありません。
終身保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間は一生涯で、死亡した場合に死亡保険金を受け取れます。 ● 満期保険金はありません。

所定の高度障害状態
参照 125ページ

家族型の新規取扱いがない生命保険会社もあります。

がん、急性心筋梗塞、脳卒中による所定の状態(参照 113ページ)については、生命保険会社によって異なりますので、「ご契約のしおり(定款)約款」などによる確認が必要です。

不慮の事故

参照▶▶▶ 131ページ

医師の指示による宿泊施設・自宅等療養を入院と同様の扱いとする場合もあります。

例) 新型コロナウイルス感染症による在宅療養等

手術給付金は、手術特約という別の特約から給付する生命保険会社もあります。疾病・災害入院特約など2つ以上の特約の内容を組み合わせ、「総合医療特約」などとして取り扱う生命保険会社もあります。

不慮の事故による死亡・障害状態に備える特約	
災害割増特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 不慮の事故または所定の感染症で死亡したとき、主契約の死亡保険金に上乗せして災害死亡保険金を受け取れます。
傷害特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 不慮の事故または所定の感染症で死亡したとき、主契約の死亡保険金に上乗せして災害死亡保険金を受け取れます。 ● 不慮の事故で所定の障害状態になったときは、障害の程度に応じて障害給付金を受け取れます。 <p>※感染症で障害状態になったときは、給付されません。</p>
<p>※感染症とは 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に規定されている特定の疾病のうち、生命保険会社が定める所定の感染症で、コレラ・細菌性赤痢・ジフテリア・腸チフス・特定の出血熱などが該当します。</p> <p>感染症法上の区分では、感染症の分類は8種類あり(「一類」「二類」「三類」「四類」「五類」「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」)、多くの生命保険会社では、そのうち「一類」、「二類」、「三類」の中から「所定の感染症」を定めていました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は感染症法上、当初は「指定感染症」に、また、2021(令和3)年2月の改正感染症法の施行以降は「新型インフルエンザ等感染症」と定義されています(2021年9月現在)が、いずれも生命保険会社が約款で定めていた「所定の感染症」に該当しないため、通常は上記特約の支払対象とはなりません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が未だ社会に甚大な影響を与えていることに鑑み、多くの生命保険会社で特別取扱いにより支払を行ったり、もしくは約款自体を改定して支払対象に含めたりしています。</p>	
入院、手術、通院など病気・ケガの治療全般に備える特約	
疾病入院特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気で入院したときに、入院給付金を受け取れます。また、病気や不慮の事故(ケガ)で所定の手術をしたときに、手術給付金を受け取れます。
災害入院特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 不慮の事故(ケガ)で入院したときに、入院給付金を受け取れます。
家族型入院特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間内に被保険者として定めた家族が入院をしたとき、入院給付金を受け取れます。
入院一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院給付金の支払対象となる入院をした場合、入院給付金とは別に入院一時金を受け取れます。
通院特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院給付金の支払対象になる入院をして、退院後、その入院の直接の原因となった病気やケガの治療を目的として通院した場合に通院給付金を受け取れます。 ● 退院後だけでなく、入院前の通院も保障するタイプを取り扱う生命保険会社もあります。
退院給付特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病(災害)入院給付金の支払対象になる入院を継続5日など所定の日数以上したあと、生存して退院したとき、給付金を受け取れます。 ● 疾病(災害)入院特約と一緒に付加します。

所定の要介護状態に備える特約	
介護特約	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たきりや認知症により所定の要介護状態になり、その状態が一定期間継続した場合に、一時金や年金を受け取れます。公的介護保険の要介護認定に連動して受け取れるものもあります。 ●死亡時に、介護の保障額と同額の死亡保険金を受け取れるタイプを取り扱う生命保険会社もあります。

特定の疾病や損傷の治療に備える特約	
生活習慣病(成人病)入院特約	<ul style="list-style-type: none"> ●がん・脳血管疾患・心疾患・高血圧性疾患・糖尿病等の所定の生活習慣病(成人病)で入院したとき、入院給付金を受け取れます。 ●生活習慣病(成人病)で所定の手術をしたときに、手術給付金を受け取れるものもあります。
女性疾病入院特約	<ul style="list-style-type: none"> ●女性特有の病気(子宮・乳房の病気や甲状腺の障害など)やがんなど所定の病気で入院したときに、入院給付金を受け取れます。 ●女性特有の病気などで所定の手術をしたときに、手術給付金を受け取れるものもあります。
がん特約	<ul style="list-style-type: none"> ●がんで入院したときに入院給付金を受け取れます。 ●がんで所定の手術をしたときの手術給付金や診断給付金などを受け取れます。 ●一般的に、契約してから90日経過後に保障が開始されます。
特定損傷特約	<ul style="list-style-type: none"> ●不慮の事故(ケガ)により、骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療をしたとき、給付金を受け取れます。
重度慢性疾患保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ●重度の高血圧症、重度の糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎にかかり、所定の状態に該当した場合に重度慢性疾患保険金を受け取れます。 ●重度慢性疾患保険金を受け取った時点で、契約は消滅します。死亡したときは、死亡保険金を受け取れます。 ●重度慢性疾患保障特約と保障内容が近い障害保障特約、疾病障害特約などを取り扱う生命保険会社もあります。
先進医療特約	<ul style="list-style-type: none"> ●治療時に厚生労働大臣に承認されている医療機関の先進医療に該当する治療を受けたときに給付金を受け取れます。 ●がん保険に付加するがん先進医療特約もあります。 ●一部の先進医療に該当する治療を受けた場合、生命保険会社が医療機関あてに先進医療給付金(技術料相当額)を直接支払う「直接支払いサービス」を取り扱う生命保険会社もあります。 ●対象となる先進医療は厚生労働省において随時見直しされます。
<p>※先進医療とは 厚生労働省が高度な医療技術を必要とする治療や手術に対して、その実績を認めた場合、健康保険などの保険診療の対象に含めるかを検討する段階に移ります。 特定の医療機関により、定められた傷病・状態に対してその医療技術が用いられた場合、先進医療による治療に該当します。公的医療保険対象外の治療(いわゆる自由診療)の医療費は診察料や入院料などすべてが自己負担となりますが、先進医療と認められた治療を受けた場合、診察料や入院料などは公的医療保険の対象となり、先進医療の技術料以外は公的医療保険の保障が受けられます(先進医療の技術料は全額自己負担)。</p>	

がんの種類によっては一部対象とならないものもありますので、約款による確認が必要です。

先進医療見直しの例
:白内障手術における「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」が2020(令和2)年4月1日より先進医療の対象外となりました。

指定代理請求特約(制度)の詳細

参照 134ページ

保険料払込免除の対象となる状態は、生命保険会社により異なります。

保険種類や商品によっても異なりますが、保険料払込免除特約を付加しているかどうかにかかわらず、被保険者が不慮の事故で所定の障害状態になると、以後の保険料払込が免除される取扱いがあります(主契約の約款で規定)。

リビング・ニーズ特約

- 原因にかかわらず余命6ヵ月以内と判断された場合に、死亡保険金の一部または全部を生前に受け取れます。
- この特約の保険料は必要ありませんが、リビング・ニーズ特約保険金を請求した場合、半年分の保険料とその利息が差し引かれて保険金を受け取れます。消滅した保険金額部分の保険料の払込みは終了します。
- 保険会社により、請求金額の上限や請求不可の期間が定められている場合があります。

ナーシング・ニーズ(介護前払)特約

- 重度介護状態(要介護4・要介護5など)になった場合に、死亡保険金を生前に介護年金や一時金で受け取れます。
- この特約の保険料は必要ありませんが、受け取れる保険金は、保険会社が定める利率と請求日における被保険者の年齢に基づき計算される金額を差し引いたものとなります。
- 保険会社により、請求金額の上限や請求不可の期間が定められている場合があります。

指定代理請求特約

- 入院給付金、特定疾病保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金などは被保険者が受取人ですが、意思表示ができない場合などの特別な事情で被保険者が請求できないときは、あらかじめ指定した代理人が被保険者に代わって請求が行えるようになります。
- この特約の保険料は必要ありません。契約者が被保険者の同意を得て、契約時や契約後に指定代理請求人を指定します。

保険料払込免除特約

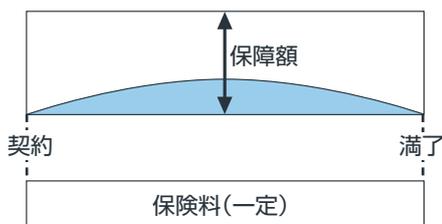
- 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)などにより所定の状態に該当したときや、所定の身体障害状態・要介護状態などに該当したとき、以後の保険料払込が免除されます。

【参考】更新制度について

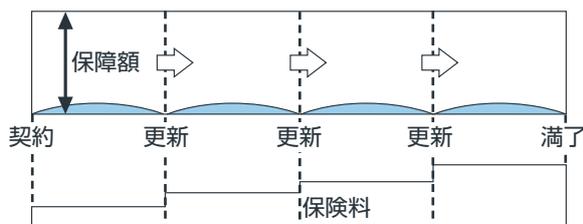
定期保険や医療保険について、契約から契約期間が終了するまでの全期間を一つの保険期間として取り扱う場合と、契約が終了するまでの全期間を一定年数の保険期間(5年・10年・15年など)ごとに区切り、その保険期間が満了した時点で次の保険期間に契約を更新して継続していく取扱いがあります。主契約・特約のいずれについても同様の取扱いがあります。

- 全期間を一つの保険期間として取り扱う場合(全期型という)は、保険料は全保険期間中一定です。
- 一定年数の保険期間が満了した時点で契約を更新する取扱い(更新型という)の場合、契約当初の保険料は、全期型に比べて安くなります。更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって再計算されますので、通常、更新前よりも高くなります。
- 契約者から申し出がなければ一般的に自動更新となりますので、更新しない、あるいは、減額・増額して更新したいなどの希望がある場合は更新前に申し出る必要があります。
- 自動更新や減額更新については、更新時の健康状態に関係なく(告知・診査なしに)、契約が更新されます。増額更新についても、一定の金額までであれば告知・診査なしで可能とする生命保険会社・商品があります。
- 契約時の告知・診査の内容によって特別条件付契約となった場合、更新できないこともあります。
- 例えば、入院給付金の通算支払限度日数が1095日の医療保険について、100日分の給付を受けて更新を迎えた場合、更新後の入院保障は通算995日の範囲内で受けられることになります(更新前後の日数は通算されるため)。

全期間を一つの保険期間とするタイプ



保険期間を区切り、更新するタイプ



保険契約の更新はクーリング・オフの対象になりません。
クーリング・オフ

参照 67ページ

特別条件付契約

参照 63ページ

仕組図の□色は、責任準備金を表しています。
責任準備金

参照 25ページ

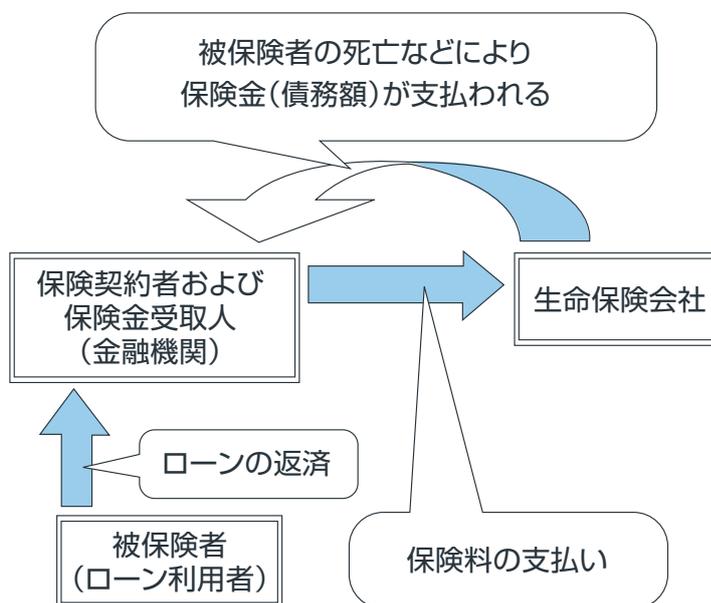
がん、急性心筋梗塞、脳卒中による所定の状態

参照▶▶▶ 113ページ

告知義務

参照▶▶▶ 70ページ

【参考】団体信用生命保険(団信)



- 住宅ローンなどの返済途中に被保険者が死亡・高度障害状態に該当したときなどに、債務残高相当の保険金が保険契約者である銀行などの債権者に支払われる保険です。
- 民間金融機関を經由して加入手続きが行われています。住宅ローン利用条件として団信の加入を義務付けている場合もあります。
- がん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になったときに、債務残高相当の保険金

が保険契約者である銀行などの債権者に支払われる商品もあります。

- 通常の生命保険と同様に健康上の告知があります。加入にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、職業などについて告知書の質問に事実をありのままに告げる義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったりまたは事実と異なることを告知した場合、「告知義務違反」として解除され、保険金が支払われずに住宅ローン債務が残ることがあります。
- また、住宅ローンの借換えにより新たな融資を利用する場合、借換え前に加入していた団信から脱退となり、改めて団信に加入することとなり、その際は告知が必要となります。
- 団信の保険料は、住宅ローンの金利に含まれているタイプと、別に払い込むタイプがあります。後者のタイプでは、保険料(特約料)を払込猶予期間中に払い込まなかった場合は脱退扱いとなり、再加入はできません。

【参考】ワイド団信

- 通常の団信よりも、引受範囲が広がっているものです。高血圧症などで通常の団信に加入できない場合でも、加入できる可能性があります。保障内容は通常の団信と変わりません。
- 通常の団信に比べて加入条件が緩和されるため、保険料は割増となります。具体的には、住宅ローンの金利に上乗せして、対応するのが一般的です。

【参考】団体定期保険

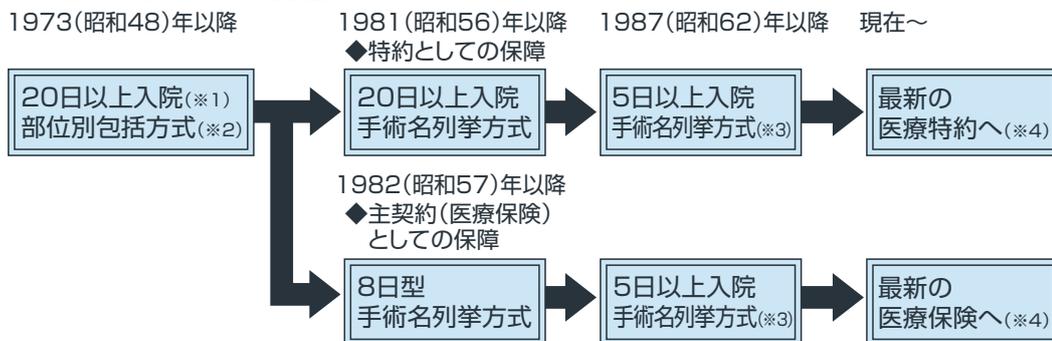
- 福利厚生のために企業等が契約者となり、従業員など(被保険者となり、保険料も負担)が任意に加入する保険で、保険期間は1年です(毎年更新)。
- 一般的に、保険料は給与からの天引きで、個人で契約するよりも割安になります。

【参考】生命保険商品の変遷

契約した時期によって保障内容が異なる例として、疾病入院、手術の保障があります。

そのほか、生命保険商品の多様化に伴って進んだリスク細分化商品の概要は、次のとおりです。

〈入院保障、手術保障の変遷〉



(※1) 20日型 災害入院給付金は通算で5日以上、疾病入院給付金は継続して20日以上入院したとき1日目から受け取れる。

(※2) 部位別包括方式 手術の種類を8部分の身体部位ごとに分類(開頭術、開胸術、開腹術、四肢分断術など)し、その身体部位ごとに決められた給付倍率をもとにした給付金を受け取れる。

(※3) 1987(昭和62)年以降から5日型(4日免責)や88種類の手術名列举方式となっている。手術の範囲は、1981(昭和56)年以降の手術名列举方式よりも広がっている。

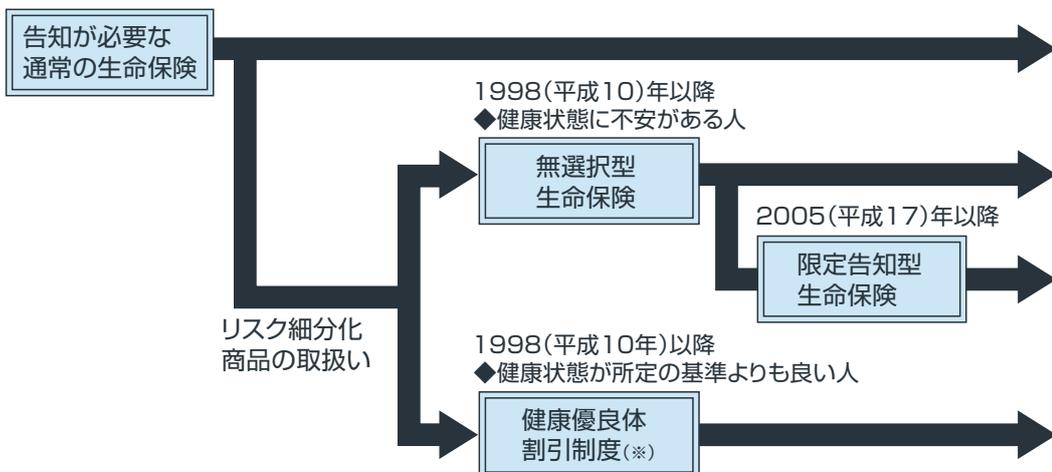
(※4) 現在、特約・主契約(医療保険)ともに、入院給付金については日帰り入院や1泊2日以上入院に対応するもの、手術給付金については公的医療保険の対象となる手術(一部の手術を除く)に対応するものが増えている。

(注) 公的医療保険対象の手術が「1,000種の手術」と表現されている場合があるが、これは支払対象となる個々の手術・術式名を数えて1,000種と表現している。一方、手術名列举方式(88種)は支払対象となる手術等を大きく88種類に分類しているものであり、実際には対象となる手術が10倍超に増えたわけではない。

対象となる手術の例

参照 126~129ページ

〈リスク細分化商品の変遷〉



※健康優良体割引 身長・体重・血圧・尿検査などについて一定の基準を満たしている場合、通常より低廉な保険料などを適用する生命保険。そのほか過去1年間などの期間、喫煙していない場合に安い保険料が適用される「非喫煙者割引」などもあり、いずれも主に定期保険(特約)や収入保障保険(特約)などで取り扱われている。

第3章

生命保険の契約締結、説明義務、告知義務等

1 契約としての生命保険

- 1. 基本的な契約関係…………… 53
- 2. 生命保険契約までの流れ…………… 53
- 3. 生命保険の契約にあたって、生命保険会社が交付する説明・確認書類…………… 54

2 生命保険の販売チャネル

- 1. 生命保険募集人の役割…………… 56
- 2. 多様化が進む販売制度…………… 57
- 3. 生命保険の販売に関する禁止行為…………… 59
- 4. 生命保険会社の損害賠償責任…………… 59
- 5. 生命保険協会の自主ガイドラインの一例…………… 60
- ①高齢者向け生命保険サービスに関するガイドライン(抜粋) 60
- ②市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン(抜粋) 61

3 申込みと承諾

- 1. 申込み前の手続き…………… 62
- 2. 申込みの手続き…………… 62
- 3. 生命保険会社による契約の承諾…………… 62
- 【参考】契約内容登録制度・契約内容照会制度について…………… 64
- 4. 保障が始まる時期…………… 65

4 クーリング・オフ制度

- 1. 生命保険のクーリング・オフ…………… 67
- 2. クーリング・オフが法令上適用されない主な場合…………… 68
- 3. クーリング・オフの手続き…………… 68
- 4. クーリング・オフの申し出の記入例…………… 68
- 【参考】クーリング・オフ適用外に関する保険業法・政令等(抜粋)…………… 69
- 【参考】特定早期解約…………… 70

5 告知義務

- 1. 告知義務…………… 70
- 2. 告知のしかた…………… 71
- 3. いつ告知が必要か…………… 71

6 告知義務違反

- 1. 告知義務違反による解除…………… 71
- 2. 生命保険会社が契約を解除できない場合…………… 72
- 【参考】告知関連の約款の記載(例)…………… 73

1 契約としての生命保険

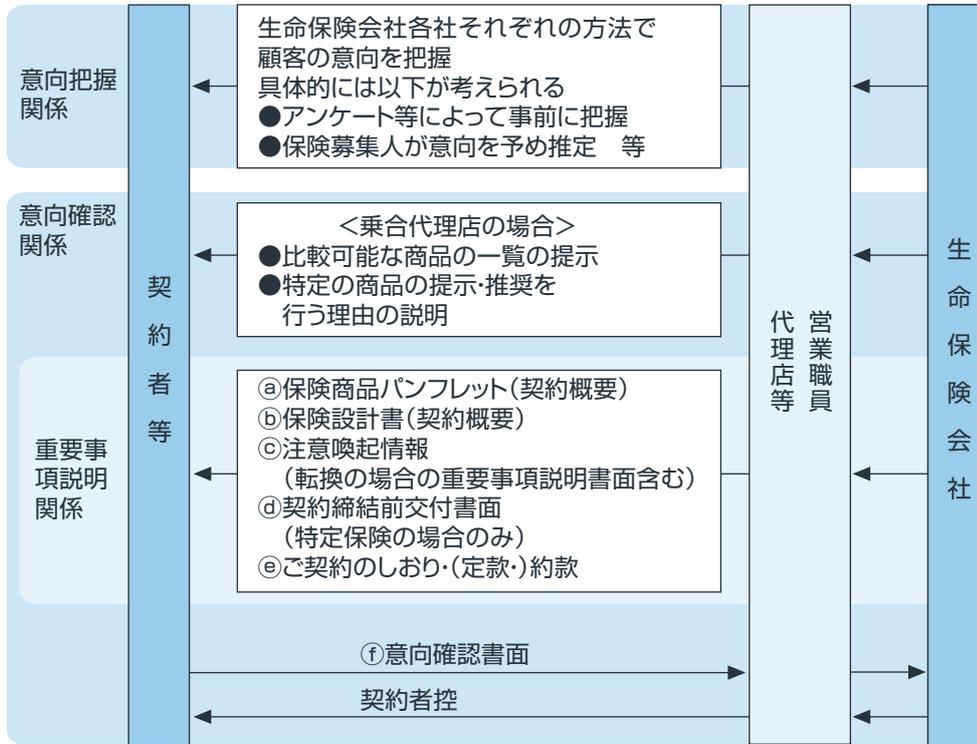
1. 基本的な契約関係

契約者(保険契約者)	生命保険会社と保険契約を結び、契約上のさまざまな権利と保険料の払込みなどの義務を持つ人
被保険者	その人の生死、病気・ケガなどが保険の対象となる人
受取人	保険金などを受け取るよう、契約で指定された人 ※入院給付金等は被保険者が受取人

保険金受取人の指定は生命保険会社ごとに所定の範囲を定めています。同姓パートナーを受取人に指定することを可能にしている保険会社もあります。

2. 生命保険契約までの流れ

① 申込み前の手続き(例)



② 申込手続



③ 保険会社の承諾



③～⑩は必ず交付されるもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、リモートによるコンサルティングセールスや、インターネットで申込手続を完結できる保険会社が増えています。

近年、申込み等の手続をインターネットやタブレット端末で行う保険会社があります(ペーパーレス化。タブレット端末を用いる場合、不慣れな高齢者の告知等は従来通り書面による方法を選択できます)。

その場合でも、告知書の被保険者控は、インターネットや、郵送される書類で確認できます。

申込手続は契約者が行いますが、被保険者が別人の場合は、
・申込書被保険者自署欄

参照 159ページ

・診査、告知書の記入を、被保険者が行います。

参照 174ページ

保険法第38条、67条で、被保険者の同意がなければ契約は効力を生じないと規定しています。

3. 生命保険の契約にあたって、生命保険会社が交付する説明・確認書類

生命保険の契約にあたって、生命保険会社は、契約申込書・告知書・保険料領収証などの「契約手続き上の書面」以外に、申込者等に「保険商品や保険契約について重要な事項を説明し理解いただくための書面」を作成、交付しています。その主なものは次のとおりです。

生命保険会社から交付される書類	主な内容
㉑保険商品パンフレット	モデル例などを用いて生命保険商品のしくみや特徴を示したもの
㉒保険設計書	申込者ごとに個別情報に基づき作成するもの(保障設計書、見積書、提案書など会社によって呼称は異なる)
㉓・㉔「契約概要」	生命保険商品の契約検討段階で、「申込者が保険商品の内容を理解するために必要な情報」をコンパクトにまとめたもの
㉕「注意喚起情報」	クーリング・オフ制度、告知義務、責任開始期、保険金等が支払われない場合など「生命保険会社が申込者に対して注意喚起すべき情報」を、契約の検討段階でも確認しやすいよう、保険商品パンフレット等とは別にコンパクトにまとめたもの
(契約転換の場合) 転換を利用する場合の重要事項説明書面	契約の転換(=いわゆる生命保険の下取り)制度を利用する場合に、既契約と新契約、それぞれの種類・保険金額・保険期間・保険料内訳等を項目ごとに対比した表や、特約の中途付加など転換以外の方法があることなどの重要な事項を説明する書面
(市場リスクを有する生命保険の場合) ㉖「契約締結前交付書面」	市場リスクを有する生命保険・年金(=「特定保険契約」、36ページ参照)についての「契約概要」と「注意喚起情報」のこと
㉗「約款」	保険制度の技術的な事項について専門知識を有する生命保険会社があらかじめ標準的な契約条項を作成したもの
㉘「ご契約のしおり」	契約の内容について、一般消費者にもわかりやすくするため保険約款の重要な部分を平明に解説し、また、契約にあたって熟知しておくべき事項をまとめたもの
㉙「意向確認書面」	契約の申込みを行おうとする保険商品が申込者のニーズに合致しているものかどうかを、契約締結前に申込者が最終的に確認する機会を確保するために、その保険商品がニーズに合致していることを確認する書面

◆監督指針(金融庁)と生命保険協会のガイドラインは17ページ参照。

◆上記のほか、金融庁販売勧誘検討チーム(金融庁に設けられた有識者からなる「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」)の提言(2005(平成17)年12月)により作成されたものとして、「生命保険の契約にあたっての手引(購入者手引)」があります。

この書面の位置づけ	書面の形態・呼称など	交付が求められるようになった時期
生命保険各社が任意に作成するもの ただし、生命保険商品に関する適正表示ガイドライン(生命保険協会)で、優良性や保険料を表示する場合の必要事項、文字の大きさ、“最良”“業界初”などの特定用語の使用基準などが例示されている	書面の形態については、商品により、保険商品パンフレットの中、あるいは保険設計書の中に、「契約概要」のページを設けている場合もある	任意
位置づけや記載事項の枠組みは監督指針(金融庁)で示されていたが、2014(平成26)年の保険業法改正により、新たに情報提供義務(第294条)が規定され「契約概要」「注意喚起情報」に記載されている事項の説明が義務化された。記載の仕方等は契約概要作成ガイドライン(生命保険協会)に例示されている		2006(平成18)年4月 (2006(平成18)年9月末まで経過措置あり)
「契約概要」と同じく、位置づけや記載事項の枠組みは監督指針(金融庁)で示されていたが、2014(平成26)年の保険業法改正により、新たに情報提供義務(第294条)が規定され「契約概要」「注意喚起情報」に記載されている事項の説明が義務化された。記載の仕方等は注意喚起情報作成ガイドライン(生命保険協会)に例示されている	会社により、転換や顧客情報の取扱いなどの記載とあわせた書面とし、呼称は「重要事項説明書(注意喚起情報)」「重要なお知らせ(注意喚起情報)」などとされている場合もある。また、「ご契約のしおり」と合冊としている場合もある	これに先立って「重要事項説明書」の交付は2001(平成13)年4月
「保険業法(第294条の2)」「保険業法施行規則(第227条の2第3項第9号及び第234条の21の2第1項第7号)」に基づき作成するもの。具体的な記載内容・方法は監督指針(金融庁)で示されている	保険設計書・契約概要の中に「転換比較表」として掲載している場合もある【見本/170ページ参照】	2000(平成12)年2月
保険業法第300条の2にて準用される「金融商品取引法(第37条の3)」に基づき交付する書面。記載内容・方法の枠組みは監督指針(金融庁)で示され、細目は契約締結前交付書面作成ガイドライン(生命保険協会)に例示されている	特定保険契約については、「契約概要」と「注意喚起情報」を、区分したうえで合冊としているケースが多くなっている	2007(平成19)年9月
保険法では、契約者等に不利な約款の定め部分を無効とする旨を規定しているものがある。約款の制定や変更の際には、監督官庁による認可が必要	呼称は、「ご契約のしおり・(定款)約款」とされ、冊子以外にもCD-ROMでの交付や生命保険会社のホームページからのダウンロードによる交付も増えてきている	契約成立後交付されていたが、事前交付は1977(昭和52)年10月
「保険審議会」の答申をふまえ、作成されているもの 1977(昭和52)年10月より約款と合冊とし、契約の申込み時までには交付する		1963(昭和38)年4月
2007(平成19)年4月より位置づけや記載事項の枠組みは監督指針(金融庁)で示されており、意向確認の機会は設けられていた。2014(平成26)年の保険業法改正により、新たに意向把握義務(第294条の2)が規定され生命保険募集に際して顧客の意向を把握し、契約締結時に顧客の意向と当該保険契約の内容が合致しているかを「意向確認書面」にて確認する機会の提供を行うという一連のプロセスが求められた。	呼称は「意向確認書」など意向確認書面は、保険会社等で保管するとともに、契約者にその控えを遅滞なく交付することになっている。契約者控の交付は、意向確認時に手交されるほか、保険証券等に同封されて郵送される場合もある	2007(平成19)年4月 (2007(平成19)年9月末まで経過措置あり)

この「生命保険の契約にあたっての手引(購入者手引)」は、「業界共通のものとして消費者が保険商品を購入するにあたって留意すべき事項」をまとめたもので、生命保険文化センターのホームページに掲載されています。なお、生命保険文化センターのホームページには、購入者手引の対になるものとして、保険金等の請求・受取りにあたっての基本的な事項をまとめた「保険金・給付金の請求から受取りまでの手引」も掲載されています。

外貨建て保険の募集（販売）については、2020(令和2)年10月から「外貨建保険販売資格試験」が創設されています。

2022(令和4)年を目途に「販売資格者登録制」が開始される予定です。

保険仲立人（保険ブローカー）とは

保険仲立人は、保険会社から独立して、顧客から委託を受けその顧客のために誠実に保険契約の締結の媒介を行う点で、保険会社の代理人である保険代理店と違いがあります。保険業法第299条や金融庁の監督指針V-5-3により、誠実義務が課されています。

- 保険仲立人には契約を締結する権限や告知を受領する権限はありません。
- 実態としては、主に企業を顧客として、企業を対象とする保険商品を取り扱っており、個人を対象とすることはほとんどありません。

- 複数の生命保険会社の保険商品を取り扱う乗合代理店は保険仲立人とは異なります。

乗合代理店

参照 58ページ

2 生命保険の販売チャネル

1. 生命保険募集人の役割

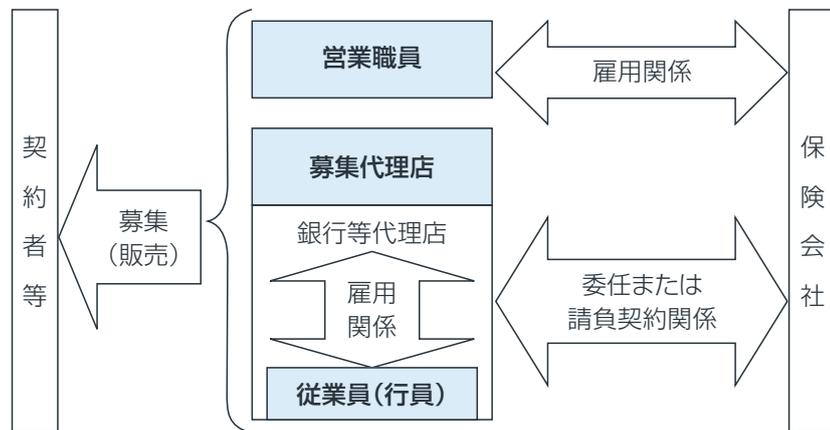
① 生命保険の募集（販売）を行うことができる者

保険業法第275条に次のように定められています。

- 内閣総理大臣（金融庁長官）の登録を受けた「生命保険募集人」
- 内閣総理大臣（金融庁長官）の登録を受けた「保険仲立人」またはその役員、使用人

② 生命保険募集人とは

生命保険会社の営業職員や募集代理店などのほか、生命保険会社の募集代理店となっている銀行等において、生命保険募集人として登録を受けている従業員（行員）も含まれます。



※太字が生命保険募集人。

③ 生命保険募集人の権限

生命保険募集人は、保険業法上「生命保険会社のために保険契約の締結の代理または媒介を行う者」とされており、保険募集に際しその権限が代理なのか媒介なのかを申込書やパンフレット等で顧客に対し明示することが義務付けられています。

	代理	媒介
契約締結権	○	×(契約締結権は保険会社)
告知受領権	○	×(口頭で健康状態を告げても告知したことになる)
第一回保険料充当金受領権	○	○

実態としては、ほとんどの生命保険募集人は、代理権を持たず、媒介の権限のみを有しています。

同様にほとんどの生命保険の募集代理店も「代理店」ではありますが、代理権を持たず、媒介の権限のみを有しています。

2. 多様化が進む販売制度

生命保険の販売やサービス活動は、生命保険会社に所属する営業職員を中心に行われてきましたが、次の②～⑤の販売方法も増加しています。

①営業職員制度	営業職員は生命保険会社と「雇用関係」にあり、保険商品の販売やサービス活動を行う形態
②募集代理店制度 (銀行窓販、乗合代理店は後述)	生命保険会社と委託、または請負契約関係にある募集代理店が、販売・サービス活動を行う形態、このうち法人代理店は他の事業を営んでおり、そこに生命保険募集人として登録された使用人がいる場合が一般的
③店頭販売	生命保険会社の営業窓口や特設の「生命保険コーナー」を通じて直接顧客に生命保険の販売を行う方式
④通信販売	新聞や雑誌、ダイレクトメール等を媒体として保険商品を広告し、顧客から直接保険購入の申込みや資料の請求を受ける方式
⑤インターネット通販	顧客がインターネットを通じて資料請求や申込みを行うほか、契約の成立まで完了できる生命保険会社もある。近年ではインターネットを主たる販売チャネルとする生命保険会社も現れてきている

テレマーケティング代理店のように電話で新規の保険募集をする場合、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを具体的に定め、適切な教育・管理・指導を行うことが求められています。
(監督指針Ⅱ-4-4-1-1-(5))

銀行窓販の商品例

参照 42ページ
銀行窓販に関連する金融機関の相談窓口
参照 12ページ

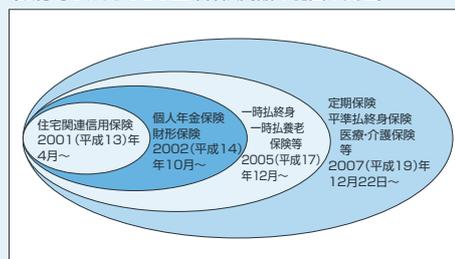
銀行等による保険商品の取扱い(銀行窓販)

保険の「銀行窓販」は2001(平成13)年度に一部解禁となり、取扱い商品も順次拡大されて2007(平成19)年12月からはすべての生命保険商品を取り扱うことができるよう規制が緩和されています。銀行窓販のみで取り扱われる商品や、他のチャネルで販売される場合と異なる商品名で取り扱われているケースなども存在します。

一方で、契約者保護を図るために、生命保険会社には以下のような対応が求められています。

- 一定の保険商品について、事業性資金の融資先に対して、手数料を得て保険募集を行わないことを確保するための措置を講じること。
- 契約後の保全業務について銀行等と保険会社の業務分担を明確にして顧客に明示すること。
- 銀行等が保険募集指針に以下の事項を定め、顧客に周知するための必要な措置を講じること(契約が結ばれると、以後の照会や手続きは、契約者が生命保険会社に対して行うのが一般的)。

〈銀行等が販売できる生命保険商品の範囲の変遷〉



- ①引受保険会社の明示や保険契約に係るリスクの所在についての説明を行うこと。
 - ②顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うこと。
 - ③違法な保険募集で損害を与えた場合には、銀行等に募集代理店としての販売責任があること。 など。
- 預金や資金借入等の非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用する場合、同意の有効期間や撤回方法、利用の範囲等を具体的に明示するとともに、事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置を講じること。
 - 信用供与の条件とした保険募集(抱き合わせ募集)やその他「自己の取引上の優越的な地位」を不当に利用した保険募集は行わないこと(優越的地位の不当利用禁止)。
 - 一定の保険商品について、融資申込者(非事業性融資者は除く)への保険募集は行わないこと。 など。

また、銀行等は、顧客に対し預貯金でないことや預金保険の対象とはならないことなどについて書面を交付して説明するなど、保険契約と預金等との誤認を防止する態勢を整備することが求められていましたが、2012(平成24)年4月からは誤認防止に係る説明を理解した旨を顧客から書面により確認しその記録を残すこと、など一層の慎重な対応が求められています。

一社専属制とは、生命保険募集人は生命保険会社1社の保険募集のみに携わるという保険業法上のルールで、例外規定を含めて第282条に定められています。

保険仲立人

参照▶ 56ページ

乗換募集

参照▶ 90ページ

既契約を活用した「保障内容の変更」

参照▶ 87ページ

乗合代理店による保険商品の取扱い

近年、複数の商品や価格について調べ、比較検討したうえで商品を購入する傾向が高まっています。そうした消費者にとって、乗合代理店は複数の保険会社の商品を検討できるメリットがあります。

また、ショッピングセンターなど、人の往来の多い場所に店舗を構えていることも多く、気軽に入れて相談しやすい面もあります。こうした背景から、「乗合代理店」は増加傾向にありますが、概要は次のとおりです。

<法的位置づけ・業務内容>

- 保険業法上の一社専属制（乗合禁止）には例外規定があり、複数の保険会社の商品を取り扱うことができます。例外規定の適用には、代理店内に教育責任者を配置するなど契約者等の保護に欠けるおそれがない一定の要件を満たすことが必要です。
- 乗合代理店は保険募集を目的として、複数の生命保険会社と委託関係にあります。
- 生命保険会社20社以上、損害保険会社を含めて30社以上などの保険商品を、数百店におよぶ店舗網で取り扱う大規模な乗合代理店もあります。
- 複数の保険会社の商品を比較推奨販売するなど独自の募集プロセスを構築している乗合代理店もあります。
- 「公平・中立」を標榜する乗合代理店もあります。しかし法令上は、保険会社から独立した立場で募集行為を行う保険仲立人とは異なり、保険会社から委託を受けて保険募集を行う立場にあり、「公平・中立」な保険募集が担保されているわけではありません。

<乗合代理店の教育体制>

- 乗合代理店に所属する生命保険募集人も、業界共通教育制度による研修や生命保険募集人としての登録、コンプライアンス等に関する継続教育制度の履修を要する点で、生命保険会社に所属する営業職員や一社専属制の保険代理店等の場合と変わりありません。
- 幅広い商品知識の必要性や、別の保険会社への個人情報流出の防止、不当な乗換募集の防止などの観点から、乗合代理店内に教育責任者、保険募集関連の業務を的確・公正に行うための業務管理責任者を配置する義務があります。

<乗合代理店で契約する際の留意すべき点>

- 複数の保険会社の商品を取り扱っている乗合代理店も、すべての保険会社の商品を販売しているわけではありません。また、乗合代理店に所属する生命保険募集人も、保険販売を通して収入を得ている点では営業職員等と同じです。他のチャネルにおいて保険契約を締結する場合と同じように、保険商品等について、様々な手段で情報収集し、検討することが必要です。
- 既契約を見直す場合、安易に解約して契約し直すのではなく、既契約を活用する方法と比較し十分に検討する必要があります。

保険募集人の体制整備義務

- これまで法令上の体制整備義務は保険会社に対して課されており、代理店等の体制整備は保険会社の教育・管理・指導の下で行う仕組みとなっていました。これに関し、2014（平成26）年の保険業法改正に伴い、「保険募集人（代理店を含む）」に対しても、基本的に、業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付ける規制が新たに設けられました。体制整備義務が新たに保険募集人に課されることで、「保険会社に課されている体制整備」に準じた対応を行うことが必要になり、具体的には以下の対応が求められます。
 - ① 顧客への重要事項説明等保険募集の業務の適切な運営を確保するための社内規則等の策定、および、保険募集人に対する同社内規則等に基づいた適正な業務運営を確保するための研修の実施
 - ② 個人情報取扱いに関する社内規則の策定
 - ③ 保険募集の業務（保険募集の業務に密接に関連する業務を含む）を委託する場合の当該委託業務の的確な遂行を確保するための委託先管理
- 個人代理店や小規模の法人代理店は、所属保険会社の指導・監督に従い適切かつ主体的に業務を実施する体制を整備することで足りります。

3. 生命保険の販売に関する禁止行為

保険会社・保険会社の役員・生命保険募集人・募集代理店・保険仲立人等は保険契約の締結又は保険募集(販売)に関し、保険業法や保険業法施行規則により次の行為が禁止されています。

保険業法第300条	
	契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為
	契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為
	契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為
	契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、すでに成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせてすでに成立している保険契約を消滅させる行為
	契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為
	契約者、被保険者または不特定の者に対して、契約内容について他の保険契約と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、または表示する行為
	契約者、被保険者または不特定の者に対して、将来における契約者配当、社員に対する剰余金の分配、その他将来における金額が不確実な事項について断定的な判断を示し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、または表示する行為
保険業法施行規則第234条	
	契約者又は被保険者に対して、威迫し、または業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、またはすでに成立している保険契約を消滅させる行為
	契約者、被保険者または不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であってその判断に影響するものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、表示する行為

(注)条文の一部を省略しているところがあり、原文どおりではありません。

4. 生命保険会社の損害賠償責任

生命保険募集人等を使用する生命保険会社についても、保険業法により生命保険募集人等が契約者に加えた損害に対する損害賠償責任を負うこととなっています。

保険業法第283条(抜粋)
<p>所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、生命保険会社が生命保険募集人の雇用・委託につき相当の注意をし、かつ、生命保険募集人の行う保険募集につき契約者に加えた損害の発生防止に努めたときなどには、生命保険会社の賠償責任は免除される。</p>

高齢者に対し市場リスクを有する特定保険契約を販売する場合については「a.親族等の同席（原則70歳未満）」「c.複数回の保険募集機会の設定」の取組みを行うことを原則とします。（同ガイドラインⅡ-1-(2)-①）

5. 生命保険協会の自主ガイドラインの一例

① 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン(抜粋) 2014(平成26)年10月24日制定

II. 各論(各局面における高齢者向けの適切でわかりやすい対応)

1. 加入時の対応

(1) 高齢者の特性等に配慮したきめ細かな取組みおよびトラブルの未然防止・早期発見に資する取組み

① 高齢者に対する保険商品の提案や重要事項等の説明に際しては、加齢に伴う認知能力等の低下に配慮し、適切かつ十分な説明を行うことが重要である。そのため、監督指針の趣旨を踏まえ、社内規則等に保険募集における高齢者の定義を規定するとともに、高齢者の特性や提案する商品の特性等に配慮したきめ細かな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを行っていく必要がある。その際の取組み例としては、以下のa～dが考えられる。会員各社においては、それぞれの募集管理態勢や販売チャネルあるいは商品特性等に応じ、これらの取組みの組み合わせや会員各社独自の手法により、高齢者に対して適切かつ十分な説明がなされる態勢を整備することが望ましい。

- a. 親族等の同席
- b. 複数の募集人による保険募集
- c. 複数回の保険募集機会の設定
- d. 高齢者の意向に沿った商品内容等であることの確認

また、加齢に伴う認知能力の低下といった高齢者の特性や、提案する商品の特性等を勘案したうえで、保険募集内容の記録・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった取組みを行っていくことが望ましい。

2. 契約継続時の対応

(1) 契約内容・支払手続内容を周知するための取組み

契約期間の長期性に伴い、契約者等も年齢を重ねていく中で、認知能力の低下をはじめとした知的機能の衰え等によって、保険に加入している事実や契約内容・手続内容を、忘失していく懸念がある。また視力・聴力の低下によって、通知物・請求書類等の小さな文字が判別できない、説明が聞き取れないなど、内容を的確に把握できなくなる懸念がある。お客さまのこうした変化に対して、契約内容をわかりやすく説明しご理解いただくためにも、次の取組み等を行うことが望ましい。

- a. 定期的に通知するお知らせ・お届け冊子等にて、保険に加入している事実や契約内容・支払手続内容等を確認する機会を設ける。
- b. 契約内容等をご理解いただくため、契約内容をご案内する書類等について文字は大きく、見やすく、簡潔な文章にて記載する。

3. 手続発生時・手続時の対応

高齢期においては、加齢により身体面において運動機能や視力・聴力の低下により請求書類への自署が困難になったり、必要書類の取得が困難となる等、手続きや請求のための行為能力が低下する可能性がある。また、精神面において、疾病等による認知能力の低下や認知症等により、手続きや請求のための意思能力の低下が懸念される。

また、定年退職等による職業からの引退、子の独立、配偶者との死別等といった本人・ご家族のライフステージの変化により、一人暮らしへの移行または介護施設への入居や入院に伴う転居等の住所不明等によって連絡不能となる場合や、受取人や代理人・代行人の不在や行為能力・意思能力が低下するなどの可能性が高くなる。

このため、手続きや請求のための行為能力や意思能力の低下、ライフステージや生活環境の変化に配慮した取組みを行い、保全手続きや保険金等の請求・受取等に支障をきたさないようにすることは、高齢者向けのサービス向上にもつながるものである。

②市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン(抜粋) 2007(平成19)年9月14日制定

II. 市場リスクを有する生命保険の募集において特に留意すべき事項

市場リスクを有する生命保険として、例えば、変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、市場価格調整(マーケット・バリュー・アジャストメント(MVA))機能を有する保険等がこれに含まれる。

生命保険会社・生命保険募集人は、こうした市場リスクを有する生命保険の募集に関し、顧客の立場に立って真に必要な保険を提供する視点が重要であり、顧客が適切な選択を行えるよう細心の注意を払い、各局面(広告・広告類似行為、勧誘、重要事項等の説明、顧客の契約締結意思・ニーズ等の確認、契約成立内容の確認等)において、以下に掲げる事項を確実に実施しなければならない。

1. 適正な広告・広告類似行為

多数の者に対して同様の内容で情報の提供を行う場合(広告・広告類似行為)、手数料に関する事項やリスクに関する事項等、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項等について、文字の大きさや表示方法に留意しつつ明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2. 適正な勧誘

以下の通り、関係法令等を遵守の上、顧客の属性に照らして適正な勧誘を行わなければならない。

- (1) 顧客の属性(知識・経験・財産の状況・契約を締結する目的)に照らして適正な勧誘を行うため、特に以下の点に留意しなければならない。
- (2) 生命保険募集人は、募集により得られる収益の多寡にとらわれず、顧客のニーズを踏まえながら勧誘しなければならない。
- (3) 生命保険募集人は、自らの権限等に関する所定の事項を明示しなければならず、そのことに関し顧客の誤解を招くおそれがある勧誘をしてはならない。

3. 適正な重要事項等の説明

以下の通り、関係法令等を遵守の上、重要事項の説明、その他の情報提供を適正に行わなければならない。

(1) 書面の交付

契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)を顧客に交付またはこれに代替する電磁的方法により提供し、当該書面または電磁的記録に記載された重要事項について十分な説明を行わなければならない。

(2) 説明の方法・程度

契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)の交付またはこれに代替する電磁的方法による提供に関し、顧客が当該書面または電磁的記録に記載された重要事項について十分に理解できるよう、以下の点に留意しなければならない。

- ① 契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)を、契約締結前に顧客がその内容を理解するために十分な時間を確保できる時期に交付またはその他適切な方法(電磁的方法を含む)により提供する。契約概要と注意喚起情報を別の媒体により交付する場合、同じ機会に交付する。

4. 適正な顧客の契約締結意思・ニーズ等の確認

適正な勧誘、適正な重要事項の説明を行った後、申込みを行おうとする顧客に対して、顧客の契約締結意思・ニーズ等を十分に確認しなければならない。

その上で、当該資金がその後の中長期のライフイベント等に照らし、余裕資金の範囲内であることを、十分に確認することが重要である。

5. 適正な契約成立内容の確認

契約が成立したときに遅滞なく、契約締結時交付書面(保険証券による対応を含む)を作成し顧客に交付しなければならない。

意向確認書など各種の書面には、自署とともに押印が必要な保険会社もあります(以下同様)。

記号①などの書面が交付される時期

参照▶ 53ページ

保障が始まる責任開始期について

参照▶ 65ページ

③ 申込みと承諾

1. 申込み前の手続き

2014(平成26)年保険業法改正に伴い、生命保険会社は生命保険契約を締結する際に申込者(これから契約者になろうとする者)の意向(ニーズ)を把握した上で、保険商品の提案を行い、申込者の意向(ニーズ)に合致しているかどうかを、契約締結前に確認することが求められています。また、契約者は申込手続の前に、①「意向確認書面」への確認、自署が必要となります。

2. 申込みの手続き

3つの要件	留意点
⑥ 申込書への署名	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者、被保険者自身による署名 ● 「契約概要」・「注意喚起情報」・「ご契約のしおり(定款・約款)」等の重要書類受領書への署名
⑥ 告知	<ul style="list-style-type: none"> ● 「告知書」にて、保険会社の質問する重要事項に、正確にありのままを記入 ● 保険会社の指定する医師に口頭で質問されたことに答える
① 第一回保険料 充当金の払込み	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座振替、振込、デビットカード、クレジットカード等生命保険会社の指定する方法から選択し、第一回保険料充当金を払い込む

3. 生命保険会社による契約の承諾

① 危険選択とは

生命保険会社が、保険制度の維持・契約者間の公平性の維持を目的として、告知内容などをもとに各申込内容の「危険」度を測定し、契約を承諾するかどうかを決定することです。

- 選択の基準となる「危険」とは

	危険の種類	危険選択の材料
身体的危険	身体・健康上の危険で、現在の健康状態・傷病歴・身体の障害状態などに関するもの	告知書、医師の診査、人間ドックや勤務先の健康診断等の検査結果など
環境的危険	生活環境全般に関する危険で、現在の職業や仕事の内容などに関するもの	申込書など
道徳的危険 (モラルリスク)	生命保険を利用して不当な利益を得ようとする心理状態	契約者・被保険者・受取人の関係の妥当性、保険金・給付金の金額の妥当性、申込みの動機、その他を総合的に判断

② 契約承諾の種類

無条件承諾	● 申込みどおりの内容で契約が成立
申込内容 変更のうえ承諾	● 申込内容の変更(保険金や給付金の減額、保険期間の短縮、特約の除外など)を条件に承諾 ● 契約者が申込内容の変更を書面で承諾すれば変更した内容で契約は成立
特別条件*付承諾	● 生命保険会社が特別条件を付けて承諾 ● 契約者が特別条件の内容について承諾書に署名すれば契約は成立
不承諾	● 契約は成立せず、第一回保険料充当金は返還

※特別条件について

特別保険料領収法	通常に適用される保険料よりも割増しされた保険料(割増保険料)を領収する方法
保険金削減支払法	保険金等の支払いを一定期間・一定割合で削減する方法
特定疾病・部位 不担保法	特定の疾病・身体特定の部位を入院等の保障対象から除外する方法
特定障害状態 不担保法	特定の障害状態(視力障害・聴力障害など)になった場合でも、高度障害保険金等の支払いおよび保険料払込免除を不担保とする方法
ねんましほう 年増法	実際の年齢に一定の年齢を加算し、契約年齢を引き上げて保険料率をあてはめる方法

特別条件付契約は更新・払済保険への変更・延長(定期)保険への変更等ができない場合があります。

更新

参照 47ページ

払済保険への変更・延長(定期)保険への変更

参照 91ページ

<特別条件の例>

通増性危険	年数の経過とともに危険の程度が次第に増加するもの。特別保険料領収法が適用される。 (例:血圧異常、尿異常等)
恒常性危険	危険の程度が一定で、年数がたってもほとんど変わらないもの。特別保険料領収法が適用される。 (例:両眼視力障害、両耳聴力障害、高度言語障害等)
通減性危険	年数の経過とともに危険の程度が減少するもの。保険金削減支払法が適用される。会社によっては、一定期間特別保険料領収法を適用することがある。 (例:外傷、胃潰瘍、十二指腸潰瘍等)

※現在病氣中(治療中)の人、過去(5年以内)に大病にかかった場合などの高度な危険については、契約を延期、または不承諾となる場合があります。

(例:がん、肝硬変、心臓病等)

③ 保険証券の送付

保険会社が契約を承諾し、契約が成立すると、重要な事項を記載した書面(保険証券)が送付されます。保険証券は契約内容を証する書面であり、書面自体に金銭的な価値があるわけではありません。保険証券を紛失した場合、契約者が所定の手続きをすると再発行されます。

※保険証券の代わりに契約内容通知書を発行する会社もあります。

保険証券の見本

参照 177ページ

顧客が生命保険の有無を照会する「生命保険契約照会制度」とは異なる制度です。

生命保険契約照会制度

参照▶ 136ページ

これらの制度とは別に、生命保険会社等をまたがる照会制度として、支払査定時照会制度があります。

参照▶ 135ページ

【参考】契約内容登録制度・契約内容照会制度について

生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会は、保険契約等の引受けの判断あるいは保険金、給付金等の支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との契約の場合では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、各生命保険会社等の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」では、各生命保険会社等は、保険契約等の申込みがあった場合、生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等を引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等の請求があった場合、生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等の引受けまたはこれらの保険金等の支払いの判断の参考とするために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびに引受けおよび支払いの判断の参考とする期間は、契約日等から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等の引受けおよびこれらの保険金等の支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

【登録事項】

- (1) 契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

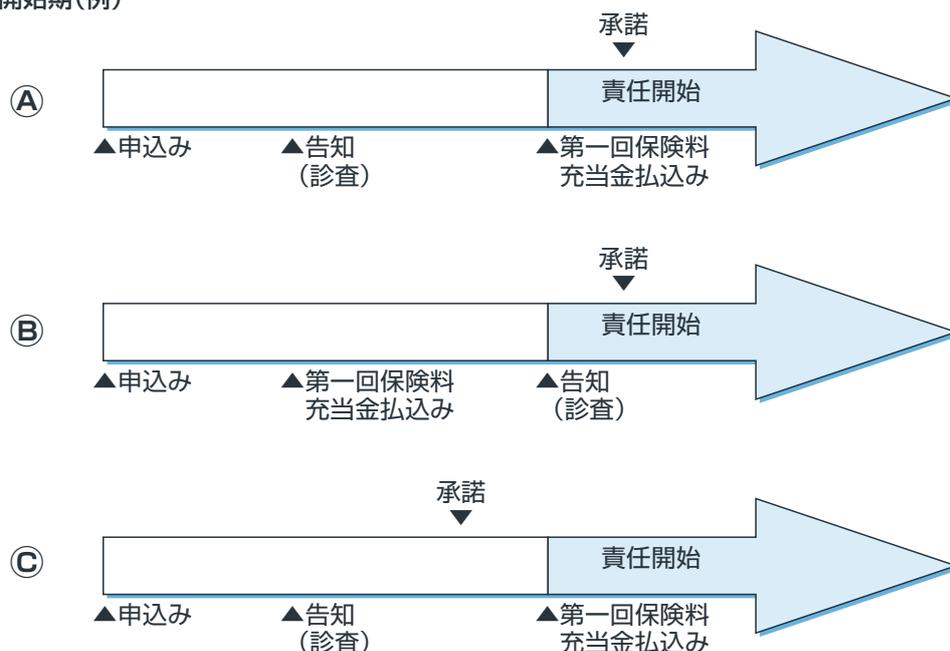
「契約内容登録制度・契約内容照会制度」における情報の管理については、保険契約等ごとに当該保険契約等の保険者である各生命保険会社等が責任を負います。契約者または被保険者は、諸手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、諸手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続の詳細については、各生命保険会社等に問い合わせることになります。

4. 保障が始まる時期

①責任開始期

- 生命保険会社が契約上の責任を開始する時期を責任開始期といいます。
- ①申込み、②告知あるいは診査、③第一回保険料充当金の払込み、のいずれか遅い時から契約上の責任が開始されます。

責任開始期(例)



- 近年、「責任開始期に関する特則」が適用される契約など、第一回保険料充当金の払込みを口座振替とする生命保険会社もあり、その場合は口座からの引落しを待たずに、①申込み、②告知(診査)の2つをもって責任開始の要件となります。
- 第一回保険料充当金をデビットカード、クレジットカードを利用して払い込む場合は、「カードで決済手続きをした日」を③第一回保険料充当金を払い込んだ日とみなす生命保険会社と、口座振替と同様に①申込み、②告知(診査)の2つをもって責任開始の要件とする生命保険会社があります。
- キャッシュレス転換の場合は申込み、告知あるいは診査がともに完了したときが責任開始期となります。

②承諾前に保険事故が起こった場合

上図のA⑥の通り、生命保険会社が契約を承諾する前であっても、保障は責任開始期を迎えており、

- ①保険事故がなければ当然承諾されていたであろう契約ならば、保険金・給付金等は支払われ、
- ②保険事故の有無にかかわらず、客観的にみて承諾されないとみなされる契約の場合(もともと契約できない身体的危険がある場合等)は、保険金・給付金等は支払われません。

キャッシュレス転換とは、転換(下取り)価格を活用して転換後契約の第一回保険料充当金を払い込む、転換時に金銭の授受を伴わない方法です。

参照 88ページ

失効した契約を復活した場合の責任開始期

参照 82ページ

身体的危険

参照 62ページ

保険金・給付金を受け取れない場合

参照▶ 116ページ

生命保険協会のガイドライン

参照▶ 17ページ

限定告知型生命保険

参照▶ 39ページ

③責任開始期と契約日

- 原則：責任開始期＝契約日
- ただし、約款上契約日を責任開始期の属する月の翌月1日としている場合は、責任開始期≠契約日となりますが、この場合は契約日前でも、責任開始期より保障は開始しています。
- なお、保険証券には通常、責任開始期ではなく、契約日が記載されています。

④責任開始期に原因となる傷病が生じていた場合(契約前発病)

- 原則：責任開始期前に生じている傷病(以下、契約前発病)を原因として高度障害状態に該当した場合や入院・手術をした場合には、高度障害保険金や入院給付金等は支払われません。
- ただし、責任開始期から一定期間(通常2年)経過後に契約前発病を原因として入院・手術をした場合には、入院給付金等は支払われます(高度障害保険金は支払われません)。
- また、生命保険協会が作成している「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」にて、被保険者が契約前発病について責任開始期前に
 - ①受療歴、症状または人間ドック・定期健康診断における検査異常がなくかつ
 - ②被保険者または保険契約者に被保険者の身体に生じた異常(症状)についての自覚又は認識がないことが明らかな場合等には高度障害保険金、入院給付金等を支払う旨定めています。

なお、契約前発病であっても、正しく告知がなされており、その告知内容に基づいて生命保険会社が契約を承諾した場合、その病気が責任開始期以降に生じたものとみなして高度障害保険金や入院給付金等を支払うよう見直し、その旨を約款に記載している生命保険会社もあります。

また、限定告知型生命保険の場合、契約前に医師から勧められていた入院・手術などを除いて、契約前発病の場合でも契約後に症状が悪化した場合は入院給付金などが支払われる商品もあります。ただし、一般的に契約当初1年間の給付金額は半額になるなど、保障内容には制限があります。

4 クーリング・オフ制度

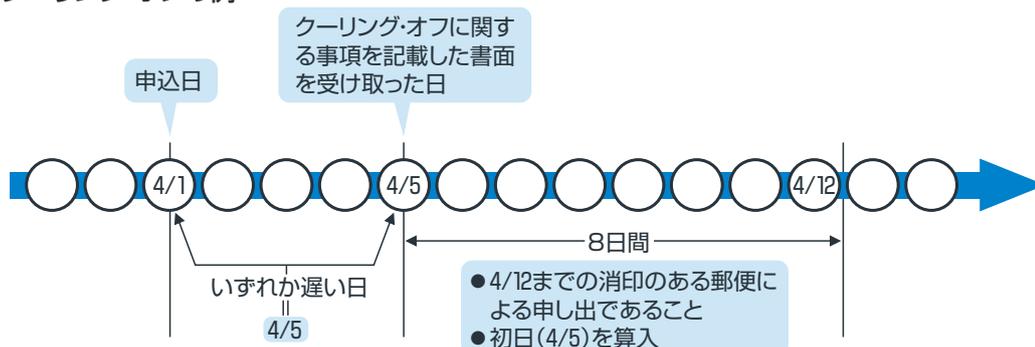
1. 生命保険のクーリング・オフ

- 新しく生命保険契約を申し込んだ、または転換を利用した場合、クーリング・オフすることによって払い込んだ保険料が返金されたり、転換前の契約内容に戻すことができます(保険業法第309条)。
- クーリング・オフできる期間は一般的に「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」または「申込日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日間です(実務上は10日、15日、30日等延長している生命保険会社もあります)。

- 「クーリング・オフに関する書面」がどの書面であるかについては、注意喚起情報に記載されています。

クーリング・オフに関する書面は、◎注意喚起情報、①契約締結前交付書面、②ご契約のしおり・約款の場合があります。

■クーリング・オフの例



- また、クーリング・オフできる起算日を「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」または「申込日」のいずれか遅い日より、更に遅い日としている生命保険会社もあります。

■支払手段別の起算日の例

払込方法など	起算日
振込み	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込日 ● 生命保険会社に着金した日 など
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ● ご利用票を受け取った日 ● 決済手続日(カードを読み取りの機械に通した日) ● 申込日 ● 生命保険会社がクレジットカードの有効性を確認した日 など
デビットカード	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込日 ● ご利用票を受け取った日 ● 払い込んだ日 など
キャッシュレス転換	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込日
インターネット契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込日の翌日 ● クーリング・オフに関する書面が届いた日

クーリング・オフ適用外に関する保険業法・政令等

参照 69ページ

転換

参照 88ページ

「クーリング・オフに関する書面」については、保険業法では定められていないため、生命保険会社、保険種類、保険料払込方法などにより異なります。

記号◎、①などの書面が交付される時期

参照 53ページ

2. クーリング・オフが法令上適用されない主な場合

法令上適用されない主な場合	根拠法令
● 法人契約、事業保険契約の場合	保険業法第309条1項2号、3号
● 保険期間が1年以内の契約の場合	保険業法第309条1項4号
● 生命保険会社が指定した医師の診査が終了した場合	保険業法施行令第45条5号
● 財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約の場合	保険業法施行令第45条6号
● 債務履行の担保のための契約の場合	保険業法施行令第45条7号
● 保険金額の中途増額、特約の中途付加、復活・更新などの場合	保険業法施行令第45条8号

生命保険会社が自主的にクーリング・オフを適用している場合は69ページの補足説明欄の★印を参照。

- 法令上はクーリング・オフが適用されない場合でも、生命保険会社が自主的にクーリング・オフを適用している場合があります。

例えば、銀行の窓口などを含む「店頭」での契約について、「申込者があらかじめ訪問日や契約の申込みをしたい旨を告げていた」場合、法令上クーリング・オフは適用されません。

しかし、生命保険会社は一般的に「店頭での契約については、場合分けをせず一律にクーリング・オフを適用」としています。「契約者が指定した場所」での契約、「保険料を振り込んだ場合」、「通信販売」、「インターネットでの申込み」についても、一律にクーリング・オフを適用しているのが一般的です。

3. クーリング・オフの手続き

- 生命保険会社に書面で申し出ます。
- 書面を発送した日に効力が生じます。
- 書面に記載する事項は「注意喚起情報」や「ご契約のしおり」で確認します。
- 申込書に押印した場合は、同一印で押印します。

クーリング・オフの手続きでは、書面を発送した日が重要となることから、多くの生命保険会社では、郵送を要件とし、その消印日付をクーリング・オフの申出日としています。

クーリング・オフの記載事項は生命保険会社により異なります。

4. クーリング・オフの申し出の記入例

〇〇生命保険相互(株式)会社御中
 私は〇月〇日に申込んだ下記契約の申込みを撤回します。
 申込者 文化千太
 保険種類 終身保険
 毎回の保険料 12,345円
 住所 東京都千代田区丸の内3-4-1
 氏名 文化千太*

※契約者が自筆署名します。

【参考】クーリング・オフ適用外に関する保険業法・政令等(抜粋)

	保険契約の申込みの撤回等ができない場合	補足説明
保険業法第309条1項	1. 申込者等が、内閣府令で定めるところにより、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して8日を経過したとき	★実務上は10日、15日、30日等延長している場合がある
	2. 申込者等が、営業もしくは事業のために、又は営業もしくは事業として締結する保険契約として申込みをしたとき	法人契約、事業保険契約
	3. 一般社団法人もしくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めのあるもの又は国もしくは地方公共団体が保険契約の申込みをしたとき	財団法人、地方自治体などの団体(代表者)が契約者である契約
	4. 当該保険契約の保険期間が1年以下であるとき	
	5. 当該保険契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき	
	6. 申込者等が保険業者等の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令(→「保険業法施行令第45条」)で定める場合	
保険業法施行令第45条	1. 申込者等が、保険業者等に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所(以下「営業所等」という)を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした場合	2007(平成19)年6月改正 ★実務上は一般的に店頭での申込みの場合もクーリング・オフ適用としている
	2. 申込者等が、自ら指定した場所(保険業者の営業所等及び当該申込者等の居宅を除く)において保険契約の申込みをすることを請求した場合において、当該保険契約の申込みをしたとき	2007(平成19)年6月改正 ★実務上は一般的に「指定場所での申込み」もクーリング・オフ適用としている
	3. 申込者等が、郵便その他の内閣府令(→「保険業法施行規則第241条」)で定める方法により保険契約の申込みをした場合	★実務上は一般的に通信販売やインターネットでの申込みの場合もクーリング・オフ適用としている
	4. 申込者等が、保険契約に係る保険料又はこれに相当する金銭の払込みを保険業者の預金又は貯金の口座への振込みにより行った場合(当該保険契約の相手方である保険業者もしくは当該保険契約に係る保険募集を行った保険業者又はこれらの役員もしくは使用人に依頼して行った場合を除く)	2007(平成19)年6月改正 ★実務上は一般的に「保険料を振り込んだ場合」もクーリング・オフ適用としている
	5. 申込者等が、保険会社等の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき	医師の診査が終了しているとき(告知を確認する生命保険面接士の面接はクーリング・オフ可能)

	保険契約の申込みの撤回等ができない場合	補足説明
保険業法施行令第45条	6.当該保険契約が、勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約であるとき	一般財形、財形年金、財形住宅
	7.当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約であるとき	質権設定契約
	8.当該保険契約が、既に締結されている保険契約(以下「既契約」という)の更改(保険金額その他の給付の内容又は保険期間の変更に係るものに限る)もしくは更新に係るもの又は既契約の保険金額、保険期間その他の内容の変更に係るものであるとき	特約の中途付加、更新、保険金額の中途増額など (転換は新たな契約申込なので、クーリング・オフ可能)
同法施行規則第241条	1.郵便を利用する方法	★実務上は一般的に「通信販売」の場合もクーリング・オフ適用としている
	2.ファクシミリ装置その他これに準ずる通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法	
	3.保険会社等が設置した機器を利用する方法	

(注)条文の一部を省略しているところがあり、原文どおりではありません。

【参考】特定早期解約

変額個人年金保険などの特定保険のうち、クーリング・オフが適用されないものは、「特定早期解約」を行うことができる旨を定めることとされています(保険業法施行規則第11条3の2号)。

特定早期解約とは、保険契約の成立日またはこれに近接する日から起算して10日以上の一定期間(保険会社が設定)を経過するまでの間ならば、解約により契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を0円とし、および当該保険契約にかかる費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものです。

しかし、一般的に実務上は変額個人年金保険などについても広くクーリング・オフの適用対象になっており、実際に特定早期解約を適用するケースはほとんどありません。

5 告知義務

1. 告知義務

- 生命保険契約の告知義務については、保険法第37条、66条の規定に基づき約款で定めています。
- 生命保険会社が求めた告知事項に、契約者や被保険者は事実の告知をしなければなりません。
- 健康状態についての告知は被保険者が行わなければなりません。
- 営業職員、代理店職員、生命保険面接士などに口頭で伝えても告知したことにはなりません。
- 告知に関して手元に残る告知書の写しで、告知内容を確認します。

告知書の写し：生命保険協会「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」に基づき作成されます。複写式の告知書控への交付や、告知書のコピーが送付されます。

特定保険

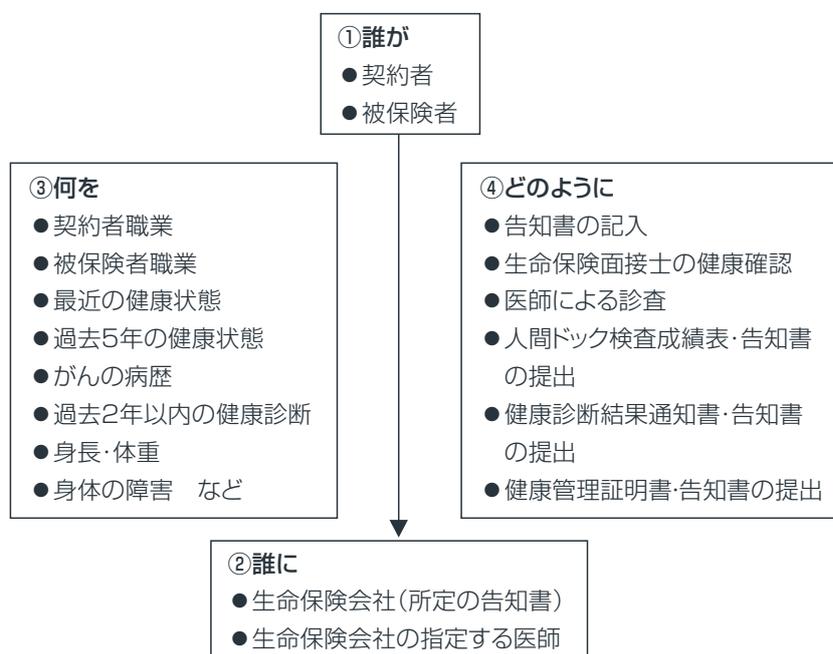
参照▶ 36ページ

生命保険面接士とは生命保険業界の行う資格試験に合格していますが医師ではありません。検診は行わず、告知受領権もありません。

告知書の見本

参照▶ 174ページ

2. 告知のしかた



- 告知に関するコールセンターを設置したり、告知サポート資料を作成している生命保険会社もあります。
- 告知に関する案内資料等には、個人情報取扱いに関する明示があります。これによると、契約申込みや告知をし、契約が不成立になった場合においても、告知書等の書類の返却をしないなど申込先の生命保険会社の取扱いが明示されています。

3. いつ告知が必要か

- 新たに生命保険を契約する場合
- 契約の内容を変更する場合(死亡保障を増額したり、医療特約などを中途付加する場合)
- 転換により契約をする場合
- 失効した契約を復活する場合
- 払済保険や延長(定期)保険にした契約を復旧する場合

6 告知義務違反

1. 告知義務違反による解除

- 契約者や被保険者が、故意または重大な過失により正しく告知を行わなかった場合、生命保険会社は将来に向かって契約を解除することができます(保険法第55条、84条の規定に基づき、約款で定めています)。

仮に加入時に正しく告知をしていて、生命保険会社が「特別条件付で承諾していた」場合は、告知義務違反判明後、特別条件に契約者が同意することにより、解除しないこととなります。ただし、特別条件の内容によっては保険金・給付金が支払われない場合があります。

特別条件

参照▶▶ 63ページ

保険法第59条2項1号、第88条2項1号により、生命保険会社は契約を解除しても、告知義務違反の内容との間に因果関係のない保険給付を行わなければなりません。

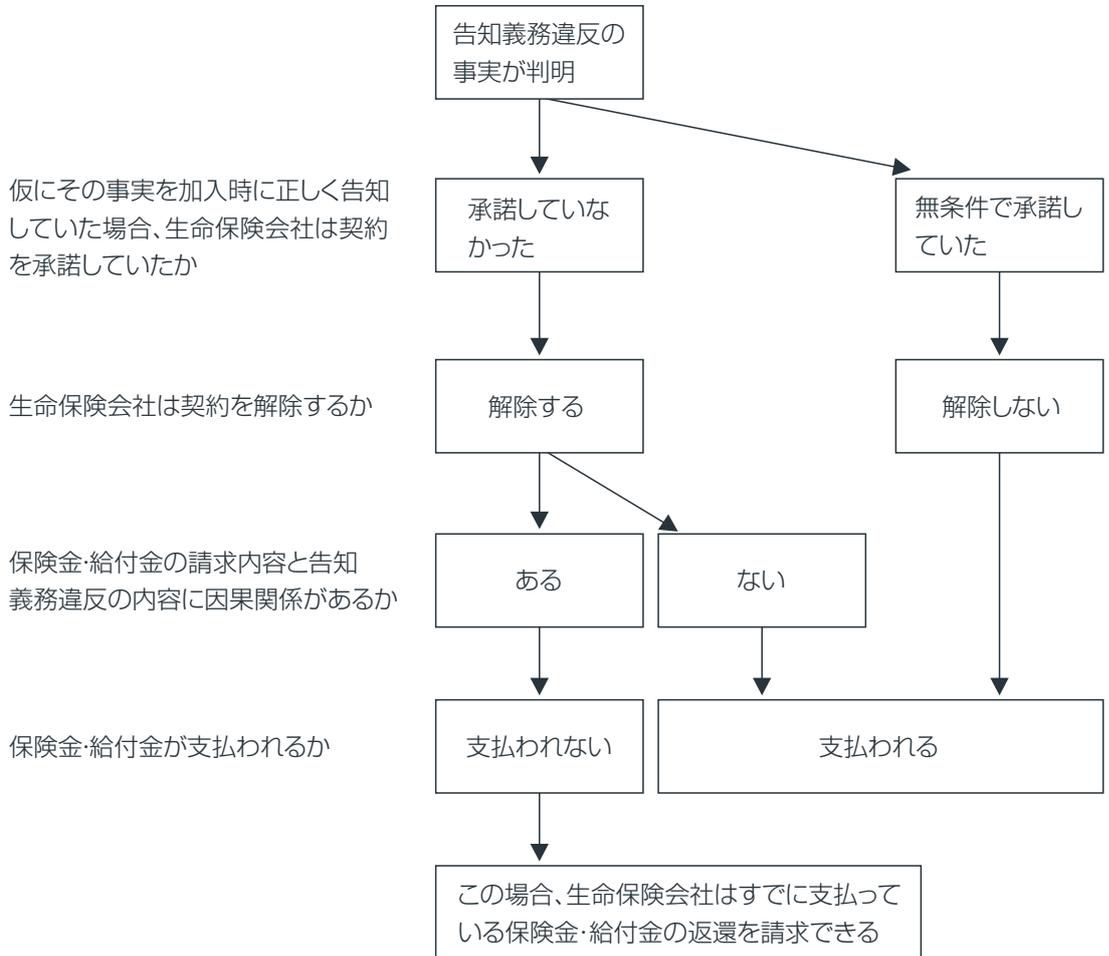
転換

参照▶▶ 88ページ

生命保険協会のガイドライン

参照▶▶ 17ページ

○告知義務違反と契約の解除・保険金等の支払可否との関係(概略・イメージ)



契約が解除されると、払込保険料は返還されないが、解約返戻金がある場合は解約返戻金が支払われる。転換契約の場合、元の契約に戻ることができる旨、約款に定めている場合もある。

2. 生命保険会社が契約を解除できない場合

告知義務違反があっても、次の場合、生命保険会社は契約を解除できません(保険法第55条2項~4項、第84条2項~4項の規定に基づき約款で定めています)。

- 告知義務違反について、契約時に生命保険会社が知っていたときや、過失のため知らなかったとき
 - 生命保険会社が告知義務違反について知ってから、1ヵ月経過したとき
 - 責任開始期から2年を超えたとき(支払事由が2年以内に起こっている場合を除く)
 - 営業職員などが告知妨害・不実告知教唆をしたとき
 (告知妨害:被保険者などが告知することを、営業職員などが妨げること
 不実告知教唆:営業職員などが被保険者などに事実でないことを告知することを勧めること)
- *ただし、営業職員などによる上記の行為がなくても、契約者または被保険者が告知義務違反をしたと認められる場合、生命保険会社は解除することができます。
- * 保険法施行前(2010(平成22)年3月までの契約)は生命保険協会の「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」による対応となります。

【参考】告知関連の約款の記載(例)

告知義務

保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

告知義務違反

- ①契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ②会社は給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込みを免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込みを免除していたときは、各普通保険約款の第1編(普通規定)に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- ③前項(②)の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料免除します。
- ④第1項(①)または第2項(②)の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を契約者に通知します。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ⑤本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、各普通保険約款の第3編(特別規定)に定める解約返戻金を契約者に支払います。

告知義務違反があっても保険契約を解除できない場合

- ①会社は、次のいずれかの場合には、前条(告知義務違反)の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれらを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1ヵ月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ②前項2号および3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、告知義務の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは適用しません。

第4章

保険料の払込み、 猶予期間、契約の効力等

1 保険料の払込方法

- 1. 主な経路..... 77
- 2. 払込回数..... 77
- 3. 払込期月と払込猶予期間..... 78
- 4. その他の払込方法..... 79

2 保険料の自動振替貸付 (保険料の立替え)..... 80

3 失効と復活

- 1. 失効..... 81
- 2. 復活..... 82

4 契約者貸付

- 1. 契約者貸付とは..... 83
- 2. 利用条件..... 83
- 3. 貸付手続き..... 83
- 4. 貸付金の返済..... 84
- 5. 利用上の留意点..... 84

1 保険料の払込方法

2回目以降の保険料の払込方法は、契約時に選択します。契約の途中で変更することも可能です。生命保険会社や保険種類によっては、払込方法が決まっています。選択できない場合があります。

1. 主な経路

①口座振替扱

生命保険会社と提携している金融機関などで、契約者が指定した口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。振替日は生命保険会社ごとにあらかじめ決まっています。

契約者が指定した口座が普通預金等の場合、口座の残高が振り替える保険料以上ある場合に振り替えられます。いわゆる総合口座(定期預金などを担保として、普通預金などへの貸越サービスなどを利用できる口座)を指定している場合は、口座の残高が保険料に満たなくても、保険料が振り替えられます(口座で貸付を利用することとなります)。

②クレジットカード扱

クレジットカードにより保険料を払い込む方法で、取り扱う生命保険会社は増えてきています。クレジットカードによる払込みを第一回保険料充当金に限る生命保険会社もあります。有効期限の経過やカード番号が変わることで保険料が支払われず自動振替貸付が適用されたり失効することもあります。

③団体扱

勤務先などの企業(団体)で給与から引き去る(天引きする)方法です。生命保険会社と勤務先団体が契約することで利用でき、団体の規模によっては保険料が軽減される場合があります。

④送金扱

生命保険会社が指定した金融機関などの口座に、あらかじめ送られてくる振込用紙などを用いて振り込む方法です。またコンビニエンスストアなどでも振込用紙を使った払込みができます。

⑤集金扱

生命保険会社が派遣した集金担当者に払い込む方法で、取り扱う生命保険会社は減ってきています。契約者が指定した集金先が生命保険会社の定めた地域内にある場合に利用できます。また生命保険会社によっては代理店扱として代理店に払い込む方法もあります。

2. 払込回数

- 保険料の払込方法には、毎月払い込む「月払」、半年ごとに払い込む「半年払」、毎年一回払い込む「年払」があります。なお、半年払・年払については、生命保険会社や契約を締結した時期により呼称が異なる場合があります(半年払は年2回払・半年一括払など、年払は年1回払・年一括払など)。
- 一般的に、月払より半年払、半年払より年払など、まとめて払い込む方法ほど保険料が割安です。
- 半年払や年払の契約が保険金の受取りや解約などにより消滅する場合や、保険料の払込みが免除される場合、未経過月分の保険料相当額が返還されます(2010(平成22)年4月1日の保険法施行後に締結された契約に限られ、保険法施行前の契約にこのような返還は、原則としてありません)。

第一回保険料充当金
参照 62ページ

未経過保険料の返還
参照 104ページ

保険契約者からの申し出により、次の場合を対象に保険会社は保険料の払込猶予期間の延長の取扱いを行っています。

- ・災害救助法適用地域で被災された契約者の契約
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の実施区域の契約

失効
参照▶ 81ページ

自動振替貸付
参照▶ 80ページ

契約応当日とは保険期間中に到来する契約日にあたる日をいいます。契約日が4月10日の場合、月単位の契約応当日は毎月10日、半年単位の契約応当日は4月10日と10月10日です。

上記の例示と異なり、払込猶予期間を例示よりも長くしている生命保険会社もあります。その場合、自動振替貸付はなく(申し出による貸付は可)、失効後に復活制度を利用できない取扱いとなっている場合もあります。

第1回保険料を口座振替にしている場合、第1回保険料のみ払込猶予期間を例示よりも長くしている生命保険会社もあります。

第1回保険料の例
参照▶ 163ページ

復活
参照▶ 82ページ

3. 払込期月と払込猶予期間

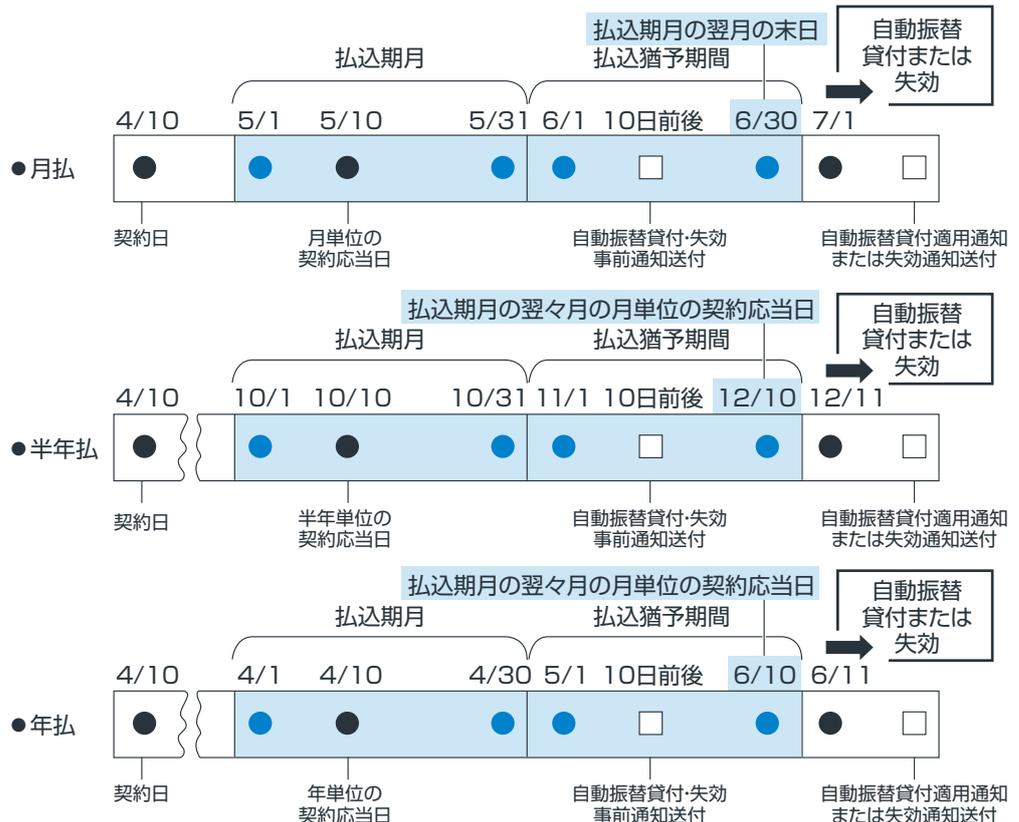
- 保険料を払い込む時期を払込期月といい、保険料の払込方法によって定められています。また、保険料の払込みが遅れた場合でも、ただちに失効させるのではなく、一定の猶予期間(払込猶予期間)を設けています。払込猶予期間中は、契約は有効に継続しているため、保険事故が発生した場合は保険金などを受け取れますが未払い分の保険料は保険金などから差し引かれます。
- 保険料を支払わないまま払込猶予期間が経過すると契約は失効し、保険事故が発生しても保険金などを受け取れません。なお、保険種類によっては、解約返戻金の範囲内で、生命保険会社が保険料を立て替え(自動振替貸付)、契約が有効に継続される場合もあります。
- 月払の契約で払込期月が到来して保険料の払込みがない場合、払込猶予期間中の保険料払込みは2ヵ月分になります。1ヵ月分のみ支払う場合、払込猶予期間が延長され翌月に再び2ヵ月分の払込みとなります。

払込期月と払込猶予期間の例

	払込期月	払込猶予期間
月払	月ごとの契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
半年払	半年ごとの契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合にはそれぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
年払	年ごとの契約応当日の属する月の1日から末日まで	

一般的に払込期月と払込猶予期間と失効の関係を図解すると、次のとおりです。

〈契約日が4月10日の例〉



【保険期間と保険料払込期間について】

- 保険期間の全期間にわたって保険料を払い込むタイプの契約(全期払)と保険期間の一定時期までに保険料の払込みが満了するタイプの契約(短期払)があります。
- 例えば終身保険では、一定年齢までに保険料の払込みが満了し、以降も終身にわたり保障が継続するタイプ(短期払、有期払と呼ばれる)が一般的ですが、保険料を一生涯払い込むタイプ(全期払、終身払と呼ばれる)もあります。

「特約保険料のみを払い込む際の留意点」

終身保険などの保険料払込満了後に特約保険料のみを年払等で払い込む場合、猶予期間内に払込みがなかったときは、解約となるのが一般的で、注意が必要です。

4. その他の払込方法

①一時払

- 契約時に保険期間全体の保険料を一時に払い込む方法です。まとめて払い込むため、払込保険料の総額が軽減できます。
- 保険期間中に死亡や高度障害による保険金が支払われて契約が消滅した場合、保険料の返還はありません。

②前納・一括払

- 払込期月の到来していない将来の保険料の一部または全部を払い込むことです(将来の保険料の全部を払い込む場合「全期前納」といいます)。
- 一般的には、半年払・年払の保険料をまとめて払い込む場合を前納、月払の保険料をまとめて払い込む場合を一括払といいます。ただし、年払・月払等に関係なく保険料をまとめて払い込む場合を含めて前納と呼ぶ生命保険会社もあります。
- 払込期月が到来するまで、生命保険会社に積み立てられ、払込期月が到来するつど保険料に充当されます。
- 前納・一括払の保険料には所定の利率による割引きがあり、利率は経済情勢などにより変動します。
- 前納・一括払した期間中に死亡保険金、高度障害保険金の受取りや解約により契約が消滅した場合、未だ払込期月が到来していない前納保険料(未経過保険料)相当額は返還されます。

【一時払と全期前納の違い】

- 生命保険料控除は、一時払では払い込んだ年に限り控除の対象になり、前納では保険料に充当されるつど毎年控除の対象になります。
- 死亡や高度障害による保険金を受け取って契約が消滅した場合、払込時期が到来していない前納保険料は返還されますが、一時払保険料は返還されません。

③ボーナス併用払

- ボーナス月(年2回)に保険料を増額して払い込む方法です。毎月の保険料負担が軽減されます。

未経過保険料の返還

参照 104ページ

生命保険料控除

参照 142ページ

右図の□は頭金(一時払保険料)によって払込みが完了した部分です。

④頭金制度

- 契約時にまとまった資金を活用して、保険金額の一部に対応する保険料を一時に払い込む方法です。毎月の保険料負担が軽減されます。
- 保険期間中に契約が消滅(解約・死亡など)した場合でも、頭金の払戻しはありません。
- 契約時だけでなく、保険期間の途中でも一部一時払の取扱いができる生命保険会社があります。

〈主契約保険料の一部一時払〉

- 主契約の一部分に対応する保険料を一時に払い込む方法です。



〈特約保険料の一部一時払〉

- 定期保険特約などの一部分に対応する保険料を一時に払い込む方法です。
- 更新型の定期保険特約の一部を一時払にした場合は、あくまでも更新前の定期保険特約に対する保険料であり、更新時には更新時点の年齢・保険料率によって再計算された保険料を払い込むことになります。



② 保険料の自動振替貸付(保険料の立替え)

- 解約返戻金の範囲内で、保険料を自動的に生命保険会社が立て替え、契約を有効に継続させる制度です。
- 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)の場合は、保険料の自動振替貸付はありません。ただし、主契約の積立部分から保険料を充当することが可能です。積立部分の積立金額が少額の場合、保険料を充当できず契約は失効します。
- 立て替えられた保険料には、所定の利息(複利)が付きます。貸付利率は契約の時期などにより異なりますが、一般的に予定利率が高い契約はより高い運用収益をあげることを前提としており、貸付利率も高くなります。
- 立て替えられた保険料は、その全額または一部をいつでも生命保険会社窓口または振込により返済できます。
- 未返済のまま満期を迎えたり、被保険者が死亡したり、契約を解約したときは、それぞれ満期保険金・死亡保険金・解約返戻金から、立て替えられた保険料が差し引かれて精算されます。転換を利用する場合の転換価格(下取り価格)を計算する際も、同様に精算されます。
- 自動振替貸付を希望しない場合には、自動振替貸付の処理が行われた後でも、一定期間内(一般的には3ヵ月以内)に解約または払済保険・延長(定期)保険への変更手続きをすれば、自動振替貸付はなかったものとされます。
- 生命保険会社や保険種類などによっては適用されない場合があります。また無解約返戻金型生命保険の場合、自動振替貸付ができないため払込猶予期間満了後に契約は失効します。
- 主契約の保険料払込期間と特約の保険期間が異なり、特約保険料のみ継続して払い込む場合に、特約保険料の払込みがない場合には、自動振替貸付ができないため払込猶予期間満了後に特約は解約となります。

利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)

参照▶ 29ページ

予定利率の推移

参照▶ 100ページ

転換

参照▶ 88ページ

払済保険、延長(定期)保険

参照▶ 91ページ

無解約返戻金型生命保険

参照▶ 40ページ

—自動振替貸付に関する契約者宛通知—

①事前通知

- 払込期月内に保険料が払い込まれない場合、生命保険会社は、払込猶予期間内の払込みを案内するとともに、払込猶予期間内に払込みがない場合は、自動振替貸付が適用される旨を通知します。
- 自動振替貸付の適用を受けたくないときは、事前通知を受けた段階で、生命保険会社に申し出て、適用を拒否することができます。その場合、払込猶予期間内に保険料を払い込まなければ契約は失効します。

②適用通知

- 自動振替貸付が適用された場合、生命保険会社はその旨を通知します。

通知の時期

参照▶ 78ページ

①事前通知の帳票見本

参照▶ 185ページ

②適用通知の帳票見本

参照▶ 187ページ

③失効と復活

1. 失効

- 契約が効力を失い、保障が切れてしまった状態をいいます。
- 払込猶予期間内に保険料を払い込まないで、かつ自動振替貸付が適用できないときや、自動振替貸付の適用中に、自動振替貸付金や契約者貸付金の元利金が解約返戻金を上回った場合（オーバーローンといいます）に、契約は失効します。
- 自動振替貸付等の適用がない場合、払込猶予期間満了の日の翌日に契約は失効します。
- 失効後に保険事故が発生しても保険金・給付金などは受け取れません。
- 失効しても所定の期間内（一般的に2ヵ月～3年以内）であれば、契約を元どおりに戻す（復活する）請求をすることができます。ただし、生命保険会社や商品によっては復活の取扱いがない場合もあります。復活の請求をせずに、解約手続きをとり解約返戻金を請求することもできます。生命保険会社は一般的に、解約返戻金の請求に関する通知（案内）を契約者あてに送付します。
- 失効後に復活できる期間が経過した時点で解約手続きがされていないと、解約したものとみなして、解約返戻金があれば払い戻す生命保険会社もあります。

—失効に関する契約者宛通知—

①事前通知

- 払込期月内に保険料が払い込まれなかった場合、生命保険会社はハガキなどで払込猶予期間内の払込みを勧奨します。そのハガキなどには払込猶予期間内に払込みがなく、かつ自動振替貸付等が適用されない場合、契約が失効する旨が記載されています。
- 加えて、口座振替扱の場合には、口座振替日の前に、確実に振り替えられるために口座の残高確認をしておくよう担当者などから連絡する生命保険会社もあります。

②失効通知

契約が失効した場合、生命保険会社からその旨の通知があります。

通知の時期

参照▶ 78ページ

失効通知の帳票見本

参照▶ 190ページ

【失効と解約の違い】

失効 契約の効力を失っている状態であり、一定の条件のもとで契約を元どおりに戻す（復活する）ことができます。

解約 契約の完全な消滅であり、元の有効な状態に戻すことはできません。

特別条件
参照▶ 63ページ

復活請求書の帳票見本
参照▶ 191ページ

自殺などの免責事由
参照▶ 115ページ
責任開始期前に発症した疾病の取扱い
参照▶ 66ページ

2. 復活

- 契約が失効した場合でも、失効した日から所定の期間(2ヵ月～3年)内で、被保険者の健康状態に問題がなければ元に戻すことができます。これを復活といいます。
- 復活をすると、保険料や契約内容は元のままです(健康状態によっては、新たに特別条件を付けた契約となることがあります)。
- 復活に際しては、失効期間中の延滞保険料の払込みが必要で、保険種類や生命保険会社によっては所定の利息(複利)の払込みも必要となります。
- 復活を取り扱わない商品や生命保険会社もあります。
- 復活時に告知義務違反があった場合、復活日から2年以内であれば、生命保険会社は契約を解除することができます。

① 復活請求手続き

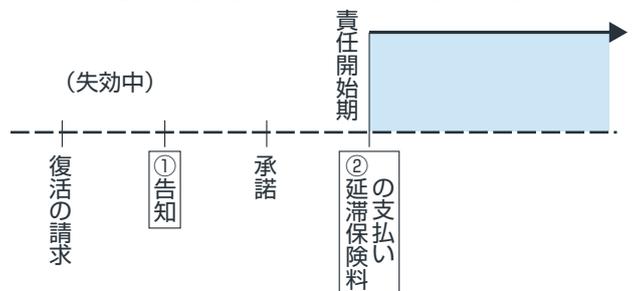
- 復活請求手続きには所定の書類の提出が必要です。
- 告知(または診査)が必要です。失効前や失効中に健康状態が悪くなった場合は復活できないことがあります。
- 失効後、所定の月数以内などの要件を満たせば、診査不要など簡略化した手続きで復活できる仕組みを取り入れている生命保険会社・商品もあります(簡易復活などと呼ばれます)。また、失効後一定期間内に未払保険料を払い込むことにより、告知不要で失効を取り消す事ができる生命保険会社もあります。

② 復活した契約の責任開始期

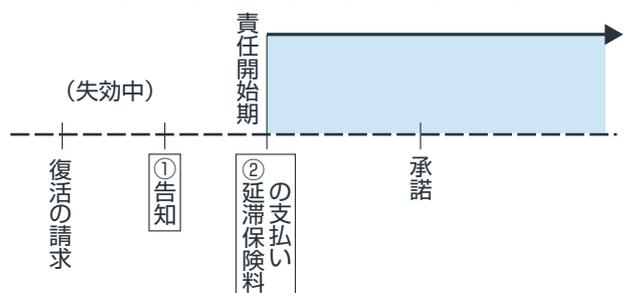
契約時の責任開始期と同じ考え方で、署名した復活請求書を生命保険会社に提出し、生命保険会社が復活を承諾した場合に、①告知(または診査)、②失効期間中の延滞保険料の払込み、のいずれか遅い時から契約上の責任が開始されます(右記ケース参照)。

つまり、復活をした場合、責任開始期は契約時ではなく、復活をした後の責任開始期に変更となります。これにより、自殺による免責期間や、責任開始期前に発症した疾病かなどをみる際は、復活後の責任開始期をもとに判定されます。

ケース1：復活の承諾後に延滞保険料を支払った場合



ケース2：復活の承諾前に延滞保険料を支払った場合



4 契約者貸付

1. 契約者貸付とは

- 契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で、契約者が受けられる貸付を契約者貸付といいます。
- 契約者貸付を受けている間も、保障は変わりなく継続し、配当金を受け取る権利も継続します。
- 保険種類などによっては、利用できない場合があります。例えば利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)は積立部分にある積立金を引き出せる仕組みがあるため、契約者貸付ではなく積立部分の引出しになります。

利率変動型積立終身
保険(アカウント型保
険)

参照 29ページ

2. 利用条件

① 限度額

貸付を受けられる限度額は解約返戻金の一定範囲(約7~9割)で、その範囲は生命保険会社や保険種類などで異なります。

② 利用できる人

契約者に限ります。被保険者や保険金受取人の同意を得る必要はありません。

③ 利息

貸付金には生命保険会社所定の利息(複利)がつきます。

貸付利率は契約の時期などにより異なり、一般的に予定利率が高い契約は、貸付利率も高くなります。利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)の積立部分の引出しの際、所定の手数料が引かれることがあります。

予定利率の推移

参照 100ページ

④ 貸付期間

原則、保険期間を限度とします。

3. 貸付手続き

- 貸付の手続きには所定の書類の提出や契約者の本人確認が必要です。
- 借入回数の制限はなく、貸付限度額の範囲内なら何回でも利用できます。
- インターネットなどを利用した契約者貸付を取り扱う生命保険会社もあります。一般的に貸付可能額の照会だけでなく貸付手続きもでき、あらかじめ指定している銀行口座へ入金されます。
- 生命保険会社のカードを持っている場合は、提携先のATMから手続きが可能です。

契約者貸付請求書の
帳票見本

参照 193ページ

転換

参照▶ 88ページ

責任準備金

参照▶ 25ページ

個人年金保険

参照▶ 34ページ

払済保険への変更・延長(定期)保険への変更

参照▶ 91ページ

4. 貸付金の返済

- 貸付金は、その全部または一部をいつでも返済できます。
- 生命保険会社の窓口または振込によりいつでも返済できます。生命保険会社のカードを持っている場合は、提携先のATMから返済が可能です。インターネットで返済の手続きができる生命保険会社もあります。
- 完済されないまま満期を迎えたり、被保険者が死亡したときは、それぞれ満期保険金・死亡保険金から、その元金と利息が差し引かれて精算されます。転換時に契約者貸付を受けている場合も転換価格を計算する際、責任準備金や積立配当金などから元金と利息を精算します。
- 完済されないまま生存給付金や祝金の受取日を迎えたときは、それぞれ生存給付金・祝金から、その元金と利息が差し引かれます。
- 個人年金保険の契約で貸付金が完済されないまま年金受取開始日を迎えたときは、責任準備金からその元金と利息を差し引き、その責任準備金の残額をもって新たに年金額を設定します。

5. 利用上の留意点

- 契約者貸付の残高と利息の状況や返済に関して、残高通知が契約者あてに毎年送付されます。返済されない場合、利息は元金に繰り入れられますので、元利金は増加します。
- 貸付金の元利金が多くなると、解約返戻金が少なくなります。保険料の払込みを中止した場合、保険料の自動振替貸付の適用が受けられず失効したり、払済保険や延長(定期)保険への変更ができなくなる場合があります。
- さらに、貸付金の元利金が解約返戻金を超えたオーバーローンの場合、生命保険会社から通知された金額を所定の期日までに払い込まなかったときは、保険契約は失効します。
- 契約者貸付について、「自分が払い込んだ保険料に基づくのに、なぜ利息がかかるのか」という契約者もみられます。契約者貸付は保険料の自動振替貸付と同様、契約者相互の共有財産(責任準備金)を活用します。本来ならば運用で得られるはずの成果を考慮し、契約者間の公平性を保つために利息がかかる仕組みです。

第5章

転換など保障内容の変更、 住所・名義などの変更

1 保障内容の変更

- 1. 保険金の増額(死亡保障に関する特約の中途付加など) 87
- 2. 保険金の減額 87
- 3. 医療・介護保障等の特約の中途付加 87
- 4. 特約の解約 87
- 5. 転換 88
- 6. 変換(他の保険への加入) 90

2 保険料負担の軽減・払込みの 中止と契約の継続

- 1. 払済保険への変更 91
- 2. 延長(定期)保険への変更 91
- 3. 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険) 91
—積立部分からの保険料の振替—

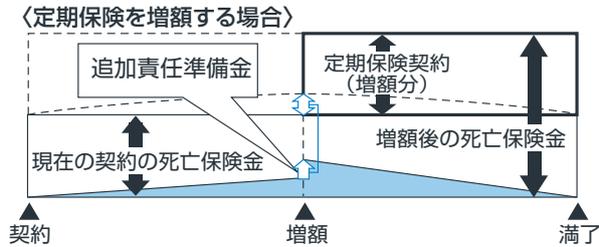
3 住所や契約の名義などの変更

- 1. 住所変更 92
- 2. 名義変更 92
- 3. 払込方法の変更 92

1 保障内容の変更

1. 保険金の増額(死亡保障に関する特約の中途付加など)

- 契約中に保障額を増やすことが可能です。告知(または診査)が必要となります。
- 増額を取り扱わない生命保険会社もあります。また生命保険商品によっては、特約の中途付加を利用できない場合があります。
- 追加責任準備金の払込みが必要な場合があります。



保険金の増額、特約の中途付加はクーリング・オフの対象となりません。

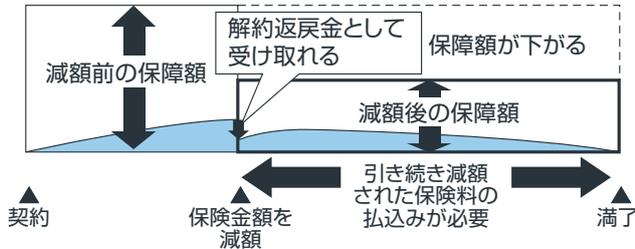
クーリング・オフ
参照▶68ページ

追加責任準備金の払込みが必要になるのは、当初から増額後の保障額で契約したものと取り扱う方式を採用している生命保険会社・商品の場合です。

責任準備金
参照▶25ページ

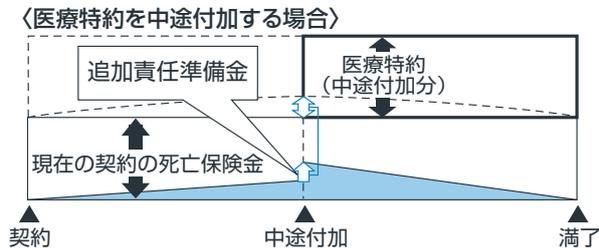
2. 保険金の減額

- 減額は保障の一部解約にあたり、いつでも保険金額を減額できます。ただし、保険料払込満了後は減額できない場合もあります。
- 減額した場合、各種特約の保障額が同時に減額される場合もあります。
- 生命保険会社、保険商品によっては最低の保険金額基準などを設定している場合があります、それを下回る減額は行えません。
- 減額した部分は解約したものと取り扱われます。減額部分に対応する解約返戻金があれば、それを受け取れます。



3. 医療・介護保障等の特約の中途付加

- 契約中に特約の中途付加が可能です。告知(または診査)が必要となります。
- 特約の中途付加を取り扱わない生命保険会社もあります。また生命保険商品によっては、特約の中途付加を利用できない場合があります。
- 追加責任準備金の払込みが必要な場合があります。



4. 特約の解約

- 付加している特約だけ解約する方法です。
- 複数の特約を付加している場合、生命保険会社や特約の種類によっては、他の特約も同時に解約しなければならない場合があります。
- 解約部分に対応する解約返戻金があれば、それを受け取れます。

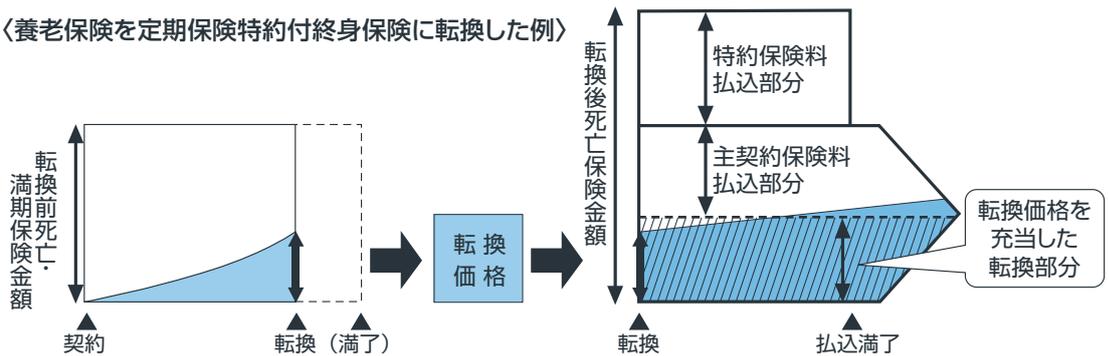
「転換」は今の契約を下取りに出して新しい契約をするイメージです。

5. 転換

現在の契約の責任準備金や積立配当金の合計額を、所定の時期に転換価格として新しい契約の一部に充てる方法です。転換前契約は消滅しますが、新規に契約するよりは保険料負担は軽減されます。主契約と特約の組み合わせやそれぞれの保障額などを総合的に変更します。

〔下記の転換の例では、養老保険が消滅することによって満期保険金のない、一生涯死亡保障が続く契約となります。〕

〈養老保険を定期保険特約付終身保険に転換した例〉



- 転換に際して、告知(または診査)が必要です。
- 生命保険会社によっては、新しい生命保険の保険金額が元の契約の保険金額を下回らないこと(増額転換)などの基準を設けている場合があります。また、転換を取り扱わない生命保険会社・商品もあります。
- 契約を分割し一方を継続、もう一方を転換する取扱い(分割転換、一部転換などと呼ばれます)をする生命保険会社もあります。
- 転換時の年齢・保険料率により保険料を計算します。
- 転換時の予定利率が元の契約の予定利率よりも下がる場合は、保険種類によっては保険料が引上げとなることがあります。ただし保険料は予定利率だけでは決まらないため、予定利率が下がったからといって保険料が引き上げられるとは限りません。
- 転換後契約の第一回保険料充当金を、転換前契約の転換価格を活用して払い込むキャッシュレス転換を取り扱う生命保険会社もあります。この場合、第一回保険料充当金に相当する分だけ転換後の責任準備金が減少します。なお、キャッシュレス転換契約の責任開始期は通常の生命保険と同じです。
- 転換後の契約が成立しなかった、またはクーリング・オフを利用した場合、転換前の契約に戻ります。分割転換の場合も原則として分割前契約に戻ります。
- 万一、増額転換の契約時に告知義務違反があった場合、転換はなかったものとして転換前契約に戻る、あるいは、増額部分のみ解除となります(保険金額を減額しての転換の場合、転換後契約のまま継続します)。
- 自殺免責期間の起算日は転換をした時点へと変更されます。また転換後契約で免責事由に該当した場合、転換はなかったものとして転換前契約に戻る取扱いをする生命保険会社と、その転換が増額転換だった場合は、転換前契約から保険金を支払い、減額転換だった場合は、転換後契約から保険金を支払う取扱いをする生命保険会社があります。
- 保険料の自動振替貸付もしくは契約者貸付または、未払込保険料があるときは、転換価格から差し引いた上で充当し、受けていた貸付は精算されます。
- 分割転換を行った際の告知義務違反については、増額転換の場合は原則として解除されず転換前契約に戻ります。

予定利率の推移

参照▶ 100ページ

予定利率等の基礎率

参照▶ 95ページ

責任開始期

参照▶ 65ページ

クーリング・オフ

参照▶ 67ページ

告知義務違反

参照▶ 71ページ

免責事由

参照▶ 115ページ

転換価格の充当方式

転換価格を転換後契約のどの部分に充当するかにより、いくつかの転換方式があります。転換方式によって払い込む保険料に差が生じます。

●基本転換方式

- 主契約のみに転換価格を充当する方式です。

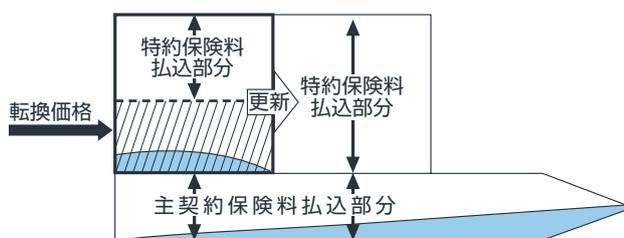
●比例転換方式

- 主契約と特約の両方に転換価格を充当する方式です。

●転換価格を定期保険特約等に充当する方式

- 転換価格を定期保険特約等の特約部分に充当し、特約保険料の負担が軽減される方式です。
- 特約に充当された転換価格は特約部分の責任準備金となります。責任準備金は徐々に減少し、特約の満期時に消滅します(更新型の特約の場合は更新時に消滅します)。
- 更新型の特約の場合、転換から初回の更新までの期間に集中的に転換価格を活用するため、更新前の保険料負担の軽減効果が高い一方、更新後には保険料負担の軽減はありませんので、更新時に保険料が大きく増えます。

- 転換価格を充当できる特約は定期保険特約が一般的ですが、生命保険会社によってはそれ以外の特約に充当できる場合もあります。



●転換価格を10年など一定期間の保険料に充当する方式

- 主契約・特約にかかわらず、転換価格は一定期間の保険料に充てられるため、一定期間の保険料負担の軽減効果が高い一方、一定期間経過後は保険料負担の軽減効果はありません。

転換において、どの方式を取り扱うか、契約者が方式を選択できるかなど生命保険会社によって取扱いが異なります。

転換における生命保険会社の情報提供

転換の利用を勧める場合、生命保険会社は、転換以外の方法や転換した場合の新旧契約の内容比較など(詳細は次のとおり)について書かれた重要事項説明書面を交付する義務があります(保険業法施行規則第227条の2第3項9号など)。

その書面を受領した旨の確認(署名など)を求められますので、内容を理解・納得したうえで署名します。

①転換前、転換後の保険契約に関し、次の重要事項を対比し記載したもの

- 基本となる保険金の名称と金額
- 保険料(主契約・特約)およびその払込方法
- 個別の特約名と特約保険金額・給付金額
- 配当方式
- 保険期間および保険料払込期間

②転換時の予定利率が元の契約の予定利率よりも下がる場合は、保険種類によっては保険料が引上げとなる場合もあること(新旧の予定利率を明示している生命保険会社もある)

③転換以外に、現在の契約を継続したまま保障の内容を見直す方法がある事実およびその方法(追加契約、特約の中途付加など)

転換を利用する場合の重要事項説明書面

参照 54ページ

転換比較表

参照 170ページ

乗換えとは、既に入
している保険契約を解
約し、新たに保険契約
を締結することです。

- 保障内容を変える方法として解約のうえ、新たに契約する方法もあります。転換と比較した場合次のようになります

	転換	解約→新契約
利用できる会社	同じ生命保険会社でないと利用できない	どの生命保険会社でも利用できる
保険金額の制限	現在の契約よりも転換後契約の保険金額が少ない場合、利用できない場合がある	自由に契約申込みができる
告知義務違反により解除された場合	転換前の契約に戻る、あるいは、増額部分を解除(ただし、減額転換の場合は転換前の契約に戻らず、転換後契約のまま継続する)	新たな契約は解除される(解約した契約は元に戻せない)
転換価格、受取額	転換前契約の責任準備金と積立配当金を合わせたものが転換価格となり、転換後契約に充当される	解約した契約の解約返戻金を受け取って契約は消滅する
特別配当	転換前契約の特別配当を受け取る権利が、転換後契約に引き継がれる	解約した契約の特別配当を受け取る権利は新契約に引き継がれない

乗換募集について

- 保険業法第300条1項4号では、契約者等に対して、不利益となるべき事実を告げずに既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させることをしてはならないと規定しています。
- 乗換募集そのものが禁止されているのではなく、「不利益な事実を告げずに」募集を行うことを禁じる趣旨です。
- 生命保険協会の「注意喚起情報作成ガイドライン」では、「特に法令等で注意喚起することとされている事項」の1つとして、乗換えについて、「解約返戻金が払込保険料の合計額より少なくなる場合があること等」を挙げています。
- これらの趣旨を踏まえ、契約の申込時に交付される「注意喚起情報」には乗換えによる契約締結時の留意点が記載されています。

6. 変換(他の保険への加入)

所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらず、現在の契約(主契約・特約)の全部または一部を所定の保険種類に変えることができる制度のことです。生命保険会社によっては、「変換」「他の保険への加入」という名称で取り扱っています。

<定期保険を終身保険に変換した例>

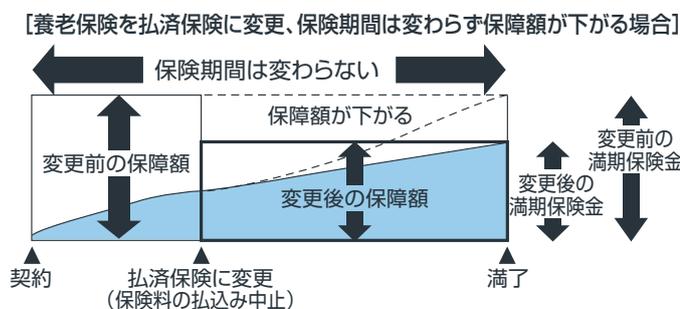


- 変換制度を利用するには、契約が責任開始日から2年以上経過していること、変換日から保険期間満了日まで所定の期間(通常2年)以上あること、変換日における被保険者の年齢が所定の年齢以下であること等の要件を満たす必要があります。
- 払済保険や延長(定期)保険の場合、取り扱うことが出来ません。
- 変換後の保険金限度額は、「変換前の死亡保険金」から「変換日における解約返戻金相当額」を差し引いた金額が保険金限度額になる等制限があります。
- 身体の健康状態についての告知は不要です。
- 変換時の年齢・保険料率により保険料を計算します。
- 変換前の契約は解約されたものとして取り扱うため、解約返戻金があればそれを受け取れます。
- 変換手続き後は、変換前契約に戻ることはありません。

2 保険料負担の軽減・払込みの中止と契約の継続

1. 払済保険への変更

- 保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、保険期間をそのままにした保障額の少ない保険に変更することです。
- 元の契約の特約は消滅します。
- 解約返戻金が少ない場合、変更できないことがあります。また、生命保険会社や保険の種類によっては、利用できない場合があります。
- 元の契約が特別条件付の場合には利用できません。
- 生命保険会社によって異なりますが、払済保険に変更後一定期間（一般的に2～3年）内であれば、変更前の契約に戻せる場合があります（「復旧」といいます）。



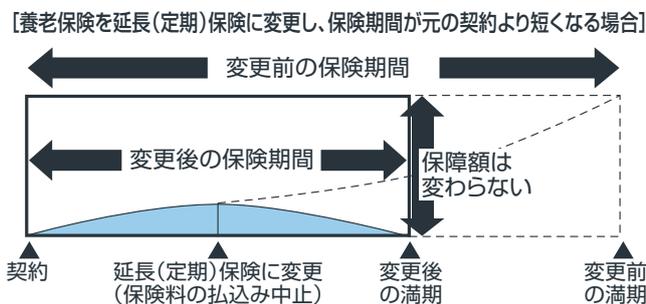
払済保険への変更後も、予定利率は契約時と変わりません。

特別条件

参照 63ページ

2. 延長(定期)保険への変更

- 保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、死亡保障のみの定期保険に変更することです。
- 死亡保険金は元の保険の保険金と同額ですが、保険期間が短くなることがあります。
- 定期保険に変わるので満期保険金はありません。ただし、保険期間が変更前の満期まで続く場合、満期時に生存保険金が受け取れる場合もあります。
- 元の契約の特約は消滅します。
- 解約返戻金が少ない場合、変更できないことがあります。また、生命保険会社や保険の種類によっては、利用できない場合があります。
- 元の契約が特別条件付の場合には利用できません。
- 生命保険会社によって異なりますが、延長(定期)保険に変更後一定期間（一般的に2～3年）内であれば、変更前の契約に戻せる場合があります（「復旧」といいます）。



延長(定期)保険への変更後も、予定利率は契約時と変わりません。

保険期間の短縮の有無、生存給付金の有無は、この保険に変更する時点での解約返戻金額などによります。

3. 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)

—積立部分からの保険料の振替—

- 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)の場合、保険料を積み立ててある積立部分から特約部分などの保険料を振り替えることも可能です。生命保険会社に申し出る必要があります(申し出がなくても保険料が口座などから引去りができない場合は、積立部分からの振替が行われます)。
- 積立部分が少額の場合、保険料の振替が行えず契約は失効します。また、保険料が振り替えられるたびに積立部分は減少します。

利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)

参照 29ページ

失効に関する契約者宛通知

参照▶ 81ページ

こども保険の契約者変更の場合は、改めて契約者の告知が必要になります。

参照▶ 34ページ

契約者変更・受取人変更のほか、指定代理請求人、家族登録制度の登録者などを必要に応じて変更することも考えられます。

保険金等を受け取る際の課税関係

参照▶ 139ページ

死亡保険金受取人が死亡した後、受取人変更しないうちに被保険者が死亡した場合

参照▶ 133ページ

受取人の変更が支払事由発生前に限られるのは、支払事由の発生により受取人の固有の権利が確定するためです。

保険料の払込方法

参照▶ 77ページ

③ 住所や契約の名義などの変更

1. 住所変更

生命保険会社の窓口(コールセンターなど)または営業職員・代理店に住所が変わったことを申し出る必要があります(インターネットで契約者本人が手続きを行える生命保険会社もあります)。失効に関する契約者宛通知など、生命保険会社は契約者に書面の郵送によって案内をすることが一般的です。住所変更手続きを行わないと、生命保険会社が発信する重要な通知が届かないことになります。

2. 名義変更

① 契約者変更

契約者は契約上の一切の権利義務を第三者に変更することができます。任意の契約者変更以外でも、契約者の死亡を理由とした契約者変更もあります。変更にあたっては、被保険者の同意と生命保険会社の承諾が必要です。

また契約者を変更することによって保険金等を受け取る際の課税関係が変わります。

② 受取人変更

契約者は原則として保険期間中であれば保険金受取人を変更することができます。

ただし、死亡保険金の支払事由が発生したあとなどは、変更できません。受取人が被保険者より先に死亡し、受取人を変更する前に死亡保険金の支払事由が生じた場合、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人になります。そのため、死亡保険金受取人を変更しないまま被保険者が死亡してしまうと、利害関係が複雑になることがあり、「誰が受取人になるのか」といった相談も寄せられます。受取人が死亡したら、すみやかに受取人変更しておくことが大切です。

受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得て、生命保険会社へ通知することが必要です。

2010(平成22)年4月以降に締結した契約については、遺言による死亡保険金受取人の変更も可能です(保険法第44、73条)。約款には「法律上有効な遺言により」と明記されており、受取人を変更するためには公正証書など一定の書式が必要となります。また、どの契約の受取人を変更したいか意思が明確となるよう、証券番号を明記するなどの対応をとることが考えられます。

③ 改姓など

結婚や離婚で改姓したときなどは、すみやかに生命保険会社の窓口(コールセンターなど)または営業職員・代理店に申し出る必要があります。改姓の手続きをしないまま、万一、保険金等の受取手続きをすることになった場合には、本人確認のための戸籍謄本や印鑑証明などの必要書類が増える場合があります。

3. 払込方法の変更

保険料の払込方法は、保険種類ごとの取扱範囲内で変更することができます。例えば、月払・半年払・年払の相互間、集金扱と口座振替扱との相互間で変更するなどです。給与天引を用いる「団体扱」を選択していた契約者が勤務先を退職した場合などは、払込方法の変更が必要です。

変更する場合は、営業職員・代理店か生命保険会社に申し出る必要があります。払込方法を変更することにより保険料が変わることもあります。

※インターネットで所定の手続きができる生命保険会社もあります。

※手続きの際に必要な書類などは、生命保険会社に問い合わせる必要があります。

第 6 章

保険料と配当金

1 保険料の仕組み (保険料計算の「基礎率」)	95
2 契約者への配当金	
1. 配当金の性格	95
2. 設計書・提案書の配当金	96
3. 有配当保険と無配当保険	96
4. 配当金の受取方法	97
5. 配当金の通知	98
6. 積立配当金の引出手続き	99
7. 通常配当と特別配当	99
8. 相互会社と株式会社の配当金	99
【参考】標準利率	100

第6章 保険料と配当金

1 保険料の仕組み(保険料計算の「基礎率」)

- 生命保険会社が販売する保険商品は、保険料総額と保険金総額が一致するように、「収支相等の原則」に基づいて設計されています。これを死亡保障の商品について式で表すと、

$$1人当たりの保険料 \times 加入者数 = 1人当たりの保険金 \times 死亡者数$$

となります。

- これは、保険料を計算するうえでの基本原則ですが、実際の生命保険の保険料は、下記の3つの基礎率(予定率)をもとに計算されています。
- 3つの基礎率は、生命保険会社によって、あるいは保険種類や契約時期などによって異なります。

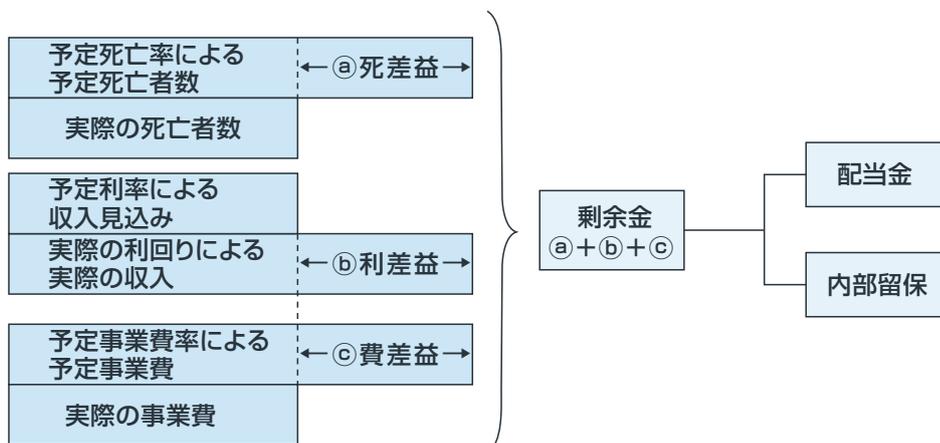
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数(生存者数)を予測し、将来の保険金などの支払いに充てるための必要額を算出します。算出の際に用いられる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	生命保険会社は資産運用による収益をあらかじめ見込んで、一定の利率により保険料を割り引いており、その一定の利率を予定利率といいます。
予定事業費率	生命保険会社は契約の締結・保険料の収納・契約の維持管理などの事業運営に必要な諸経費をあらかじめ見込んでいます。これを予定事業費率といいます。

左記の計算による保険料は「純保険料」と呼ばれる部分です。例えば、1,000人の加入者がいて予定死亡率に基づき死亡者数が1名と見込んだ場合、保険金が1,000万円であれば、加入者1人当たりの保険料は1万円となります。上記の保険料1万円×1,000人分は、保険金等の支払い発生時まで生命保険会社により資産運用されます。したがって、実際の純保険料は予定利率分が割り引かれ、1万円よりも低い金額となります。また、予定事業費率に基づく部分を「付加保険料」といい、純保険料との合計額が契約者の負担する保険料となります。

2 契約者への配当金

1. 配当金の性格

- 保険料を決める3つの予定率と実際の率との差によって剰余金が生じた場合に、剰余金の還元として「配当金」が契約者に分配されます。これを図示すると下記ようになります。剰余金は、死差損益・利差損益・費差損益の3利源を通算した差益です。
- 各生命保険会社が毎年発行している「ディスクロージャー資料」に3利源損益を記載している生命保険会社もあります(公表の義務はありません)。



- 利差益のみを配当の原資とする「利差配当タイプ」の保険や、「無配当保険」などもあります。

予定利率と実際の運用利率との差による利差損を「逆ざや」といいます。

参照 100ページ

利差配当タイプ、無配当保険など

参照 97ページ

高い予定利率を約束している契約では、配当金の分配がない年が続くことがあります。

予定利率の推移
参照▶ 100ページ

過去の契約では、右の記載例のような表示がない場合もあります。

- 配当金は予定率にもとづいて計算された保険料の事後精算としての性格を持っています。したがって、預貯金の利息(あらかじめ約束された利率をもとに受け取れるもの)とは性格が異なります。
- 分配される配当金は保険種類や契約年月日など契約内容によって異なります。
- 配当金は確定したものではなく、毎年の決算の結果によって変動します。したがって、剰余金が生じなかった場合は、配当金がゼロになることもあります。
- 配当金がゼロということは、「予定していた運用収益(予定利率)を超えて支払う部分がない」ということです。予定利率は、保険料の計算上あらかじめ織り込まれ、その分保険料が割引かれているため、運用収益が契約者にまったく還元されない、ということではありません。

2. 設計書・提案書の配当金

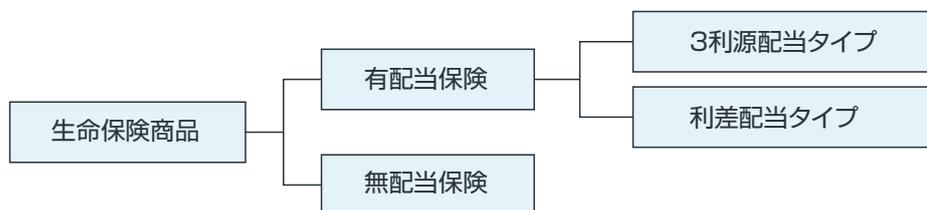
- 設計書・提案書等に配当金がかかれている場合、その金額は保証されたものではありません。直近の決算による配当率がそのまま続くと仮定して計算された試算値です。
- 過去の高い予定利率の契約においては、予定していた運用収益より実際の運用収益が下回ることから、多くの契約で設計書・提案書に記載された配当金を下回る状況が続いています。

【設計書・提案書の配当金についての記載例】

「ご提案書等に記載の積立配当金・配当金による年金・消滅時配当金は、すべて〇〇年度決算配当率を適用した現時点での試算数値であり、将来のお支払いを保証するものではありません。実際のお受取りにあたっては、経済情勢等により変動し、0となる場合もあります。」

3. 有配当保険と無配当保険

- 生命保険は、配当金の分配がある仕組みの「有配当保険」と配当金の分配のない仕組みの「無配当保険」に大きく分類されます。
- さらに有配当保険は一般的には「3利源配当タイプ」と「利差配当タイプ」に分かれます。



①有配当保険

3 利源配当タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年の決算時に保険料算出のために用いる3つの予定率と実際の率との差によって生じる損益を集計し、剰余が生じた場合、配当金として分配する仕組みの保険です。 ● 配当金を毎年分配する「毎年配当型」や「3年ごと配当型」「5年ごと配当型」があります。 ● 通常、毎年配当型の場合、契約後3年目の契約応当日から配当金が分配されます。 <p><2021(令和3)年7月加入の毎年配当型契約の分配イメージ></p> <p>①2022年3月末決算(2021年度決算)では、満1年を経過していないので配当は割り当てられません。 ②2023年3月末決算(2022年度決算)で初めて第1回の配当が割り当てられ、2023年7月の契約応当日に分配されます。</p>
利差配当タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定利率と実際の運用成果との差によって生じる毎年の損益を一定年数ごとに通算して剰余が生じた場合、配当金として分配する仕組みの保険です。 ● 5年ごとに通算して剰余が生じた場合、配当金として5年ごとに分配する仕組みの「5年ごと利差配当型」が主流となっていますが、「3年ごと利差配当型」等を取り扱う生命保険会社もあります。

②無配当保険

- 配当の分配のない仕組みの保険で、有配当保険よりも保険料が安く設定されています。
- 無配当の医療保険や終身保険も増えています。

4. 配当金の受取方法

①配当金の受取方法

- 配当金の受取方法には、次の4つがありますが、主な受取方法は「積立」です。
- 保険種類によっては、受取方法が決まっています(積立のみなど)もあります。

積立	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金を生命保険会社に積み立てておく方法で、生命保険会社ごとの所定の利息がつきます※1。 ● 途中で引き出すこともできます※2。 ● 満期や死亡の場合は、保険金と一緒に受け取ります。 ● 個人年金保険の場合は、積立配当金を年金原資に繰り入れて年金額を増額することもできます※2。
買増	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金を一時払の保険料として、保険を買い増していく方法です。 ● 買い増すことができる保険は生命保険会社によって異なりますが、養老保険・終身保険・個人年金保険などで、買増された保険金や年金は「増加保険金、ボーナス、増額年金、増加年金」と呼ばれます。
相殺	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金と保険料を相殺する方法です。配当金の方だけ保険料負担が軽減されます。
現金支払	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金をそのつど、現金で受け取る方法です。

※1 配当金の積立利率は経済情勢の変化により変動します。
※2 個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険の場合は、積立配当金を引き出せず、その全部を年金原資に繰り入れます。

個人年金保険料税制適格特約

参照 143ページ

②配当金をめぐる主な相談例

相談例	解 説
<p>㊤確定年金の年金受取りが開始されたが、契約時に提案書・設計書に書かれた年金額に比べて、実際に受け取れる年金額が大幅に少なかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人年金保険の提案書・設計書に記載されている年金額のうち、「増加年金」や「増額年金」は配当金で買増しされる部分であり、保証されたものではありません。 ●したがって、配当金が低額で推移すると、提案書・設計書に記載された年金額に比べて、実際に受け取れる年金額は大幅に少なくなります。
<p>㊦定期保険特約付終身保険を契約していて、終身保険部分の保険料の払込みが満了になったので年金保険に移行することにした。ところが積立配当金がわずかであったため、契約時の提案書・設計書に書かれてある年金額に比べて、実際に受け取れる年金額が大幅に少なくなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●終身保険の保険料払込満了時に年金保険に移行する場合の年金原資は、その時点の終身保険の責任準備金の額に積立配当金をプラスしたものです*。 ●したがって、近年のように配当金が低額で推移すると、積立配当金の額もわずかとなり、年金保険に移行した場合、契約時の提案書・設計書に記載された年金額に比べて、実際に受け取れる年金額は大幅に少なくなります。

※生命保険会社によっては、この移行時の年金原資に基づく年金を、移行後の「基本年金額」として契約時の提案書・設計書に表示している場合があります。この場合、提案書に書かれた「基本年金額」は保証されたものではありません。

- 配当金の額だけではなく配当金の積立利率も関係します。配当金の積立利率は定期的に見直されるため、提案書・設計書作成時の利率で配当金が積み立てられるわけではありません。
- 契約時に募集人が配当金の将来の受取額が確定しているかのような誤った説明を行ったことが苦情の原因になっているケースもあり、そのようなケースにおいては生命保険会社に募集時の状況を確認することが必要です。

5. 配当金の通知

- 有配当保険の場合は、配当金の有無および額が生命保険会社から通知されますが、生命保険会社や保険料の払込方法によって通知形式および通知時期が異なります。
- インターネットなどを利用して配当金の残高を照会できる生命保険会社もあります。

個人年金保険料税制
適格特約を付加した
個人年金保険の積立
配当金は引き出せま
せん。

個人年金保険料税制
適格特約

[参照](#) 143ページ

6. 積立配当金の引出手続き

- 積立配当金はいつでも全額または一部の引出しが可能です。
- 積立配当金の引出しの手続きには所定の書類の提出が必要です。
- インターネットなどを利用して配当金の引き出しができる生命保険会社もあります。インターネットで手続きするとあらかじめ指定している銀行口座に入金されます。
- 生命保険会社のカードを保有している場合は、提携先のATMから引出しができる場合もあります。

7. 通常配当と特別配当

通常配当	<ul style="list-style-type: none"> ● 3利源配当タイプの「毎年配当型」では通常、契約後3年目の契約応当日から毎年、利差配当タイプの「5年ごと利差配当型」では契約後6年目の契約応当日から5年ごとに分配される配当金です。
特別配当	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期継続契約に対して支払われる配当金です。 ● 死亡や満期などにより保険契約が消滅するときなどに支払われます。 ● 過去の通常配当で還元しきれなかった部分や株式の売却益等(キャピタルゲイン)を主な財源としています。

8. 相互会社と株式会社の配当金

- 相互会社では剰余金は「社員配当金」として社員(契約者)に、株式会社では「契約者配当金」として契約者に還元されます。株式会社ではこのほかに株主にも配当が還元されます。
- 剰余金の分配方法については相互会社の場合、定款に記載するよう定められており(保険業法第23条)、剰余金の20%以上は社員配当を行うための準備金として積立てなければならないとされています(保険業法第55条の2および保険業法施行規則第30条の6)。
- 株式会社の場合は、株主配当を行うための準備金の積立てが義務付けられています(保険業法第15条)が、契約者配当金については、それを行う場合の基準が定められています(保険業法第114条および保険業法施行規則第62条~64条)。

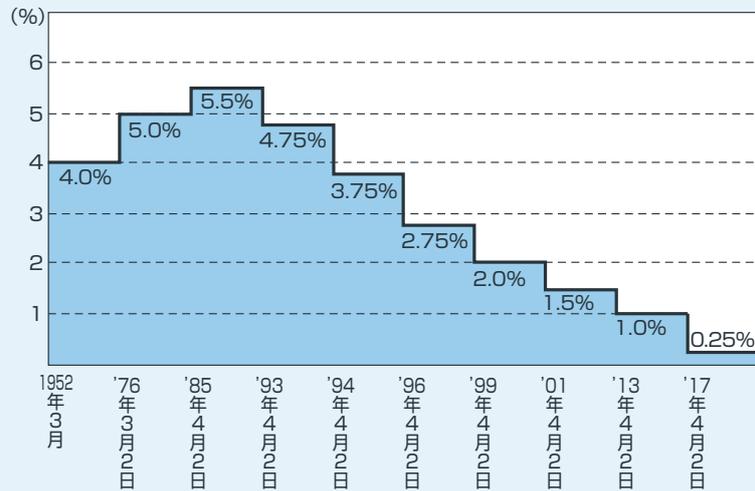
「予定利率」と「逆ざや」

生命保険会社は、契約者に払い込んでもらう保険料を計算するにあたって、あらかじめ有価証券投資や貸付などの資産運用による運用収益を見込んで、一定の利率により保険料を割り引いています。この一定の利率を「予定利率」といいます。

株価下落や市場金利低下などの影響を受けて、生命保険を契約する際の予定利率は下の図の通り1993(平成5)年以降は引き下げられてきました。

生命保険の予定利率は一部の保険種類を除き、契約時の利率が保険期間が満了するまで適用されます。超低金利等の影響で、実際の運用利回りが保証されている予定利率を下回った場合、生命保険会社に損失が発生することになります。この損失を「逆ざや」と言っています。過去の予定利率の高い契約では「逆ざや」が発生しています。

〈参考〉生命保険会社の標準的な予定利率の推移
(3利源配当タイプ)



※契約の時期と保険期間により、左記と異なる予定利率の場合があります。また、最近では、生命保険会社による予定利率の差異がみられます。

※1976年3月2日～1993年4月1日は保険期間20年超の場合、2015年4月2日以降は平準払商品の予定利率。

【参考】標準利率

生命保険会社の健全性の維持・契約者の保護の観点から金融庁が定めた標準レベルの責任準備金を「標準責任準備金」といいます。標準利率とは、標準責任準備金を計算するために使用が義務付けられている利率のことです。

これまでは保険種類によらず一律の標準利率が設定されていましたが、2015(平成27)年4月以降締結の保険契約から一時払の生命保険商品(終身保険、養老保険、年金保険等)とその他の生命保険商品とで標準利率の設定方法が変更されています。

標準利率の計算にあたっては、10年物国債の利回りをもとに計算式に基づいて決定されます(一部の一時払の生命保険商品については、20年物国債の利回りも踏まえる)。そして、一時払の生命保険商品については年4回、その他の生命保険商品については年1回見直しされます。

標準利率の改定を受けて保険料の割引率にあたる予定利率を引き下げると、新契約等の保険料は上昇します。生命保険会社の販売戦略もあり、予定利率・保険料改定への対応は生命保険会社・商品ごとに異なります。

なお、外貨建保険は標準責任準備金制度の対象となっていませんが、2022(令和4)年以降締結する米ドル建・豪ドル建契約については、対象の範囲に含まれる予定です。

第7章

解約と解約返戻金、 解約手続き等

1 解約	103
2 解約返戻金	
1. 解約返戻金の仕組み	103
2. 実際に支払われる金額	104
3. 解約返戻金の表示	105
3 解約の手続き	106
4 被保険者による解約請求	
1. 趣旨	107
2. 概要	107
3. 要件	107
5 債権者等による解約と 受取人による介入権	
1. 趣旨	108
2. 概要・要件	108

第7章 解約と解約返戻金、解約手続き等

1 解約

解約とは、保険契約を将来に向かって解消することです。解約した契約を元に戻すことはできません。約款には次のような規定があり、契約者の意思でいつでも解約できます。

(保険契約の解約)

契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。解約返戻金があるときは、これを契約者へ支払います。

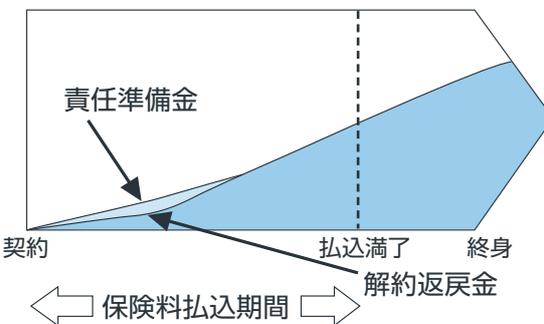
- 主契約を解約すると、付加されている特約も同時に解約となります。
- 特約のみを解約することはできません。ただし、一定の制約が生じる場合があります。
- 既に参加している保険契約を解約し、新たに保険契約を締結する場合（乗換え）、健康状態等を理由に新契約に参加できなくても解約した契約を元に戻すことはできません。
- 解約するときは、契約している生命保険会社所定の請求書類を提出する必要があります（口頭では解約できません）。ただし、一部の保険商品に限り、電話で解約手続きを行うことができる生命保険会社もあります。

2 解約返戻金

1. 解約返戻金の仕組み

- 解約して受け取る解約返戻金は、責任準備金のうち、所定の金額とされています。
- 責任準備金・解約返戻金について、生命保険会社はあらかじめ商品ごとに監督官庁（金融庁）より認可を受けています。
- 保険料の払込方法にもよりますが、契約後の経過期間が短い場合などには、解約返戻金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- 2007（平成19）年9月30日以降、特定保険を締結しようとするときは、解約控除率などの諸経費を、あらかじめ「契約締結前交付書面（注意喚起情報と契約概要からなります）」に明示することが生命保険会社に義務づけられています（保険業法第300条の2）。
- 低解約返戻金型生命保険や長寿年金では、保険料払込期間の満了時など所定の時期までに解約した場合の解約返戻金額が、同じ保険種類の通常のタイプよりも低く抑えられています（7割など）。また、無解約返戻金型保険では、保険期間を通じて解約返戻金がありません。これらの保険では解約率の見込み（予定解約率）を織り込んで保険料が計算されます。

終身保険（一時払以外）の例



特約の解約

参照 87ページ

乗換え時の留意点は、生命保険協会の「注意喚起情報作成ガイドライン」により、重要事項として注意喚起情報へ記載することとされています。

乗換え募集について

参照 90ページ

解約返戻金は、生命保険会社によって解約返戻金、解約払戻金などとも呼ばれます。

責任準備金

参照 25ページ

特定保険は変額保険・変額個人年金保険、外貨建ての保険、市場価格調整（MVA）を利用した保険を指します。

参照 36～41ページ

低解約返戻金型生命保険・無解約返戻金型生命保険

参照 40ページ

長寿年金

参照 35ページ

契約者貸付
参照▶ 83ページ
 保険料の自動振替貸付
参照▶ 80ページ
 源泉徴収される所得税
 住民税
参照▶ 140ページ

前納の場合、月を単位として未経過分が返還されるのは、2010(平成22)年4月1日以降の契約です。2010(平成22)年3月31日以前の年払契約については未経過月分の保険料は返還されませんが、複数年分を前納している場合は原則として、払込期月が到来していない年を単位に未経過分が返還されます。

2. 実際に支払われる金額

- 実際の支払い時には、契約の状況により一定額が解約返戻金から差し引かれたり、併せて支払われる場合があります。

差し引かれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者貸付、保険料の自動振替貸付の未返済の元金 ※自動振替貸付が行われてから3ヵ月以内の解約については、自動振替貸付が行われなかったものとされるのが一般的 ● 源泉徴収される所得税・住民税 ※金融類似商品(満期が5年以内の一時払養老保険や、満期が5年超の一時払養老保険を5年以内に解約した場合等)に該当する場合
併せて支払われるもの(払い戻されるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ● 前納や一括払の未経過保険料相当額、半年払や年払の未経過保険料相当額(下記参照。なお、未経過分は月を単位に計算され、1ヵ月未満の分は日割りで返還されません) ● 積立配当、特別配当等がある場合の配当金 ● 生命保険会社に据え置いている生存給付金・祝金等

2010(平成22)年4月1日より施行された保険法では、商法第655条を根拠とした「保険料不可分の原則(注)」を採用していません。このため、年払・半年払契約等(一時払契約を除く)を解約した場合の未経過保険料の返還に関しては、保険法の施行前後で取扱いが異なります。

【2010(平成22)年3月31日以前の契約】

年払などの契約に関しては、解約時に既に払い込まれている保険料相当額は原則、返還されません(保険料不可分の原則を適用)。

【2010(平成22)年4月1日以降の契約】

年払などの契約に関しては、解約時に未経過月分の保険料相当額があれば返還されます。また、死亡保険金を受け取って契約が消滅したときや、減額・特約の解約により契約の一部が消滅したとき、保険料の払込免除に該当したときにも、同様に未経過月分の保険料相当額が返還される取扱いがあります。

なお、2010(平成22)年4月1日以降の契約であっても、無・低解約返戻金型商品など返還のない商品もあります。

(注) 保険料不可分の原則では、保険料は一定の期間(1年など)を単位として平均的な危険率をもとに算定しているため、期間内で危険を分割し分割期間に対応する保険料を算出することが困難とのことで、商法の規定を根拠として、保険期間内に保険契約が消滅しても生命保険会社はその保険料全部を請求する権利があるとされています。

3. 解約返戻金の表示

解約返戻金額は保険証券に表示されています。

保険証券に記載されている解約返戻金額について

保険証券に記載されている経過期間ごとの解約返戻金額は、契約時点での契約内容でそのまま継続した場合の金額を記載している場合があり、以下の場合では実際の金額と相違することがあります。

- 更新型の特約では、更新時に特約を更新しなかった場合や減額更新した場合
- 契約当初と同じ保障内容で特約を更新しても、更新時に適用される保険料率が変わっている場合
など

【参考】

保険法で規定されている保険証券に記載すべき事項のなかに、解約返戻金額は含まれていませんが、次のような金融庁の監督指針があります。

- 金融庁の監督指針(Ⅳ-1-10解約返戻金の開示方法)

「解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じているか」

⇒保険証券や約款への表示・掲載は、明瞭に開示する方法の例示となっています。これにより、一般的には保険証券またはその添付資料に解約返戻金の推移が表示され、約款に解約返戻金の計算方法が掲載されています。

なお、変額個人年金保険など、あらかじめ具体的な解約返戻金額を表示・掲載することが困難なものもあり、この場合は金額の考え方が約款等に記載されています。

実際の解約返戻金額は、解約書類の受付日時点に入金済みとなっている払込期月の保険料までで計算されます。したがって、照会した時点と実際の解約時点の時期の違いにより、金額に差異が生じる場合があります。通常は契約者本人がコールセンターや支社等の窓口へ照会すると、照会した時点での解約返戻金額を確認することができます。

解約返戻金は、保険料の払込みを重ねても、必ずしも増加するとは限りません。

(例) ●変額保険や変額個人年金保険の解約返戻金は、運用実績に応じて日々変動します。

- 定期保険など保険期間の途中まで解約返戻金額が増加した後、期間の経過とともに減少するものもあります。

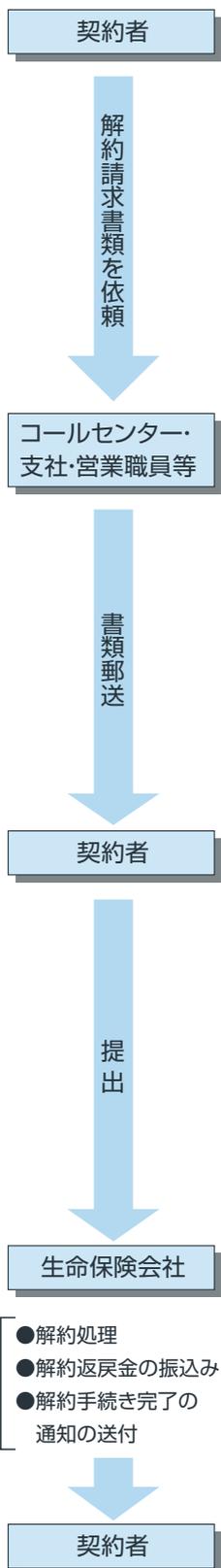
一部の保険商品に限り、電話で解約手続きを行うことができる生命保険会社もあります。

解約請求書の帳票見本
参照▶ 192ページ

3 解約の手続き

一般的に、解約するには解約請求書類による手続きが必要で、口頭で伝えただけでは解約したことになりません。

解約手続きの流れ
(「本人」・「郵送」の場合)



<p>手続きをする人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者のみができます。 〈例外:代理人による手続き〉 次のような要件のもとに、代理人による手続きを受け付けている生命保険会社もあります。 <ol style="list-style-type: none"> ①正当な代理人であること ②様式の整った委任状を持参していること ③支払口座が契約者本人の口座であること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 委任状の記載事項 <ol style="list-style-type: none"> ①契約者本人の自筆による「代理人〇〇に解約の手続きを委任する」旨の文言 ②契約者本人の署名押印 ③証券番号 など </div> 上記のほか、 <ul style="list-style-type: none"> ●契約者が「行方不明の場合」 ⇒家庭裁判所に申し出て選任した財産管理人を通じ、家庭裁判所に権限外行為(解約)の許可を得る方法があります(民法第28条)。 ●契約者が「死亡した場合」(契約者と被保険者が別人の契約) ⇒契約者の相続人から代表者を選び、代表者が契約者として解約手続きをする方法が一般的です。代表者が被保険者以外の場合は、契約者になる際に被保険者の同意が必要です。 <p>※以上の取扱いは生命保険会社により異なるため、窓口等で確認する必要があります。</p>
<p>解約請求書類の依頼先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険会社により依頼先は異なり、例えばコールセンター、支社、営業職員・代理店等です。 ●支社等の窓口では、解約請求書の入手から提出までをその場でできます。
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●(原則)解約請求書、保険証券、本人確認書類が必要です。 ※質権設定契約や、保険証券を紛失した契約等の解約については、生命保険会社によって取扱いが異なる場合があります。
<p>解約日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般的に、解約請求書類が生命保険会社(本社等所定の場所)に到達した日です。「意思表示が相手方に到達した時」(民法第97条)とする規定に基づきます。
<p>手続き完了の通知等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●解約手続きや解約返戻金送金の完了後、契約者宛に通知が届きます。通知には解約日、解約返戻金の明細等の表示があるのが一般的です。 ●解約返戻金は通常、解約請求書で指定した契約者の本人名義の口座に振り込まれます。

4 被保険者による解約請求

生命保険契約を解約できるのは契約者のみですが、一定の要件のもと、被保険者から契約者に対して保険契約の解約を請求することができます(2010(平成22)年4月1日保険法施行後に締結された契約に限ります)。

1. 趣旨

- 契約者と被保険者が異なる死亡保険契約を結ぶ場合、被保険者の同意が必要ですが、被保険者からの解約の意思表示が全くできないと、契約者と被保険者の関係が契約後に大幅に変化(離婚等)した場合、死亡保険契約を継続する意義がなくなる可能性や、下記の3.要件①に該当するような場合、モラルリスクが生じるおそれがあります。
- そこで、保険法第58、87条に被保険者からの解約請求を認める旨が規定されました。

2. 概要

- 上記の趣旨により、被保険者から解約請求ができることとなりましたが、被保険者から直接生命保険会社に解約請求はできません。一定の要件にあてはまる被保険者が契約者に対して解約請求することにより、契約者は死亡保険契約を解約する義務を負うこととなります。
- 解約請求したにもかかわらず、契約者が契約を解約しない場合には、被保険者は契約者に対して死亡保険契約の解約の意思表示を求める訴えを提起することとなり、被保険者の勝訴判決が確定したのちに契約者より生命保険会社に解約請求することになります。

3. 要件

- 保険法にて、被保険者が契約者に対して解約を請求できる要件は以下の事由となっています(第58条1項、第87条1項)。

- ① 契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。
- ② 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 被保険者の契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該死亡保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合。
- ④ 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が加入時の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合。

5 債権者等による解約と受取人による介入権

契約者が税金を滞納した場合など、生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた債権者が保険契約を解除(解約)し、解約返戻金を債権の回収に充てることができます。

しかし、一定の要件のもと、死亡保険金受取人が契約者の債権者に解約返戻金相当額を支払うことにより、解除権を消滅させ、保険契約の保障機能を維持できる制度(介入権)が保険法第60～62条、第89～91条に規定されました(保険法施行前の保険契約にも適用されます)。

1. 趣旨

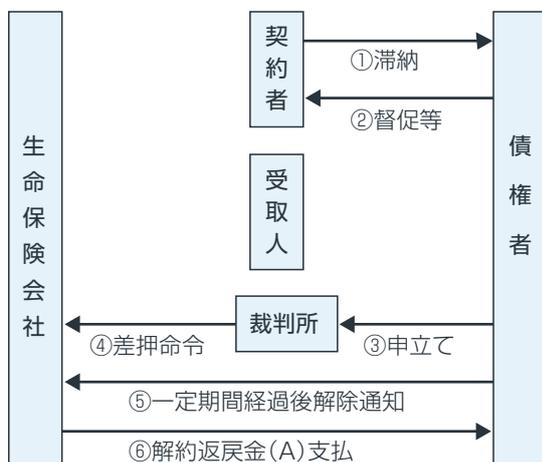
- 生命保険の死亡保険金には、遺族等の生活保障機能があります。生命保険契約は一般的に長期にわたり、かつ解約すると被保険者の年齢や健康状態によっては、改めて生命保険契約を結べない場合があります。債権者等によって契約が解約されると、契約者の遺族等の生活保障機能が消滅することにもなりかねません。
- そこで、保険法に死亡保険金受取人による介入権の行使を認める旨が規定され、生命保険会社も約款に記載しています。

2. 概要・要件

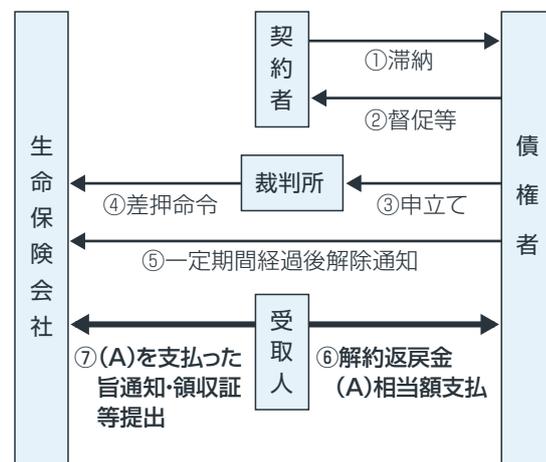
- ① 自分が保険金受取人となっている保険契約が、死亡保険契約等であって、解約返戻金があること
 - ② 解除を行った者が、差押債権者や破産管財人等であること
 - ③ 保険金受取人が、解除の通知の時に契約者でなく、被保険者または契約者もしくは被保険者の親族であること
 - ④ 介入権の行使について、契約者の同意を得ること
 - ⑤ 生命保険会社が解除の通知を受けたときから1ヵ月以内に、当該通知の日に解除の効果が生じたとすれば保険会社が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に支払うこと
 - ⑥ 生命保険会社に対して、債権者に解約返戻金相当額を支払った旨の通知をすること
- 以上の要件をすべて満たした場合に初めて、適法に介入権を行使することができます。

右記の場合、死亡保険金受取人や債権者から照会があっても、生命保険会社は生命保険契約の存在の有無・解約返戻金額を回答できません。

〈通常の債権取立の流れ〉



〈介入権を行使する場合〉



第 8 章

保険金・給付金の受取り

1 保険金・給付金を受け取るとき

- 1. 保険金・給付金の請求から受取りまでの流れ…………… 111
- 2. 主な保険金・給付金の支払事由…………… 113
- 3. 主な保険金・給付金の免責事由…………… 115

2 保険金・給付金を受け取れない場合

- 1. 死亡保険金(給付金)を受け取れない場合…………… 116
- 2. 災害死亡保険金を受け取れない場合…………… 116
- 3. 高度障害保険金を受け取れない場合…………… 118
- 4. 入院給付金・手術給付金を受け取れない場合…………… 120
- 5. 特定(三大)疾病保険金を受け取れない場合…………… 122
- 6. 不法取得目的による無効、詐欺による取消、重大事由による解除の場合… 124

3 保険金・給付金受取り時の 知っておきたいポイント

- 1. 高度障害保険金について…………… 125
- 2. 手術給付金について…………… 126
- 3. 悪性新生物(がん)について…………… 130
- 4. 不慮の事故について…………… 131
- 5. 保険金・給付金請求の時効について…………… 132
- 6. 失踪宣告と認定死亡について…………… 132
- 7. 被保険者死亡後の請求について…………… 132
- 8. 死亡保険金受取人が先に死亡していた場合について…… 133
- 【参考】指定代理請求制度について…………… 134
- 【参考】家族(情報)登録制度について…………… 134
- 【参考】成年後見制度について…………… 134
- 【参考】病院または診療所、入院について…………… 135
- 【参考】支払査定時照会制度について…………… 135
- 【参考】生命保険契約照会制度…………… 136

第8章 保険金・給付金の受取り

1 保険金・給付金を受け取るとき

1. 保険金・給付金の請求から受取りまでの流れ

保険金・給付金は受取人本人の請求によって支払われるため、受取人から生命保険会社のサービスセンター・コールセンターなどに連絡する必要があります。

なお、インターネット等で請求手続きができる生命保険会社もあります。

①生命保険会社への連絡	
	連絡者
死亡保険金	死亡保険金受取人
入院給付金等	被保険者(または指定代理請求人など)
被保険者死亡後の請求の場合	被保険者の法定相続人

家族(情報)登録制度によって登録されている家族が請求書類の取り寄せができる生命保険会社もあります。

- 入院給付金等とは、ここでは、手術給付金などを含めた一般的に被保険者が受取人になっている給付金をいいます。

なお、家族型(本人・配偶者型など)の医療関係特約の場合、例えば配偶者が入院したことによる入院給付金等の受取人は一般的に主たる被保険者です(配偶者ではありません)。

また、過去のがん保険などには被保険者以外を給付金受取人としているものがあり、この場合「被保険者=給付金受取人」とは限りません。

- 入院給付金等の請求において、生命保険会社が被保険者の認知症などで請求意思を確認できず、かつ、契約者が指定代理請求人を指定していない(または指定代理請求人が代理請求できない状況にある)ときなどには、生命保険会社から成年後見人等による請求手続きを勧奨される場合もあります。



②請求書類の準備・提出	
	主な必要書類
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">●死亡保険金請求書●保険証券●死亡診断書(死体検案書)●事故状況報告書(災害死亡保険金を請求する場合)●交通事故証明書(交通事故の場合)●被保険者の住民票●保険金受取人の戸籍謄本(抄本)●保険金受取人の印鑑証明書
入院給付金等	<ul style="list-style-type: none">●給付金請求書●入院・手術等診断書(証明書)●事故状況報告書(災害入院給付金を請求する場合)●交通事故証明書(交通事故の場合)●被保険者の印鑑証明書
被保険者死亡後の請求の場合	上記書類のほか、 <ul style="list-style-type: none">●相続人代表者選任届●相続人全員の印鑑証明書●被保険者と相続人全員の続柄が記載されている戸籍謄本



各社の相談窓口
参照 7ページ

指定代理請求人
参照 134ページ

家族(情報)登録制度
参照 134ページ

生命保険会社が定めた所定の代理人により請求手続きができる場合もあります。

成年後見制度
参照 134ページ

生命保険会社によっては、左記以外の書類が必要な場合もあります。

入院・手術等診断書(証明書)は原則として生命保険会社所定のものを使用します。
参照 204ページ

入院給付金等については、生命保険会社により必要書類の省略基準をもとに病院発行の領収書で代用できる場合があります。

被保険者死亡後の請求
参照 132ページ

生命保険会社では地域毎にサービスセンター等の支払判断をする部門はなく、本社の支払部門にて支払判断が行われます。

保険法第52条1項、第81条1項により、支払いに関する確認が必要な場合にも保険給付の履行期を定める旨規定されています(過去の保険契約にも適用されます)。

保険法第52条2項、第81条2項により、支払期限経過後に支払われた場合、生命保険会社に遅延利息を支払う義務が生じます(ただし、正当な理由なく受取人などが確認を妨げ、または応じなかったときには遅延利息を支払う義務は生じません。各同条3項)。

③生命保険会社による書類受付・支払判断

支払判断は、本社の支払部門にて約款に基づいて行われます。

保険金・給付金を受け取る

- 生命保険会社は約款において、支払期限を定めています。約款の規定は各社異なるため、個別に確認が必要です。
- 保険法の支払期限に関する規定は2010(平成22)年4月(保険法施行月)以前に締結した保険契約にも適用され、生命保険会社は該当する契約者へ約款の改定内容を郵送で通知するなどしています。

(例)支払期限<生命保険会社によって異なります>

必要書類(必要事項が完備)が生命保険会社に着いた日の翌日から起算して	
原則	5営業日以内
以下の確認が必要な場合 a.保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 b.保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 c.告知義務違反に該当する可能性がある場合 d.重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	45日を経過する日以内
弁護士法その他の法令に基づく照会 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 日本国外における調査	180日を経過する日以内

保険金・給付金を受け取れない

[② 保険金・給付金を受け取れない場合\(116 ページ\)へ](#)

2. 主な保険金・給付金の支払事由

すべての保険金・給付金は、各契約に適用される約款で定められている支払事由に該当した場合に支払われます。

① 主な保険金とその支払事由(例)

死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき
高度障害保険金 〔死亡保険金がある 各主契約・特約から の給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として所定の高度障害状態に該当したとき (高度障害保険金が支払われると、保険契約は消滅し、死亡保険金は支払われません)
災害死亡保険金 〔災害割増特約から の給付〕	被保険者が保険期間中に次のいずれかを直接の原因として死亡したとき a. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害(その事故の日から起算して180日以内の死亡に限る) b. 責任開始期以後に発病した所定の感染症
災害高度障害保険金 〔災害割増特約から の給付〕	被保険者が保険期間中に次のいずれかを直接の原因として高度障害状態に該当したとき この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の原因による障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含む a. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害(その事故の日から起算して180日以内に高度障害状態に該当した場合に限る) b. 責任開始期以後に発病した所定の感染症
特定疾病保険金 (三大疾病保険金) 〔特定疾病保障保険 (三大疾病保障保 険)・特約からの給付〕	a. 被保険者が保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認める場合もある) b. 被保険者が保険期間中に責任開始期以後の疾病を原因として次のいずれかに該当したとき (i) 急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき (ii) 脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
介護保険金 〔介護保険・特約など からの給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に生じた傷病によって次のいずれかに該当したとき a. 公的介護保険制度による要介護認定を受け、所定の要介護度以上に認定されたとき b. 次のいずれかに該当したことが医師により診断確定されたとき (i) 寝たきりによる所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して所定の期間以上継続していること (ii) 器質性認知症による所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して所定の期間以上継続していること
疾病障害保険金 〔障害保障特約、疾病 障害特約などからの 給付〕	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に生じた疾病を直接の原因として約款所定の障害状態に該当したとき
重度慢性疾患保険金 〔重度慢性疾患保障 保険・特約などから の給付〕	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に発病した重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎を原因として約款所定の状態に該当し、医師による治療を受けているとき
認知症診断保険金	被保険者が保険期間中に責任開始前を含めて初めて器質性認知症と医師に診断確定されたとき
リビング・ニーズ特約 による保険金	被保険者が保険期間中に余命6ヵ月以内と判断されたとき

表中の支払事由は例示であり、また、商品・会社により異なる場合があるため、約款等による確認が必要です。

各主契約・特約の詳細
参照▶ 25~46ページ

高度障害保険金
参照▶ 125ページ

不慮の事故
参照▶ 131ページ
所定の感染症
参照▶ 44ページ

労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動は制限を必要とする状態をいいます。

所定の要介護状態
参照▶ 33ページ

所定の期間
参照▶ 33ページ

※器質性認知症とは
①脳内に後天的に起こった器質的な病変または損傷があり、かつ、②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものをいいます。具体的には老年認知症、初老期認知症、動脈硬化性認知症、アルツハイマー病の認知症、脳血管性認知症などが該当します。

入院前の通院も通院給付金の対象とする生命保険会社もあります。

所定の顔面損傷、重度の熱傷なども特定損傷給付金の対象とする生命保険会社もあります。

②主な給付金とその支払事由(例) 表中の㉑㉒：㉑約款所定の病院または診療所への入院 ㉒約款所定の日数以上の入院

災害入院給付金 〔医療保険、災害入院 特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その治療を目的とする㉑㉒のいずれも満たす入院をしたとき(不慮の事故から起算して180日以内に開始した入院)
疾病入院給付金 〔医療保険、疾病入院 特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とし、その治療を目的とする㉑㉒のいずれも満たす入院をしたとき 不慮の事故から起算して180日を経過した後に開始した入院は、疾病入院給付金の支払対象となります。
生活習慣病(成人病)入院給付金 〔生活習慣病(成人病)入院特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した約款所定の生活習慣病(成人病)を直接の原因とし、その治療を目的とする㉑㉒のいずれも満たす入院をしたとき
がん入院給付金 〔がん入院特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した約款所定の悪性新生物(がん)を直接の原因とし、その治療を目的とする㉑㉒のいずれも満たす入院をしたとき
がん診断給付金 〔がん診断特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認める場合もある) がんの診断確定に加え、入院を開始したことを支払事由とするものもある がん診断給付金の複数回支払いがあるタイプの場合、2回目以降の給付は、前回の支払事由に該当してから2年を経過しているとき
女性疾病入院給付金 〔女性疾病入院特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した約款所定の女性特定疾病を直接の原因とし、その治療を目的とする㉑㉒のいずれも満たす入院をしたとき
先進医療給付金 〔先進医療特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養を受け、かつ、受けた療養がその時点で公的医療保険制度における先進医療に該当するとき
手術給付金 〔医療保険、疾病入院特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす手術をしたとき 1.責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術 (i)疾病 (ii)不慮の事故 (iii)不慮の事故以外の外因 2.治療を目的とする手術 3.約款所定の病院または診療所において受けた手術 4.約款所定の手術
通院給付金 〔通院特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に不慮の事故や病気による入院給付金の支払事由に該当する入院をし、退院後120日以内にその治療を目的として通院したとき
特定損傷給付金 〔特定損傷特約からの給付〕	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故により、不慮の事故の日から起算して180日以内に「骨折」「関節脱臼」「腱の断裂」の治療を約款所定の病院または診療所で受けたとき
就業不能給付金	被保険者が所定の傷病や精神・神経疾患により所定の日数就業不能状態になったとき
障害給付金 〔傷害特約などからの給付〕	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に発生した不慮の事故により、不慮の事故の日から起算して180日以内に約款所定の身体障害(1級～6級)が生じたとき

●保険金と給付金の定義

生命保険会社によって異なりますが、概ね以下の定義となっています。

保険金	被保険者が死亡・高度障害状態のとき、または満期まで生存したときなどに生命保険会社から受取人に支払われるお金です。支払われた後、保険契約(特約)は消滅します。
給付金	被保険者が入院・手術をしたとき、不慮の事故により身体に障害が生じたときなどに生命保険会社から受取人に支払われるお金です。支払われた後、保険契約(特約)は継続します。

3. 主な保険金・給付金の免責事由

支払事由に該当した場合でも、保険金・給付金は、約款にある「免責事由」（保険金・給付金を受け取れない場合）に該当すると受け取れません。主な保険金・給付金の「免責事由」は以下の通りです。

なお、免責事由に該当し死亡保険金が支払われないときには、生命保険会社は通常、責任準備金を支払います。生命保険会社によっては、解約返戻金相当額を支払う場合もあります（保険法第63、92条に基づき、約款で規定）。

主な免責事由(例)

		死亡保険金	災害死亡保険金	高度障害保険金	災害高度障害保険金	疾病入院給付金等	災害入院給付金等
被保険者の	責任開始期から一定期間内(1～3年)の自殺(注)	×	×	×	×	×	×
	故意		×	×	×	×	×
	重大な過失		×		×	×	×
	犯罪行為		×	×	×	×	×
	薬物依存					×	
	精神障害を原因とする事故		×		×	×	×
	泥酔の状態を原因とする事故		×		×	×	×
	運転資格を持たないで運転中に生じた事故		×		×	×	×
	酒気帯び運転またはこれに相当する運転中に生じた事故		×		×	×	×
契約者の	故意	×	×	×	×	×	×
	重大な過失		×		×	×	×
受取人の	故意	×	×				
	重大な過失		×				
戦争その他の変乱		×	×	×	×	×	×
地震、噴火または津波			×		×	×	×

×=免責事由に該当(保険金・給付金は受け取れない)

(注) 責任開始期から一定期間内(1～3年)の自殺でも、精神障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、死亡保険金が受け取れる場合もある。

・自殺未遂については、責任開始期以後すべての期間において、「被保険者の故意」による免責としており、保険金・給付金は受け取れない。

被保険者の犯罪行為を高度障害保険金の免責事由としていない約款等、表中の免責事由と異なる場合がありますので、約款による確認が必要です。

復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期となります。

参照 82ページ

薬物依存とは、約款に定める大麻類、鎮静薬等による精神等の障害を指し、薬物の犯罪的な使用に限られません。

運転資格、酒気帯び運転は法令に定めるもの。

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による該当被保険者数が保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと生命保険会社が認めた場合、全部が支払われるか、削減されて支払われることがあります。また、生命保険会社によっては、戦争その他の変乱を免責とはせず、削減されて支払う場合があると定めていることもあります。

2 保険金・給付金を受け取れない場合

④不法取得目的による無効・詐欺による取消に該当する場合や重大事由による解除の場合について

参照▶ 124ページ

保険金・給付金を請求しても、受け取れない場合がありますが、受け取れない理由としては、①支払事由に該当しない場合、②免責事由に該当した場合、③告知義務違反による解除の場合、④保険金等不法取得目的による無効・詐欺による取消に該当する場合や重大事由による解除の場合の4通りが考えられます。

保険金・給付金の種類により、受け取れない事例が多い場合について解説します。

1. 死亡保険金(給付金)を受け取れない場合

受け取れない場合の主な例

死亡保険金(給付金)については、死亡理由を問わず支払事由に該当するので、 ①支払事由に該当しない場合はない。	
②免責事由に該当した場合	責任開始期から一定期間内(1~3年で契約時の約款に規定されている)に被保険者が自殺した場合は、保険金は受け取れない。 また、復活があった場合の責任開始期は、復活の際の責任開始期となるため、⑥の事例では保険金は受け取れない。
③告知義務違反による解除の場合	告知義務違反があった場合は、契約が解除となり、保険金は受け取れない。 ただし、告知義務違反となった事実と死因との間に医学上まったく因果関係が認められない場合には保険金を受け取ることができる場合もある。

責任開始期

参照▶ 65ページ

告知義務違反による解除

参照▶ 71ページ

2. 災害死亡保険金を受け取れない場合

受け取れない場合の主な例

災害死亡保険金については、「不慮の事故」による死亡を支払事由としていることから、「不慮の事故」に該当しない場合は保険金を受け取れない。 また、「故意または重大な過失」を免責事由としていることから、下記のような場合は保険金を受け取れない。	
①支払事由に該当しない場合	窒息の原因が疾病であり(外来性がない)、また食物を飲み込むことが困難な人の窒息は、約款に定める不慮の事故に該当しないため災害死亡保険金は受け取れない。
②免責事由に該当した場合	「飲酒運転」は免責事由に該当し、災害死亡保険金は受け取れない。 危険であることを十分に認識できたにもかかわらず規制等を無視し及んだ行為には、故意または重大な過失が認められるため、災害死亡保険金は受け取れない。
	「泥酔の状態を原因とする事故」は免責事由に該当し、災害死亡保険金は受け取れない。

不慮の事故

参照▶ 131ページ

保険金・給付金の受取りについては、生命保険会社が冊子、ホームページ等で情報提供しています。

支払われる例	支払われない例
㊤契約後一度も保険契約が失効せず継続し、契約5年目に自殺した場合	㊤契約後1年目に自殺した場合 ㊦契約後4年目に一度保険契約が失効し、復活したが、契約5年目（復活後1年経過前）に自殺した場合
㊧契約前の慢性C型肝炎での通院について、告知書で正しく告知せず契約し、契約から1年経過後に慢性C型肝炎とは全く因果関係のない胃がんで死亡した場合	㊧契約前の慢性C型肝炎での通院について、告知書で正しく告知せず契約し、契約から1年経過後に慢性C型肝炎と因果関係のある肝臓がんで死亡した場合

なお、③の告知義務違反による解除はない。
 また、下記に該当した場合でも、死亡保険金（普通死亡保険金）は受け取れる。

支払われる例	支払われない例
㊤横断歩道を渡っていたところ、交通事故に巻き込まれ、頭を強打して「急性硬膜下血腫」となり死亡した場合	㊤「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難な状態となっている人が、食物を喉に詰まらせて窒息して死亡した場合
㊥法規の違反（飲酒・無免許等）が全くない状態での運転中の事故で死亡した場合	㊥飲酒後に車を運転して帰宅中に、酔いのため運転を誤り、街路樹に激突して死亡した場合
㊦居眠り運転をしてしまい、路肩に衝突し、死亡した場合	㊦危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突して死亡した場合
㊧酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられて死亡した場合	㊧泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡した場合

3. 高度障害保険金を受け取れない場合

受け取れない場合の主な例

高度障害保険金を受け取れない理由は、「支払事由」における高度障害状態に該当しない場合が多い。

①支払事由に該当しない場合	<p>高度障害状態の原因となる傷病や不慮の事故等が契約前に生じている場合は一般的に支払事由に該当しない。</p>	
	<p>「両眼の視力を全く永久に失ったもの」とは、視力回復の見込みが全くない場合であり、回復の見込みがある場合は支払事由に該当しない。</p> <p>また、いわゆる眼が見えない状態であっても、^{がんけん かすい}眼瞼下垂(筋力の低下により上まぶたが垂れ下がって目がよく開かない状態)による視力障害は視力の低下ではないため支払事由に該当しない。</p>	
	<p>いわゆる物が飲み込めない状態であっても、そしゃく(かむ)機能を失っていない場合は支払事由に該当しない。</p> <p>また、簡単な単語が発声できる場合は言語の機能を全く永久に失ったものに該当せず、支払事由に該当しない。</p>	
	<p>「終身常に介護を要するもの」に該当しない場合は支払事由に該当しない。</p>	
②免責事由に該当した場合	<p>自殺未遂は「被保険者の故意」(免責事由)に該当する。</p>	
③告知義務違反による解除の場合	<p>「1.死亡保険金(給付金)を受け取れない場合」と同じ(116ページ</p>	

高度障害保険金の支払事由

参照▶ 125ページ

終身常に介護を要するもの

参照▶ 125ページ

告知義務違反による解除

参照▶ 71ページ

支払われる例	支払われない例
⑥契約後に生じた交通事故を原因として約款所定の高度障害状態に該当した場合	⑥契約前に生じた交通事故を原因として約款所定の高度障害状態に該当した場合
⑦契約後に網膜剥離で矯正視力が左右ともに0.02以下になったが、回復の見込みがない場合	⑦契約後に網膜剥離で矯正視力が左右ともに0.02以下になったが、回復の見込みがあって治療を続けている場合
⑧事故による負傷で両眼の損傷が激しく、回復の見込みがない場合	⑧眼瞼下垂による視力障害の場合
⑨喉頭がんにより喉頭全摘手術を行い、言語を発することができなくなった場合	⑨消化器の障害や、嚥下障害のために、流動食しか摂取できなくなった場合
⑩脳梗塞の後遺症として全身の麻痺が生じ、食物の摂取、排泄やその後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力ではまったく不可能で、常に他人の介護を要する状態となり回復の見込みがない場合	⑩くも膜下出血の後遺症として、失語症が残存したと診断されたが、簡単な単語で他人と意思疎通をすることが可能な場合
⑪事故により中枢神経系に著しい障害を残し、食物の摂取、排泄やその後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力ではまったく不可能で、常に他人の介護を要する状態となり回復の見込みがない場合	⑪脳梗塞の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも自力では不可能であるものの、右半身は動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合
⑫契約後に生じた傷病が原因で高度障害状態に該当した場合	⑫事故によって右半身の麻痺が生じ、食物の摂取、排泄やその後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力ではまったく不可能で、他人の介護を要する状態であるものの、回復の見込みがあり治療を続けている場合
⑬契約後に生じた傷病が原因として約款所定の高度障害状態に該当した場合	⑬契約後4年目に被保険者が自殺を試み、一命を取りとめたが、高度障害状態に該当した場合

責任開始期に原因となる傷病が生じていた場合(契約前発病)

参照 66ページ

契約前発病であっても、正しく告知がされたうえで承諾した契約の場合は支払うとする生命保険会社もあります。

参照)。

4. 入院給付金・手術給付金を受け取れない場合

受け取れない場合の主な例

入院給付金・手術給付金を受け取れない理由は、入院・手術そのものが「支払事由」に該当していない場合が多い。

①支払事由に該当しない場合	入院の原因となる傷病が契約前に生じている場合は一般的に支払事由に該当しない。
	約款にて支払事由が「〇日以上継続して入院した場合」と定められている場合、それより少ない日数の入院の場合は、支払事由に該当しない。
	約款にて「1回・通算の入院についての支払限度日数」が定められている場合は、その日数を超過した日数分については支払事由に該当しない。
	治療を伴わない人間ドック・健康診断のための入院、美容上の処置に伴う入院、正常分娩による入院、日常生活介護のための入院、介護老人保健施設(老健施設)・医療機関でないリハビリ施設への入所、などは支払事由に該当しない。
	治療を目的とした入院を「支払事由」としており、医師が通院による加療を指示したにも関わらず、本人の希望で入院し、入院期間中に特に治療を実施していない場合は支払事由に該当しない。
	(手術給付金の場合) 手術給付金については、約款で対象となる手術と給付倍率を定めており、約款に定められていない手術に対しては支払事由に該当しない。 (右の例は88種類の所定の手術を対象とするタイプの場合)
②免責事由に該当した場合	<p>災害入院給付金の支払事由にある「不慮の事故」については、</p> <p>疾病入院給付金の免責事由には、「被保険者の薬物依存」を定めており、薬物依存症は免責事由に該当する。</p> <p>自殺未遂については、「3.高度障害保険金を受け取れない場合」と同じ(118ページ参照)。</p>
③告知義務違反による解除の場合	「1.死亡保険金(給付金)を受け取れない場合」と同じ(116ページ参照)

支払われる例	支払われない例
㊤契約後に発症した「椎間板ヘルニア」で入院した場合	㊤契約前に発症した「椎間板ヘルニア」が契約後2年以内に悪化し、入院した場合
㊦支払事由が「継続して5日以上入院した場合」となっている保険を契約していて、14日間入院した場合	㊦支払事由が「継続して5日以上入院した場合」となっている保険を契約していて、3日間のみ入院した場合
㊧1回の入院に対する支払限度日数が「120日」となっている保険を契約していて、90日間入院した場合	㊧1回の入院に対する支払限度日数が「120日」となっている保険を契約していて、150日間入院した場合の120日を超過する30日分
㊨急な吐血のため、病院で受診したところ、医師に「原因を調べるための検査と、そのうえで治療が必要」と言われ、検査と治療を目的として入院した場合	㊨定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに1泊2日の入院をした場合
㊩異常分娩（帝王切開など）により入院した場合	㊩正常分娩で出産した場合
㊪工事現場の落下物によって大腿骨を骨折、手術し、医師の指示により入院した場合	㊪左手を骨折し、医師からは通院による加療を指示されるも、本人の希望により入院した場合
㊫右下腹部に圧痛があり虫垂炎と診断され、虫垂を摘出する手術（虫垂摘出術）を受けた場合	㊫骨折の治療の後、骨折した部位を固定するためのボルトを抜く手術（抜釘術）を受けた場合
「2.災害死亡保険金を受け取れない場合」と同じ（116ページ参照）。	
㊬急性肺炎と診断され、入院した場合	㊬異常行動により入院したところ、コカインの常習による薬物依存症と診断された場合
<p>災害入院給付金の免責事由にある「故意または重大な過失」については、「2.災害死亡保険金を受け取れない場合」と同じ（116ページ参照）。</p>	
参照）。	

責任開始期に原因となる傷病が生じていた場合（契約前発病）

参照 66ページ
 契約前発病であっても、正しく告知がされたうえで承諾した契約の場合は支払うとする生命保険会社もあります。

手術給付金
参照 126ページ

不慮の事故
参照 131ページ

5. 特定(三大)疾病保険金を受け取れない場合

受け取れない場合の主な例

特定(三大)疾病保険金を受け取れない理由については、「支払事由」に該当しない場合が多い。
 なお、特定(三大)疾病保険金に②免責事由はない。

<p>①支払事由に該当しない場合</p>	<p>悪性新生物(がん)については、一般的に「支払事由」において定義を以下の通り定めている。</p> <p>悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病 ただし、次の(i)～(iii)を除く (i)責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 (ii)上皮内癌 (iii)皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌</p> <p>また、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(がん)に該当した場合を「支払事由」としている。</p> <p>急性心筋梗塞については、「支払事由」において、「その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき」と定めており、労働制限が不要である場合は特定疾病保険金を受け取れない。</p> <p>脳卒中については、「支払事由」において、「その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき」と定めており、後遺症がない場合は特定疾病保険金を受け取れない。</p>	
<p>③告知義務違反による解除の場合</p>	<p>「1.死亡保険金(給付金)を受け取れない場合」と同じ(116 ページ</p>	

告知義務違反による解除

参照 ▶ 71ページ

支払われる例	支払われない例
㊤「膀胱がん」と診断され、病理組織診断の結果、浸潤性のがん(「上皮内がん」以外のがん)と診断確定された場合	㊤「膀胱がん」と診断され、病理組織診断の結果、「上皮内がん」と診断確定された場合
㊦悪性黒色腫と診断確定された場合	㊦悪性新生物(がん)ではあるものの、悪性黒色腫以外の皮膚がんと診断確定された場合
㊧病院の精密検査で生まれて初めて「胃がん」と診断確定された場合	㊧健康診断で「乳がん」の疑いがあるとされて病理組織検査を行ったところ「非浸潤性乳管がん」と診断確定された場合
㊨胸痛で受診し、「急性心筋梗塞」と診断されて2週間入院し、さらに、受診から60日後にも自宅安静が必要と医師によって診断された場合	㊨突然胸痛により救急車で病院へ搬送され、「急性心筋梗塞」と診断され手術を行ったところ、経過が良好で20日で退院をした。その後10日間の自宅療養をし職場復帰した。その後は特段の労働制限は不要と医師に診断された場合
㊩「脳卒中」により入院し、手術を行い、治療を受けた日から60日経過後も言語の発声に著しい障害を残していると医師によって診断された場合	㊩「くも膜下出血」と診断され、すぐに手術を受けたが、1カ月で後遺症もなく治癒した場合
参照)。	

6. 不法取得目的による無効、詐欺による取消、重大事由による解除の場合

次のような場合は、約款に定める「不法取得目的による無効」「詐欺による取消」「重大事由による解除」のいずれかに該当するため、保険金などを受け取れません。

受け取れない場合の主な例

①不法取得目的による無効の場合

契約者が保険金・年金・給付金を不法に取得する目的または他人に保険金・年金・給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

②詐欺による取消の場合

契約者または被保険者または保険金、年金もしくは給付金の受取人の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、生命保険会社はその保険契約の取消を行うことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

③重大事由による解除の場合

生命保険会社は、次のいずれかに該当した場合、将来に向かってその保険契約を解除します。

- (i) 契約者、被保険者または保険金受取人が保険金・年金・給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む)をしたとき
 - (ii) 保険金・年金または給付金の請求に関し、保険金・年金または給付金の受取人に詐取(未遂を含む)があったとき
 - (iii) 他の保険契約との重複によって、保険金・年金または給付金の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (iv) 契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または保険金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (v) その他、生命保険会社の契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする上記(i)(ii)(iii)(iv)と同等の重大な事由があるとき
- 以上の場合、解約返戻金がある場合には解約返戻金を支払います。

【参考】被保険者の年齢が生命保険会社の取扱範囲外の場合

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合に、契約日および誤りの発見された日における実際の年齢が生命保険会社の定める範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を契約者に返還します。

3 保険金・給付金受取り時の知っておきたいポイント

1. 高度障害保険金について

一般的に、被保険者が責任開始期以後に発病、発生した疾病または傷害によって次のいずれかの身体障害の状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに、保険金受取人^{*}の請求により、死亡保険金と同額の高度障害保険金を受け取れます。

高度障害保険金を受け取ると高度障害状態に該当したときにさかのぼって契約は消滅し、それ以降の特約等の給付金は受け取ることができません。

責任開始期に原因となる傷病が生じていた場合(契約前発病)

参照 66ページ

^{*}高度障害保険金受取人は被保険者本人ですが、

①あらかじめ契約者が契約者または保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定した場合はその者

②契約者・死亡および満期保険金受取人が法人であるときは契約者(ただし、あらかじめ法人が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは被保険者)

と約款に規定されています。また、過去の約款では、死亡保険金受取人と規定されている場合もあります。

—高度障害保険金の支払事由—	
①両眼の視力を全く永久に失ったもの 矯正視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合が該当します。	
②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 「言語の機能を永久に失ったもの」とは、次の3つの場合が該当します。 ③言語構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合 ④脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合 ⑤声帯全部の摘出により発音が不能な場合 「そしゃく機能を全く永久に失ったもの」とは、「そしゃく」「かむ」ことを言いますを行う部分(上顎・下顎等)の障害によって流動食(かゆ食は含まれません)しか摂取できなくなった状態で、その回復の見込みのない場合が該当します。	
③中枢神経系・精神または胸部腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 「終身常に介護を要するもの」とは、日常動作である⑥食物の摂取⑦排便⑧排尿⑨排便・排尿の後始末、⑩衣服の着脱⑪起居(立ったり座ったり)、⑫歩行、⑬入浴のいずれもが、自力で行うことができないために常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込みのない場合が該当します。	
④両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑤両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節の完全強直で回復の見込みのない場合が該当します。	

なお、国が定める身体障害者福祉法では以下の場合、身体障害等級の第1級に該当しますが、高度障害保険金の支払事由は身体障害者福祉法と関連がなく、約款所定の高度障害には該当しません。

- 心臓の機能障害により、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの(ペースメーカー埋込が該当)
- 腎臓の機能障害により、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの(人工透析が該当)

2. 手術給付金について

手術給付金は、契約で定めた入院給付金の日額に、約款所定の給付倍率を乗じた金額になります。

手術給付金については、医療の進歩に伴い、対象となる手術、給付倍率の改定が行われてきました。対象となる手術の改定が行われても、過去の契約全てが新しい対象手術に変更されるわけではありません。対象となる手術は約款に記載されていますので、同じ手術であっても、契約時期・商品が異なれば対象の手術となる場合、ならない場合は異なり、手術給付金が受け取れたり受け取れなかったりすることがあります。

詳細は生命保険商品ごとに異なりますが、概ね以下①～④の4種類があります。

①1981(昭和56)年頃までは、手術の種類を8部分の身体部位ごとに分類し、その身体部位ごとに給付倍率を定めていました(部位別包括方式)。

部位別包括方式の例

開頭術	四肢切断術
「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させ、脳に手術操作を加えるものをいいます。	「四肢切断術」とは、上肢または下肢の手関節以上または足関節以上の切断術をいいます。
開胸術	眼球全摘除術(眼球内容除去術を含む)
「開胸術(胸郭内臓器の手術)」とは、胸腔を開く手術であって、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道の手術等胸腔内に手術操作を加えるものをいいます。検査、排膿、排液等のための胸腔穿刺は該当しません。	「眼球全摘除術」とは、眼筋および視神経を切断し、眼球の全部を摘出する手術をいい、「眼球内容除去術」とは、鞏膜を残して眼球内容の全部を摘出する手術をいいます。
「開胸術(胸郭の手術)」とは、肋骨、胸骨の切除術等胸郭に手術操作を加えるものをいいます。	がん手術
開腹術	「がん手術」とは、開頭術、開胸術(胸郭内臓器の手術)、開胸術(胸郭の手術)、開腹術、四肢切断術、眼球全摘除術(眼球内容除去術を含む)、下顎骨離断術および喉頭全摘術に該当しないすべての悪性新生物の手術をいいます。
「開腹術」とは、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、卵巣および子宮の手術等腹腔内に手術操作を加えるものをいいます。なお、開腹術に準ずるものとして、腎臓、尿管および膀胱の手術を含むものとしませんが、経尿道的操作によるものは該当しません。腹腔鏡検査または排膿・排液等のための腹腔穿刺は該当しません。	下顎骨離断術
	「下顎骨離断術」とは、下顎骨を顎関節で離断し、下顎骨を摘出する手術をいいます。
	喉頭全摘除術
	「喉頭全摘除術」とは、声帯を含めた喉頭の全部を摘出する手術をいいます。

②1981(昭和56)年頃に手術名を列举し、手術ごとに給付倍率を定める方式に変更されました(列举方式)。1987(昭和62)年頃までは145種類の手術を列举していました。

列举方式(145種類)の例

手術番号	対象となる手術の種類	手術番号	対象となる手術の種類	手術番号	対象となる手術の種類
◎皮膚・乳房の手術	1. 植皮術(25cm ² 未満は除く) 2. 乳房切断術	47. 胃切除術 48. 胃腸吻合術 49. 腸および腸間膜切除術 50. 腸閉塞手術 51. 腸および腸間膜切開縫合・剥離・固定術 52. 腸間膜腫瘍摘出術 53. ヘルニア根本手術 54. 腸瘻術・腸瘻閉鎖術 55. 回盲部腫瘍摘出術 56. 虫垂周囲膿瘍切開術 57. 虫垂切除術 58. 盲腸縫縮術 59. 直腸脱根本手術 60. 人工肛門造設術 61. 痔瘻根本手術 (直腸隙に達しないものは除く) 62. 脱肛根本手術(ホワイトヘッド手術を含む) 63. 肝臓・胆嚢・胆石・脾臓手術	100. 頸部・頸動脈周囲・腰部・股動脈周囲交感神経切除術 101. 下腹部神経叢切除術	◎感覚器・視器の手術	102. 前房・虹彩・硝子体内異物除去術 103. 強膜内陥術 104. 顕微鏡下虹彩毛様体牽引術 105. 緑内障手術 106. 虹彩前後癒着剥離術 107. 硝子体茎頭微鏡下離断術 108. 線維柱帯頭微鏡下切開術 109. 白内障・水晶体手術 110. 硝子体置換術 111. 網膜剥離症手術 112. 網膜裂孔凍凝固術 113. 視束管開放術 114. 眼筋移植術 115. 眼窩内異物摘出術 116. 眼球摘除術・組織充填術 117. 眼窩腫瘍摘出術 118. 眼瞼下垂症手術 119. 結膜嚢形成術 120. 角膜移植術 121. 涙小管形成術 122. 涙嚢鼻腔吻合術
◎筋骨の手術(抜釘術は除く)	3. 骨移植術 4. 骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く) 5. 穿頭術 6. 頭蓋骨観血手術 7. 上顎骨・下顎骨観血手術 8. 観血的顎関節授動術 9. 脊椎・骨盤観血手術 10. 鎖骨・胸骨・肋骨観血手術 11. 骨盤切断術 12. 四肢切断術(大腿・下腿・上腕・前腕・手(指を除く)・足(指を除く)) 13. 断端骨形成術(大腿・下腿・上腕・前腕) 14. 切断四肢再接合術(手指・足指を除く) 15. 四肢骨観血手術(大腿・下腿・上腕・前腕・手(指を除く)・足(指を除く)) 16. 偽関節手術(大腿骨・下腿骨・上腕骨・前腕骨・中手骨・中足骨・鎖骨) 17. 四肢関節観血手術(手指・足指を除く) (切除・離断・形成術・脱臼整復術) 18. 腱観血手術(手指・足指を除く)	◎尿・性器の手術	64. 尿管膀胱移植術・尿管S状腸移植術 65. 尿管閉鎖術 66. 尿道吻合造設術 67. 腎臓・腎盂手術 68. 腎移植手術(受容者に限る) 69. 尿管・膀胱手術 70. 膀胱周囲膿瘍切開術 71. 膀胱後腫瘍摘出術 72. 尿道狭窄手術 73. 陰茎切断術 74. 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 (経尿道的操作は除く) 75. 陰嚢水腫根本手術 76. 子宮全摘除術 77. 子宮筋腫手術 78. 子宮脱根本手術 79. 子宮内反症手術 80. 腔脱手術 81. 子宮位置矯正術 82. 子宮破裂手術 83. 子宮腔部切除術 84. 癒着性子宮付属器摘除術 85. 付属器腫瘍摘出術 86. 帝王切開娩出術 87. 子宮外妊娠手術 88. 卵巣・卵管手術(経腔的操作は除く)	◎感覚器・聴器の手術	123. 鼓膜癒着剥離術 124. 鼓室形成術 125. 鼓膜形成術 126. 乳様洞削開術 127. 中耳根本手術 128. 鐮骨手術 129. 鐮骨可動化手術 130. 顔面神経管開放術 131. 顔面神経減圧術 132. 内耳全摘除術 133. 聴神経腫瘍摘出術 134. 側頭骨腫瘍摘出術 135. 経迷路の内耳道開放術 136. 錐体突起開放術 137. 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術 138. 迷路摘出術(開窓術を含む) 139. 内リンパ嚢開放術
◎呼吸器・胸部の手術	19. 鼻咽腔線維腫摘出術 20. 慢性副鼻腔炎根本手術 21. 喉頭切開術・喉頭全摘除術 22. 観血的気管・気管支異物除去術 23. 気管支瘻閉鎖術 24. 肺膿瘍手術 25. 肺切除術 26. 肺および胸膜剥離縫縮術 27. 胸郭形成術 28. 縦隔腫瘍摘出術	◎内分泌器の手術	140. 悪性新生物根治手術 141. その他の悪性新生物手術	◎悪性新生物の手術	140. 悪性新生物根治手術 141. その他の悪性新生物手術
◎循環器の手術	29. 体内用ペースメーカー埋込術 30. 血管形成術 (血液透析用シャント形成術を含む) 31. 動脈間バイパス造設術 32. 直視下心臓内手術 33. 心膜切開・縫合術 34. 動脈瘤切除術 35. 頸静脈結紮術	◎神経の手術	◎上記以外の手術	◎上記以外の手術	142. 上記以外の開頭術 143. 上記以外の開胸術 144. 上記以外の開腹術
◎脾・リンパ節の手術	36. 脾腎静脈吻合術 37. 脾摘除術	89. 下垂体腫瘍摘除術 90. 甲状腺手術 91. 副腎全摘除術 92. 頸動脈球摘出術	◎新生物根治放射線照射	◎新生物根治放射線照射	145. 新生物根治放射線照射 (新生物の治療を目的として、5週間に5,000ラド以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって1回とする)
◎消化器の手術	38. 耳下腺腫瘍摘出術 39. 食道外切開術 40. 観血的食道異物除去術 41. 食道入口部腫瘍摘出術 42. 食道離断術 43. 腹膜炎手術 44. 横隔膜下膿瘍切開術 45. 腹膜後膿瘍摘出術 46. 胃切開術(胃瘻術を含む)	93. 神経形成術(移植術を含む) 94. 神経腫切除術 95. 頭蓋内手術 96. 脊髄硬膜内外手術 97. 脊髄腫瘍摘出術 98. 脊髄血管腫摘出術 99. 横隔神経捻除術			

③1987(昭和62)年頃に145種類から88種類の所定の手術を対象とするタイプに変更されました。手術の種類が減ったわけではなく、一部包括的な手術の種類を設けたことによって列挙数は減りましたが、ファイバースコープ等「切る」手術以外も盛り込まれました。現在販売されている保険商品にも適用されています。

列挙方式(88種類)の例

手術番号	手術の種類	手術番号	手術の種類	手術番号	手術の種類
◎皮膚・乳房の手術	1. 植皮術(25cm未満は除く) 2. 乳房切断術	31. 腹膜炎手術		64. 角膜移植術	
◎筋骨の手術(抜釘術は除く)	3. 骨移植術 4. 骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く) 5. 頭蓋骨親血手術(鼻骨・鼻中隔を除く) 6. 鼻骨親血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く) 7. 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く) 8. 脊椎・骨盤親血手術 9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術 10. 四肢切断術(手指・足指を除く) 11. 切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの) 12. 四肢骨・四肢関節親血手術 (手指・足指を除く) 13. 筋・腱・靭帯親血手術(手指・足指を除く。 筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓親血手術 33. ヘルニア根本手術 34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術 35. 直腸脱根本手術 36. その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの) 37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	65. 親血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 66. 虹彩前後癒着剥離術 67. 緑内障親血手術 68. 白内障・水晶体親血手術 69. 硝子体親血手術 70. 網膜剥離症手術 71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	72. 眼球摘除術・組織充填術 73. 眼窩腫瘍摘出術 74. 眼筋移植術	
◎呼吸器・胸部の手術	14. 慢性副鼻腔炎根本手術 15. 喉頭全摘除術 16. 気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの) 17. 胸郭形成術 18. 縦隔腫瘍摘出術	◎尿・性器の手術	38. 腎移植手術(受容者に限る) 39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱親血手術 (経尿道的操作は除く) 40. 尿道狭窄親血手術(経尿道的操作は除く) 41. 尿瘻閉鎖親血手術(経尿道的操作は除く) 42. 陰茎切断術 43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 44. 陰嚢水腫根本手術 45. 子宮広汎全摘除術 (単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く) 46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術 47. 帝王切開娩出術 48. 子宮外妊娠手術 49. 子宮脱・膈脱手術 50. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く) 51. 卵管・卵巣親血手術(経膈的操作は除く) 52. その他の卵管・卵巣手術	◎感覚器・聴器の手術	75. 親血の鼓膜・鼓室形成術 76. 乳様洞開術 77. 中耳根本手術 78. 内耳親血手術 79. 聴神経腫瘍摘出術
◎循環器・脾の手術	19. 親血の血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く) 20. 静脈瘤根本手術 21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの) 22. 心膜切開・縫合術 23. 直視下心臓内手術 24. 体内用ペースメーカー埋込術 25. 脾摘除術	◎内分泌器の手術	53. 下垂体腫瘍摘除術 54. 甲状腺手術 55. 副腎全摘除術	◎悪性新生物の手術	80. 悪性新生物根治手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く) 81. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする) 82. その他悪性新生物手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)
◎消化器の手術	26. 耳下腺腫瘍摘出術 27. 顎下腺腫瘍摘出術 28. 食道離断術 29. 胃切除術 30. その他の胃・食道手術 (開胸・開腹術を伴うもの)	◎神経の手術	56. 頭蓋内親血手術 57. 神経親血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術) 58. 親血の脊髄腫瘍摘出術 59. 脊髄硬膜内外親血手術	◎上記以外の手術	83. 上記以外の開頭術 84. 上記以外の開胸術 85. 上記以外の開腹術 86. 衝撃波による体内結石破砕術 (施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする) 87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術 (検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)
		◎感覚器・視器の手術	60. 眼瞼下垂症手術 61. 涙小管形成術 62. 涙嚢鼻腔吻合術 63. 結膜嚢形成術	◎新生物根治放射線照射	88. 新生物根治放射線照射 (50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)

(注1)移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。

(注2)「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出(剔出)し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出(剔出)したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出(剔出)する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

(注3)輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。

外来手術の場合、手術給付金が支払われない商品もあります。

④最近は、所定の手術を列挙する方式のほか、公的医療保険対象の手術を対象とするタイプが増えてきています。このタイプは、外来手術の場合、給付倍率が入院を伴う場合より低い場合が多くなっています。

公的医療保険対象の手術を対象とする例

支払対象となる手術	左のうち支払対象とならない手術※
公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術(歯科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含む)	(1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン (4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (5)抜歯手術

公的医療保険対象の手術を対象とするタイプは、特に商品ごとに違いが多いので、契約している生命保険の約款を必ず確認する必要があります。

※(1)創傷処理とは、患部の消毒や傷の処理(縫合も含みます)をいいます。

(2)皮膚切開術とは、皮膚を切開し膿や脂肪の固まりなどを取り出すことをいいます。

(3)デブリードマンとは、感染・壊死している皮膚や組織を取り除いて患部(傷口)をきれいにすることです。

特にがん保険については、生命保険会社、商品、販売時期によって定義がまちまちですので、契約している商品の約款による確認が必要です。

乳房に限らず、責任開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物全般を除く商品もあります。

3. 悪性新生物(がん)について

悪性新生物(がん)の定義は、がん保険や特定(三大)疾病保険、医療保険に付加するがん入院特約など保険種類や商品等によって異なりますが、特定(三大)疾病保険については概ね以下の通りです。

悪性新生物(がん)の種類(例)＜特定(三大)疾病保険の場合＞

支払事由	被保険者が保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき	分類項目	<ul style="list-style-type: none"> ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ・消化器の悪性新生物 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・皮膚の黒色腫 ・中皮および軟部組織の悪性新生物 ・乳房の悪性新生物 ・女性生殖器の悪性新生物 ・男性生殖器の悪性新生物 ・腎尿路の悪性新生物 ・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ・独立した(原発性)多部位の悪性新生物
疾病の定義	<p>悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病</p> <p>厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、右記の分類項目に規定される内容のものをいう</p> <p>ただし、一般的に以下の①～③を除く</p> <p>①責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物</p> <p>②上皮内癌</p> <p>③皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌</p>		

医療保険等に付加するがん入院特約等から給付される「がん入院給付金」等については、上記と定義等が異なりますので、上皮内新生物も一般的に支払いの対象となります。

悪性新生物と上皮内新生物の違い

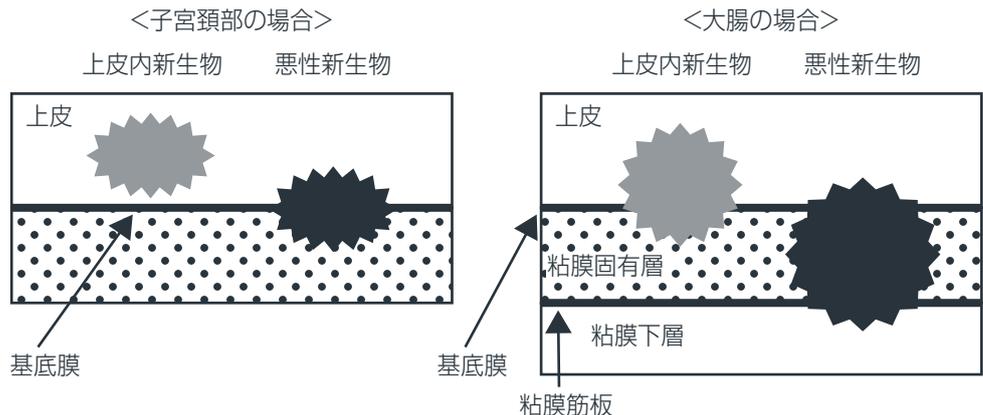
・悪性新生物(悪性腫瘍)

体を構成する細胞に由来し、進行性にふえたものを腫瘍といいます。このうち、異常な細胞が周りに広がったり、別の臓器へ移ったりして、臓器や生命に重大な影響を与えるものが悪性腫瘍です。体や臓器の表面などを構成する細胞(上皮細胞)からできる「癌(がん)」と、骨や筋肉などを構成する細胞からできる「肉腫」に分類されます。

・上皮内新生物(上皮内腫瘍)

がん細胞が臓器の表面を覆っている上皮までにとどまっているがんです。がんが上皮細胞に接している基底膜(きていまく)という薄い膜状の構造を破って深いところまで広がっていない状態です。

【出典:国立がん研究センターがん情報サービス】



4. 不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。急激・偶発・外来について次のように定義づけたうえで、備考として「急激かつ偶発的な外来の事故の例示」や不慮の事故から「除外する事故」を掲載している約款や、「対象となる不慮の事故の分類項目」を掲載している約款例があります。

「急激」、「偶発」、「外来」の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

約款例①(ある生命保険会社の例) 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、上表の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、上表の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・過度の運動 ・騒音 ・飢餓 ・処刑

除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

約款例②(ある生命保険会社の例) 対象となる不慮の事故の分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外するもの
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	・飢餓・渴
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84) (以下省略)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥(吸引) 胃内容物の誤嚥(吸引)(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥(吸引)(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥(吸引)(W80)
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

左記約款例②の分類項目は、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。契約時期により、同分類提要の昭和54年版による20項目程度などを掲載している約款もあります。

時効により請求の権利がなくなりますが、特別の事情がある場合には請求できる場合があります。

死亡保険金が支払われるためには、失踪宣告や認定死亡の時点で契約が有効に継続している必要があります。

契約者が法人の場合の入院給付金は契約者である法人に支払う旨規定されており、請求権者も法人となります。

入院給付金を請求する際の必要書類については、生命保険会社により簡易取扱基準を設けている場合もあります。

5. 保険金・給付金請求の時効について

保険金・給付金を受け取る権利は、3年を経過したときは時効により消滅すると約款に規定されています(保険法第95条に基づき、約款で規定)。

6. 失踪宣告と認定死亡について

失踪宣告…民法上の規定で、不在者の生死が7年間不明のとき(普通失踪)、または戦地に臨んだ者や沈没した船舶に乗っていた者などの生死が戦争の終結や船舶の沈没後1年間不明のとき(特別失踪)に、利害関係人の申し立てを受けて家庭裁判所が失踪宣告をするものです。失踪宣告を受けると失踪者は死亡したものとみなされて、死亡保険金を受け取れます。

認定死亡…保険約款上の規定で、被保険者の生死が不明の場合でも生命保険会社が死亡したものと認めた(たとえば遺体は発見できないが、警察などの証明によって遭難死が確実である)ときは死亡保険金を受け取れます。

7. 被保険者死亡後の請求について

被保険者が入院中に死亡した場合等で、死亡日までの入院給付金等を請求することなく死亡しても、その入院給付金等を請求することができます。入院給付金等の受取人が死亡した被保険者である場合、死亡保険金と死亡日までの入院給付金等の請求権者は異なります。

	死亡保険金	死亡前の入院給付金等
誰の財産か	被保険者が死亡した時点で、指定されている死亡保険金受取人固有の財産となります。	本来、被保険者が受け取るべき給付金なので、被保険者の相続財産となります。
請求権者は	死亡保険金受取人	被保険者の法定相続人 ※被保険者死亡後は、指定代理請求人は請求できません。
入院給付金等 請求時の留意点		被保険者死亡の場合、未請求の入院給付金等については、約款上法定相続人のうち、以下の順位で代表者とする旨定めていますが、他の法定相続人全ての同意が必要となります。 ①死亡保険金受取人 ②指定代理請求人 ③配偶者 ④法定相続人のうち協議で定めた者 したがって、法定相続人を確定させるために被保険者の生まれたときからの戸籍(改製原戸籍等)の提出、代表者選任届への法定相続人全員の自署押印、戸籍謄(抄)本、印鑑証明書の提出が必要となります。

8. 死亡保険金受取人が先に死亡していた場合について

死亡保険金受取人が死亡した後、契約者が受取人を再指定しないうちに被保険者が死亡した場合は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります(保険法第46、75条に基づき、約款で規定)。また、死亡保険金受取人となった法定相続人がその後(支払事由発生時まで)に死亡した場合は、さらにその死亡した人の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

なお、死亡保険金受取人の法定相続人ではなく、被保険者の遺族としている生命保険会社もあります。

各相続人の受取割合は約款に定められています。受取割合を均等とする約款と法定相続割合とする約款があります。

死亡保険金受取人の法定相続人とその順位

法定相続人	
第1順位	配偶者
	子(孫)
第2順位	配偶者
	父母(祖父母)
第3順位	配偶者
	兄弟姉妹(甥・姪)

※配偶者は常に相続人となります。

※配偶者がいない場合は、それぞれ下段のみが相続人となります。

※順位が上の人がいる場合、下位の人は法定相続人になれません。

※()内は子、父母、兄弟姉妹が既に亡くなっている場合に代わりに相続人になる人です。

相続人は、民法第五編第二章「相続人」で規定されています。

配偶者とは、法律的に婚姻の届出がなされている夫婦をいい、内縁関係は含まれません。

父親の認知があれば婚姻外の子も父の相続人となります。

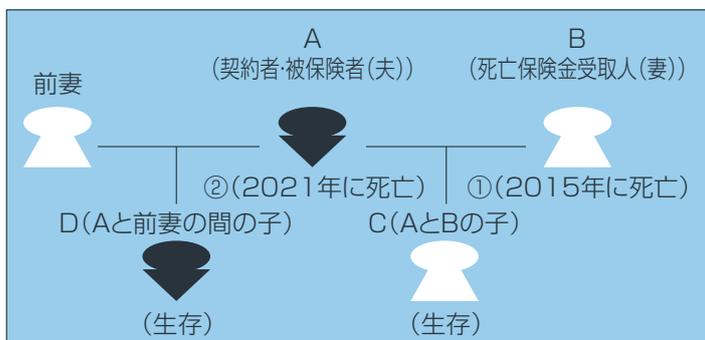
複数の相続人がいる場合の手続き

- この場合は、相続人間で代表者を選任し、代表者が請求します。
 - したがって、法定相続人を確定させるために被保険者の生まれたときからの戸籍(改製原戸籍等)の提出、代表者選任届への法定相続人全員の自署押印、戸籍謄(抄)本、印鑑証明書の提出が必要となります。
- ※法定相続人が1名の場合でも、他に相続人がいないことを証明するために上記書類の提出を要する場合もあります。

事例

先にBが死亡、その後受取人変更をせずにAが死亡した場合

- A…契約者・被保険者(夫)
- B…死亡保険金受取人(妻)
- C…AとBの子
- D…Aと前妻の子



①2015年にBが死亡した際のBの相続人はAとCです。

②2021年にAが死亡したことにより、Aの子であるCとDが相続人になります。

※したがって、Aが死亡した場合の死亡保険金受取人はCとDとなります。

特別な事情

- ①本人が、余命もしくは病名を知らされていないので、請求できないとき
- ②本人が、心神喪失の状態にあるため、請求できないとき
など

【参考】指定代理請求制度について

「リビング・ニーズ特約」や「特定疾病保障保険」、「介護保険」など、生前に保険金を受け取ることができる保険の受取人(=請求者)は被保険者本人となります。

しかしながら、特別な事情により、被保険者本人が請求できない場合があります。

こういう場合に、あらかじめ契約者が指定した指定代理請求人が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度を指定代理請求制度といいます。また、契約者と被保険者が同一人の場合の「保険料払込免除」についても代理請求することができる生命保険会社もあります。

ただし、あくまでも被保険者の代理での請求が可能になる制度ですので、保険金の請求によって保障の内容が変わることから(保険金額・保険料など)、預金通帳などでその事実を被保険者が知って、病名や余命を察知する可能性もあります。また保険金支払後に、被保険者から契約内容についての問い合わせが直接生命保険会社にあると、回答せざるをえないこととなります。生命保険会社によっては直接の回答をせず、指定代理請求人に連絡する場合もあります。

指定代理請求人の範囲(例)

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
(請求時点においても、代理人は上記の範囲内であることが必要です)

また、契約者本人が認知症になるなど、手続きの意思表示ができない場合に、あらかじめ指定された契約者代理人が契約者に代わり、契約に関する所定の手続きができる**契約者代理制度**のある生命保険会社もあります。

【参考】家族(情報)登録制度について

契約者が契約時や契約の途中で家族(※)の連絡先を生命保険会社に登録しておく制度です。地震・台風などの災害時や、高齢の契約者に連絡が取れない場合などには、生命保険会社が登録されている家族へ契約者の連絡先などの確認をします。家族へ連絡がいくことによって、保険金・給付金の請求もれの防止などにつながります。また、契約内容の照会や給付金の請求もれの防止などにつながります。また、契約内容の照会や給付金請求書など書類の取寄せを登録された家族ができる生命保険会社もあります。

家族を登録する際には、契約者が登録する家族から事前に同意を得ることが必要です。なお、「家族(情報)登録制度」は登録された家族が、生命保険会社に契約内容の照会などができるだけであって、受取人に代わって保険金などの請求ができるわけではありません。請求の代理を家族が行う場合は、「指定代理請求人」を指定しておく必要があります。

(※)登録できる家族の範囲は「配偶者や3親等以内の親族」など、生命保険会社によって異なります。

【参考】成年後見制度について

認知症などの理由で判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所等によって選任された成年後見人が、本人に代わって財産管理などを行う国の制度です。生命保険の各種請求においても、本来請求する権利がある人(契約者・被保険者・受取人)に代わって成年後見人が行うことができます。

【参考】病院または診療所、入院について

「病院または診療所」とはつぎのいずれかに該当するものです。

- ④医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合はその施術所を含みます)
- ⑤前④と同等の日本国外にある医療施設
「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

入院給付金・手術給付金を受け取れない場合。

参照 120ページ

【参考】支払査定時照会制度について

生命保険制度の健全な運営を図る観点から、入院給付の詐欺、保険金の不正取得などの生命保険制度の悪用(モラルリスク)に対応するため、生命保険業界では種々の対策を実施しています。

生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会は、保険金・給付金等支払いの判断または保険契約等の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

「支払査定時照会制度」では、各生命保険会社等は、保険金、年金、給付金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に対し保険契約等に関する相互照会事項の全部または一部を相互に照会し、照会に対し情報を提供することがあります。相互照会される情報は下記のものに限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等による支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

この制度とは別に、生命保険会社等をまたがる照会制度として、契約内容登録・照会制度があります。

参照 64ページ

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

「支払査定時照会制度」に基づき提供される相互照会事項記載の情報の管理については、当該情報を提供する各生命保険会社等が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、諸手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、諸手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【参考】生命保険契約照会制度(2021(令和3)年7月1日より運用開始)

■制度の概要

生命保険協会では、契約者・被保険者の死亡、認知判断能力の低下、または災害による死亡等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等において、法定相続人・法定代理人・三親等以内の親族等から、生命保険契約の有無の照会を受け付けています。

詳細は、生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/>)をご覧ください。

■制度を利用できる場合

本人が以下の状態に該当し、生命保険契約の有無がわからない場合

<平時>死亡あるいは認知判断能力の低下(※所定の診断書による医師の診断が必要)

<災害時>死亡もしくは行方不明(※災害救助法が適用された地域等において被災し、家屋等の流出または消失等により生命保険契約に関する請求が困難な場合)

■制度を利用できる方

<平時>○照会対象者が死亡している場合

▷照会対象者の法定相続人、法定代理人等

○照会対象者の認知判断能力が低下している場合

▷照会対象者の法定代理人、三親等以内の親族

<災害時>○照会対象者が災害により死亡もしくは行方不明となっている場合

▷照会対象者の配偶者、親、子または兄弟姉妹等

■制度の利用料

<平時>1回の照会につき、3,000円(税込)

<災害時>無料

<平時>

・インターネットまたは郵送

※「郵送」による方法でも、生命保険協会HPにアクセスし、必要書類を請求いただく必要があります(電話およびメール等による申出は受け付けません)。

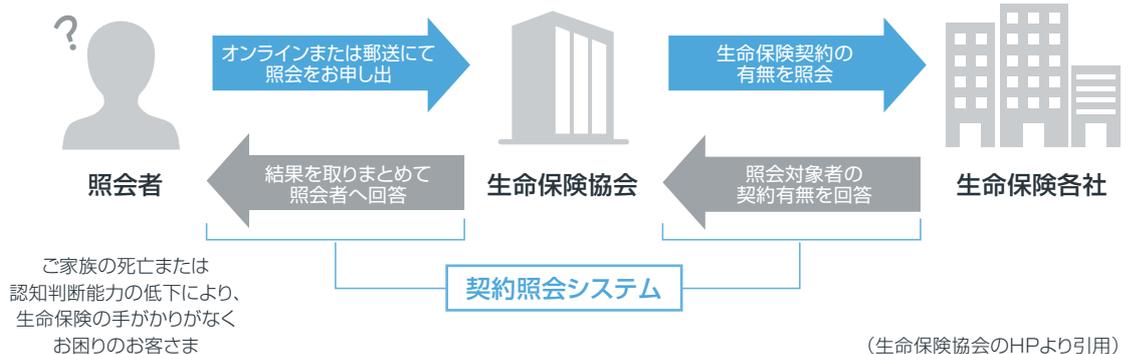
<災害時>

・災害受付専用連絡先(生命保険相談所)

フリーダイヤル 0120-001-731

[受付時間] 月曜～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

■照会の申請から調査結果の回答までの流れ<平時の場合>



第9章

生命保険と税金

1 生命保険と税金のかかわり	139
2 保険金・給付金等を受け取った場合	
1. 非課税の保険金・給付金	139
2. 課税される保険金・給付金	139
3. 死亡保険金	139
4. 満期保険金	140
5. 個人年金保険の年金	140
6. 解約返戻金	140
7. 名義変更の場合	140
8. 生命保険会社から税務署への資料提出	141
3 生命保険の保険料と税金	
1. 生命保険料控除	142
2. 生命保険料控除証明書	142
3. 生命保険料控除の対象	142
4. 生命保険料控除が受けられる契約の範囲	143

法律では、税理士以外が無償であっても税務相談に応じることを禁じています(税理士法第2条1項3号、第52条)。税理士以外が税金の相談に応じる場合、納税者の個別の税額計算を行うべきではなく、一般的な説明にとどめています。相談者へは税理士や税務署に確認するよう勧めることが大切です。

第9章 生命保険と税金

1 生命保険と税金のかかり

- 生命保険と税金が関わる場面を大別すると、次の2つがあります。

税金と関わる場面	内 容
保険金・給付金、年金、解約返戻金等の受取り	相続税、贈与税、所得税・住民税のいずれか（または複数の課税対象となる場合がある）
保険料の払込み	契約者（保険料負担者）が所得税・住民税の納税者のとき、税負担が軽減される生命保険料控除制度がある

解説中に所得税、源泉徴収、源泉分離課税と記載がある場合、2037(令和19)年までは復興特別所得税(2.1%)を含みます。

2 保険金・給付金等を受け取った場合

1. 非課税の保険金・給付金

- 所得税法上、生命保険契約による給付のうち、身体の傷害(病気を含む)に基づいて被保険者(またはその配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族)が受け取るものは非課税です。具体的には次のような保険金・給付金が該当します(所得税基本通達9-21など)。

入院給付金、手術給付金、通院給付金、退院給付金、障害保険金(給付金)、特定損傷給付金、がん診断給付金、特定(三大)疾病保険金、先進医療給付金、高度障害保険金(給付金)、リビング・ニーズ特約保険金、介護保険金(一時金、年金) など

非課税で受け取った保険金・給付金が相続財産として引き継がれる場合は、相続税の課税対象となります。

- ※確定申告で所得税・住民税負担が軽減される「医療費控除」を受ける場合、支払った医療費から、その医療費に関して受けた入院・手術給付金などの給付額を差し引いて申告することになります。

2. 課税される保険金・給付金

- 契約形態(契約者・被保険者・受取人の関係)と保険金などの種類により、課される税金の種類が異なります。
- 税金の種類や保険金額によっては、計算の結果、課税される金額がゼロとなることもあります。

課税関係において、契約者とは名義上の契約者ではなく、保険料負担者でみます(本書では契約者=保険料負担者として記載しています)。

3. 死亡保険金

①一時金で受け取る場合

契約形態	例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
㊸ 契約者=被保険者かつ、契約者≠受取人	夫	夫	妻	相続税(みなし相続財産として、相続税の課税対象) 相続人が死亡保険金を受け取る場合、死亡保険金の合計額のうち「法定相続人数×500万円」が非課税扱いになります(相続税法第12条5号)。
㊹ 契約者=受取人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)+住民税
㊺ 契約者≠被保険者かつ、契約者≠受取人	夫	妻	子	贈与税

㊸の場合、死亡保険金は相続財産ではなく、受取人固有の財産になります。したがって、相続を放棄した場合でも死亡保険金を受け取れます。ただし、相続放棄した人には、非課税の適用はありません。

収入保障保険

参照 30ページ

収入保障(生活保障)特約

参照 43ページ

所得税(一時所得)+住民税について:保険期間5年以内の一時払養老保険等は金融類似商品に該当し、満期時の受取額と払込保険料の差額に対して20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の源泉分離課税となります。

②年金として受け取る契約の場合

- 収入保障保険、収入保障特約の場合、契約者と年金受取人が異なるときは年金受給権が相続税または贈与税の課税対象となります。その後、2年目以降に受け取る年金のうち、相続税または贈与税の課税対象とならなかった部分について所得税(雑所得)・住民税の課税対象となります。契約者と年金受取人が同一人であれば受け取る年金は所得税(雑所得)・住民税の課税対象となります。

4. 満期保険金

契約形態	契約者(例)	被保険者(例)	受取人(例)	税の種類
契約者=受取人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)+住民税
契約者≠受取人	夫	妻	妻	贈与税

5. 個人年金保険の年金

- 毎年受け取る年金は雑所得として、所得税および住民税の課税対象となります。
- 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受給権の評価額が年金開始時点で贈与税の課税対象となります。なお、毎年の年金は所得税(雑所得)・住民税の課税対象となりますが、2年目以降に受け取る年金のうち、贈与税の課税対象とならなかった部分について課税される形となります。
- 年金額からその年金額に対応する払込保険料を控除した額が25万円以上の場合、その金額の10.21%が所得税(雑所得)として源泉徴収されます。年金受取人が受け取る金額は、源泉徴収後のものです。ただし、契約者と年金受取人が異なる場合は、源泉徴収されません。

6. 解約返戻金

- 解約返戻金と払込保険料の差額が、一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- 次の契約を契約後5年以内に解約した場合、金融類似商品として源泉分離課税の対象となり、受取額と払込保険料との差額に対して20.315%(所得税+住民税)が課税されます。

一時払養老保険、一時払変額保険(有期型)、一時払変額個人年金保険・個人年金保険(いずれも確定年金の場合)

7. 名義変更の場合

- 保険期間の途中で、契約者や受取人を変更しても、その時点で課税はされませんが、保険金等を受け取った時の課税関係が変わります。
- 保険金等支払事由が生じた時、変更前と変更後に分けて課税されます。

(名義変更例)

名義変更	契約者(例)	被保険者(例)	受取人(例)	
			死亡保険金	満期保険金
前	夫	妻	夫	夫
後	↓ 妻	妻	夫	↓ 妻

上記のとおり名義変更した場合の課税関係

	死亡保険金にかかる税金 (受取人:夫)	満期保険金にかかる税金 (受取人:妻)
前契約者(夫)の負担した保険料に相当する部分	所得税(一時所得) 住民税	贈与税
新契約者(妻)の負担した保険料に相当する部分	相続税	所得税(一時所得) 住民税

8. 生命保険会社から税務署への資料提出

① 支払調書の提出

- 以下の保険金等を支払った場合、生命保険会社は「支払調書」を税務署に提出します(所得税法第225条、相続税法第59条第1項)。

〈提出が必要な場合〉

保険金、解約返戻金等の一時金：

金額が100万円を超えるもの

年金：年金支払額が年20万円を超えるもの

ただし、契約者と年金受取人が異なる場合は支払金額にか

かわらず提出されます。

※保険金、年金ともに支払金額であり、課税所得金額ではありません。

支払調書の記載例(保険金など一時金の場合)			
令和3年分 生命保険契約等の一時金の支払調書		(記入例)	
保険金等受取人	住所	氏名又は名称 個人番号又は 法人番号	文化 千太
保険契約者等 (又は保険料等 払込人)	(居所) 又は 所在地	氏名又は名称 個人番号又は 法人番号	文化 千太
被保険者等	所在地	氏名又は名称	文化 千太
保険金額等	増加又は割増保険金額等	未払利益配当金等	貸付金額、同未取利息
5,000,000	円	200,000	円
未払込保険料等	前納保険料等払戻金	差引支払保険金額等	既払込保険料等
	円	5,200,000	円
保険事故等	満期	保険事故等の 発生日	3年4月1日
保険等の種類	養老	保険金等の 支払年月日	3年4月1日
保険会社等	所在地	(摘要)提出日	
	東京都千代田区丸の内3-4-1	令和3年5月10日	
	名称	文化生命保険株式会社	法人番号
		(電話)03-0000-0000	0000000000
整理欄	①	②	

支払調書には「受取人」と「契約者」のマイナンバーをそれぞれ記載して提出することが義務づけられています。そのため、支払調書の提出の対象となる保険金等を受け取る際には、生命保険会社からマイナンバーの提出を求められます。

② 保険契約者等の異動に関する調書の提出

- 契約者の死亡により契約者変更があった場合、生命保険会社は「保険契約者等の異動に関する調書」を税務署に提出します(相続税法第59条第2項)。提出基準は解約返戻金相当額が100万円を超えるものです。

保険契約者等の異動に関する調書			
		(記入例)	
新保険契約者等	住所	東京都千代田区〇〇〇	文化 花子
死亡した保険契約者等	(居所) 又は 所在地	上に同じ	氏名 又は 名称
被保険者等	所在地	上に同じ	文化 太郎
解約返戻金相当額	既払込保険料等の総額	死亡した保険契約者等の 払込保険料等	
3,000,000	円	2,900,000	円
評価日	① 保険契約者等の死亡日 ② 契約者変更の効力発生日	保険契約者等の 死亡日	3年 1月 10日 (適用)
保険等の種類	終身保険	契約者変更の 効力発生日	3年 2月 1日
提出日	令和3年3月31日提出		
保険会社等	所在地	東京都千代田区丸の内3-4-1	
	名称	文化生命保険株式会社	法人番号
		03-0000-0000	0000000000

【参考】保険金や年金を受け取っても所得税の確定申告が不要な場合

特別控除や必要経費を差し引いた所得金額が以下の場合、確定申告が不要となります。

- ① 給与の収入金額が2,000万円以下の給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円以下の場合。
- ② 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合。

※20万円に源泉分離課税となる利子所得、配当所得、割引債の償還差益、金融類似商品等は含みません。

※医療費控除等で所得税の還付を受けるために確定申告をする場合は、20万円以下の所得も申告する必要があります。

※住民税では、①、②が20万円以下でも申告が必要な場合があります。

3 生命保険の保険料と税金

1. 生命保険料控除

- 払い込んだ生命保険の保険料のうち一定額が所得控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。
- 所得控除を受けられるのは保険料負担者です。そのため、専業主婦が契約者で保険料負担者がその夫の場合、夫の所得控除とすることができます。
- 1月1日～12月31日に払い込んだ保険料が対象になります。
- 保険料を一時払で契約した場合は、保険料を払い込んだ年に限り控除の対象となります。
- 損害保険会社と契約している医療保険やがん保険なども生命保険料控除の対象となります。

2. 生命保険料控除証明書

- 生命保険料控除証明書は、10月ごろ生命保険会社から送付されるのが一般的です。
- 年に1度送付される「ご契約内容のお知らせ」に、控除証明書を添付している生命保険会社もあります。
- 紛失した場合などは、生命保険会社に再作成(送付)を依頼できます。

※生命保険料控除証明書は、生命保険料控除の手続き上必要です。ただし、年末調整により手続きをする会社員等の場合、団体扱の契約については一般的に証明書は不要です。また、2011(平成23)年12月以前に締結した契約で、年間保険料が9,000円以下のものについても証明書は不要です。

3. 生命保険料控除の対象

- 生命保険料控除は2012(平成24)年1月1日以降に結んだ契約(以下「新制度」)と2011(平成23)年12月31日以前に結んだ契約(以下「旧制度」)で以下の通り分類されます。

新制度	旧制度	内容
一般生命 保険料控除	一般生命 保険料控除	生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他給付金が支払われる契約の部分の保険料
介護医療 保険料控除	一般生命 保険料控除	入院・通院等に伴う給付部分の保険料
(新)・(旧)個人年金保険料控除		個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等の保険料

- 旧制度の契約でも、更新や特約の中途付加等をした場合は以後の保険料(契約全体)が新制度の対象となります。
- 新制度では保障内容により、主契約や特約ごとに3つの控除に分類されます。また身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる傷害特約などの保険料は控除の対象外(旧制度では一般生命保険料控除の対象)です。そのため、生命保険料控除証明書に記載されている保険料合計額と、実際に支払った保険料合計額が相違する場合があります。
- 主契約や特約が3つの控除のどれに該当するかは保障内容によります。例えば「医療」「介護」と名のつく主契約や特約でも、一般生命保険料控除の対象になることがあります。

〈新制度の場合〉

それぞれの控除の適用限度額は所得税4万円、住民税2万8千円で、3つの控除を合計した適用限度額は所得税12万円、住民税7万円です。

〈旧制度の場合〉

それぞれの控除の適用限度額は所得税5万円、住民税3万5千円で、2つの控除を合計した適用限度額は所得税10万円、住民税7万円です。

〈新旧制度を併用する場合〉

適用限度額は所得税12万円、住民税7万円です。

団体信用生命保険、財形保険、保険期間が5年未満の貯蓄保険などは生命保険料控除の対象外です。

4. 生命保険料控除が受けられる契約の範囲

①一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

保険金受取人が、契約者本人、配偶者、その他の親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)である必要があります。

②個人年金保険料控除

個人年金保険料税制適格特約を付加するには、次の条件をすべて満たす必要があります。

- 年金受取人が契約者本人か配偶者のいずれかであること
- 年金受取人が被保険者であること
- 保険料払込期間が10年以上であること(一時払は不可)
- 年金の種類が確定年金や有期年金の場合は、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、受取期間が10年以上であること

個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、契約内容について制限される事項があります。

- 個人年金保険料税制適格特約のみを解約することはできない
- 契約後10年間は払済年金保険に変更できない
- 減額した場合の解約返戻金はその時点で受け取れず、年金原資として積み立てられる
- 特約の解約をした場合、解約返戻金は年金額の増額に充てられるため解約返戻金として受け取ることができない
- 配当金は生命保険会社に積み立てて年金額の増額に充てられるため、自由に引き出すことができない
など

第10章

生命保険会社の経営の健全性と契約者保護

1 監督官庁による監督	147
2 経営の健全性の確認方法	
1. 経営の健全性を判断するための資料	147
2. ソルベンシー・マージン比率	148
3 経営破綻時の契約者保護	
1. 生命保険契約者保護機構	148
2. 経営破綻した後の流れ	149
3. 経営破綻した場合の契約条件の変更	150
4. 経営破綻時の取引制限	150
4 生命保険会社が売却されたとき	
【参考】ソルベンシー・マージン比率の算定方法	151
【参考】過去の経営破綻時の契約条件の変更等(概要)	152
【参考】生命保険会社による契約条件の変更の申し出	152
【参考】経営破綻時の流れ	153

1 監督官庁による監督

- 生命保険業を営むには、国の免許が必要です。
- 販売する生命保険の商品や保険料率も、監督官庁である金融庁が認可します（保険業法第123条、124条）。
- 金融庁は、報告を求めたり（保険業法第128条）、検査を行う（保険業法第129条）など生命保険会社の経営を監督します。

生命保険業の免許制

参照 4ページ

2 経営の健全性の確認方法

1. 経営の健全性を判断するための資料

- 生命保険会社の経営の健全性を判断する材料として、次のような資料があります。

	内容・特徴	備考
ディスクロージャー誌	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社が経営内容を公開するために、毎事業年度に作成が義務付けられている資料（保険業法第111条） ● 掲載内容は、法令の定めに加え、自主的な開示項目を含めた生命保険協会の「ディスクロージャー開示基準」や「ディスクロージャー要綱様式モデル」に基づく ● ソルベンシー・マージン比率や基礎利益など項目ごとの数値が分かる ● 生命保険会社の支社・営業所などやホームページで閲覧できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表を読解する知識が必要となる ● 生命保険協会では生命保険会社のディスクロージャー誌の読み方を解説した「生命保険会社のディスクロージャー 虎の巻」を作成している
ソルベンシー・マージン比率	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金等の「支払余力」を判断する行政監督上の指標 ● 数値で表示されるので分かりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険業法施行規則第86、87条などで計算方法が定められている ● 数値だけを取り上げて誇張されることがある ● この数値のみで健全性を判断できるものではなく、諸々の指標による総合的な判断が必要

ディスクロージャー誌は、毎年7月末までに「〇〇生命の現状」「決算のご報告」などの名称で作成されます。

「基礎利益」とは「経常利益」から、本業以外での利益である有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を除いて計算したものです。

ソルベンシー・マージン比率
参照 148ページ

	内容・特徴	備考
決算発表資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 四半期ごとの業績も開示されている ● 個別の生命保険会社や生命保険協会のホームページで閲覧できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表を読解する知識が必要となる
格付機関の資料 (保険財務力格付、 保険金支払能力格付)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記号で表示されるので分かりやすい ● 格付機関のホームページで確認できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社が格付を依頼する依頼格付と、格付機関が独自に格付する勝手格付がある ● 記号だけを取り上げて、誇張されることがある

年度の決算発表資料は、例年、各生命保険会社とも5月に前年度分を公表しています。

ソルベンシー・マージン比率の算定方法

参照▶ 151ページ

2. ソルベンシー・マージン比率

- ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落などの通常予想できる範囲を超えたリスクにも対応できる「支払余力」を判断する行政監督上の指標です。
- 生命保険会社が破綻していなくても、ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、監督官庁である金融庁は業務の改善などの命令を発動できます(保険業法第132条)。

〈保険会社に対する早期是正措置の概要〉(保険業法第132条2項に規定する区分を定める命令)

区 分	ソルベンシー・マージン比率	措 置
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための改善計画の提出及びその実行の命令
第二区分	0%以上 100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 1.保険金等の支払能力の充実に係る計画の提出及びその実行 2.配当の禁止又はその額の抑制 3.契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 4.新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更 5.役員賞与の禁止またはその額の抑制その他の事業費の抑制 など
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

※経営破綻した場合の契約条件の変更

参照▶ 150ページ

経営破綻した生命保険会社の契約を引き継いだ会社は「生命保険会社の社名変更等一覧」で確認できます。

参照▶ 8ページ

3 経営破綻時の契約者保護

- 生命保険会社が破綻した場合でも、契約がなくなるわけではありません。
- 生命保険契約者保護機構により契約者保護が図られますが、契約者にも一定の負担*が生じます。

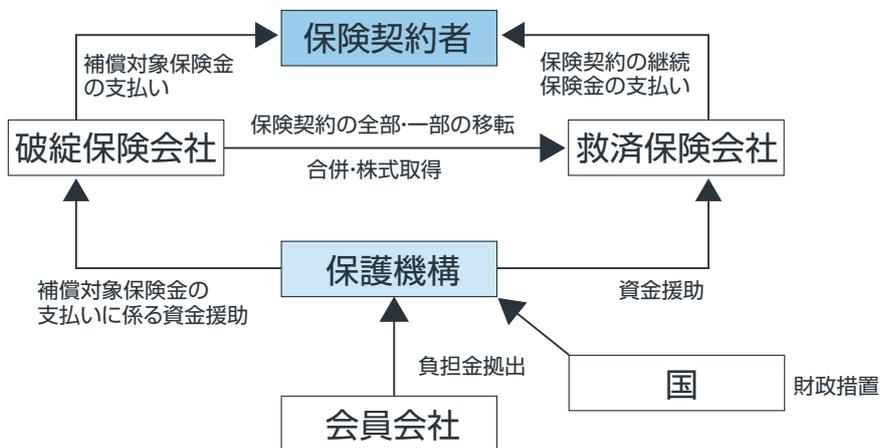
1. 生命保険契約者保護機構

- 生命保険契約者保護機構には、国内で事業を行う全ての生命保険会社が加入しています(保険業法265条の3第1項)。
- 生命保険会社の破綻があった場合、更生手続きにおける契約者の一切の手続きを代理したり、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助、補償対象保険金の支払いに係る資金援助等を行います。
- 保護機構の財源は、生命保険会社各社の負担金で成り立っています。ただし、万一、2022(令和4)年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけでは資金援助の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から生命保険契約者保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

2. 経営破綻した後の流れ

〈破綻会社の保険契約を引き継ぐ救済保険会社が現れた場合〉

【イメージ図】



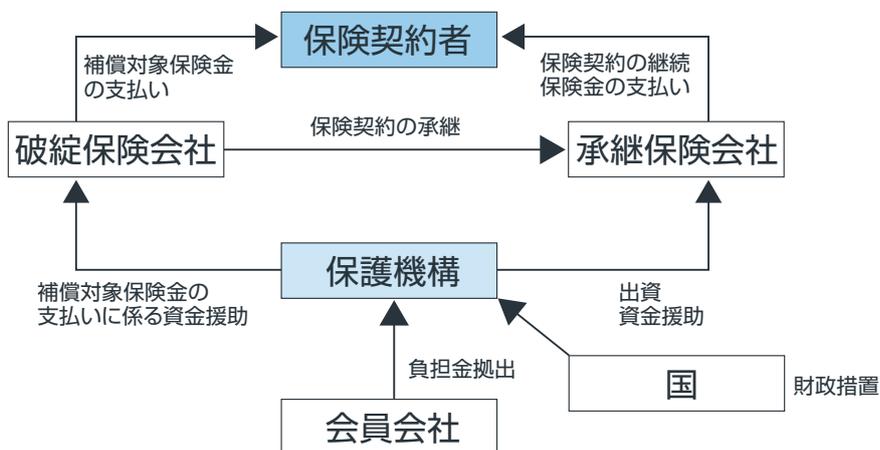
破綻後、更生計画が認可されるまでに保険事故が発生した場合は、補償対象保険金が支払われます。

参照▶ 150ページ

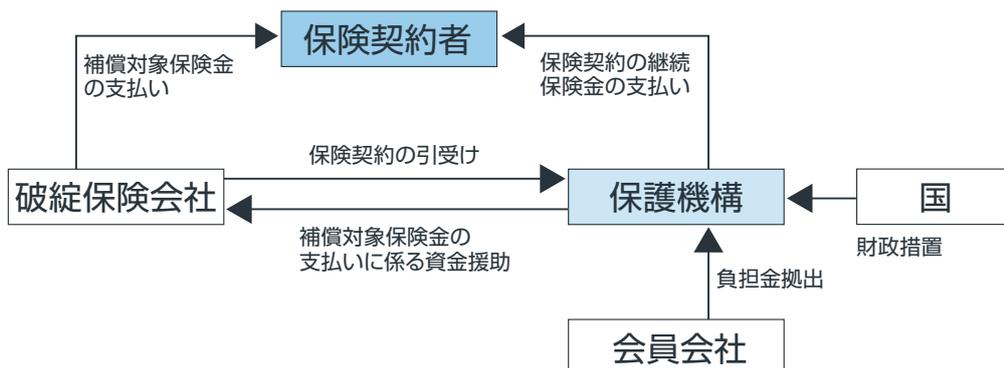
- 生命保険契約者保護機構の設立(1998(平成10)年12月)以降の生命保険会社の破綻事例では、全て救済保険会社が現れています。

〈破綻会社の保険契約を引き継ぐ救済保険会社が現れなかった場合〉

【イメージ図】①「承継保険会社」による保険契約の承継



【イメージ図】②保護機構による保険契約の引受け



責任準備金

参照▶ 25ページ

※高予定利率契約(過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約)については所定の計算に基づき、補償限度が90%よりも低くなります。

予定利率、予定死亡率、予定事業費率

参照▶ 95ページ

更生手続

参照▶ 153ページ

3. 経営破綻した場合の契約条件の変更

- 将来の保険金等の支払いに備えて積み立てられるべき責任準備金等の原則90%*まで補償されます。
- 救済会社などが契約を引き継ぐときに新たな予定利率が設定され、それよりも高い予定利率の契約はその設定された予定利率まで引き下げられます。また、予定死亡率、予定事業費率などが変更されることもあります。
- 契約条件の変更による影響を保険種別、加入時期別、保険期間別にみると、次のような傾向があります。

【保険種別別にみる影響】

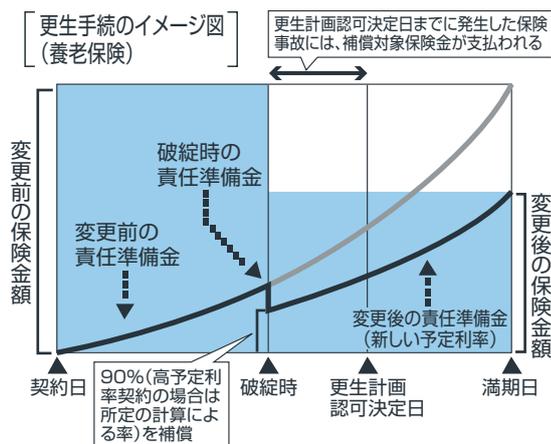
保障性の高い保険(定期保険等)では、保険金額の減少幅は小さく(減少しない場合もあります)、貯蓄性の高い保険(養老保険、終身保険、個人年金保険等)では、減少幅が大きくなります。

【加入時期別にみる影響】

予定利率が高い時期に加入した契約ほど、保険金額の減少幅が大きくなります。

【保険期間別にみる影響】

加入時期が同じ契約でも、満期までの期間が長いほど減少幅が大きくなります。



- 据置金、前納保険料、積立配当金については、明確な規定はなく下記のとおりです。

これまでの事例では、

満期保険金・死亡保険金の据置金：全額保護されています

前納保険料、積立配当金：原則、90%まで補償されています

- 保険期間中の生存給付金の据置金については、全額保護の対象とはならず、据置金の90%までの補償となることがあります。

4. 経営破綻時の取引制限

- 破綻後、金融庁より業務の一部停止命令または、裁判所より保全命令が発せられた場合、生命保険会社は業務の取扱いが制限されます(それらの制限は、救済会社などへ契約移転手続等が完了すると、解除されます)。

【破綻から移転手続完了までの間、契約者が制限される事項】

解約、中途増額、中途付加、減額、転換、種類変更、払済保険・延長(定期)保険への変更、新規の契約者貸付、契約の申込み など

- 破綻時から更生計画が認可されるまでに保険金などを受け取る事態が発生した場合は、補償対象保険金として暫定的に保険金などの90%*が支払われます。更生計画による変更後の保険金が、補償対象保険金額を上回る場合は、その差額が支払われます。
- また、契約の継続を希望する場合、取扱いを制限されている期間中も保険料を払い込む必要があります。保険料の払込みがない場合、契約が失効したり保険料自動振替貸付が適用されます。
- 更生計画が認可決定されてから一定期間内に解約する場合、契約条件変更後の解約返戻金等からさらに一定の割合で削減されます(早期解約控除制度)。

右記は、「更生手続」をもとにしています。契約者保護の面では、「行政手続」の場合も右記と同様です。

4 生命保険会社が売却されたとき

- 生命保険会社が売却されると、一般的に売却先の生命保険会社へと保険契約は移転されます。生命保険会社が破綻した場合と異なり、いわゆる「破綻前の予定利率の変更」が行われない限り、契約者に保険契約上の不利益はないといえます。

破綻前の予定利率の変更

参照 152ページ

【参考】ソルベンシー・マージン比率の算定方法

$$1. \text{ソルベンシー・マージン比率}(\%) = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

2. ソルベンシー・マージン総額(=下記の合計額)

資本金又は基金等の額^{※1}、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%^{※2}、土地の含み損益×85%^{※2}、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、持込資本金等(外国生命保険会社のみ)、控除項目、その他

※1 相互会社は「基金等」、株式会社は「資本金等」、外国生命保険会社は「供託金等」となります。

※2 マイナスの場合は100%です。

$$3. \text{リスクの合計額} = \sqrt{(R1+R8)^2 + (R2+R3+R7)^2} + R4$$

通常予想できる範囲を超える諸リスク(保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど)を数値化して算出

- 保 険 リ ス ク 相 当 額 (R1): 大災害の発生などにより、保険金などの支払いが急増するリスク相当額
第三分野の保険リスク相当額(R8): 医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について給付金等の支払いが急増するリスク相当額
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 (R2): 運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 (R3): 株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 (R7): 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 (R4): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得るリスク相当額

※H社の高予定利率契約については、法定の最大限まで責任準備金が削減されています。

予定利率

参照▶ 95ページ

【参考】過去の経営破綻時の契約条件の変更等(概要)

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
破綻	1997 (平成9年)	1999 (平成11年)	2000 (平成12年)	2000 (平成12年)	2000 (平成12年)	2000 (平成12年)	2001 (平成13年)	2008 (平成20年)
手続きの種類	行政手続				更生手続			
債務超過額 (億円)	3,029	6,500	3,177	365	5,950	6,895	731	643
資金援助額 (億円)	2,000	3,663	1,450	267	なし	なし	なし	278
引下げ後の 予定利率(%)	2.75	1.50	1.00	1.00	1.50	1.75	2.60	1.00
責任準備金 削減率(%)	なし	10	10	10	10	8	なし	10*

【参考】生命保険会社による契約条件の変更の申し出

(いわゆる経営破綻前の既契約の予定利率の変更)

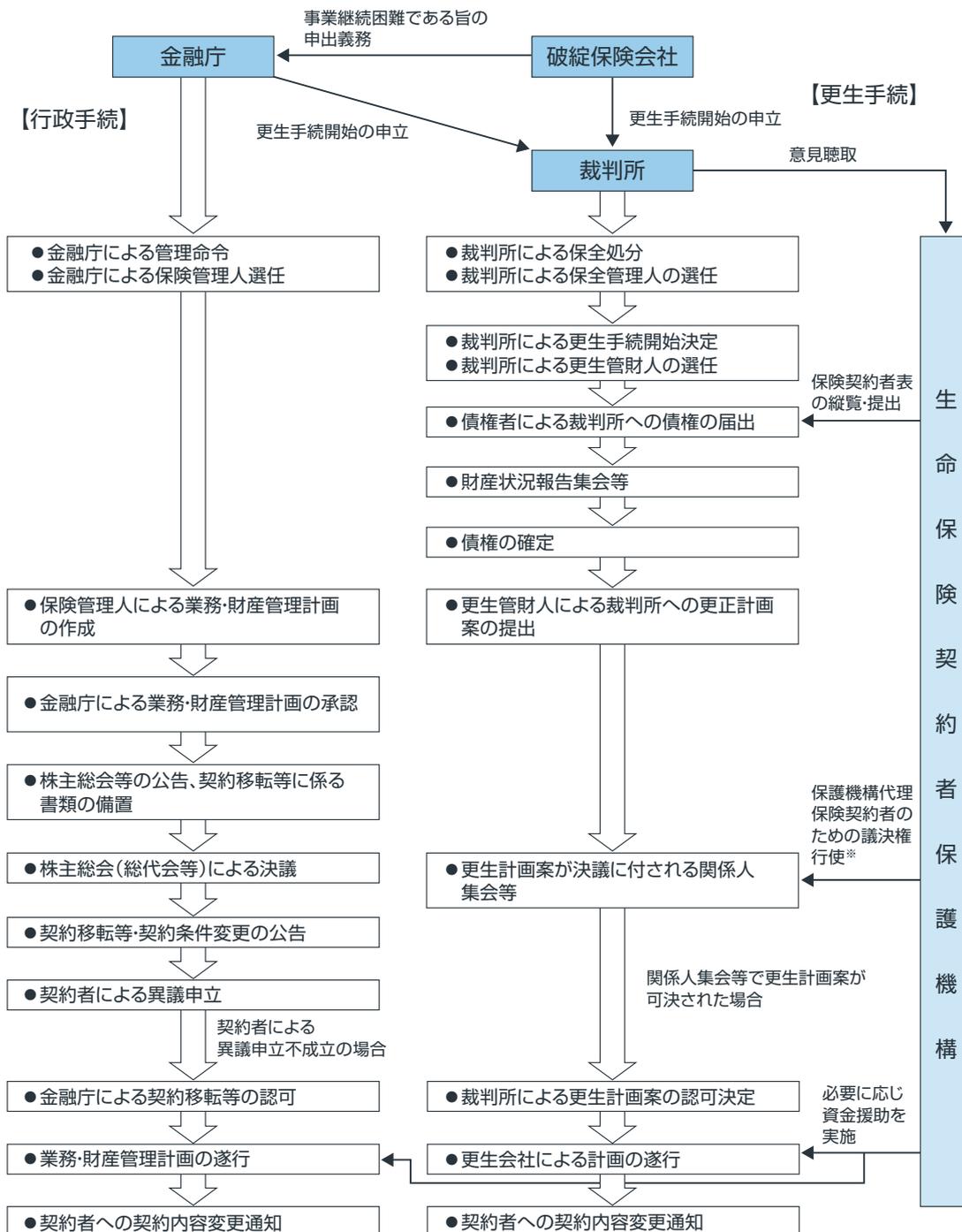
- 通常、契約時に予定利率が固定される商品の場合、予定利率は契約の消滅まで変更されません。しかし、破綻に至っていないものの、保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合、契約者の利益を守るために生命保険会社が既契約の予定利率引下げを申し出る手続き等が整備されています(保険業法第240条の2)。
- 生命保険会社は、内閣総理大臣に申し出を承認された場合にこの制度を利用できます。
- 破綻のケースとは一概に比較できませんが、契約条件の変更範囲を比較すると、下記のような違いがあります。
- 経営破綻前の予定利率変更の制度は2003(平成15)年の保険業法改正により創設されましたが、これまで利用されたことはありません。

	破綻前の予定利率変更	破綻時の契約者保護
責任準備金	削減禁止	90%が最低限補償 責任準備金が最大10%削減される可能性があるため、影響が大きくなる(高予定利率契約の場合、責任準備金が10%を超えて削減される可能性もある)
予定利率	政令により下限3% 下限が3%に設定されており、これより低い予定利率の契約は、引下げの対象外	下限なし 3%より低くなる可能性がある(過去の破綻では1.0~2.75%に予定利率が変更された)

【参考】経営破綻時の流れ

破綻後の手続きには、保険業法に基づく金融庁の命令等による「行政手続」と、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(更生特例法)に基づく裁判所の監督による「更生手続」の2つがあります。

契約内容変更等の案に対して契約者が意向を表明する機会として、行政手続の過程では「保険契約者による異議申立」、更生手続の過程では「更生計画案が決議に付される関係人集会等」があります。契約内容変更の決定後に契約者が「保険金の削減幅が大きすぎる」などの意向を表明しても、それが個別に認められるわけではありません。



※更生管財人が作成した更生計画案に対して、契約者が不同意の場合、もしくは保護機構に対して議決権を委任せずに自ら議決権を行使することを希望する場合には、所定の手続きを経ることにより、契約者が独自に議決権を行使することができます。

資料編

ここでは、実際に使用されている帳票類を掲載していますので、参考としてご覧ください。

意向確認書(一般用)	157
意向確認書(銀行窓販用)	158
生命保険契約申込書	159
注意喚起情報(一般用)	161
注意喚起情報(銀行窓販用)	167
転換比較表	170
告知書	174
生命保険証券	177
特別条件承諾書	179
特別条件付契約のしおり	180
ご契約内容のお知らせ	182
指定代理請求特約付加請求書	184
保険料未入金時の通知	185
保険料自動振替貸付適用時の通知	187
失効契約に対する通知	190
復活請求書	191
解約請求書	192
契約者貸付請求書	193
生命保険料控除証明書	194
契約更新の確認通知	195
更新完了通知	196
契約内容変更完了通知	198
死亡保険金請求書	200
高度障害診断書	201
給付金請求書	203
入院・手術・特定疾病証明書	204
介護・認知症保障用診断書	205
支払完了通知	207
満期保険金支払明細書	208
年金支払明細書	209

保険契約者さまへ

生命保険契約ご加入にあたっての意向確認書

このたびは、当社の生命保険契約へのご加入を検討いただき、誠にありがとうございます。当書面により、お客さまのご意向に沿った内容となっているかをご確認ください。

保険契約者 文化 太郎 様

(被保険者 文化 太郎 様)

お客さまの生命保険契約に関するご意向(レ点部分)について

<p>就労不能・介護や認知症の保障</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 就労不能状態や要介護状態になった場合に備えたい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認知症になった場合に備えたい</p>	<p>資産形成や計画的な貯蓄など</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 積立金を持つ資産形成機能がほしい</p> <p><input type="checkbox"/> 終身保険を持つ資産形成機能がほしい</p> <p><input type="checkbox"/> 満期のときに満期保険金等を受け取りたい</p> <p><input type="checkbox"/> 将来のために年金を準備したい</p> <p><input type="checkbox"/> 保険期間中に生存給付金等を受け取りたい</p>
<p>死亡の場合の保障</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 死亡した場合に備えたい</p>	<p>健康増進活動</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 健康増進活動の取組内容に応じて保険料変動や特典を受けることができる仕組みがほしい</p>
<p>生活習慣病や入院・手術などについての保障</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 生活習慣病(3大成人病や5つの重度慢性疾患、重度の動脈疾患)になった場合に備えたい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入院前後の諸費用に備えたい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入院に備えたい <input checked="" type="checkbox"/> 手術に備えたい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> がんになった場合に備えたい</p>	<p>今回の保険加入にあたって、上記の記載以外に特に記載すべきご意向がある場合は、以下の特記事項欄にご記入ください。なお、ご記入いただく事柄がご不明な場合は、募集担当者におたずねください。 ※特に記載すべきご意向…保険期間、保険料、保険料払込方法、保険金額、およびその他特別なご意向等</p>
<p>保険料の払込みが免除となる保障</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 就労不能状態や要介護状態になった場合に備えたい</p> <p><input type="checkbox"/> がんになった場合に備えたい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 生活習慣病(3大成人病や5つの重度慢性疾患、重度の動脈疾患)になった場合に備えたい</p>	
<p>【その他特記事項欄】</p>	

お客さまへのご提案について

現在ご提案している生命保険契約については、お客さまよりお伺いした上記のご意向をもとに設計しておりますので、お客さまのご意向に沿った内容になっていると考えます。お手元の設計書(契約概要)、申込書等で最終的にご確認ください。また、お客さまのご意向と相違があれば募集担当者にお申し出ください。

募集担当者 ○○生命保険
○○支社 ○○ ○○

契約内容に関するご意向確認について(「はい」「いいえ」のいずれかに○印をご記入ください。)

<p>① 保険金・給付金等の保障内容(支払理由等)は、ご提案の内容でよろしいでしょうか。特にがん保障は、【設計書(契約概要)】をご確認・ご了承いただいていますか。</p>	<p>① はい いいえ</p>
<p>② 保険金額・給付金額等は、ご提案の内容でよろしいでしょうか。特に、特約部分には解約返戻金がないことをご了承いただいていますか。</p>	<p>② はい いいえ</p>
<p>③ 保険期間は、ご提案の内容でよろしいでしょうか。</p>	<p>③ はい いいえ</p>
<p>④ 保険料・保険料払込期間は、ご提案の内容でよろしいでしょうか。また契約概要等で加入条件をご了承されましたか。</p>	<p>④ はい いいえ</p>
<p>⑤ 当初のご意向と最終的なご意向を比較し、相違点等についてご確認いただけましたか。</p>	<p>⑤ はい いいえ</p>
<p>⑥ 転換制度利用前後で保障内容が変更されていることや、予定利率が低下していること(低下すると通常保険料が高くなること)、制度ご利用時点の年齢および保険料率に基づいて計算した保険料を適用することなどをご了承いただいていますか。加えて、追加契約等、他の見直し方法を了知の上、意向に沿った提案内容となっていますか。</p>	<p>⑥ はい いいえ</p>
<p>⑦ 入院給付金のお支払要件が変更となること、お支払対象ではなくなる手術があることおよびお支払金額が下がる場合があることを「設計書(契約概要)」をご確認のうえご了承いただいていますか。</p>	<p>⑦ はい いいえ</p>

■すべて「はい」である場合は下記にご確認日をご記入・ご署名をお願いします。

■1つでも「いいえ」がある場合は、再度ご意向に沿った内容で提案させていただきます。

上記の内容について確認しました。

ご確認日	令和	年	月	日
フリガナ				
保険契約者(自署)				

〇〇生命保険 御中

意向確認書

外貨建終身保険

【5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)】

当書面は、ご提案内容がお客さまの保険に対する要望や意向を反映した内容となっているか、またお客さまの知識、経験、財産の状況に適合した内容となっているかを、お客さまにご確認いただくものです。お客さまの要望や意向等と相違があれば、あらためて確認させていただきますのでお申し出ください。

1 保険加入にあたってのお客さまのご要望やご意向【取扱者記入欄】

- 一生涯の死亡保障を確保すること
 - 指定通貨に応じて設定される予定利率(※)にもとづき外貨で資産を運用し、将来に向けた資産形成を行うこと
- ※ 予定利率は、予定利率計算基準日に更改されます

特記事項欄(取扱者記入欄) *記載の内容では満たせないお客さまの要望・意向がある場合や、上記の他にお客さまが特に強い要望・意向をお持ちの場合等に取扱者が記入

上記のとおり、お客さまのご意向等を確認のうえ当商品をご提案いたしました。下記「2. お申込みいただくにあたり特にご確認いただきたい事項」について十分にご確認のうえお申込みください。

取扱金融機関

取扱者(自署)

2 お申込みいただくにあたり特にご確認いただきたい事項【必ずお客さまご自身がご記入ください】

はい いいえ
(例)

以下の質問項目に「レ点」等でご回答いただき、確認日のご記入とご署名をお願いします。

1	この商品は〇〇生命を引受会社とする生命保険であり、預金とは異なることをご理解いただいていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
2	保障内容(お支払事由、金額)、通貨の種類、保険料(払込方法・金額)、保険期間はお客さまのご意向に沿った内容となっていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
3	お客様の投資経験(投資性商品の購入経験)をお聞かせください。＜複数回答可＞ <input type="checkbox"/> 購入経験なし <input type="checkbox"/> 投資信託 <input type="checkbox"/> 株式 <input type="checkbox"/> 公社債 <input type="checkbox"/> 変額年金 <input type="checkbox"/> 外貨建商品 <input type="checkbox"/> その他()	
4	一時払保険料に充当する原資をお聞かせください。＜複数回答可＞ <input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 投資信託 <input type="checkbox"/> 株式 <input type="checkbox"/> 公社債 <input type="checkbox"/> 外貨預金 <input type="checkbox"/> 外貨建保険 <input type="checkbox"/> 個人年金保険 <input type="checkbox"/> その他()	
5	一時払保険料に充当する資金は借入金でなく自己資金であること、資産・収入等に対して過大な金額でないことをご確認いただいていますか。 安全性の高い金融資産の満期金や解約返戻金から資金を充当する場合は特にご注意ください。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
6	以下の諸費用・予定利率についてご理解いただいていますか。 ・ 保険契約の締結、維持・管理等に必要な費用を控除するため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
7	以下の点についてご理解いただいていますか。 ① 市場金利情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行なうため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り損失が生じる可能性があります。 ② 死亡保険金(給付金)や解約・減額時の返戻金を円貨で受け取る場合には為替相場変動の影響を受けるため、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料を下回り損失が生じる可能性があります。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

上記のご回答に「いいえ」がある場合は、ご契約をお引受けすることができないため、再度ご提案させていただきます。

本書面の記載内容について、確認・了解しました。

確認日 令和 年 月 日

※ 保険契約者が成年後見制度の対象の場合は、後見人全員が合意のうえ、代表者1名がご署名ください(当確認書を確認した代表者が保険契約申込書「後見人自署」欄にご署名ください)。

保険契約者 自署 様 後見人 自署(※) 様

生命保険契約申込書

〇〇生命保険 御中

保険契約者は、貴社の定款※・普通保険約款および特約条項を了解し、普通保険約款および特約条項が契約内容となることを了承のうえ、被保険者の同意を得て保険契約を申し込みます。この申込みにあたり、契約内容登録制度および契約内容照会制度に基づく個人情報情報の取扱い、支払査定時照会制度、個人情報情報の留意事項のそれぞれについて、被保険者とともに了解しました。また、被保険者の同意がない場合、この保険契約の効力は生じないこと／この保険契約は、貴社が保険証券または所定の通知書を発行した時に成立すること／この申込みは申込後に保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にあるものとなり、または行為能力の制限を受けた場合においても効力を有することのそれぞれについて、了解し、同意しました。 ※無配当タイプの保険は定款がありません。

- ・申込日は、当社の生命保険募集人(代理店を含みます)に生命保険契約申込書をご提出いただく日をご記入ください
- ・生命保険契約申込書は、申込書作成日から20日以内にご提出ください
- ・ご提出いただいた生命保険契約申込書等は、保険契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんので、ご了承ください
- ・お申込みの内容や告知された内容のご確認に当社の職員または当社の委託した者がお伺いする場合がありますのでご了承ください
- ・油性の黒ボールペンにて楷書でご記入ください

申込日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		申込書作成日 令和 3年 6月25日	
保険契約者・被保険者	プナカ タロウ 文化 太郎		勤務先名(職業名)
	(自署)		お仕事の具体的内容
	様		税込年収
	生年月日 昭和62年 6月 9日 34歳 性別 男性 配偶者有		<input type="checkbox"/> 0. 収入なし 1. 300万円以下 <input type="checkbox"/> 2. 301~500万円 3. 501~700万円 <input type="checkbox"/> 4. 701~1,000万円 5. 1,001万円以上
住所 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> 東京都 <input type="text"/> 区 <input type="text"/> 町 <input type="text"/> - <input type="text"/>		電話番号 <input type="text"/> - <input type="text"/>	携帯電話番号 <input type="text"/>

受取人等	死亡保険金受取人(氏名・フリガナ) プナカ ハナコ 文化 花子	生年月日・性別 昭和62年 1月 1日 女性	受取割合(%) 100%	被保険者との続柄 配偶者	
	住所 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> 東京都 <input type="text"/> 区 <input type="text"/> 町 <input type="text"/> - <input type="text"/>	電話番号 <input type="text"/> - <input type="text"/>	携帯電話番号 <input type="text"/>		
	指定代理請求人 文化 花子 様	被保険者との続柄 配偶者			

親権者・後見人同意	保険契約者または被保険者の親権者(後見人)として、親権者(後見人)全員が同意のうえ、その代表者として申込みに同意します。	ご印鑑 (法人後見人の場合のみ)	特定保険契約申告	米国民(米国籍)または米国居住者(永住権所有者および直近3年間に183日以上米国に滞在する者)に該当しないことを申告します。
	(親権者・後見人自署) (続柄)	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 米国民または米国居住者に該当する場合は、こちらに○をしてください。(別途ご提出いただく書類があります)

口座振替同意申込	保険証券番号	既契約保険料振替口座の利用同意申込みをご希望で、裏面の保険料振替口座以外の口座をご指定される場合は、左欄に該当契約の保険証券番号をご記入ください。
	<input type="text"/>	

申込内容

保険種類： 5年ごと利差配当付組立型終身保険

				予約契約日 令和 3年 7月 1日	
付加する特約	保険期間	保険金・年金・給付金	保険料	払込期間	特約 特約保障期間と同じ
定期保険特約	10年間	3,000万円	7,530円		
介護終身年金特約	10年間	360万円	6,228円		
がん保障特約*	10年間	500万円	1,545円		
がん・上皮内新生物保障特約*	10年間	100万円	272円		
傷害特約*	10年間	1,000万円	360円		
入院特約*	10年間	10,000円	2,090円		
手術保障特約(2021)*	10年間	50,000円	274円		
通院治療保障特約(2021)	10年間	付加あり	700円		
先進医療保障特約*	10年間	付加あり	43円		
特定損傷給付特約*	10年間	10万円	650円		
保険料払込免除特約**		付加なし			
リビング・ニーズ特約**		付加あり		毎回の保険料 19,692円	
重度がん保険金前払特約**		付加あり		第1回保険料 19,692円	
更新特約**		付加あり		配 当	保険料払込の回数 月払
					保険料払込の経路 口座振替
					第1回保険料払込の経路 口座振替
				保 険 料 振 替 口 座	配当金支払方法 積立配当
				I D / カ ー ド 情 報	
				契 約 通 算	
備 考 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「*」「**」の特約については配当金はありません。（「**」以外の特約については、別に特別配当を支払うことがあります）。 ・特約は更新し継続することができます。ただし、被保険者の年齢等によっては更新できない場合があります。 ・当社が定める日までに保険契約が成立しない場合、第1回保険料を払込期月の振替日に指定口座から振替できないため、第1回保険料相当額の払込方法（経路）を「口座振替」から「領収」に変更が必要です。 				
				そ の 他 事 項	

重要事項説明書(注意喚起情報)

1 責任開始期について

責任開始期(保障を開始する時)は、お客様が契約の申し込みと告知がともに完了した時点となり、かつ保険契約はお客さまからの申し込みを〇〇生命が承諾したときに成立します。

営業担当者などは、お客さまと〇〇生命の保険契約の媒介を行う者であり、保険契約締結権はありません。

なお、保険契約の成立にあたって、申し込み時に第1回目の保険料の払い込みが必要な場合があります。

- 健康状態などの告知を不要とする場合の責任開始期は、〇〇生命が申込みを承諾し契約が成立した場合、契約の申し込みが完了した時点となります。

第1回目の保険料の払い込みについて

- 保険証券到着後に保険料が口座振替される場合
金融機関からの口座振替による払い込みを選択した場合、第1回目の保険料は一部の取扱を除き、契約が成立した後に指定された口座から振り替えられます。
- 申し込み時に保険料の入金が必要な場合
以下の場合にご契約の成立にあたって、申し込み時に第1回目の保険料の払い込みが必要となります。
 - ① 給与天引き(団体扱)
 - ② 送金による払い込み
 - ③ 口座振替のうち一部の取扱(一部前払、予納(一括払)、ボーナス払(継続一括払)、前納)

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「ご契約の成立と保障の責任開始期」をご確認ください。

2 クーリング・オフについて

クーリング・オフが可能な期間は、重要事項説明書(注意喚起情報)を受け取った日または契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて〇〇日以内となります。

なお、当社では契約の申込日以前に重要事項説明書をお渡ししています。

- 〇〇生命指定の医師による診査が終了した場合など、クーリング・オフのお取扱いができないことがあります。
- 申し込み時に「ご契約のしおり一約款」冊子の郵送を希望した場合、または契約者の満年齢が70歳以上の場合は「ご契約のしおり一約款」冊子の受領日から、その日を含めて〇〇日以内がクーリング・オフ可能な期間となります。
- クーリング・オフは、書面で行います。書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便にて取扱支社または本店あてにお申し出ください。
- クーリング・オフがあった場合は、払い込まれた金額は全額お返しします。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)」をご確認ください。

3 告知義務について

健康状態などについて、ありのままを告知してください。
正しく告知いただけない場合、**契約や特約が解除され、保険金などをお支払いできないことがあります。**
なお、**営業担当者などに口頭で話されても告知したことにはなりません。**

告知

- 被保険者(または契約者)には傷病歴・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについて、医師や告知手続きの質問事項に対し、事実を漏れなく正確に答える義務があり、これを告知義務といいます。(※1)
(※1)告知を不要とする場合もあります。告知を不要とする場合でも、入院中ではないなどの所定の条件を満たすことが必要です。
- 営業担当者などには告知受領権はありません。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合、〇〇生命は「**告知義務違反として契約または特約を解除することがあります。**」その場合、解除時点での解約返戻金があればその金額を契約者にお支払いします。なお、**すでに払い込まれた保険料はお返ししません。**
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、**詐欺による取消**を理由として保険金などのお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。また、**解約返戻金もお支払いできません。**

傷病歴などがある場合のお引受け

- 傷病歴などがある場合でも、告知された傷病、商品の種類・内容によってはお引き受けすることがあります。なお、申込みをお断りすることや「保険料の割増」「保険金額の削減」「特定部位不担保」などの特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。

申込内容または請求内容などの確認

- 申込み後、または保険金などや保険料の払い込み免除のご請求時に、〇〇生命社員または〇〇生命が委託した者が、申込内容・請求内容などについて確認する場合があります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「告知義務」をご確認ください。

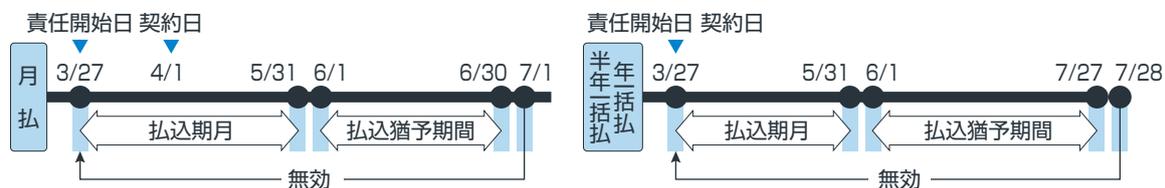
4 保険料の払込みが滞った場合

所定の期間内に保険料を払い込んでください。
期間内に保険料の払い込みがない場合、契約の効力がなくなり、
保険金などのお支払いができません。

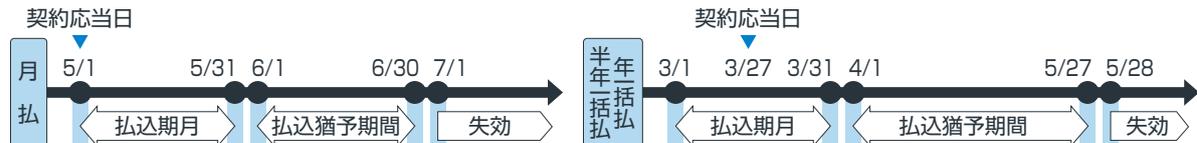
保険料の払込・猶予期間・失効・無効

- 保険料は払込期月内に払い込むことが必要ですが、払い込みがない場合のために猶予期間を設けています。猶予期間内に第1回目の保険料の払い込みがなければ、**契約の効力は遡及してなくなります(無効)**。その場合、復活および立て替え(自動貸付)のお取り扱いはございません。(※1)
猶予期間内に第2回目以後の保険料の払い込みがなければ、**猶予期間の満了日の翌日から契約の効力はなくなります(失効)**。なお、猶予期間は保険料の払込方法により異なります。
(※1) 全部見直し制度、一部見直し制度、医療保障変更制度、家族内承継制度をご利用のご契約については、猶予期間の満了日の翌日から契約の効力はなくなります(失効)。
- ただし、猶予期間内に払い込みがない場合でも、**あらかじめお申し出がない限り**、解約返戻金の範囲内で**自動的に保険料を立て替えて(自動貸付)、契約を継続させます。その場合、所定の利率で利息がかかります。**(この利息は複利にて計算されます。)なお、商品によっては、立て替え(自動貸付)ができない商品もあります。
- 第1回の保険料をお払い込みいただくまで、保険料や契約の保障内容が変更となる手続きは原則取扱いません。したがって、確実に第1回目の保険料金額を確認のうえ猶予期間内にお払い込みください。

第1回目保険料の例



第2回目以降の保険料の例



契約の復活

- 失効日から3年以内であれば、所定のお手続きにて契約の復活の申し込みができます。なお、健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- 復活時の責任開始期は、**復活保険料の払い込みをした時と告知(または〇〇生命指定の医師による診査)をした時のいずれか遅い時点(※2)となります。**これを「復活日」といいます。
(※2) 告知を不要とする場合は、復活保険料の払い込みをした時点となります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」の目録を参照し、「払込期月・猶予期間とご契約の効力」「失効したご契約の復活」「払い込みが困難なときの継続方法」をご確認ください。

5 保険金などがお支払いできない場合

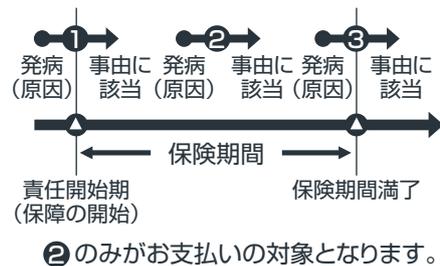
責任開始期前に病気やケガが発生していた場合など、
保険金などがお支払いできないことや
保険料の払い込みの免除ができないことがあります。

保険金などがお支払いできない主な場合

- 責任開始期(または復活日)より前からすでに発生していた病気(※1)やケガを原因とする、死亡保険金・死亡給付金以外の請求の場合

(※1) その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始期より前に次のいずれかがある場合

- ・医師の診療を受けたことがある。
- ・健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)がある。
- ・被保険者(子ども学資保険の場合は契約者含む)が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



ただし、その病気に関して〇〇生命が告知などによって知った事実をもとに承諾したとき(※2)や、責任開始期(または復活日)から2年経過後に入院を開始または手術を受けたときなどは、約款の規定により例外としてお支払いの対象となることがあります。

(※2) 悪性新生物を支払事由とした特定疾病保険金請求など、告知されていても対象とならないケースがあります。

- 「告知義務違反」により契約や特約が解除された場合

- 責任開始期(または復活日)から3年以内に自殺した場合など、約款に定める免責事由に該当する場合

- 保険料の払い込みがなく、契約が無効もしくは失効となった後に保険金などの支払事由に該当した場合

- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約または特約が解除された場合

- 保険契約について詐欺の行為により契約が取消になった場合、または保険金などの不法取得目的があつて契約が無効になった場合

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」の目録を参照し、「保険金などをお支払いできない場合」をご確認ください。

6 ご加入の契約を見直す場合の留意点

現在ご加入の契約について、**保障見直し・解約・減額**のうえ、**新しい契約に加入されると、予定利率が変更となり保険料が高くなるなど、お客さまにとって不利益となる場合があります。**

※既にお渡ししている保障設計書(契約概要)の **注意喚起情報部分** をご確認ください。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」「全部見直し制度などを利用して加入される場合」「現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の申し込みを検討されているお客さまへ」をご確認ください。

7 解約した場合

生命保険はお客さまのご都合によりいつでも解約ができますが、**預貯金と異なり、解約されると多くの場合、解約返戻金は保険料の累計額よりも少なくなります。**
なお、商品によっては保険期間を通じて解約返戻金がない場合もあります。

■解約返戻金は、保険の種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に契約後短期間の場合、まったくないか、あってもごくわずかです。別紙「今回お申込みいただく保障内容と保険料」の解約返戻金額表をご参照ください。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「解約と解約返戻金」をご確認ください。

8 保険会社が経営破綻した場合

保険会社が経営破綻した場合など、**契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額が削減されることがあります。**

■〇〇生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保険金額などの削減」「生命保険契約者保護機構」をご確認ください。

保険金などの支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合など、
ご加入の生命保険に関する「手続き・問い合わせ」については、
担当の営業職員かお近くの〇〇生命窓口、
またはコールセンターへご連絡ください。

〇〇生命 コールセンター

 **0120-000-000**

※受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土・日曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

- 支払事由について不明な点が生じた場合などにつきましても上記の問い合わせ先へご連絡ください。ご加入の契約内容によっては、保険金などの支払事由に複数該当することがあります。
- 「保険金などの支払事由」、「ご請求手続きの流れ」、「保険金などをお支払いできる場合またはお支払いできない場合」については、「[ご契約のしおりー約款](#)・[「保険金などのご請求手続きとお支払事例」および「ホームページ」に記載](#)しています。
(〇〇生命ホームページアドレス：<https://www.〇〇.co.jp>)
- 「指定代理請求特約」を付加している場合の取扱と留意事項
・被保険者が保険金などを請求できない特別な事情がある場合、所定の条件を満たす指定代理請求人が代理人として請求することができます。
・万一の際に備え、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめ指定代理請求人などにお伝えください。
- 転居などにより[届け先住所が変更になった場合は、必ず〇〇生命へご連絡](#)ください。ご連絡いただけなかった場合、お客さまへ大切なご案内ができなくなるおそれがあります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保険金などの請求方法」「住所などの変更」をご確認ください。

ご加入の生命保険に関する「苦情・相談」については、
お客さま相談室またはお近くの、〇〇生命へご連絡ください。

【〇〇生命の苦情・相談窓口】 お客さま相談室 03-0000-0000(大代表)

※受付時間9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について
この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会になります。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
(ホームページ:<https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



この商品にかかるリスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は、「為替リスク」および「金利変動リスク」があります。これらのリスクは契約者または受取人が負います。

■ 為替リスク

- ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートで円換算した金額は、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等を下回るおそれがあります。さらに、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料(円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれもあります。

■ 金利変動リスク(市場価格調整)

- 解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。このため、保険契約の型(タイプ)に応じて所定の期間は、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■ 保険特約にかかる費用」「■ 外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額を負担していただきます。

■ 保険特約にかかる費用

● 契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用であり、基本保険金額に対して以下の契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。

○○タイプ

第1保険期間	5年	7年	10年
契約初期費用率	00%	00%	00%

次ページへつづく

被保険者の 契約年齢	契約 初期費用率	被保険者の 契約年齢	契約 初期費用率	被保険者の 契約年齢	契約 初期費用率
0～65歳	00%	72歳	00%	79歳	00%
66歳	00%	73歳	00%	80歳	00%
67歳	00%	74歳	00%	81歳	00%
68歳	00%	75歳	00%	82歳	00%
69歳	00%	76歳	00%	83歳	00%
70歳	00%	77歳	00%	84歳	00%
71歳	00%	78歳	00%	85歳	00%

〇〇タイプ

基本保険金額に対して以下の契約初期費用率を乗じた金額を上限として、契約時に控除します。
※契約初期費用率は、予定利率、第1保険期間(生存給付金支払回数)によって異なりますのですべてを表示してはおりません。

第1保険期間(生存給付金支払回数)	4年(5回)	9年(10回)	14年(15回)	19年(20回)
契約初期費用率	00%(上限)	00%(上限)	00%(上限)	00%(上限)

● 保険契約関係費用

ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用であり、積立金から毎年控除します。被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なります。

保険契約にかかる費用は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額・定期支払金額・生存給付金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■ 外貨のお取り扱いにかかる費用

● お支払い込み時にかかる費用

- 円でお払い込みいただいた一時払保険料を指定通貨に換算する際に適用する円入金特約における為替レート(円→指定通貨)には、為替手数料(50銭/1指定通貨)があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	TTM+50銭	(2021年4月現在)
----------------	---------	-------------

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、〇〇生命の指定する金融機関が公示する値になります。

● お受け取り時にかかる費用

- 死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等を円に換算する際に適用する円支払特約における為替レート(指定通貨→円)には、為替手数料(50銭/1指定通貨)があらかじめ含まれています。

円支払特約における為替レート	TTM-50銭	(2021年4月現在)
----------------	---------	-------------

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、〇〇生命の指定する金融機関が公示する値になります。

※〇〇生命所定の為替レートの算出式(TTM-50銭)は将来変更される場合があります。

- 一時払保険料を指定通貨でお払い込みいただく場合、および死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります(取引金融機関により異なります)。

生命保険会社が転換の利用を勧める場合、転換した場合の新旧契約の内容比較などを記載した契約概要や補助資料を交付します。転換により保障内容や保険金額が総合的に変更となるため新旧内容を対比しており、転換前後の主契約・特約保険料などが掲載されています。ご契約重要事項のお知らせ、ご契約のしおり・(定款)約款とあわせて申込書に署名することになっています(54ページ参照)。

ご提案書

ご契約者 文化 春子様
被保険者 文化 春子様

生年月日 昭和49年 4月 8日 契約年齢40歳 女性

現在のご契約

ご契約日：平成26年11月 1日		契約番号：		保障見直し制度のご利用後の見直しの内容	
死亡時の総受取額 [4][5]の合計 * [4]は一時金の10%の金額		210万円			
(終身にわたって死亡に備える保険) または (一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険) または (計画的に将来必要な資金を準備できる保険)				期間	保障内容
(一定期間、死亡に備えながら生存給付金を受取れる保険)					
(一定期間、死亡に備える保険)				●——	追加 →
3大疾病 または 死亡 (一時金の10%)	3大疾病 継続サポート 3大疾病保障保険[4] 5倍型	一時金 100万円 年金(最大4回) 毎年 20万円	更新 →	●——	変更 →
	3大疾病 または 死亡	3大疾病 3大疾病保障保険[5]	一時金 200万円	更新 →	
(死亡保障を抑え、特定重度疾病に重点的に備える保険)					
(身体障がい状態と死亡に備える保険)					
(要介護状態と死亡に備える保険)				●——	追加 →
(死亡保障を抑え、認知症に重点的に備える保険)				●——	追加 →
(不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療に備える保険)					
入院 手術	病気やケガ等で入院 総合医療保険[11]<62日型>	日額 10,000円	更新 →	●——	変更 →
3大疾病 または 死亡	がんを直接の原因とする入院 がん医療保険[13]	日額 5,000円	更新 →	●——	変更 →
<p>40歳 現在 50歳 60歳 80歳 契約 47歳 更新 更新 指定年齢 H26.11 R 3. 6 R 6.11 R16.10 R36.10</p> <p>・リビング・ニーズ特約が付加されています。</p>					

現在お支払いいただいている合計保険料(現在47歳)		現在の契約より、 6,614円 上がります。
6,739円		
更新時の保険料[17][19](50歳)	9,415円	

本資料はイメージ見本であり、実際に使用されているものと異なる所があります。

ご提案プランのお支払事由に関する制限事項やお取り扱いできない事項、また記載数値算出時の前提事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点」をご確認ください。
(当資料の [] 付数字については、「ご検討に際してご留意いただきたい点」の該当箇所を示しております。)

保障見直し制度ご利用のプラン

死亡時の総受取額		640万円	
[3][4][8][9]の合計 * [4][9]は一時金の10%の金額			
(終身にわたって死亡に備える保険) または (一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険) または (計画的に将来必要な資金を準備できる保険)			
(一定期間、死亡に備えながら 生存給付金を受取る保険)			
死亡保障	死亡されたとき 定期保険[3]	一時金 200万円	更新
3大疾病 または 死亡 (一時金の10%)	3大疾病 継続サポート 3大疾病保障保険[4] 10倍型	一時金 300万円 年金(最大4回) 毎年 30万円	更新
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中と 死亡に備える保険)			
(死亡保障を抑え、特定重度疾病に 重点的に備える保険)			
(身体障がい状態と死亡に備える保険)			
介護 または 死亡	要介護状態 介護保障保険[8]	一時金 400万円	更新
認知症 または 死亡 (一時金の10%)	認知症 認知症 保障保険[3]	一時金 100万円	更新
(不慮の事故による骨折・関節脱臼・ 腱の断裂の治療に備える保険)			
入院 手術	病気やケガ等で入院 総合医療保険[12] 先進医療給付あり	一時金 24万円	更新
がん による 入院・手術	がんを直接の原因とする入院 がん医療保険[13]	日額 5,000円	

ご提案プランの合計実払込保険料(47歳~56歳)

13,353円

更新時の実払込保険料[17][19](57歳~66歳)

19,219円

重い病気や介護等の保障

3大疾病[4]

- 所定の3大疾病になられたとき
300万円[4]

一時金 **300万円**

一時金の支払事由が該当日の毎年の
応当日に生存されていたとき
(最大4回)
[4]×10%<10倍型>

年金年額 **30万円**

年金累計額 **120万円**

- がん(上皮内新生物)になられたとき
[4]×10%

一時金 **30万円**

特定重度疾病

- 所定の特定重度疾病(肝硬変・慢性
膵炎・慢性腎不全・糖尿病・高血圧
性網膜症・動脈疾患・臓器移植)に
なられたとき

一時金 *****万円**

上記のいずれかに該当した場合、
各支払事由につきそれぞれ1回、
一時金をお支払いします。

認知症[9] ※40歳から加入可能

- 所定の認知症と診断確定されたとき

一時金 **100万円**

- 所定の軽度認知障がいと診断確定
されたとき [9]×10%

一時金 **10万円**

入院等の保障

- 所定の入院で入院日数が
1日、30日、60日、90日の
各日数に達したとき

各日数到達につき
24万円

- 所定の先進医療による療養を受け
られたとき[12]

先進医療にかかる
技術料と同額(通算2,000万円)

保険料払込免除特約未付加

リビング・ニーズ特約[14]付加

! 主な不担保期間について

- がん(悪性新生物および上皮内新生物
等)については責任開始日から**90日**
以内に診断確定された場合、保険金・
給付金をお支払いしません。[4][13]
- 認知症および軽度認知障がいについ
ては責任開始日から**1年以内**に診断
確定された場合、保険金をお支払いし
ません。[9]

※見直し後契約と保障内容が同一の見
直し前契約がある場合、見直し前契約
の保障の範囲内については保険金等
の支払対象となります。

「現在のご契約」
「ご提案プラン」の補足

- 保障額については、金額を一部切捨てて表示しているものもあります。

「現在のご契約」
のみの補足

- 一部の入院・手術等の給付金等は、給付金の支払限度に到達している場合でも、金額を表示してあります。

ご契約者 文化 春子様

被保険者 文化 春子様

生年月日 昭和49年 4月 8日 契約年齢40歳 女性

現在のご契約

ご契約日：平成26年11月 1日 契約番号：

	保険名称	お支払事由の概要
将来の 備え		
万一の ときの 保障	生存給付金付 定期保険[2]	3年ごとの契約応当日に生存されていたとき 保険期間満了時に生存されていたとき 死亡されたとき
	定期保険[3]	死亡されたとき
	3大疾病保障保険[4]	所定の3大疾病(がん(悪性新生物)・急性 心筋梗塞・脳卒中)になられたとき または死亡されたとき 3大疾病保険金の支払事由当日の毎年の 応当日に生存されていたとき
重い病 気や 介護等 の保障	3大疾病保障保険[5]	所定の3大疾病(がん(悪性新生物)・急性 心筋梗塞・脳卒中)になられたとき または死亡されたとき
	特定重度疾病保障 保険[6]	所定の特定重度疾病(肝硬変・慢性膵炎・ 慢性腎不全・糖尿病・高血圧性網膜症・ 動脈疾患・臓器移植)になられたとき 死亡されたとき
	身体障がい保障 保険[7]	所定の身体障がい状態に該当し、1～3級 の身体障害者手帳が交付されたとき または死亡されたとき
	介護保障保険[8]	所定の要介護状態になられたとき または死亡されたとき
	認知症保障保険[9]	所定の認知症と診断確定されたとき または死亡されたとき 所定の軽度認知障がいと診断確定されたとき
	入院や手術等 の保障	特定損傷保険[10]
総合医療保険[11]	1泊2日以上の所定の入院をされたとき	
入院総合保険[12]	所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、 90日の各日数に達したとき	
がん医療保険[13]	がんを直接の原因とする所定の入院を されたとき	

○現在のご契約のうち、保障追加制度または一部保障見直し制度を利用して加入された保険契約の追加契約日は次のとおりです。(保険契約は保険名称欄に記載の[]付数字で表示)

・保険契約[4]の追加契約日：平成28年 5月 1日

保険金・給付金額等	保険 期間 の型	保 険 期 間	払 込 期 間	保険料
100万円	更新型	50歳	50歳	1,556円
10万円				
年金年額 (最大4回) 20万円	更新型	50歳	50歳	1,936円
200万円				
200万円				
日額 10,000円	更新型	50歳	50歳	2,900円
日額 5,000円	更新型	50歳	50歳	347円

・毎年配当[20] ・リビング・ニース特約[14]が付加されています。

[現在のご契約]のうち保険名称欄に記載の[]付数字に紐づく保険契約の保険料算出用利率(予定利率)は次のとおりです。

[4][5][11][13]…〇〇%

現在お払込みいただいている合計保険料(現在47歳)

6,739円

月払 口座振替扱

高額割引制度[19]の割引適用基準額 1,375万円

更新時の保険料[17][19](50歳)

9,415円

ご提案プランのお支払事由に関する制限事項やお取り扱いできない事項、また記載数値算出時の前提事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点」を必ずご確認ください。
(当資料の []付数字については、「ご検討に際してご留意いただきたい点」の該当箇所を示しております。)

保障見直し制度ご利用後のプラン

契約番号：

保険金・給付金額等	保険期間の型	保険期間	払込期間	保険料① (実払込保険料)
200万円	更新型	57歳	57歳	(776円 769円)
300万円	更新型	57歳	57歳	(4,884円 4,811円)
30万円				
年金年額 (最大4回) 30万円				
400万円	更新型	57歳	57歳	(1,788円 1,771円)
400万円				
100万円	終身型	終身	80歳	(1,640円 1,614円)
10万円				
10万円				
各日数到達 につき 24万円	更新型	57歳	57歳	(3,681円 3,625円)
日額 5,000円	全期型	80歳	80歳	(775円 763円)

・毎年配当[20] ・リビング・ニーズ特約[14]が付加されている

「ご提案プラン」のうち保険名称欄に記載の []付数字に紐づく保険契約の保険料算出用利率(予定利率)は次のとおりです。
[3][4][8][12][13]…〇〇% [9]…〇〇%

ご提案プランの合計実払込保険料(①~②)(47歳~56歳)

13,353円

月払 口座振替扱
見直し価格の充当先
(更新型・全期型・終身型)
1,890万円

高度割引制度[19]の割引適用基準額

更新時の保険料[17][19](57歳~66歳)

19,219円

ご提案プランの保険料等に関する補足

○当ご提案プランは所得税として、毎年32,462円の一般生命保険料控除および毎年40,000円の介護医療保険料控除を受けることができます。また、住民税として、毎年26,462円の一般生命保険料控除および毎年28,000円の介護医療保険料控除を受けることができます。

※以下①~④に該当する場合、上記金額にならないことがあります。

- ①ご契約初年度②お払込みいただく保険料が変更となる場合
- ③他のご契約で保険料控除が適用されている場合④配当金が支払われた場合

<保障見直し制度ご利用後の保険料について>

○ご提案プランの保険料の一部に充当される見直し価格は26,597円です。

合計保険料①	−	見直し価格からの 充当保険料②	=	合計実払込保険料 (① − ②)
13,544円		191円		13,353円

※当ご提案プランは、更新型の保険契約を1回だけ更新し、67歳時に満了したものとして作成しています。更新型の保険契約は、保険期間満了日の1カ月前までにお申し出がない限り、所定の範囲内で80歳まで自動的に更新されます。

○見直し前契約の3大疾病保障保険、特定重度疾病保障保険、認知症保障保険、総合医療保険、入院総合保険またはがん医療保険の責任準備金に基づく見直し価格は、それらが見直し後契約となる場合に、それらの保険料の一部に充当されます。

被保険者が、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業などについて、ありのままに記入する書面です。告知について事実を告げなかったり、事実と異なる告知をするなどの「告知義務違反」があった場合は、契約が解除または無効とされたり、保険金や給付金が受け取れなくなることがあります(70ページ参照)。

この書面による告知は、公平な生命保険の引受判断のための重要な事項ですので、必ず被保険者様ご自身が、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。

被保険者用告知書

〇〇生命保険 行

- 以下の事項はみずから記入したものであり事実と相違ありません。
- 告知にあたり必ずご確認ください事項および「個人情報の取扱いについて」の記載事項を確認し、同意します。

告知日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	被保険者	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	生年月日	昭和 <input type="text"/> 平成 <input type="text"/> 令和 <input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
-----	---	------	----	--	------	---	--

「いいえ」か「はい」の枠のなかに○をしてください
1から5が「はい」の場合は、右の詳細記入欄もご記入ください

1	現在までに、下記の病気と診断されたことがありますか	いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
	①悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん) ②網膜色素変性(症)		
2	過去5年以内に、下記に該当する項目がありますか	いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
	ア ①病気やけがで継続して7日以上入院をした ②病気やけがで手術をうけた(内視鏡・カテーテル・レーザーによる手術や帝王切開を含みます)		
	イ [表1]の病気ですら1回でも医師の診察・検査・治療・投薬をうけた		
3	最近3カ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか	いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
	ウ [表1]以外の病気やけがで、初診日から最終受診日までの期間が7日間以上にわたる医師の診察・検査・治療、あるいは通算で7日以上入院を受けた		
4	ア 過去2年以内に、健康診断または人間ドックを受けたことがありますか	いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
	イ [表2]の「臓器」または「検査」の異常を指摘されたことがありますか(要再検査・要精密検査・要治療を含みます)		
5	下記に該当する事項がありますか	いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
	①視力の障害(矯正して左右のいずれかの視力が0.3以下)がある ②聴力・言語・しゃく機能の障害がある ③手・足・指・背骨(脊柱)・関節に欠損・変形・障害がある ④身体障害者手帳の交付をうけたことがある、または交付の申請中である ⑤公的介護保険制度の要介護・要支援の認定をうけたことがある、または申請中である ⑥認知症・軽度認知障がい(MCI)、またはそれらの疑いで医師の診察・検査をうけたことがある		
6	(満16歳以上の女性の場合にご記入ください) 現在、妊娠していますか	いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>

■ 病気やけがの名前および部位(不明の場合は症状・受診のきっかけ・検査名)	
部位	部位
■ 診察・検査・治療・投薬の期間	
初診 年 月	初診 年 月
最終受診 年 月	最終受診 年 月
うち 年 月から	うち 年 月から
投薬期間 年 月まで	投薬期間 年 月まで
■ 入院した期間	
年 月 から 年 月 まで () 日間	年 月 から 年 月 まで () 日間
■ 手術の名前・時期	
名前 時期 年 月	名前 時期 年 月
■ 医療機関名	
■ 検査結果・治療内容・経過	
■ 現在の状態(該当するすべてに○をしてください)	
完治 (年 月)	完治 (年 月)
検査中・治療中・経過観察中	検査中・治療中・経過観察中
入院・手術をすすめられている	入院・手術をすすめられている
後遺症 ()	後遺症 ()

具体的な指摘事項		具体的な指摘事項	
健診時期	指摘内容	健診時期	指摘内容
年月	要再検査・要精密検査・要治療	年月	要再検査・要精密検査・要治療
指摘をうけての再検査・精密検査の結果		指摘をうけての再検査・精密検査の結果	
未受診・要治療・経過観察・異常なし		未受診・要治療・経過観察・異常なし	

■ ①から⑥の該当する項目の番号(該当するものすべてに○をしてください)	
①	②
③	④
⑤	⑥
■ 障害(欠損・変形を含む)の場合 発生時期、障害等の名前、部位、原因等	
年 月 発生 ()	
矯正視力 左 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 右 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
■ 認知症等の場合 初診・検査受診時期、病名、検査結果、治療内容、経過等	
年 月 受診 ()	
■ 身体障害者手帳交付時期・障害程度等級	
年 月 交付 <input type="checkbox"/> 級	申請中 <input type="checkbox"/>
■ 要介護・要支援認定時期・区分状況	
年 月 認定 要介護 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/>	申請中 <input type="checkbox"/>

7 体格	身長 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> cm	体重 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> Kg
------	--	--

小数点以下切り捨て

被保険者用告知書

〈告知書記入のご案内〉

- ・このたびは当社の生命保険にお申込みいただき、誠にありがとうございます。
- ・別紙告知書の告知欄へ記入後、告知書を切り取り線にそって切り離し、取扱者におわたしてください。
- ・1枚目および3枚目(告知書記入のご案内および告知書[被保険者様控え])は、告知についての重要な書類ですので、必ずお客さまご自身で大切に保管してください。

◎告知にあたり必ずご確認ください事項

各項目のチェック欄は、内容確認の際にお客さまご自身で活用ください。

告知は、公平な生命保険の引受判断のための重要な事項です。

契約にあたっては、当社が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。



告知にあたり、生命保険募集人(代理店を含みます。以下同じ)が、傷病歴や健康状態などについて、事実でないことを告げるようすすめたり、事実を告知していただかないよう依頼や誘導をすることはありません。



生命保険募集人は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴などがある場合でも、引き受けすることがあります。



告知の詳細や申込内容などにより、お断りすることや特別な条件を付けて引き受けすることがあります。

なお、引受けの可否を決定するにあたり、後日、所定の診査や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。



事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、契約や特約を解除または取り消しとさせていただき、保険金などの支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。



当社に保険金などをご請求いただいた際や、他契約の申込の際にすでにお知らせ(告知)いただいた事実についても、今回おたずねすることについて、改めて告知してください。



当社の確認担当者または当社で委託した者が、契約の申込後または保険金などの請求および保険料の払込免除の請求に際し、保険契約者・被保険者・受取人に契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただくことがあります。

※上記の各事項は「保障見直し」「特約変更」「転換」「現在の契約の解約・減額を前提とした新たな契約」「契約内容の変更」「復活」の場合でも同等です。

個人情報の取扱いについて

〈個人情報の利用目的〉

当社が取得いたしました個人情報を以下の目的で利用させていただきます。

- 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

なお、当社におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、ホームページ (<https://www.〇〇〇/>) をご覧ください。

お客さまの身体・健康状態に関する情報について

お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、取得いたしました情報は、保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。

なお、保健医療等の特徴(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

再保険にかかる取扱いについて

当社は、お引き受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行なうことがあります。

また、再保険会社における当該保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要なご契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名、生年月日、保険金額等の保険契約の内容に関する情報等、再保険の業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

※ご提供いただいた告知書は、お申込みいただきました保険契約の成立・不成立等にかかわらず返却いたしませんのでご了解ください。

生命保険証券

当社は、定款および普通保険約款ならびに特約付の場合は各該当の特約に基づいて保険契約者との保険契約を締結しました。

東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇
 〇〇生命保険

社印

代表取締役社長

〇〇〇〇〇 印

印紙税申告納付につき〇〇
 税務署承認済

表示欄

- ★本契約の解約返戻金額は、同封の「契約内容のご説明」に記載しています。
- ★保険契約の責任開始期の属する日(責任開始の日)は2021年 5月 7日です。

当欄の記載事項はございません

裏面もご覧ください

証券番号 00000000

作成日 2021年5月31日

5年ごと利差配当付組立型保険

保険契約者	文化 夏子 様	保険料	
		毎回払込保険料合計額(第1保険年度)	21,862円
被保険者	文化 夏子 様	◎保険料の変動については同封の「契約内容のご説明」をご参照ください。	
	平成 2年 1月 1日生 女性 契約年齢31歳(満年齢方式)		
受取人等	特約死亡保険金受取人 文化 次郎 様	保険料払込期間	保険料払込回数
	リビング・ニース保険金および がん長期サポート保険金受取人 被保険者 様	特約ごとに設定	年12回
	保険契約代理人 文化 次郎 様	保険料払込期日	保険料払込方法
	被保険者代理人 文化 次郎 様	契約日(始期) 2021年 6月 1日	毎月1日から末日まで 保険料クレジットカード払特約

特約欄

下記保険期間の欄に「自動更新」の記載がある特約には自動更新特約が付加されています。

特約名	保険金額・年金額・給付金額	保険期間
1 収入保障特約	基本年金額 180万円	34年間65歳まで
2 収入保障特約(18)	基本年金額 120万円	34年間65歳まで
3 認知症保障特約	基本保険金額 200万円	終身
4 特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保険金額 300万円	20年間51歳まで 80歳まで自動更新
5 災害割増特約	災害死亡保険金額 500万円	49年間80歳まで
6 傷害特約 本人型	災害保険金額 500万円	49年間80歳まで
7 傷害損傷特約(04) ◎	運動器損傷給付金額 50,000円	20年間51歳まで 80歳まで自動更新
8 総合医療特約 180日型	入院給付日額 10,000円	20年間51歳まで 80歳まで自動更新
9 入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金額 100,000円	20年間51歳まで 80歳まで自動更新
10 成人病入院特約(09) 180日型	成人病入院給付日額 5,000円	20年間51歳まで 80歳まで自動更新
11 女性疾病入院特約(09) 180日型	女性疾病入院給付日額 5,000円	20年間51歳まで 80歳まで自動更新
12 がん入院特約(09)	がん入院給付日額 5,000円	20年間51歳まで 80歳まで自動更新
13 がん診断保障特約	がん診断保険金額 100万円	20年間51歳まで 80歳まで自動更新

その他特約・その他契約内容欄

- 2055年 6月 1日を指定日とします。
(指定日における被保険者の年齢は65歳となります。)
- 特約欄に記載の特約(一時払いの特約を除きます)の保険料払期間は各特約の保険期間と同一です。
- 特約欄に◎のある特約には「特約の解約返戻金に関する特約」が付加されています。
- リビング・ニース特約(「契約内容のご説明」もあわせてご覧ください。)

○配当金支払方法 積立

ご契約内容の詳細は「ご契約のしおり・(定款・)約款」をご覧ください。

承諾書

〇〇生命保険 行

●特別条件の承諾に際し、以下内容を確認のうえ、保険契約者が自署ください。

- 先に申込みました生命保険契約について、特別条件の内容、削減期間、不担保とされる身体部位(番号)および不担保期間等に関し、「特別条件付契約のしおり」および以下の内容を確認のうえ、特別条件をつけることを承諾します。
(特定部位不担保法が適用されている場合の不担保とされる身体部位(番号)は「特別条件付契約のしおり」に記載。)
- 「特別条件付契約のしおり」を受け取りました。

記入日 (和暦) 年 月 日

保険契約者	(自署)	被保険者	文化 花子	保険契約者の 親権者または 後見人	(自署) 親権者または後見人全員が同意のうえ、代表者1名が自署ください。 続柄
	様		様		

商品名称	定期付終身保険
------	---------

約款名称	特別保険料領収法		保険金削減 支払法	特別部位不担保法			
	払込期間	特別保険料(払込期月毎) <追加で払込みいただく保険料>		削減期間	不担保 部位(番号)	不担保 期間	不担保 部位(番号)
終身保険	全期間	555 円	5年間	*	*	*	*
定期保険	全期間	790 円	5年間	*	*	*	*
特定疾病保障保険	全期間	390 円	5年間	*	*	*	*
3大疾病保障保険	全期間	333 円	5年間	*	*	*	*
身体障がい保障保険	全期間	156 円	5年間	10	全期間	11	全期間
介護保障保険	全期間	77 円	5年間	*	*	*	*
総合医療保険	全期間	7,288 円	*	20	1年間	21	1年間
がん医療保険	全期間	48 円	*	20	5年間	21	5年間

- 責任開始前に生じた傷害や疾病を原因とする場合は、支払事由に該当しないため、保険金等はお支払いできません。
詳細は「ご契約のしおり - 定款・約款」、「特別条件付契約のしおり」をご確認ください。
- 特定疾病保障保険について、削減期間中に所定の3大疾病になられ3大疾病保険金を削減してお支払いする場合、特定疾病年金についても、3大疾病保険金と同じ割合で削減してお支払いします。
- 不担保期間が全期間の部位は更新後も不担保となります。

I 「特別条件」の種類と具体例

A. 追加保険料領収法

普通保険料の他に全保険期間分の追加保険料を1回でお払込みいただく方法です。追加保険料には積立部分を含みますので、追加保険料に対する解約払戻金があります。そのため、解約払戻金は特別条件適用前の金額と異なります。

追加保険料領収法は次の保険契約のみ適用されます。

○一時払終身保険 ○一時払養老保険

B. 保険金削減支払法

(追加)契約日から所定の保険金削減の期間内に被保険者が一定の支払事由に該当したときは、保険金額を削減して支払う方法です。

1. 削減対象となる支払事由

- ① 死亡
- ② 3大疾病保険金の支払事由
- ③ 上皮内新生物診断保険金の支払事由
- ④ 特定重度疾病保険金の支払事由
- ⑤ 身体障がい保険金の支払事由
- ⑥ 介護保険金の支払事由
- ⑦ 認知症診断保険金の支払事由
- ⑧ 軽度認知障がい診断保険金の支払事由
- ⑨ リビング・ニーズ特約の特別保険金の支払事由

所定の保険金削減期間内に被保険者が上記①から⑨の支払事由に該当した場合、保険金額に右表の削減支払割合を乗じた金額を支払います。なお、責任開始日から(追加)契約日までの期間は第1保険年度の削減支払割合を適用します。

※上記②から⑨の支払事由に該当し、保険金額を削減して支払いした場合、削減により支払われなかった金額が、以後の死亡または約款所定の状態になった場合に支払われることはありません。

※災害または約款所定の感染症により、死亡または身体障がい保険金、介護保険金、認知症診断保険金、軽度認知障がい診断保険金の支払事由に該当したとき、リビング・ニーズ特約の支払事由に該当したときは、保険金額、指定保険金額の削減はありません。

C. 特別保険料領収法

保険料払込満了までの全期間、普通保険料の他に特別保険料をお払込みいただく方法です。特別保険料に積立部分を含む場合には、特別保険料に対する解約払戻金があります。そのため、解約払戻金は特別条件適用前の金額と異なります。

※特定重度疾病保障保険、認知症保障保険、入院総合保険の特別保険料には解約払戻金はありません。

D. 特定部位不担保法

当社の指定した身体部位に生じた疾病(約款所定の感染症を除く)により、所定の支払事由に該当した場合には身体障がい保険金、入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、がん入院給付金、がん手術給付金およびがん放射線治療給付金を支払わない方法です。この場合、当社の指定した身体部位を「不担保部位」、期間を「不担保期間」といいます。

※不担保期間には、全保険期間不担保とする場合と、一定期間のみ不担保とする場合があります。また、不担保期間は(追加)契約日から起算しますが、責任開始日と(追加)契約日が異なる場合、責任開始日から(追加)契約日までの期間も同様に不担保となります。

ご契約内容

現在のご契約内容をご確認ください。

保険名称	積立型終身保険(総合保障プラス)		
証券番号	0000000000	契約年月日	2020年 6月 1日
契約者	文化 三郎 様		
被保険者	文化 三郎 様 (1955年4月24日生)	登録家族	文化 秋子 様
死亡保険金受取人	文化 秋子 様		

●この契約は前の契約を活かした転換制度をご利用いただいた経緯があります。

ご契約内容
の仕組図

作成日現在の保障内容を記載しています。



保険料

月払 口座振替

お払込保険料 27,533 円

更新後保険料 2030年 6月 1日(75歳)

更新後保険料 45,220 円

保険料払込免除

以下のいずれかの状態に該当したとき
以後の保険料は
要りません!

就労不能状態

要介護状態

9つの
重度生活習慣病

特約部分の保険料
毎回の保険料 27,033 円

保険ファンドへの積立
毎回の積立 500 円

ライフサイクルに合わせて
保障を見直すこともできます!

契約内容の概略を記載しています。詳細は「保険証券」「ご契約のしおり - 約款・定款」等にてご確認ください。
本契約の「ご契約のしおり - 約款・定款」は、Webでご覧いただけます。

保障内容の概要

作成日現在の保障内容を記載しています。

保障期間

保障内容	保障期間
就労不能・介護 以下のいずれかの状態に該当 就労不能状態 [精神障害の場合を除く] ・公的年金制度の障害年金1・2級に認定 ・当社所定の就労不能状態に該当 要介護状態 ・公的介護保険制度の要介護2以上に認定 ・当社所定の要介護状態が180日以上継続 所定の精神障害状態に該当 *1	年金年額 50万円 × 生存の限り最高10回 [固定型] (保証期間5年) 就労不能・介護保障給付金 10万円 × 最高5回 当社所定の要介護状態に該当した場合は、30・60・90・120・150日、継続することに1回分お支払いします。 特別障害給付金(一時金) 50万円 × 3年分 (1回のみ)
死亡 死亡 (高度障害状態に該当した場合は、死亡時の年金・保険金額に加えて、就労不能・介護欄に記載の金額をお支払いします。 [所定の精神障害状態に該当した場合(特定障害給付金)の金額を除く])	一時金 297万円
認知症 軽度認知障害(MCI)に該当 *2 認知症に該当 *2 見当識障害がある認知症に該当[180日以上継続](時間 場所 人を認識できない状態)	10万円 [100万円×10%] (1回のみ) 軽度認知障害の保障に加え 100万円 認知症の保障に加え、 就労不能・介護 に記載の金額(特定障害給付金を除く)をお支払いします。
生活習慣病 所定の重度生活習慣病 がん(上皮内新生物) *2	-
入院・手術 入院	入院したとき 1回の入院につき 一時金 30,000円
	ケガや病気(所定の成人病以外) 所定の成人病(がん以外) 1~100日目 日額 5,000円
	がん入院 1日目~日数無制限 日額 5,000円
	入院中の手術(がん以外) がん入院中の手術 外来手術(入院を伴わない手術) 放射線治療 抗がん剤・疼痛(とぅつ)緩和薬の投与・処方 公的医療保険対象 5万円 開頭・開胸・開腹術 10万円 10万円 開頭・開胸・開腹術 20万円 2.5万円 5万円
	先進医療による療養 技術料と同額 通算 2,000万円 +技術料の10% (最高50万円) 骨折 / 顔のケガ (所定の顔面損傷状態) 1回につき 5万円 / 1回につき 50万円
年金等 基本保険金・満期保険金・年金等	-

- 就労不能・介護年金は保証期間5年分の年金部分すべて一時金で受け取ることもできます。(作成日現在2,487,500円)
- がんで治療も病状の好転も見込めないと診断された、余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

- *1) 精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定、または当社所定の精神障害を原因として180日以上継続して入院したとき。
- *2) 生まれて初めて診断されたとき。
- 保険金・給付金等について万円未満の端数があるときは、切り捨てて表示している場合があります。

保険金等の請求に関する特約の付加請求書

〇〇生命保険 行

以下のとおり請求します。

当社の生命保険募集人は、保険契約締結の媒介を行うもので、約款上、当社の承諾を必要とする契約の変更を行う場合には、当社の承諾が必要となります。

<記入についてのお願い>

- *印字内容を確認のうえ、太枠欄を記入ください。
- *書き損じなどで訂正される場合は、二重線で抹消のうえ、訂正箇所付近に訂正署名(フルネーム)を記入ください。

手続きする契約	契約番号 (XXX) XXXXXX	記入日	(和暦)
	保険名称 終身保険		年 月 日
	契約日 平成12年4月1日		

請求人(自署)	契約者 (フリガナ) ブンカ タロウ	印鑑証明書を提出される場合はその印を押印ください
	「手続きのご説明」に記載の書類を受領しました <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

◇請求内容◇

- ◎ 保険金等の請求に関する特約を付加します。
- ◎ 指定代理請求人を以下のとおりとします。

指定代理請求人を指定します。 → **指定代理請求人氏名(文化 花子)**
被保険者との続柄〔配偶者〕

留意事項	必ず確認ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求にあたり、「お客様情報取扱説明書」を受領し、「個人情報の利用目的」を確認ください。 ・ 手続完了後の諸通知は、当社に登録いただいている「連絡先住所」に送付します。 ・ 指定代理請求人は、つぎの範囲内で1名をご指定ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の戸籍上の配偶者 ○被保険者の直系血族 ○被保険者の兄弟姉妹 ○被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ○以下の範囲内の者で、保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた者 <ul style="list-style-type: none"> (ア)被保険者と同居または生計を一にしている者 (イ)被保険者の財産管理を行っている者 (ウ)死亡保険金受取人等 (エ)その他(ア)から(ウ)と同等の関係にある者 ・ 指定代理請求人を指定された場合は、他特約の指定代理請求人も同時に指定されたことになります。(特約ごとに指定代理請求人の指定はできません)

郵便ハガキ

〇〇支店

料金後納
郵便

親展

000-0000

東京都 〇〇区 〇〇〇-0-0

文化 太郎 様

〇〇生命保険 〇〇課

〒000-0000 東京都〇〇区〇〇〇-0-0

お問い合わせ先 〇〇コールセンター
電話番号 00-0000-0000
受付時間 月～金曜日 9時～18時
土・日曜日 9時～17時
(祝日、年末年始を除く)

※証券番号をご確認のうえ、契約者ご本人より
お電話ください。

保険料お振替えについて

作成日 令和3年 7月 4日

日頃は格別のお引立てをいただき、まことにありがとうございます。
さて、このたびあなた様のご契約の保険料がご指定の口座からお振替えできなかった旨、金融機関から連絡がありました。大切な契約を末永くご継続いただくため、今後の保険料のお払込みについてご案内申し上げます。

令和3年 6月27日に
お振替えできなかった理由
ご預金残高の不足

なお、この案内がお手元に届きます前にすでに保険料のお払込みや各種お手続きをいただいている場合は、事務上の行き違いによる失礼をお詫び申し上げます。

被保険者 文化 太郎 様	次回ご請求額 10,294円
保険証券番号 0000000	ご契約日 平成12年 5月 1日
お払込方法 口座振替(月掛)	保険料お払込状況 令和3年 5月分までお払込済
	内訳令和3年 6月分 令和3年 7月分
	5,147円 5,147円

〈前月の振替日に請求のご指定口座〉 口座番号の一部を非表示とさせていただきます。

金融機関名 〇〇ギンコウ	種目 フツウ	口座名義人 ブンカ タロウ サマ
支店名 〇〇シデン	口座番号 0000***	

今後の保険料のお払込みについて

- ◆7月27日に上記ご請求額を振替えさせていただきます。7月26日までにご準備をお願いいたします。
- ◆万一今月お振替えができずご契約のお払込猶予期間の満了日(令和3年7月31日)までに、保険料のお払込みがございませんと、ご契約を有効にご継続いただくために保険料自動振替貸付制度により当社所定の範囲内で保険料をお立替えさせていただきます。ただし、当通知の作成日以降にご契約者貸付をご利用いただいた場合には、保険料をお立替えできないこともあり、その場合はご契約の効力が失われること(失効といえます)になります。
- ◆保険料のお立替えを希望されない場合は、お払込猶予期間の満了日までに表記ご照会先へお申し出ください。このお申し出をされた場合、お払込猶予期間の満了日までに保険料のお払込みがございませんと、ご契約は効力を失います。

※保険料のお振替えにあたってご留意いただきたい事項を裏面にも記載しておりますので、必ずご確認ください。

保険料のお振替えにあたりご注意ください

保険料のお振替え、ご指定口座の変更・停止等について

- 複数のご契約の保険料が同一口座から振り替えられる場合、振替順序を指定することはできません。保険料が振り替えられず、ご契約が失効したりすることのないよう、それぞれの契約について当月分までの保険料をご指定口座にご準備いただくようお願いいたします。

〈例〉下記A・B2つの契約の保険料が、それぞれ2ヵ月分ずつ同一口座から振り替えられる予定で、お振替日の口座残高が25,000円だった場合、A・B契約それぞれ1ヵ月分の保険料が振り替えられるケースや、A契約の保険料のみが2ヵ月分振り替えられてB契約の保険料が振り替えられない(B契約が失効等になる)ケース等があります。
・A契約の1ヵ月分の保険料10,000円
・B契約の1ヵ月分の保険料15,000円

- 当月のお振替日に保険料が振り替えられなかった場合は、表記ご照会先までご連絡いただき、払込猶予期間の満了日までに保険料を当社窓口へ直接お払込みいただくようお願いいたします。

※お振替日、払込猶予期間の満了日等は表面をご確認ください。
なお、払込猶予期間の満了日が非営業日の場合は前営業日までにご連絡、お払込みいただくようお願いいたします。

- 保険料のお払込方法の変更や、ご指定口座の変更・振替停止等を希望される場合は、お早めに表記ご照会先までお申し出ください。
お申し出日によっては、ご希望の年月からの変更等ができない場合がございますので予めご了承ください。

お払込猶予期間の満了日までに保険料をお払込みいただけなかった場合、ご契約は効力を失います(主契約保険料払込期間満了後のご契約は特約の保障が解約となります)。

ただし、契約の状況により保険料自動振替貸付制度等が適用される場合がございます。あなた様のご契約の状況につきましては、表面「今後の保険料のお払込みについて」を必ずご確認ください。

失効となった場合

- 失効後に万一保険事故が発生した場合、保険金・給付金等のお支払いができません。
- 所定の期間内であれば、保障を有効に戻すための復活のお手続きが可能ですが、健康状態等によっては復活できない場合もございます。
- 復活したご契約の責任開始期は、当社が復活を承諾し、復活に必要な保険料を受け取った日(復活日)からとなります。被保険者様(こども保険の場合は契約者様も含む)が、復活日から所定の期間内に、約款に定める所定の免責事由に該当した場合、当社は責任を負いません。

保険料自動振替貸付制度(お立替金)が適用された場合

- お立替金には当社の定める利息が加算されます。
- 月掛(月払)のご契約の場合、お立替金は口座振替保険料率による割引の適用はされず、一般(普通)保険料率となります。
- お立替金・貸付金のご返済がない場合、ご契約は効力を失う場合があります。

※ご不明な点や各種お手続きについては、表記ご照会先までお問い合わせください。

000-0000

東京都 ○○区 ○○0-0-0

文化 太郎 様

お問い合わせの際は

○○生命コールセンター

☎ 0120-000-0000

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土・日曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

お問い合わせの際は、証券番号をあらかじめお確かめの
うえ、契約者ご本人よりお電話をお願いいたします。

通知名 **保険料の自動貸付(立替)のお知らせ**

証券番号 ○○○○○○○○○○

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記ご契約につきまして、保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間を経過したため、保障を継続するために、約款の規定に従って保険料の自動貸付(立替)をさせていただきました。このままお手続きがない場合、ご契約の効力が失われ、保障がなくなってしまう場合がございます。つきましては、今後のお手続きについてご案内いたしますので、お早めにお手続きください。

今後ともなお一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

※このご案内と行き違いにお手続きがお済みの場合はご容赦ください。

記

◆ご契約内容

証券番号	○○○○○○○○○○○
契約日	2000(平成12)年 6月 1日
保険種類	5年ごと利差配当付終身保険
契約者	文化 太郎 様
被保険者	文化 太郎 様

中面をご確認のうえ、お早めにお手続きください。

1 今回の保険料の自動貸付(立替)について

◆今回の立替内容と立替金残高

■今回の立替保険料 2021年2月分から2021年7月分まで(6ヵ月分)	60,000円
■今回の立替後の立替金残高	60,000円

※立替金には会社所定の利率で計算した利息が複利でかかります。なお、立替金の利息は各自の保険料の猶予期間満了日の翌日から起算します。

2 今後のお手続きについて ～ ア または イ のいずれか

ア 2021年5月31日 までに未払込保険料をお払い込みいただける場合

未払込保険料のお払い込みにより、今回の立替はなかったものとして取扱います。保険料の口座引き去りが自動的に再開されますので、その他のお手続きは不要です。

※お払い込みの時期により、必要払込額が異なります。 **A**・**B** のいずれかの方法でお払い込みください。

A 2021年4月30日までに払い込む場合

- 必要払込額…30,000円(2021年2月分から2021年4月分の3ヵ月分の保険料)
- 同封の **払込取扱票A** でお払い込みください。

※お払い込みによりお手続きは完了です。その他のお手続きは不要です。

B 2021年5月1日から2021年5月31日までに払い込む場合

- 必要払込額…40,000円(2021年2月分から2021年5月分の4ヵ月分の保険料)
- 同封の **払込取扱票B** でお払い込みください。

※お払い込みによりお手続きは完了です。その他のお手続きは不要です。

※ゆうちょ銀行(郵便局)、払込取扱票記載の取扱銀行、コンビニエンスストアでお払い込みいただけます。

※提携金融機関からのお払い込みについては、インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用いただけます。ご利用可能な金融機関は〇〇生命のホームページでご確認ください。詳しいご利用方法につきましては各金融機関までお問い合わせください。



未払込保険料をお払い込みいただく前に他のお手続きやご入金をされている場合など、立替がなかったものとして取り扱えないこともございます。あらかじめご了承ください。



10万円超のお払い込みの場合、金融機関の窓口で本人確認が必要となります。払込取扱票と合わせて運転免許証等の本人確認書類をお待ちください。

◆立替後の保険料お払込方法について

現在保険料の請求を中止しております。

【現在の保険料】口座振替毎月払 10,000円

「今後のお手続き」等がないまま再度立替となった場合、払込方法が口座振替から送金扱になり、保険料が変更となる場合があります。

を選び、お早めにお手続きください～

① 2021年5月31日 までに未払込保険料をお払い込みいただけない場合

以下 **(1)** ～ **(3)** のお手続きをお願いします。

立替金残高には日々利息がつきますので、お早めのお手続きをお勧めいたします。

お手続き方法については〇〇生命コールセンターまでお問い合わせください。

(1) 立替金の返済

●全額返済・一部返済が可能です。

立替金残高には日々利息がつきますので、全額返済に必要な金額は返済日によって変わります。

※別途、保険料お払い込み再開のお手続きが必要な場合がございます。

(2) 保険料お払い込みの再開

●保険料のお払い込みを再開するためのお手続きが必要です。

(3) 解約または払済保険・定期延長保険への変更

●2021年6月30日までに解約、払済保険・定期延長保険への変更手続きが完了した場合、今回の立替がなかったものとして取り扱うことがあります。



立替金には利息(年利率：3.00%)がかかります。

(1)の立替金の返済手続きがごさいませんと、立替元利金が増えて解約返戻金を超過し、ご契約の効力が失われ、万一の場合に保険金や給付金のお支払いができなくなることがあります。



(2)のお手続きがない場合、保険料の請求は中止されたままとなります。

(2)のお手続きがなく、保険料をお払い込みいただけない場合、ご契約の効力が失われ、万一の場合に保険金や給付金のお支払いができなくなることがあります。



解約手続きを行う際に立替金をごさいますと、立替金の元利金を解約返戻金から差し引くため、お支払いする解約返戻金は少なくなります。

〇〇生命コールセンター

0120-000-0000

受付時間 <月～金曜日>9:00～18:00 <土・日曜日>9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

※お問い合わせの際は、証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人よりお電話をお願いいたします。

ご契約失効のお知らせ

作成日 令和3年 4月12日

日頃は格別のお引立てをいただき、まことにありがとうございます。

さて、下記のご契約につきましては、保険料のお払込みがございませんでしたので、大切なご契約の保障の効力が失われております。

このままですと、万一保険事故が発生した場合も保険金、給付金等のお支払いができません。

保障を有効に戻すために、ぜひ復活のお手続きをお取りのうえ、ご継続いただきますようおすすめ申し上げます。

復活のお手続きについてはおもて面に記載の照会先までお問い合わせのうえ、お手続きをお申しつけください。

なお、このご案内がお手元に届きます前にすでに復活のお手続きまたは、保険料のお払込みをいただいている場合は、事務上の行き違いによる失礼を深くお詫び申し上げます。

被保険者	
文化太郎 様	
保険証券番号	ご契約日
0000000	平成25年 1月
お払込方法	保険料
口座振替(月掛)	6,600円
お払込状況	失効日
令和3年 1月分までお払込済	令和3年 4月1日

ご契約の復活手続きについて

ご契約を復活してご継続されますと、従来のままの保険料でご継続いただけます。

新たに加入されますと、保険料が高くなる場合があります。

◆「復活請求書」をご提出いただきます。

◆復活日までの未払保険料を一括してお払込みいただきます。

◆復活手続きは、保障の効力を失った日(失効日)から3年以内で年金開始日前日までお取り扱いできます。

◆復活保険料にはお利息が必要となります。

【復活をご希望されない場合】

おもて面に記載の照会先までお問い合わせいただき、解約のお手続きをお申しつけください。

(解約手続後の復活手続きはお取扱いできません)

失効日から3年間、解約のお手続きがされなかった場合、解約ご請求の権利が消滅いたしますので、復活をご希望されない場合はお早めにお手続きくださいますようお願い申し上げます。

解約請求書【〇〇生命提出用】

証券番号

太枠内を請求者ご本人がご記入ください。
該当する番号に をつけてください。

記入日 (西暦) 年 月 日 請求者が未成年の場合、法定の親権者・後見人がご記入ください。

請求者 (契約者等) ご署名 請求者をご記入ください 下記の個人情報取扱いを確認のうえ請求します	ご印鑑	<input type="checkbox"/> ①親権者 <input type="checkbox"/> ②未成年後見人	ご印鑑
--	-----	---	-----

<input type="checkbox"/> ① 当社への届け出住所 <input type="checkbox"/> ② 上記以外	〒 <input type="text" value="000"/> <input type="text" value="0000"/> <input type="text" value="0000"/> 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇 〒 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> - <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 都道府県 電話番号 () - () - () 日中の連絡先電話番号 () - () - ()
---	---

受取方法 いずれかをお選びください ご記入がない場合は保険料振替口座への振込とさせていただきます	<input type="checkbox"/> ① 保険料振替口座 <input type="checkbox"/> ② 銀行口座振込 銀行 <input type="checkbox"/> 銀行口座振込 銀行番号 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 店番 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="checkbox"/> ② ゆうちょ銀行口座振込 通帳記号 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 通帳番号(右づめ) <input type="text" value=""/>	<input type="checkbox"/> ① 総合普通 <input type="checkbox"/> ② 当座 口座番号(右づめ) <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 口座名義 カタカナで記入してください。
--	--	--

請求内容等	解約を請求します。 ***契約者名義に訂正がある場合は、ご記入ください。*** ■名義訂正理由(番号にレをつけて、旧名義でご記入ください。) <input type="checkbox"/> 1 改姓・社名変更 *旧名義ご署名 <input type="checkbox"/> 2 字体訂正 * <input type="checkbox"/> 3 代表者変更 *
-------	---

解約手続き完了と同時に本契約は消滅し、お手元の保険証券は無効となります。

個人情報の取扱いについて	当社は個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で取扱います。 ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、ご契約の維持管理 ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に ・その他保険に関連・付随する業務
--------------	---

払い込んだ生命保険料を証明する書類で、一般的に10月ごろ生命保険会社から送付されます。平成24年1月1日以降に結んだ契約からは「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」の3種類があります(142ページ参照)。

令和2年分 生命保険料控除証明書

ご契約者 文化 次郎 様

契約番号(証券記号番号) ○○○○○○○○○○	保険料払込期間 10年	保険種類	適用制度(裏面をご覧ください) 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 平成25年 4月 1日	保険期間 10年	年金支払開始日 **年**月**日
年金受取人 *****様		受取人生年月日 **年**月**日	

令和2年 9月までのお払込額を以下のとおり証明いたします。

一般	一般生命保険料 (A) 5,759円	配当金(相当額) (B) 円	一般証明額 (A)-(B) 5,759円
介護医療	介護医療保険料 (C) 2,035円	配当金(相当額) (D) 円	介護医療証明額(C)-(D) 2,035円
年金	個人年金保険料 (E) *****円	配当金(相当額) (F) *****円	個人年金証明額(E)-(F) *****円

<ご参考>本年中に12月分までの保険料をお払込みの場合、以下のとおり申請ください。
(既にお払込済の場合も含まれます。)

一般	年間一般生命保険料 (a) 23,036円	配当金(相当額) (b) 円	一般申告額 (a)-(b) 23,036円
介護医療	年間介護医療保険料 (c) 8,140円	配当金(相当額) (d) 円	介護医療証明額(c)-(d) 8,140円
年金	年間個人年金保険料 (e) *****円	配当金(相当額) (f) *****円	個人年金証明額(e)-(f) *****円

証明書 令和2年10月12日

この「証明書」は、生命保険料控除を受けるためのお払込保険料額を証明するもので、申告時に提出が必要です。(生命保険控除申告以外には使用できません。また、記載事項を訂正した場合は無効となります。)

- 申告いただく金額は、本年1月から12月末までのお払込保険料額です。(税法により配当金欄に記載の金額を差し引きます。)月払契約は12月末までのお払込でも翌年1月期月以降は翌年の申告となります。
- この「再発行」証明書は、すでにお届けしております「証明書」と重複して使用できません。申告の際には「再発行」証明書をご使用ください。
- 「保険料払込期間」「保険期間」は最も長い期間を記載しております。
- この「証明書」は証明日現在で作成しています。

生命保険料控除に関する税制改正について

平成24年1月1日以降に生命保険会社と締結した保険契約から介護医療保険料控除が創設され、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されました。
そのため、平成23年12月31日までに締結した保険契約と平成24年1月1日以降に締結した保険契約では、生命保険料控除の適用制度が異なりますのでご注意ください。

なお、生命保険料控除制度の詳細につきましては、当社ホームページ(申告書の記載方法も掲載しております)または生命保険協会のホームページをご参照ください。

○生命ホームページ	https://○○○○○○○○
生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp

1. 新制度・旧制度の適用判定について

本契約に適用される制度は、内側の「適用制度」欄をご確認ください。

「適用制度」の表示	申請方法
新生命保険料控除制度	新制度の生命保険料控除にて申告してください
旧生命保険料控除制度	旧制度の生命保険料控除にて申告してください

複数の契約があり、新制度と旧制度の生命保険料控除証明書をお持ちで、新制度と旧制度の双方について生命保険料控除の適用を受ける場合、新制度と旧制度の合計額が申告額となります。

(各生命保険料控除枠の合計適用限度額は、所得税12万円、住民税7万円。)

2. 新制度に関する留意事項

(1) 「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は、法律にもとづいて分類し、各生命保険料控除額を算出しております。

「一般生命保険料」…生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料など

「介護医療保険料」…入院・通院等ともなう給付部分に係る保険料など

「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料など

なお、上記の3種類の区分に含まれない保険契約(例:身体の傷害のみに基因して保険金が支払われるもの)に係る保険料は生命保険料控除の対象外となっております。

そのため、実際の支払保険料と生命保険料控除証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

(2) 配当金(相当額)は本契約に割り当てられる配当金を、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」「生命保険料控除の対象外となっている保険料」の各保険料によって按分して算出してあります。

*個別の税務取扱等については、税理士や所轄の国税局・税務署にご相談ください。

保険期間が満了する前に、自動更新について、契約者に送付して案内する書面です。一般的に自動更新をする場合は手続きは不要ですが、更新せずに終了する場合は配当金を受け取る手続きを行います(47ページ参照)。

郵便はがき

親展

大切なお知らせです
ぜひご覧ください

料金後納
郵便

000-0000

東京都 ○○区 ○○0-0-0

文化 太郎 様

お問い合わせ先 ○○生命コールセンター
電話番号 00-0000-0000

○○生命保険
〒000-0000 東京都○○区○○0-0-0

ご契約更新のお知らせ

いつもお引立てをいただきありがとうございます。
このたびご契約の更新にとまない、ご契約の内容は
下記のとおりになりますので、ご案内申し上げます。

保険証券番号 ○○○○○○○○○○	保 険 種 類 定期保険
ご 契 約 者 文化 太郎 様	
被 保 険 者 文化 花子 様	
更 新 の 日 令和 2年 3月 2日	満 了 の 日 令和 11年12月31日
保 険 期 間 10年	被保険者の更新時保険年齢 62歳
新 保 険 料 月払 2,869円	
< 主 契 約 > 死亡保険金 3,600,000円	

作成日 令和 2年 1月 31日

○○生命保険

お願い

- ◎この「お知らせ」は、大変重要です。
お手元の「保険証券」とともに、大切に保管して
ください。
(「保険証券」は、あらためて発行いたしません)
- ◎「保険証券」を紛失の場合は、再発行のお手続き
が必要となりますので、表記のご照会先または
コールセンターまでお申し出ください。

◇「約款」について
更新時のものが適用されます。ご契約のしおり、定款・
約款・特約条項の全文は、当社ホームページから閲覧い
ただけます。印刷された「約款冊子」を希望される場合
は、担当者にお申し出ください。

郵便はがき

料 金 後 納
郵 便

親 展
大切なお知らせです
必ずご覧ください

000-0000

東京都 ○○区 ○○町00-00

文 化 太 郎 様

○○生命保険 収納サービスグループ
〒000-0000 東京都○○区○○00-00

お客さまのご担当 ○○支社
電話番号 00-0000-0000
電話でのご照会先 コールセンター
電話番号 0120-0000-0000
お知らせ番号 00000

契約更新完了のお知らせ

日ごろは格別のお引立てをいただき、誠にありがとうございます。右記記載内容のとおり、契約更新手続きが完了しましたのでお知らせいたします。更新後の保障内容を記載した保険証券は作成いたしませんので、当通知をお手元の保険証券とともに保管ください。

また、保険料払込猶予期間満了日までに更新後保険料のお払込みをいただけなかった場合には、約款のお約束により更新はなかったものとさせていただきますので、ご了承ください。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

保険証券番号	00-000000
保険種類	5年毎利差配当付新医療保険
保険契約者	文化 四郎 様
被保険者	文化 四郎 様
ご契約更新日	令和 2年 1月 12日
更新時年齢	75歳
保険料お振込方法	年払

発行日 令和 2年 2月10日

保険約款に基づいてご契約を更新いたしました。

	保険期間	保険金・給付金	保険料
<主契約> 基準入院給付金日額	10年	3,000円	66,483円
<特約>			
合計保険料			66,483円

ご契約のしおり、定款・約款・特約条項の全文は、当社ホームページから閲覧いただけます。

「約款冊子」を希望される場合は担当者にお申し出ください。

手続き完了のお知らせ

① 生命保険証券とともに大切に保管してください。

〒 000-0000

東京都 ○○区 ○○町 00-00

文化 太郎 様

令和 3年 6月17日

○○生命保険

〒 000-0000
東京都○○区○○町00-00
○○生命保険
保全サービス部
00-000-000

証券番号 0000000

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さきにお申し出いただきましたお手続きが完了いたしましたので、「契約内容変更のお知らせ」を送付いたします。なお、本状をもちまして変更内容の生命保険証券への裏書きに代えさせていただきますので、あしからずご了承ください。
本状は生命保険証券とともに大切に保管いただきますようお願いいたします。
今後とも引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

[証券番号] 0000000

[被保険者] 文化 太郎 様

[ご変更内容]

新先進医療特約 解約
新先進医療特約 給付金額 通算支払限度 20,000,000円を途中付加
保険期間 終身

[お手続きにあたっての意向確認について]

今回のお手続きにあたり、以下のとおりお客さまのご意向を確認させていただきましたので、ご確認ください。

- 契約者さまのニーズは、以下のご意向を伺っています。
 - ・生活習慣病・入院・手術などの保障を見直したい。
- 今般、お手続きいただいた内容は、前述の [ご変更内容] に記載のとおりです。
- お手続き内容に関し、以下の点に合致することをご確認・ご了承いただいています。
 1. 新たに付加(変更)する特約の保険金・給付金等の保障内容は、希望に沿った内容である。
 2. 新たに付加(変更)する特約の保険金額・給付金額、保険期間および払込保険料等は、希望に沿った内容である。

※新特別条件特約の付加の場合等ご請求の内容を変更いただいた場合には、お手続き時にあたりご確認いただいた内容と上記内容が相違している場合があります。

[ご連絡事項]

お申込みのときにお渡ししております「特約途中付加のしおり・約款」は、大切に保管いただきますようお願いいたします。「約款」を同封させていただきますので、ご確認のうえお取めください。

❶ ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

保全サービス部

00-0000-0000

契約内容変更のお知らせ

当のお知らせは、お申し出いただきましたお手続き完了後の、
保障内容がわかるように作成したものです。
生命保険証券とともに大切に保管してください。

〇〇生命保険

表示欄

証券番号	000000号	無配当医療終身保険(09)II型(健康祝金あり)	
作成日	2021年 6月17日	2021年 5月30日から以下のとおり契約内容を変更いたします。	
保険契約者	文化 四郎様	保険料内訳	
被保険者	文化 四郎様 昭和23年11月29日生 男性 契約年齢63歳(満年齢方式)	毎回払込保険料合計額 16,269円	
受取人等	給付金受取人 被保険者 様	うち主契約保険料 9,240円	
	特約死亡保険金受取人 様	うち特約保険料 7,029円	
	保険契約者代理人 様		
	被保険者代理人(2020年3月以前は指定代理請求人) 様		
	契約日(始期)	主契約保険料払込期間	保険料払込回数
	2012年 2月 1日	終身	年12回
		保険料払込期日	保険料払込方法
		毎月 1日から末日まで	保険料口座振替特約

契約内容欄

主契約・特約名	保険金額・年金額・給付金額	保険期間
1.主契約 ※	入院給付日額 5,000円	終身
2.介護保障終身保険特約(10)	死亡保険金額 1,000,000円	終身
3.傷害特約 本人型	災害保険金額 1,000,000円	2029年 1月31日まで
4.新先進医療特約	先進医療給付金額等(注1)	終身

(注1) 先進医療給付金額は、先進医療にかかると同額(1万円未満の場合は1万円)とします。(1回の療養・通算ともに2,000万円を限度とします。)
先進医療保障充実給付金額は、先進医療給付金の10%相当額とします。(1回の療養につき50万円を限度とします。)

(※) ※の記載のある主契約・特約は給付限度(特約)の型を180日型とします。

その他内容欄

- 契約内容欄に記載の特約(一時払いの特約を除きます)の保険料払込期間は各特約の保険期間と同一です。
- ご家族登録サービスに登録しております。
登録家族の情報は「契約内容の説明」をご覧ください。
- 本商品に配当金はございません。

本証券の表紙に記載の「定款および普通保険約款」の文言は「普通保険約款」と置きかえます。ご契約の詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

死亡保険金(死亡給付金)請求書【〇〇生命提出用】

証券番号

★請求書★

下記の個人情報の取り扱いに同意のうえ請求します。

黒色のボールペン(消せるボールペン以外)でご記入ください。

※ご自身での記入が困難な場合は、ご家族さまが代わりに記入いただくことも可能です。記入方法等は記入見本をご確認ください。

[A]	記入日: 年 月 日	
[B]	受取人さま名・生年月日をご記入ください。(代理人さまから請求される場合は、代理人さま名・生年月日をご記入ください) 自署 生年月日: 大・昭・平・令 年 月 日	(代理人さまは該当するものをご選択(レ)ください) <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 任意代理人(委任状をご提出ください) (受取人さまが未成年の場合) 親権者・未成年後見人ご署名欄
[C]	支払明細書等の送付先をご記入ください。 〒	電話番号をご記入ください。 ※お客さまへご連絡する場合があります。必ずご記入ください。
[D]	『保険金等全額を一括で受け取る』場合は[E]をご記入ください(D欄の記入は不要です)。 据え置く(※)場合はいずれかを選択ください(受取人さま複数名で代表請求の場合は取扱いできません)。 <input type="checkbox"/> ①全額を10年間据え置く(※)⇒[E]の記入は不要です。 <input type="checkbox"/> ②一部【 万円(30万円以上、万円単位)】を10年間据え置く(※)⇒[E]をご記入ください。 (※)「据え置く」とは、当社に一定期間預けていただき、満了時または請求時に所定の利息とともにお受け取りいただくものです。「保険金据置に関する約定」が契約内容となり、手続き完了の通知を当社が発信したときに手続きが成立します。	
[E]	いずれかの受取口座(受取人様の本人口座)をご記入ください。(代理人さまの場合は、代理人さまの口座でも可能です)	
	ゆうちょ銀行口座 通帳記号 1 0 通帳番号(右詰め)	口座名義 (カタカナでご記入ください)
	銀行口座 金融機関名 口座番号(右詰め)	銀行 支店名 <input type="checkbox"/> 本 店 <input type="checkbox"/> 支 店 <input type="checkbox"/> 支 所 <input type="checkbox"/> 出張所 預金種目 <input type="checkbox"/> 総合普通 <input type="checkbox"/> 当 座 口座名義 (カタカナでご記入ください)

《ご連絡》

ご請求の保険金がお支払いとなると同時に、本契約は消滅し、お手元の保険証券は無効となります。

【個人情報の取扱いについて】当社は個人情報を以下の目的達成に必要な範囲で取り扱います。保健医療など特に取扱いに注意を要する個人情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、保険業の適切な運営を確保するため業務上必要な範囲で取り扱います。
・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実・その他保険に関連・付随する業務

〇〇生命保険 提出用

障害診断書

お願い 記入の際は、添付の「診断書」を記入いただくようお願いを参照ください。
追記訂正の場合、医師による追記訂正に加え、必ず追記訂正箇所に医師印を捺印願います。
原本の複写又はコピーの場合はそれぞれに捺印してください。

1. 氏名		フリガナ カルテ番号 () 性別		生年月日							
2. 傷病		ア. 傷病名		傷病発生日(受傷年月日)を記入してください 医師推定 年 月 日							
		イ. アの原因		アの原因となった傷病名や事故を記入してください 傷病発生日(受傷年月日)を記入してください 医師推定 年 月 日							
3. 貴院における治療期間		年 月 日 ~ 年 月 日			<input type="checkbox"/> 完治 <input type="checkbox"/> 転院 <input type="checkbox"/> 現在治療中						
4. 今回の傷病以前にあった身体障害		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		部位・傷害内容・時期 5. 既往歴・持病 前医または紹介医 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		傷病名・医療機関・時期					
6. 入院		入院期間 第1回 年 月 日 ~ 年 月 日 第2回以降		<input type="checkbox"/> 退院 <input type="checkbox"/> 入院中							
7. 手術		手術種類 (該当に〇)		(1)開頭術 (2)穿頭術 (3)開胸術 (4)胸腔鏡 (5)開腹術 (6)腹腔鏡 (7)ファイバースコープまたは血管バスケットカテーテル (8)経皮的 (9)経尿道的 (10)経腔的 (11)眼科レーザー (12)その他 ()							
		手術内容 (該当に〇)		筋骨関係手術の場合 (1)観血手術 (2)非観血手術 筋・腱・靭帯に操作が (4)及ぶ 手指・足指の手術 MP関節を含めて中軸側に (4)及ぶ 植皮術または筋皮弁術の場合 (5)25cm ² 以上							
		第1回	手術名	K・J (-)	手術日	年 月 日					
第2回	手術名	K・J (-)	手術日	年 月 日							
8. 平衡機能傷害		四肢体幹に器質的異常がなく、脳または内耳の器質的異常により他覚的に平衡機能障害がある場合、チェックしてください 開眼で起立・立位保持が不能または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない状態ですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (はいの場合)回復の見込みのない状態ですか。 ※次の場合は「回復の見込みのない状態」に該当するものとします。 投薬・理学療法等の治療により、今後傷病の症状・検査数値等に一時的な改善が見られる可能性がある場合であっても、長期的にはその障害が固定または悪化すると認められるとき				回復の見込みがなくなった時期 年 月 日頃					
9. 視力障害		裸眼視力	矯正視力	10. 視野障害		両目の視野が5度以内 <input type="checkbox"/> 該当 両目の視野が1/4の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ1/2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの <input type="checkbox"/> 該当					
11. 聴力障害		聴力レベルをご記入ください		最良音音明瞭度		12. 鼻の欠損機能障害					
		周波数	500Hz	1000Hz	2000Hz	4000Hz	該当する状態をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 鼻軟骨の2分の1以上の欠損がある。 <input type="checkbox"/> 両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失がある。				
13. 言語機能障害		言語機能障害となった原因を選択してください。 <input type="checkbox"/> 喉頭摘出 → 全部 一部 <input type="checkbox"/> 中枢性失語症 <input type="checkbox"/> 構音障害 → 口唇音 歯舌音 口蓋音 舌頭音 <input type="checkbox"/> その他 ()		該当する状態にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 言語機能を全く永久に失ったもの(音声言語による意思の疎通が全くできない) <input type="checkbox"/> 言語機能の著しい障害(身振り、書字その他の補助動作がなくては音声言語による意思の疎通が困難である) <input type="checkbox"/> 言語機能の障害(簡単な単語の発語により意思の疎通がろうじて可能) <input type="checkbox"/> その他 ()							
14. そしゃく嚥下機能障害		そしゃく・嚥下機能障害がある場合、以下にチェックをした上で、該当する状態を選択してください。 そしゃく機能の障害がありますか。 <input type="checkbox"/> あり (ありの場合)下記のいずれの状態に該当しますか (a . b . c . d) 嚥下機能の障害がありますか。 <input type="checkbox"/> あり (ありの場合)下記のいずれの状態に該当しますか (a . b . c . d) a. 食事内容に制限なし(通常の飲食物が食べられる)。 c. 流動食しか摂取できない。 b. かゆ食またはこれに準じる程度の飲食物であれば食べられる。 d. 経口的に食物を摂取することができない、または極めて困難。									
15. 脊柱障害		自動運動範囲				他動運動範囲					
運動障害		頸椎		前屈	0° ~ °	後屈	0° ~ °	前屈	0° ~ °	後屈	0° ~ °
				右屈	0° ~ °	左屈	0° ~ °	右屈	0° ~ °	左屈	0° ~ °
		胸腰椎		右旋	0° ~ °	左旋	0° ~ °	右旋	0° ~ °	左旋	0° ~ °
				前屈	0° ~ °	後屈	0° ~ °	前屈	0° ~ °	後屈	0° ~ °
				右屈	0° ~ °	左屈	0° ~ °	右屈	0° ~ °	左屈	0° ~ °
右旋	0° ~ °	左旋	0° ~ °	右旋	0° ~ °	左旋	0° ~ °				
変形障害		通常の衣服を着用しても、明らかに脊柱の変形が分かる状態ですか。						<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			

16.	部位		第1指(母指)		第2指(示指)		第3指(中指)		第4指(環指)		第5指(小指)	
			自動域	他動域								
手指の運動障害	右	近位指節間関節 (母指では指節関節)	伸展									
			屈曲									
	左	近位指節間関節 (母指では指節関節)	伸展									
			屈曲									

17.	部位		伸張度 ~ 屈曲度		外転度 ~ 内転度	
			自動運動範囲	他動運動範囲	自動運動範囲	他動運動範囲
四肢関節の運動障害	肩	右	~	~	~	~
		左	~	~	~	~
	肘	右	~	~		
		左	~	~		
	手	右	~	~		
		左	~	~		
	股	右	~	~	~	~
		左	~	~	~	~
膝	右	~	~			
	左	~	~			
足	右	~	~			
	左	~	~			

18. 「運動筋力」欄は、「5. 正常」、「4. やや減」、「3. 半減」、「2. 著減」、「1. 消失」のいずれかをご記入ください。

19. 欠損・短縮

四肢、手指、足指の切断の場合、切断箇所にはつきりと線を入れてください。

下肢短縮の場合は、その程度(cm)を記入してください。

一側下肢長(上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離)が他側下肢長の4分の1以上短縮していますか。 はい いいえ

20.	日常生活動作	日常生活動作		
		自分ができる	自分では困難	自分ではできない
※記入の際は、別紙「診断書」をご記入いただくにあたってのお願いを参照ください。	a. 歩行(ベッドづたいにその周辺を歩く)			
	b. 衣服着脱(ボタン・ファスナーのない衣服を着るまたは脱ぐ)			
	c. 入浴(通常の浴槽に入浴する)			
	d. 食物の摂取(スプーン・フォークを使うか、パン・おにぎり等を手で食べる)			
	e. 排泄後の拭き取り始末(大小便の拭き取りをする)			
	f. 排便・排尿(便器に大小便を排泄する)			
	g. 起居(手すりなどにつかまって立つまたは座る)			

21. 回復の可能性と症状固定時期についての意見(9項~20項)

症状固定(回復の見込みがなくなった)時期

年 月 日 頃

22. 脳卒中 脳卒中の初診日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続していましたか。

はい いいえ

具体的な後遺症の症状を記入してください

23. 請求意思能力 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができますか?

できる できない 不明

上記のとおり証明(診断)します

年 月 日

病院または診療所 _____ 医師氏名 _____ 印 _____

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実 その他保険に関連・付随する業務
 ※各種商品・サービスの詳細は、当社ホームページ(<http://www.oo.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険 あて

給付金請求書

ご提出書類

証券番号 000000 の給付金を請求します。
 約款上の請求者は被保険者の方です。

請求日 (記入日)	年 月 日	内容を確認のうえ、ボールペンで記入してください。		
請求者 自署欄	ブンカ タロウ 様 が署名してください。			
	フリガナ			
明細等 送付先	お支払明細等の送付先住所を記入してください。			
	〒	都道府県	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 区	
	町名 番地 以下	フリガナ	TEL. - -	
受取口座	支払金を受け取る口座を指定してください。			
	どちらか1つ を指定して ください	銀行 (ゆうちょ銀行 を除く)	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 労金 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 信金
		ゆうちょ銀行	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座
	口座名義人 (カナ)	通帳記号	1	0
様	通帳番号	1	1	
		今回の請求者または約款上の請求者の名義の 口座を指定してください。		

【請求対象被保険者】※ご家族の方のご請求の場合は、ご家族の続柄・氏名・生年月日を記入してください。
 請求の対象となる家族は、主契約の被保険者と同一の戸籍に記載され、本請求書に表示された続柄であることを戸籍抄本（または謄本）等の公的書類の提出に代えて報告します。
 なお、事実と相違し支払金額が相違した場合には、精算を行なうことに同意します。
 続柄 (主契約被保険者との続柄をチェックしてください)
配偶者 長男 次男 長女 次女 養子 養女 父 母 その他()
 氏名を記入してください → カナ ()
 → 漢字 ()
 生年月日を記入してください (元号はいずれかをチェックしてください)
明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 年 月 日生

生命あてご提出書類 入院・手術等証明書(診断書)

1. 氏名	カルテ番号 ()		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日
2. 傷病名	ア	入院・手術等の原因(契機)となった傷病	※診断確定された場合は診断確定後の傷病名を記入してください			医師推定 傷病発生(受傷)年月日 年 月 日	
	イ	アの原因となった傷病名や事故	(例:アが「網膜症・腎不全」の場合→糖尿病、アが「食道静脈瘤」の場合→肝硬変 など)			医師推定 傷病発生(受傷)年月日 年 月 日	
	ウ	ア、イ以外の入院加療の必要があった傷病(合併症を含む)				医師推定 傷病発生(受傷)年月日 年 月 日	
	エ	アの初診日	年 月 日				
オ	疾病の場合初診のきっかけ	<input type="checkbox"/> 症状が出現し自己判断で受診 <input type="checkbox"/> 職場の健康診断等の結果に基づく2次検査目的 <input type="checkbox"/> 主訴なし(健康診断・人間ドック目的) <input type="checkbox"/> 前医からの紹介(紹介状 あり・なし) <input type="checkbox"/> その他 ()					
3. 前医・紹介医	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	傷病名	治療時期	医療機関名			
4. 既往症・持病	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	傷病名	治療時期	医療機関名			
5. 入院	入院された期間を記入してください。妊娠・分娩による入院の場合は、正常妊娠・正常分娩により健康保険適用のない期間があれば、その期間を除いて記入ください。						
	日帰り入院の場合、入院基本料(DPC・短手3等含む)算定有無をチェックしてください(外来の場合はチェック不要) → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	第1回	年 月 日 ~		年 月 日	<input type="checkbox"/> 日帰り <input type="checkbox"/> 退院 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 転院 <input type="checkbox"/> 転科 <input type="checkbox"/> 死亡退院		
	第2回	年 月 日 ~		年 月 日	<input type="checkbox"/> 日帰り <input type="checkbox"/> 退院 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 転院 <input type="checkbox"/> 転科 <input type="checkbox"/> 死亡退院		
第3回以降等	※第3回以降の入院があれば、入退院日を記入してください(「日帰り」、「退院」、「入院中」、「転院」、「転科」、「死亡退院」の区分も記入してください)						
6. 手術	施行された手術について記入してください。妊娠・分娩による手術の場合は、異常妊娠・異常分娩に対して施行された手術を記入ください。						
	1.開頭	2.穿頭	3.開胸	4.胸腔鏡	5.開腹	6.腹腔鏡	7.ファイバースコープまたは7.血管・バスケットカテーテル
	8.経皮的	9.眼科レーザー	10.その他()	※ステント留置、置ろう造設、気管切開、内視鏡的手術(止血術など)、胆管ドレーナージも本欄に記入してください ※「輸血料」に算定される 造血幹細胞移植、「検査料」に算定される 開胸生検、開腹生検 も本欄に記入してください			
	第1回	手術種類	手術日	年 月 日	手術部位	<input type="checkbox"/> 観血手術 <input type="checkbox"/> (植皮術等の場合)植皮等面積 25cm ² 以上 <input type="checkbox"/> (手指・足指の手術の場合)MP関節を含めて中樞側に及ぶ <input type="checkbox"/> 子宮や卵巣の摘出 → <input type="checkbox"/> 子宮体部全摘 <input type="checkbox"/> 子宮全摘 <input type="checkbox"/> 右卵巣全摘 <input type="checkbox"/> 左卵巣全摘 <input type="checkbox"/> 血管内手術 → 具体的血管名:()	
	第2回	手術種類	手術日	年 月 日	手術部位	<input type="checkbox"/> 観血手術 <input type="checkbox"/> (植皮術等の場合)植皮等面積 25cm ² 以上 <input type="checkbox"/> (手指・足指の手術の場合)MP関節を含めて中樞側に及ぶ <input type="checkbox"/> 子宮や卵巣の摘出 → <input type="checkbox"/> 子宮体部全摘 <input type="checkbox"/> 子宮全摘 <input type="checkbox"/> 右卵巣全摘 <input type="checkbox"/> 左卵巣全摘 <input type="checkbox"/> 血管内手術 → 具体的血管名:()	
	第3回以降等	※第3回以降の手術があれば、手術日、手術名、手術部位、手術種類(1~10)、手術内容、区分を記入してください					
7. 先進医療	厚生労働大臣の定める「先進医療」の技術名		実施期間	年 月 日 ~	年 月 日	受療者が支払った先進医療技術料 万 円	
8. 放射線・温熱療法	放射線または温熱療法の名称		実施期間	年 月 日 ~	年 月 日	施行部位	総線量 Gy
9. 難病	厚生労働省指定の難病の場合は診断確定日を記入してください		診断確定日	年 月 日	(特定疾患)医療受給者証の所持有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし・不明		
10. 悪性新生物・上皮内新生物・子宮頸部等の異形成	診断確定日	年 月 日	皮膚癌の場合 <input type="checkbox"/> 皮膚癌に該当 (身体の部位(局在))		がんの種類 <input type="checkbox"/> 境界悪性 <input type="checkbox"/> 上皮内癌・非浸潤癌 <input type="checkbox"/> 浸潤癌・肉腫・血液がん		
	病理組織学的検査	<input type="checkbox"/> あり →	病理組織診断名	TNM分類	大腸癌の場合の深達度	悪性(上皮内)新生物の既往・時期 <input type="checkbox"/> あり 病名() 時期(年 月頃)	
	<input type="checkbox"/> なし →	診断確定に至った検査 <input type="checkbox"/> 細胞診 <input type="checkbox"/> MRI-CT <input type="checkbox"/> その他()	TNM分類	手術適応有無	病名告知	悪性新生物(がん)であることを本人に <input type="checkbox"/> 告げた <input type="checkbox"/> 告げていない	
11. 急性心筋梗塞	他院を含め、急性心筋梗塞で最初に医療機関を受診した日	年 月 日	左記の日からその日を含めて60日以上、軽労働・産業はできるが、それ以上の労働制限を必要としていたか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	60日の経過・未経過にかかわらず「いいえ」	不明 <input type="checkbox"/> 60日未経過・転医 <input type="checkbox"/> その他
12. 脳卒中	他院を含め、脳卒中で最初に医療機関を受診した日	年 月 日	左記の日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続していましたが		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	60日の経過・未経過にかかわらず「いいえ」	不明 <input type="checkbox"/> 60日未経過・転医 <input type="checkbox"/> その他
13. 糖尿病(合併症)	合併症の種類等にチェックし、診断日等を証明ください。	診断日	年 月 日	診断日	年 月 日	切断日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 網膜症 <input type="checkbox"/> 腎症(第2期以上) <input type="checkbox"/> 神経障害/壊疽	手指・足指の切断 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし					
13. 障害状態(後遺症等)	以下の障害や後遺症等があれば、障害状態・程度・回復見込み等について記入してください(例:完全失語、右不全麻痺、人工透析(永続的)、軽度歩行障害など)						
	腕・足・脊柱等の障害(手指・足指を含む) 視力・言語・聴力・そしゃく機能等の障害 著しい肝機能障害、人工透析、呼吸器障害、日常生活における要介護状態(認知症・見当識障害を含む) →						
上記のとおり証明(診断)します	所在地	年 月 日					
病院または診療所	名称	電話番号	診療科	医師氏名	(印)		

裏面あり 介護・認知症保障用診断書

〇〇生命保険 行

1. 氏名	カルテ番号	性別 (男性/女性)	生年月日 (大正/平成/昭和/令和)
2. (ア) 治療入院等の主たる目的となった傷病名 ※ケガの場合は「ケガの場合」欄にも記入ください。	(平成/令和) 傷病発生年月日 (受傷・発病年月日)	ケガの場合 以下に該当する場合は2項(7)欄に傷病名を記入ください。	
(イ) 原因が判明していればその傷病名等	(平成/令和) 年月日	骨折 ※病的骨折・軟骨骨折を含まない	
(ウ) 今回入院を伴ったとき、同時に治療を行った(ア)	(平成/令和) 年月日	関節脱臼 ※先天性・反復性・習慣性脱臼および半月板損傷・断裂を含まない	
(イ)以外の傷病名・合併症	(平成/令和) 年月日	腱の断裂 ※靭帯の断裂・損傷を含まない	

(ア)・・・治療・入院等の主たる目的となった傷病名と要介護状態の原因となった傷病名が異なる場合は10項に記入ください。

3. 悪性新生物の場合	今回以前に別の悪性新生物の既往がありますか。(はい/いいえ) 「はい」の場合は、以下に病名と診断時期を記入ください。	病名 (平成/令和) 年 月 頃
	今回の悪性新生物の区分 (原発/再発/転移)	
病理組織診断	病理組織診断名	診断確定日 (平成/令和) 年 月 日
	(浸潤癌/非浸潤癌・上皮内癌) 大腸の場合、組織学的壁深達度 (M/SM以深)	cTNM分類 T () N () M ()
	「無」の場合、診断確定方法(「その他」の場合はその詳細を記入、複数選択可) (細胞診/CT・MRI/血管造影/その他)	本人への悪性病名告知 (有/無) (平成/令和) 年 月 日

4. 初診	(平成/令和) 年 月 日
治療期間	入院期間
	第1回目 (平成/令和) 年 月 日 ~ (平成/令和) 年 月 日 (退院(転院含む)/入院中/死亡/転科)
	第2回目 (平成/令和) 年 月 日 ~ (平成/令和) 年 月 日 (退院(転院含む)/入院中/死亡/転科)
	3回目以降の入院があれば、「入院日」「退院日」を記入ください。(入院中の場合は「現在入院中」と付記ください。)

5. 上記2項の傷病に関して実施した手術(持続ドレナージ・エタノール注入療法・腹腔灌流も含まれます。)	別表から選択し記入ください。
※医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して施行し「手術料」が1回のみ算定される手術は同一手術欄に全ての手術日を記入ください。	
手術	診療報酬点数区分 (①~④) 手術名 (左/右/両側) 手術日 (平成/令和) 年 月 日 手術種類 (ア~ツ) 手術内容 (①~④)
備考	2回目以降の手術があれば診療報酬点数区分・手術名・手術日・手術種類・手術内容等を記入ください。

6. 先進医療	技術名 (施行日) (平成/令和) 年 月 日	8. 照射内容	部位 総線量 (Gy/Bq)
※厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われたものに限り。(届出の有無を問いません。)		放射線治療および悪性新生物温熱療法	区分 M - (体外照射/定位照射(含むIMRT)/温熱療法/その他)
7. 前医または紹介医	医療機関名 (受療機関) (平成/令和) 年 月 頃 ~ (平成/令和) 年 月 頃	期間	開始 (平成/令和) 年 月 日 ~ 終了 (平成/令和) 年 月 日

9. 以前からあった身体障がい	(有/無) 「有」の場合は部位と障がい内容、いつ頃からなられたか記入ください。
-----------------	---

10. 要介護状態の原因となった傷病について、その受傷(発病)から初診までの経過、初診時の主訴・初見およびその後の経過、要介護状態の詳細を記入ください。
--

11. 公的介護要介護認定歴	A. 現在の要介護認定内容 (平成/令和) 年 月 要介護 級 要介護理由
	B. 現在の要介護認定が初めての要介護認定ですか。(はい/いいえ/詳細不明)
	C. 上記Bで「いいえ」の場合、いつから要介護認定を受けておられますか。(平成/令和) 年 月 要介護 級 要介護理由

⇒裏面の疾病・治療の状態を記入ください。

〇〇生命保険

お願い

①障がいのない項目は斜線で消してください。

②点線の部分はいずれかに○印をつけてください。

③追記・訂正の場合、医師による追記・訂正に加えて、必ず追記・訂正箇所に証明印による訂正印を押印ください。

④当社専用封筒に封入・封緘のうえご提出ください。

表面あり

12. 日常生活の介護の要否について、以下の項目（A～E）につき、それぞれ該当するもの（ア～エ）に○印を記入ください。また、それぞれの日常生活動作の制限がいつから続いているかも記入ください。

A. ベッド周辺の歩行

- ア. 自分でできる（年月日の記入は不要）
- イ. 杖・器具などを使用すれば、自分でできる
- ウ. 杖・器具などを使用しても、介助がなければ困難
- エ. 介助がなければ自分では全くできない

現在の要介護状態はいつから続いていますか
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から

B. 衣服の着脱

- ア. 自分でできる（年月日の記入は不要）
- イ. 衣服を工夫すれば、自分でできる
- ウ. 衣服を工夫しても、介助がなければ困難
- エ. 介助がなければ自分では全くできない

現在の要介護状態はいつから続いていますか
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から

C. 入浴

- ア. 自分でできる（年月日の記入は不要）
- イ. 浴槽などを工夫すれば、自分でできる
- ウ. 浴槽などを工夫しても、介助がなければ困難
- エ. 介助がなければ自分では全くできない

現在の要介護状態はいつから続いていますか
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から

D. 食物の摂取

- ア. 自分でできる（年月日の記入は不要）
- イ. 食器・食物などを工夫すれば、自分でできる
- ウ. 食器・食物などを工夫しても、介助がなければ困難
- エ. 介助がなければ自分では全くできない

現在の要介護状態はいつから続いていますか
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から

E. 排便・排尿後の拭き取り始末

- ア. 自分でできる（年月日の記入は不要）
- イ. 特別の器具を使用すれば、自分でできる
- ウ. 特別の器具を使用しても、介助がなければ困難
- エ. 介助がなければ自分では全くできない

現在の要介護状態はいつから続いていますか
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から

F. その他

上記A～Eの各項目およびその他日常生活で介助や監視が必要である場合、その内容・程度・時期（いつから続いているか）について記入ください。

13. 器質性認知症・軽度認知障がいに関して該当する項目に○印をつけてください。

器質性認知症・軽度認知障がいの診断	器質性認知症	種類	アルツハイマー型 血管性認知症型 混合型 その他	器質性認知症・軽度認知障がいの診断方法	認知機能検査	有 無	※認知機能の診断にあたり「MMSE」「HDSR」等の認知機能検査を実施された場合は「有」を選択ください。 ※器質性認知症・軽度認知障がいの診断にあたり、「MRI」「CT」、その他の脳画像検査を実施された場合は、異常所見の有無にかかわらず「有」を選択ください。
	軽度認知障がい	見当識障がいの有無	有 無	時間の見当識障がい 場所の見当識障がい 人物の見当識障がい	画像検査	有 無	
		※日本神経学会監修「認知症疾患診療ガイドライン2017」における「Peitersenの基準」にもとづく各項目の全てに該当している場合、もしくは診断時に通時的に参照されている他の軽度認知障がいの診断基準にもとづいて軽度認知障がいに該当していると判断されている場合、左記にご証明をお願いします。		今回の器質性認知症・軽度認知障がい・見当識障がいの初診日を記入ください。	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
		①以前と比較した場合に認知機能の低下が認められることが、本人、情報提供者または熟練した医師のいずれかによって指摘される ②記憶・遂行・注意・言語・視空間認知のうち1つ以上の認知機能領域における障害がある ③日常生活動作は自立しているものの、以前よりも時間を要すこと、非効率であること、または間違いが多くなることがある。 ④認知症ではない		器質性認知症・軽度認知障がいの診断確定日を記入ください。	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		

14. 障がい状態の回復の可能性と、症状の固定についての意見を記入ください。（11項～13項）

現在の障がい状態に回復の可能性がない場合、症状の固定時期を記入ください。
症状の固定時期 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日頃
時期不詳

15. 意思能力 物事の意味を理解・判断し、それに基づいて意思表示を行うことができないと思われる場合は、○印をつけてください。 できない

上記のとおり証明します。
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
所在地 _____
病院または診療所の電話番号 _____ (標榜科またはご専門) _____
医師氏名 _____ (印)

必ず証明印を押印ください。（原本の複写またはコピーについても押印ください。）

お願い

③点線の部分はいずれかに○印をつけてください。
①当社専用封筒に封入・封緘のうえご提出ください。

②追記・訂正の場合、医師による追記・訂正に加えて、必ず追記・訂正箇所証明印による訂正印を押印ください。

支払日 令和 2年 7月 21日

000-0000

東京都〇〇区〇〇町

00-00

文化 太郎

様

〇〇生命保険

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇町0-0

(お問合せ先) 支払サービスセンター

TEL 0000-000-000

お支払明細書

ご来社される場合は、(最寄り)のお客様窓口をお電話でご確認ください

文化 太郎 様

契約番号 000000

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申しあげます。
このたびご提出いただきました請求書類により下記のとおりお支払いいたします。
なお、ご指定の口座への着金予定日は、「令和 2年 7月21日」となります。ただし、場合によっては遅れることもございます。予めご了承くださいませようお願いいたします。

支払内容 疾病入院給付金 (日額10,000円)	150,000円	摘要 お支払日数 15日 (入院期間 令和 2年 6月 1日~令和 2年 6月15日)
合計給付金額	150,000円	
精算金額 遅延利息(※)	49円	
合計精算金額	49円	
差引支払金額	150,049円	

＜お支払口座＞ 個人情報保護のため番号の一部を*で表示しております。

金融機関名	支店名	種目	口座番号	口座名義人
〇〇銀行	〇〇支店	普通(総合)	1234***	ブンカ タロウ

様

ご請求いただいた傷病者様へのお支払累計(今回のお支払分を含みます)

災害入院支払日数	0日	疾病入院支払日数	15日	入院療養支払回数	0回
5倍手術支払回数	0回	特定損傷支払回数	0回		

※遅延利息の対象期間および利率は以下のとおりです。

・対象期間：令和 2年 7月 18日~令和 2年 7月 21日 (4日間) ・利率：年3% (単利・日割り)

所得税の医療費控除を申告される際には、お支払いされた医療費からお受取りいただいた入院給付金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。詳しくは所轄の税務署等にご確認ください。

満期保険金お支払いのお知らせ

作成日 令和 3年 8月 1日

このたび、先でご請求いただきましたお支払手続きが完了いたしましたので、お知らせ申し上げます。ご不明な点がございましたら、お手数ですが照会先までお問い合わせください。

ご契約者 文化 太郎 様	
被保険者 文化 太郎 様	
保険証券番号 000000	満期日 令和 3年 8月 1日
お支払日 令和 3年 8月 1日	お受取額 (アーイ) 1,500,000円
<ご指定口座> 金融機関名 ○○ギンコウ (0000) 支店名 ○○シテン (000) 口座番号 フツウ 1234*** 口座名義人 プンカ タロウ サマ	

- ◆満期前の保険料のお払込みがございません場合には、後日集金させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◆支払調書を税務署あてに提出しております。
- ◆確定申告の場合の資料となりますので、大切に保管してください。

<<お受取額の内訳>>

お支払額 (ア)	差引額 (イ)
満期保険金 1,500,000円	

下記計算方法に基づき令和 3年分の一時所得課税対象となります。

収入金額 (満期保険金等) 1,500,000円	必要経費 (正味払込保険料) 1,600,000円
-----------------------------	------------------------------

<課税対象額の計算方法>

(満期保険金等 - 正味払込保険料 - 特別控除50万円) × 1/2

※特別控除は年間の一時所得の総額に対して50万円限りです。

※課税対象額がマイナスとなる場合申告は不要です。

年金支払明細書

通知名：お支払明細（年金お支払通知）
証書番号：○○○○○○○

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、年金のご契約につきまして、以下のとおりお支払いいたしましたので、お知らせ申し上げます。
ご不明な点がございましたら、表面の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

<<ご契約内容>> 手続完了日 2021年 8月 5日

支払事由 年金一括払	年金の種類 確定年金
受取方法 一括払	
年金受取人 文化 太郎 様	

<<お支払方法>>

支払方法 別途郵便局より郵送される払出証書にてお受取ください。

<<お支払内容>>

(差引) 支払額		3,023,084円
内	年金	2,703,270円
	すえ置金	319,814円
訳		

必要経費（既払込保険料） 2,099,348 円
※ 税務申告時にご使用ください。

お受取金は「所得税（一時所得）」の対象となります。

<<ご連絡事項>>

* 今回のお支払いでご契約は消滅いたします。
お手元の年金証書につきましては、破棄してください。
* 税務の詳細な内容や法人の場合の税法上のお取り扱いについては、税理士や所轄の税務署にご確認ください。

〒000-0000 東京都○○区○○0-0-0
○○ 生命保険

索引

あ	アカウント型保険(利率変動型積立終身保険) ……26、29、91
	悪性新生物(がん) ……130
	頭金制度 ……80
い	育児(養育)年金 ……34
	意向確認書面 ……53、54、157、158
	意向把握義務 ……22、53~55
	遺言 ……20、92
	一時払 ……79
	一時払の終身保険 ……42
	一括払 ……79
	委任状 ……106
	医療保険 ……26、31
	祝金 ……34
	インターネット通販 ……57
う	受取人(保険金受取人) ……53、108、111、132
	受取人変更(保険金受取人の変更) ……20、92
え	ADR ……10
	営業職員 ……53、56、57
	MVA ……26、36、41
	延滞保険料 ……82
	延長(定期)保険 ……91
か	外貨建ての生命保険 ……26、36、41
	介護特約 ……45
	介護前払(ナーシング・ニーズ)特約 ……46
	介護保険(金) ……26、33、113、205
	解除 ……20、71
	介入権 ……108
	解約 ……81、87、103~108、192
	解約控除 ……36
	解約返戻金 ……103、140
	格付機関の資料 ……147
	確定年金 ……34
	家族型入院特約 ……44
	家族(情報)登録制度 ……134
	家族定期保険特約 ……43
	簡易生命保険(かんぼコールセンター) ……6、13
	環境的危険 ……62
	感染症 ……44
	監督官庁 ……147
	監督指針(金融庁の監督指針) ……17、55、56、57、105
	がん ……130
	がん特約 ……45
	がん入院(診断)給付金 ……114
	がん保険 ……26、32
き	危険選択 ……62
	基礎利益 ……147
	逆ざや ……100
	キャッシュレス転換 ……65、88
	給付金 ……111、114、139、203
	共済 ……4、13
	銀行窓販 ……12、42、57
	禁止行為 ……14、59
	金融ADR制度 ……10

金融機関が販売する生命保険商品 ……42
金融サービス提供法 ……4、14、15
金融商品取引法 ……14、15、55
金融商品販売法 ……4、14、15
金融庁の監督指針 ……14、17
金融類似商品 ……140

く	クーリング・オフ制度 ……67
	クレジットカード扱 ……65、77

け	経営破綻 ……148~153
	契約応当日 ……78
	契約概要 ……53、54
	契約者(保険契約者) ……53
	契約者貸付 ……83、193
	契約者代理制度 ……134
	契約者配当金 ……95
	契約者変更 ……92
	契約者保護機構(生命保険契約者保護機構) ……148
	契約前発病 ……66
	契約締結前交付書面 ……53、54
	契約内容登録制度・契約内容照会制度 ……64
	契約日 ……66、78
	決算発表資料 ……147
	減額(保険金の減額) ……87
	健康増進型保険 ……32
	健康優良体割引 ……49
	限定告知型(引受基準緩和型)生命保険 ……26、39、49

こ	口座振替扱 ……65、77
	更新 ……47、195~197
	高度障害保険金 ……113、118、125、201
	高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン ……17、60
	CO・OP共済(日本コープ共済生活協同組合連合会) ……5、13
	告知義務 ……20、70
	告知義務違反 ……71、116~123
	告知書 ……53、70、174~176
	告知妨害 ……20、72
	ご契約内容のお知らせ ……182、183
	ご契約のしおり ……18、53、54
	個人年金保険 ……26、34、140
	個人年金保険料控除 ……143
	こども保険(学資保険) ……26、34

さ	災害高度障害保険金 ……113
	災害死亡保険金 ……113、116
	災害入院給付金 ……31、114
	災害入院特約 ……44
	災害割増特約 ……44
	裁定審査会 ……10
	詐欺による取消 ……20、124
	差し押さえ ……108
	三大疾病(特定疾病)保険金 ……113、122
	三大疾病(特定疾病)保障特約 ……43
	三大疾病(特定疾病)保障保険 ……26、30

し	JA共済(JA共済相談受付センター) ……5、13
	事故 ……131

時効	132
死差益	95
自殺	115
市場価格調整(MVA)を利用した生命保険	26、36、41
市場リスクを有する生命保険(特定保険)	15、36
市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン	17、61
失効	78、81、190
失踪宣告	132
疾病障害保険金	113
疾病入院特約・給付金	31、44、114
指定代理請求制度	46、134、184
指定紛争解決(ADR)機関	10
自動振替貸付(保険料の立替え)	78、80、187
支払査定時照会制度	135
支払事由	113、114、116~123
支払調書	141
死亡保険金	111、116、132、139、200
死亡保険金の非課税扱い	139
社名変更(生命保険会社)	8
就業不能(保障)保険	32
集金扱	77
収支相等の原則	95
住所変更	92
終身保険	26、28
終身保険特約	43
重大事由による解除	20、124
重度慢性疾患保障特約・保険金	45、113
収入保障特約(生活保障特約)	43
収入保障保険	26、30
重要事項説明書面	53、54、161~168
主契約	25
主契約普通保険約款	19
手術給付金	31、44、114、120、126~129、204
障害給付金	114
傷害特約	44
少額短期保険	5、13
証券・金融商品あっせん相談センター	12
条件付承諾(特別条件付承諾)	63
承諾	62、63
消費者契約法	14、16
上皮内新生物	130
情報提供義務	22、55
剰余金	95
女性疾病入院特約・給付金	45、114
新型コロナウイルス感染症	44、78
診査	53、68
身体的危険	62
診断書	201、204、205
診療所	135
せ 生活保障特約(収入保障特約)	43
請求時効	132
生活習慣病(成人病)入院特約・給付金	45、114
生存給付金付定期保険(特約)	28、43
成年後見制度	134
生命保険協会のガイドライン	17
生命保険協会(本部・連絡所)	9、11
生命保険契約者保護機構	148

生命保険契約照会制度	136
生命保険契約申込書	53、62、159
生命保険証券	53、63、177
生命保険募集人	56
生命保険料控除	142、194
責任開始期	65
責任準備金(保険料積立金)	25、150、152
絶対的強行規定	20
全期型	47
全期払	79
全国銀行協会(全国銀行協会相談室)	12
全国信用金庫協会(全国しんきん相談所)	12
全国信用組合中央協会(しんくみ相談所)	12
先進医療特約・給付金	45、114
前納	79
全労済(全労済お客様相談室)	5、13

そ 増額(保険金の増額)	87
早期是正措置	148
送金扱	77
相互会社	99
相互照会事項	135
創傷処理	129
相続人(法定相続人)	132、133
相談窓口(生命保険会社)	7
ソルベンシー・マージン比率	147、148、151
損害賠償責任	59
損害保険	4、13

た 退院給付特約	44
代理店	53、57、58
短期払	79
団体扱	77
団体信用生命保険	48
団体定期保険	48

ち チャンネル(販売制度)	57
注意喚起情報	53、54、161~168
中途付加(特約の中途付加)	87
長寿年金	35

つ 通院特約・給付金	44、114
通常配当	99
通信販売	57

て 低解約返戻金型生命保険	26、40
定款	19
定期保険	26、28
定期保険特約	43
定期保険特約付終身保険	28
ディスクロージャー誌	147
デブリードマン	129
テレマーケティング代理店	57
転換	88、170~173
店頭販売	57

と 道徳的危険(モラルリスク)	62
特定疾病(三大疾病)保険金	113、122

特定疾病(三大疾病)保障特約	43
特定疾病(三大疾病)保障保険	26, 30
特定早期解約	70
特定損傷特約・給付金	45, 114
特定保険(市場リスクを有する生命保険)	15, 36
特別勘定	35
特別条件	63, 179, 180
特別配当	99
特約	25, 43
特約の解約	87
特約の中途付加	87
特約約款	19
都道府県民共済グループ(全国生活協同組合連合会)	5, 13

な ナーシング・ニーズ(介護前払)特約	46
----------------------------	----

に 日本共済協会(共済相談所)	13
日本少額短期保険協会(少額短期ほけん相談室)	13
日本損害保険協会(そんぽADRセンター)	13
入院	135
入院一時金特約	44
入院給付金	31, 111, 114, 120, 132, 204
任意規定	20
認知症に焦点をあてた生命保険	33
認定死亡	132

の 乗合代理店	58
乗換え・乗換募集	90

は 配当金(契約者配当金)	95
破綻	148~150
払込期月	78
払込方法	77, 92
払込猶予期間	78
払済保険	91
販売制度(チャンネル)	57

ひ 引受基準緩和型(限定告知型)生命保険	26, 39, 49
費差益	95
皮膚切開術	129
被保険者	53, 107, 111, 115, 132
病院	135
標準利率	100

ふ 夫婦年金	35
不告知教唆	20, 72
復活	82, 191
復旧	91
復興特別所得税	139, 140
不法取得目的による無効	124
不慮の事故	131

へ ペーパーレス化	53
変額個人年金保険	26, 35, 37
変額保険	26, 35, 36
変換	90
片面的強行規定	20

ほ ボーナス併用払	79
放射線治療給付金	31
法定相続人	132, 133
暴力団排除条項の約款導入	124

保険オンブズマン	13
保険期間	25, 47, 79
保険業法	14, 22, 59, 69
保険金	20, 111, 113, 139
保険金受取人	53, 111, 114, 133
保険金受取人の変更	20, 92
保険金の減額	87
保険金の増額	87
保険金の年金払	140
保険契約者	53, 115
保険契約者等の異動に関する調書	141
保険証券(生命保険証券)	53, 63, 177
保険仲立人(保険ブローカー)	56
保険法	14, 16, 20
保険募集人に対する体制整備義務	22, 58
保険料計算の基礎率	95
保険料積立金(責任準備金)	25, 150, 152
保険料の立替え(自動振替貸付)	78, 80, 187
保険料の返還	20, 104
保険料払込期間	79
保険料払込免除特約	46
保証期間付終身・有期年金	34

ま マイナンバー制度	141
待ち期間	32
満期保険金	28, 140

み 未経過月分の保険料返還	20, 104
----------------------	---------

む 無解約返戻金型生命保険	26, 40
無効(不法取得目的による無効)	124
無選択型生命保険	26, 40, 49
無配当保険	96

め 名義変更	92
免責事由	115~121

も 申込み	53, 62
申込書(生命保険契約申込書)	53, 62, 159
モラルリスク(道徳的危険)	62

や 薬物依存	115
約款	14, 18, 53, 54, 62

ゆ 遺言	20, 92
有配当保険	96
猶予期間	78

よ 養育(育英)年金	34
養老保険	26, 28
予定事業費率	95
予定死亡率	95
予定利率	95, 100, 150, 152

り 利差益	95
リスク細分化商品	49
リビング・ニーズ特約	46
利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)	26, 29, 91

わ ワイド団信	48
----------------	----

生命保険・相談マニュアル

1985年11月発行	2000年10月改訂
1987年 2月改訂	2003年 7月改訂
1988年 3月改訂	2006年 3月改訂
1989年10月改訂	2008年 9月改訂
1991年 3月改訂	2010年 6月全面改訂
1992年 9月改訂	2013年 7月改訂
1995年11月改訂	2016年 7月改訂
1997年10月改訂	

2021年 9月改訂

発行 公益財団法人 生命保険文化センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3F
一般相談(直通)TEL.03(5220)8520
FAX.03(5220)9090 ホームページ <https://www.jili.or.jp/>

 公益財団法人 生命保険文化センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3F

一般相談(直通) TEL.03(5220)8520

FAX.03(5220)9090 ホームページ <https://www.jili.or.jp/>